

資料 1

戸田市都市公園（彩湖・道満グリーンパーク外 8 4 公園）

管理運営業務仕様書

戸田市都市公園の指定管理者に関して、戸田市都市公園条例（以下「条例」という。）、戸田市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）及び関係法令の定めによるほか、業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 指定管理者が管理を行う施設及び概要

- (1) 名称 別紙特記仕様書のとおり
- (2) 所在地 別記特記仕様書のとおり
- (3) 施設概要 管理事務所を除く、全ての公園施設は別紙特記仕様書のとおり

管理事務所

所在地	戸田市美女木 8 丁目 1 5 番地の 4
施設構造	鉄筋 2 階建
敷地面積	1, 5 2 4. 6 m ²
延床面積	4 1 5. 8 m ²
竣工年月日	平成 5 年 4 月 1 日
施設内容	1 階 事務室、バス待合室、トイレ（男・女・多目的）、 保管倉庫 2 階 （1：会議室、2：理事長室、3：警備員室、 4：多目的室）、休憩室（和室）、更衣室（男・女）、 トイレ（男・女）、保管倉庫 屋外 戸田市コミュニティバス停留所、駐輪場、駐車場

2 管理及び運営業務の基本的な考え方

公園利用者の安全対策、事故防止の取組を行い、安全管理を第一とし、都市公園の包括的管理を行うにあたり、次に掲げる事項を踏まえ管理及び運営業務を行うこと。

また、都市公園は、常に利用者にかかれたものとし、市民をはじめとするすべての公園利用者への公平な運営に留意し、適切に管理を行うこと。

- (1) 戸田市総合振興計画、戸田市都市計画マスタープラン、戸田市緑の基本計画、戸田市公園リニューアル計画を考慮し、戸田市公園リニューアル計画、公園等における高木の管理方針を踏まえ、都市公園の種別、規模、形質、立地、利用状況など特徴を十分に踏まえ業務を行うこと。
- (2) 都市公園の平等な利用の確保に努めること。
- (3) 常に利用者の要望等を聴取し管理運営に反映させること。
- (4) 公園管理や市民協働の経験がある人員を適切に配置すること。
- (5) 人員の指導育成・研修体制を充実すること。
- (6) 公園施設（電気設備その他設備も含む）の保守点検・修繕、植栽地の除草、清掃など

- は適切に行い、快適な公園を維持すること。
- (7) 個人情報の保護を徹底し、情報公開に努めること。
- (8) 仕様書は、管理運営水準の下限を示しているため、仕様書の遵守はもちろんのこと、仕様書の水準を上回るように努めること。

3 法令等の遵守

都市公園の管理運営に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- (3) 戸田市都市公園条例、戸田市都市公園条例施行規則
- (4) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等労働関連法規
- (5) 施設維持、設備保守点検に関する法規、水道法、下水道法、消防法、建築基準法、電気事業法等
- (6) その他の関連法規
- ※ 指定管理者指定期間中に、上記に掲げた法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

4 公園施設等の利用期間・時間

(1) 開園日及び開園時間

戸田市都市公園（彩湖・道満グリーンパーク外84公園）管理運営業務に係る公園は、有料施設を有する公園を除き、全ての日時とする。

但し、次の都市公園については、休園日等及び利用時間は表に示すとおりとする。

都市公園名	休園日	利用時間
ボール公園の多目的広場及びバスケットボールコート	12/29～1/3	8:00～20:30
荒川水循環センター上部公園 ※詳細は特記仕様書のとおり	12/29～1/3	4～10月 7:30～18:30 11～3月 7:30～17:30
パークゴルフ場窓口（荒川水循環センター上部公園管理棟内） ※詳細は特記仕様書のとおり	12/29～1/3 水曜日（祝日の場合は翌日）	8:30～17:30
彩湖・道満グリーンパーク ※詳細は特記仕様書のとおり	なし	4～10月 7:30～18:30 11～3月 7:30～17:30

(2) 有料の公園施設等の供用日及び供用時間

有料の公園施設等の供用日及び供用時間は、戸田市都市公園条例施行規則の第8条に基づいたものとする。

5 指定管理期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 公園の管理及び運営業務

公園の管理及び運営業務は、公園が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が公園を活用しやすいようサービスを向上させることを目的とする。

指定管理者は、発注者の公園経営に基づき、公園リニューアル計画にある公園の基本的役割である「存在効果」と「利用効果」を理解し、公園が持つ潜在的な魅力を引き出し、市民・事業者等が利用したくなる利便性・快適性・安全性の向上を図り、賑わいを創出するものとする。

(1) 一般的事項

- ① 市民及び利用者からの苦情・要望、問い合わせに対しては、誠意をもって対応すること。なお、公園内に連絡先及び対応時間を明記するなど問い合わせ体制を整備すること。
- ② 施設の有効利用、利用促進を図るため、ホームページ等を活用し、広く情報の提供を図ること。
- ③ 安全で快適に利用いただくため、利用上の注意表示等適切な措置を講じること。
- ④ 特色ある公園づくりや魅力づくりを推進し施設の有効活用を図ること。
- ⑤ 町会、自治会などの市民団体により、公園愛護活動として軽易な維持管理作業の協力が行われている公園については、これらの団体と連携し良好な維持管理を努めるとともに、活動団体の支援及び育成に努めること。

⑥ 違法行為の注意及び指導

- ア 戸田市都市公園条例第5条に該当する行為があった場合は、行為を中止させること。
- イ 都市公園法に基づき市が許可した物件以外は、公園の不法占用となることから、その防止に努めること。
- ウ 施設・遊具の利用方法で、不相当であると認められる場合には、適正な方法を指導すること。

⑦ 利用の制限

都市公園の管理のために必要があると認めるときは、戸田市都市公園条例第3条第1項第1号から第4号に基づき利用を制限することができる。

(2) 運営体制の確保

- ① 都市公園の管理運営に係る業務を適切に実施するため、彩湖・道満グリーンパーク管理事務所（以下、「管理事務所」という。）に統括的な管理責任者（常勤）を配置すること。
- ② 本仕様書に掲げる都市公園の管理運営業務に支障のないように複数常勤体制等の必要な人員を配置すること。
- ③ 管理事務所には、消防法に基づく甲種防火管理資格者を配置することとし、防火

管理者は、発注者の指示を受けて消防計画を作成し、防火管理することとする。また、法令で定められた防災訓練・消防訓練を必ず行うこと。

なお、市に防火管理者の配置を含む消防計画の提出を行うこと。

- ④ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、管理運営に支障がないようにすること。
- ⑤ 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な知識、技能及び経験者とする。職員の育成及び運営に必要な研修を行うこと。

(3) 管理事務所の運営について

- ① 都市公園の利用者へのサービスの拠点として、運営すること。
- ② 管理事務所の閉所日及び開所時間は、利用者の利便を考慮し、市の承諾を受けて決定すること。
- ③ 管理事務所の運営時間以外においても適切に公園管理を行えるように取り組むこと。
- ④ 管理事務所は、安全、衛生、防犯、防火の体制を整え、適正な利用に供するよう日常的な維持管理に努めることとする。また、敷地内の樹木についても近隣に支障を及ぼさないよう維持管理を行うこと。
- ⑤ 職員の勤務体制は、公園施設等の管理運営及び事業実施に支障がないよう配慮すること。
- ⑥ 公園利用者等からの要望や苦情には、主体的でかつ、適切な対応を取ること。
- ⑦ 職員の資質を高めるための研修を行い、運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
- ⑧ 災害等、緊急時に備えた危機管理計画を策定し、市の許可を得た上で、緊急時に機能する訓練などを計画に基づいて実施すること。
- ⑨ 管理事務所の一部は、戸田市コミュニティバス停留場に供するものとする。なお、当該事務所について、市の承認を得ないで使用权を第三者に譲渡、転貸し、又は、当該使用目的の変更をしてはならない。

(4) 公園利用者等対応、利用案内、接遇

- ① 都市公園へのアクセスや施設の利用方法など、公園利用にかかる基本的情報やイベント情報等を、公園利用者に適切に案内すること。
- ② 都市公園が公共施設であることを認識し、常に市民本位の観点から案内業務に当たること。また、好感が持てる接遇に努めること。
- ③ 公園利用者・市民等からの問い合わせ、要望及び苦情等に対しては、主体的でかつ誠意をもって対応するとともに迅速、的確、丁寧に対応すること。また、要望及び苦情等対応経過等は毎月「要望・苦情対応経過記録簿」として報告すること。都市公園は身近な公園であるため、近隣住民の理解や協力が大切であり、信頼関係の構築、丁寧な対応と工夫を図り、近隣住民の接遇等については、適切な対応を行うこと。

- ④ 公園利用者の安全確保及び事故防止に努めること。また、火災等の緊急時には公園利用者の避難誘導等を行うこと。

(5) 公園施設の適正な管理

- ① 国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」を踏まえ、日常点検等の確実な実施を図ること。また、公園施設等の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、利用者の安全の確保、事故防止を行い、快適に都市公園を利用できるように適正な管理を行うこと。
- ② 指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名、連絡先及び設置者としての市の所管名（みどり公園課）を市と協議のうえ、公園内の見やすいところに表示すること。
- ③ 公園巡回を行い、園内の状況を把握するとともに、他の公園利用者や近隣住民等の迷惑、危険となるような行為をしている場合には、適正かつ安全な利用を行うように指導すること。
- ④ 不法占拠などの不適正な利用を現認した場合は、撤去・退去を指導するとともに、必要に応じて、市へ連絡をし、対応を協議すること。
- ⑤ 拾得物は台帳を作成し、記録するとともに警察署に届けること。
- ⑥ 放置自転車等を現認した場合は、市へ連絡し、対応を協議すること。
- ⑦ 公園施設等の運営管理上、利用者間の調整が必要な場合は、適切に調整すること。
- ⑧ 管理事務所や倉庫などの整理整頓に努め、施設等の衛生面には、万全を期すこと。

(6) 有料の公園施設等の使用許可申請の受付・許可に関する業務

- ① 戸田市都市公園条例第10条に基づき、受付・許可及び利用料金・使用料の收受を行うものとする。
- ② 許可を行うに当たり、法令等の遵守、施設管理上支障がなく、かつ他の利用者に迷惑を及ぼさないことを留意するものとする。
- ③ 予約の受付及び予約状況の照会等の業務を行うこと。
- ④ 利用料金について、必要があると認めるときは、市の承認を得て、減額又は免除することができる。
- ⑤ 收受した利用料金の返還については、戸田市都市公園条例第30条の規定によるものとする。
- ⑥ 收受した利用料金は、指定管理者の収入として厳重に保管、管理を行うこと。また、收受した当該施設以外の使用料・利用料金については、厳重に一時保管、管理を行うこと。

(7) 行為の許可申請の受付・許可に関する業務

- ① 戸田市都市公園条例第3条に基づく受付・許可及び利用料金の收受を行うものとする。利用料金は、原則として行為の許可申請受付時に收受するものとする。なお、同条例第3条第1項に該当しない行為で、事前に施設の利用調整が必要なものは、行為の許可手続きをもって調整を図るものとする。この場合、利用料金

は該当しない。

- ② 行為の許可を行うに当たり、法令等の遵守、施設管理上支障がなく、かつ他の利用者に迷惑を及ぼさないことを留意するものとする。
- ③ 予約の受付及び予約状況の照会等の業務を行うこと。
- ④ 利用料金について、必要があると認めるときは、市の承認を得て、減額又は免除することができる。
- ⑤ 收受した利用料金の返還については、戸田市都市公園条例第30条の規定によるものとする。
- ⑥ 收受した利用料金は、指定管理者の収入として厳重に保管、管理を行うこと。
- ⑦ 指定管理者は、事業主催者が準備及び開催中において付した許可条件の遵守等を確認し、公園の安全管理等のための適切な指導を行うこと。
- ⑧ 撮影等での公園利用について、市のイメージアップ、地域の活性につながるよう、積極的に取り組むこと。

※ 公園施設設置・管理許可及び公園占用許可の手続きは、市が行うが、指定管理者に対し申請の申し出があった際は、適切に市へ引き継ぐこと。

7 維持管理業務

公園利用者が安全・安心・快適かつ楽しく公園を利用できるよう施設を常に適正な状態に維持すること。維持管理にあたっては、年間作業計画を作成し業務を行うものとする。また、常に巡視、点検を実施し、利用者の安全に万全を期さなければならない。

なお、景観や衛生において良好な状態を保つことができない恐れがある場合や管理運営に支障がある場合は、この仕様書記載に関わらず、指定管理者は、良好な状態を保つために必要な措置を講じなければならない。

(1) 園内清掃等管理

園内は、公園利用の安全性を確保し、常に清潔を保ち快適に利用できるよう次の業務を実施すること。

- ① 園内の清掃・除草及び危険物の除去
- ② 側溝及び柵内の土砂等除去
- ③ 利用者進入路の除草及びその両側1m程度の範囲のゴミ清掃

(2) 樹木等管理

① 樹木の剪定等

ア 高木剪定は、樹木の特性に応じた適切な方法で行い、修景上規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕立てとする。

イ 低木刈り込みは、樹木の特性に応じて切り詰め、中すかし、枯れ枝の除去などを行い、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作る。

ウ 花木手入れは、花木類の花芽の分化時期に注意して行うこと。

エ 植込み、花壇等の除草は適期に行い、根を取り除くこと。

② 病虫害防除

病虫害防除は、必要により適宜実施するものとし、実施に当たっては、次の事項を厳守すること。

ア 薬剤の使用に際しては、内分泌攪乱作用を有すると疑われている化学物質が含まれていない薬剤を使用し、かつ、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守すること。

イ 枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。

ウ 風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すること。

エ 来園者及び影響の可能性がある堤内住民等に散布前にお知らせし、危害のないよう十分注意し実施すること。

オ 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行うこと。

カ 散布時及び散布後に苦情及び障害等が生じた場合は、指定管理者の責任において対処するものとする。

③ 花壇管理

ア 花苗は、発育良好で病虫害に侵されていないものとし、細根の多く発生している徒長していない苗を使用すること。

イ 植え付け前に地揃えを行い、所定の苗数をバランスよく植え付けること。

ウ 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり根が浮き上がるなど植え付けが確実でないものは植え直しをすること。

エ 灌水は、花苗を痛めないよう丁寧に行い、根に十分行きわたるよう行うこと。

(3) 芝地、草地等管理

① 芝地の刈込みは、適期に行うものとし、刈り取った芝は必要に応じて取り除くこと。

② 草地等の刈込みは、適期に行うこと。

(4) 便所管理

① 水洗便所清掃

清掃は、休日及び年末年始（12/29～1/3）を除き、毎日実施し清潔に保つこと。

② 故障等の対応

排水管の詰まり等、簡易なものは早急に処理すること。また、便器等の破損などにより早期に復旧が困難な場合、必ずドアの鍵を施錠し「故障中」の表示を行い、防犯上の対策等を講じるとともに、利用者に周知を図ること。

(5) 水景施設管理

① 清掃

東町公園、喜沢第一公園、喜沢第二公園、彩湖・道満グリーンパークのせせらぎは、4月から10月まで及び3月については、月2回の清掃、うち7月、8月は月4回の清掃を行うこと。

② 水景施設管理の技術力向上

水景施設については、安全管理及び水質管理に留意すると共に、デング熱等の蚊媒介感染症を防除する知識及び技術を高め、安全性を高めること。

③ 給排水施設管理

東町公園、喜沢第一公園、喜沢第二公園、彩湖・道満グリーンパークの水景施設の給排水設備点検は年1回、機械点検は年1回、電気点検は年2回実施し、常に運転可能な状態に保つこと。

(6) 光熱水費

管理運営にて発生する光熱水費、電話料金等は、原則として、指定管理者の負担とする。

- ① 施設の維持管理に必要な電気料、水道料等の支払いを遅滞なく行うこと。
- ② 施設外に供給している水道及びびに汚水排水量の使用量については、毎月検針し、市へ申告すること。

(7) 施設及び設備の保守点検

指定管理者は、電気設備及び機械設備等の運転管理を行うとともに、関係法令に基づく定期点検及び検査その他施設並びに設備を維持するために必要な保守点検等を適切に行うこと。その詳細は仕様書等によるものとする。

なお、市が定める「建物点検マニュアル」に基づき、定期的な点検及び報告等を行うこと。

(8) 財産の管理

① 財産の管理及び使用

指定管理者は、善良な管理者の注意をもって施設の財産を管理し、市の承認を受けた場合を除き、施設の管理運営の目的以外に使用してはならないものとする。

② 形状又は形質の変更

指定管理者は、市の承認を受けた場合を除き、施設の財産の形状、形質等を変更してはならないものとする。

③ 滅失等の報告

指定管理者は、事故若しくは災害等により施設に係る財産を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を市に報告するものとする。

(9) 施設、設備及び備品の修繕

① 施設及び設備の改築及び修繕については、別紙1「施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分」によるものとする。

② 指定管理者は、施設、設備又は備品が損耗、劣化、破損若しくは故障した場合は、1件当たり消費税及び地方消費税（以下「税」という。）を含み1,000,000円未満の修繕を適切に行うものとする。

但し、緊急を要する等必要と認められる場合は、市と協議の上、1,000,000円（税込）以上の修繕についても、指定管理者が行えるものとする。

なお、指定管理者が故意又は重過失により、施設、設備若しくは備品を破損し、又は故障させた場合は、金額にかかわらず、指定管理者が修繕を行うものとする。

③ 指定管理者は、施設、設備又は備品を修繕するときは、事前に市と協議を行うものとする。

④ 指定管理者が修繕を行った結果として取得した物品は、市の所有に属するものとする。

る。

(10) 建築物環境衛生管理

指定管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び建築物環境衛生管理基準等により建築物の維持管理を行うものとする。

① 空気環境の調整

空気調和設備の維持管理、空気環境の測定その他空気調和設備に関する衛生上必要な措置を講ずるものとする。

② 給水及び排水の管理

飲料水の水質検査、飲料水、雑排水及び排水の管理を行うこと。

③ 清掃

掃除及び掃除用機器等の維持管理を行うこと。

④ ねずみ及び昆虫等の防除

ねずみ及び昆虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

⑤ その他

その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を講ずること。

(11) その他

上記に記載のない施設や設備についても、関係仕様書や戸田市の指導に基づき、適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。

8 安全管理

(1) 平時の体制と対応

① 施設で事故及び破損等が発生したときは、安全処置を施し、速やかに発注者に報告すること。

② 安全処置や修繕の際は、来園者等に危険がないように十分注意して行うこと。清掃及び後片付けをその日のうちに行うこと。

③ 管理事務所には利用者等の急な病気・けが等の発生に備え、自動体外式除細動機（AED）を設置し、常に使用可能な状態に保つこと。

(2) 事故発生時の対応等

① 遊具等による事故発生後、速やかな対応が図れるよう、予め対応マニュアルを作成しておくこと。

② 事故が発生したときは、人命を最優先に消防への連絡及び初期対応を迅速に実施すること。また、事故当事者及びその家族の方には、誠意をもって対応すること。

③ 事故の発生状況等については、事故の再発防止、施設の改善に反映するため、関係機関、当事者及び関係者からの情報を記録すること。

④ 事故が発生したときは、事故原因の究明のため、速やかに立入禁止措置を行うこと。事故が再発する原因がある場合は、改善又は撤去を行うこと。なお、使用禁止及び撤去を行う際は、その理由を掲示すること。

(3) 災害時の体制と対応

- ① 災害その他の事故等が発生した場合には、指定管理者が作成した危機管理マニュアル等（以下、「マニュアル」という。）により、利用者の安全確保を第一に、直ちに最も適切な措置をとること。
- ② 災害時は、被災者の救済はもとより、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関と連絡を取り対応すること。
- ③ 台風・大雨等が予想されるときは、予め危険物除去や、飛来する恐れのある施設の固定、排水施設の点検等を行うこと。また、市の指示により、監視及び初動体制を取ることを。
- ④ 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、簡易な薬品、資機材等を常備すること。
 なお、大規模災害発生時など、利用できる人員、物資、情報、ライフライン等の資源に制約がある状況下における業務継続のあり方（優先すべき業務、当該業務の継続に必要な資源の確保及び配分並びに指揮命令系統等）について市と協議の上、その内容等を当該マニュアルに併せて記載すること。
- ⑤ 防火管理者は消防法等に基づく業務を行うこと。
- ⑥ 災害等への対応は、市と指定管理者が役割分担を協議すること。

9 市民やボランティア等との協働事業の推進（維持管理業務を含む）

- (1) 市民協働のノウハウを持った人員（以下、「市民協働担当者」という。）を配置し、市民やボランティア等との協働による公園管理を積極的に推進すること。
- (2) 市の公園維持管理業務の受注者とは、連携・協働を進めること。
- (3) 公園の美化活動や賑わい創出を図る市民団体等や公園ボランティアを育成する連絡会議の補助、交流会の開催など、市と連携した公園ボランティア育成事業を推進すること。
- (4) 公園リニューアル計画の具体的方策である「利用プログラム」について、公園の魅力創出するため、多様な主体の参加を図り、複数公園間の回遊・連携に広がりを図る公園活用の実現に向けた取り組みを積極的に推進すること。
- (5) 公園の美化活動や賑わい創出を図る市民団体等や公園ボランティアの拡充のために、ホームページの活用、看板、パンフレットの作成など積極的な広報活動に努めること。

10 利用促進

管理事務所を拠点として、都市公園の魅力向上につながる公益目的事業計画を立案し、緑化事業、観光事業、公園管理事業を行うこと。併せて、収益事業計画を立案し、指定管理収益事業を行うことで公園利用者の利便性を高めるとともに、利用促進を図ること。

- (1) 利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務
 - ① 利用者や地域住民の意見・要望の聴取、アンケート調査等、利用者ニーズの適切な把握を行うこと。
 - ② 利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努めること。

(2) 都市公園の情報発信、広報、広告

- ① PR用ポスター・チラシ等を作成・配布すること。
- ② 市の広報、ホームページ、SNS等を活用して、公園におけるイベント等に関する情報を積極的に発信するとともに、各種マスメディアを利用した広告の企画・制作及び広報を実施すること。
- ③ 都市公園を紹介するホームページの開設を行うこと。

1 1 地域社会及び関係機関との連絡調整業務

- (1) 地域との連携・協調を図り、各種連絡事項の周知等、都市公園の運営に努めること。
市、地域住民、周辺企業及び関係機関等からの依頼には、誠意をもって対応すること。
- (2) 近隣地域への対応に当たっては、地域社会の一員であることを認識し、誠意をもって対応し、地域振興に資する活動等についても積極的に取り組むこと。
- (3) 警察署、消防署、その他の地域社会の団体と、日頃から連絡調整を行い、連携を図ること。

1 2 その他の業務

(1) 保険加入

指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者がその損害を賠償するため、施設賠償責任保険に加入すること。また、必要に応じ、動産総合保険に加入すること。

(2) 備品の調達

施設の管理運営に必要な備品[※]は、指定管理者が調達するものとする。

※ 消費税及び地方消費税を除いた単価が1万円以上の物品

(3) 消耗品の調達

事務用品、図書、照明灯、トイレトペーパー、清掃用品、その他施設の管理運営に必要な消耗品は、指定管理者において調達するものとする。

※ 消費税及び地方消費税を除いた単価が1万円未満の物品

1 3 自主事業

自主事業とは、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務でない業務をいう。指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、事前に市の承認を得たうえで、自主事業を行うことができる。

自主事業の実施により生じる収入はすべて指定管理者を受託した事業者の収入となり、支出はすべて指定管理者を受託した事業者の負担とする。自主事業を実施する場合は、指定管理業務に関する会計とは別の会計で管理し、市に報告するものとする。

なお、自主事業は、公園施設設置・管理許可または公園占用許可の手続き及び使用料の納付が必要になる。

14 事業計画

指定管理者は、次年度の事業計画書その他次に掲げる書類を、毎年9月末日までに市に提出するものとする。

ただし、次年度の市の予算編成にかかるものについては、5月末日までに市と協議するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書（予算書）
- (3) 職員配置計画書
- (4) 修繕計画書（1件当たり100万円（税込）未満のもの）
- (5) その他市が必要と認める書類

15 事業報告

(1) 市への連絡調整及び業務報告

- ① 円滑な運営管理のため、市と十分に連絡調整を行い、必要に応じて報告書を作成し、遅滞なく報告を行うこと。
- ② 平常時、夜間、緊急時、災害時における連絡体制を適切に維持した上で、市との連絡体制を確保すること。夜間、緊急時、災害時に連絡調整できる要員の氏名・メールアドレス・電話番号などを記入した連絡体制表を提出すること。

(2) 業務日報の作成

指定管理者は、管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、市から求めがあった場合は、これを提出するものとする。

(3) 四半期報告

指定管理者は、四半期ごとに、次に掲げる事項を記載した四半期報告書を作成し、各四半期終了後30日以内に市に提出するものとする。

- ① 施設の利用状況
- ② 管理運営業務の実施状況
- ③ 施設及び設備の修繕の状況
- ④ 各事業の実施及び利用状況
- ⑤ 管理運営業務の収支状況（指定管理業務に係る本社経費を含む）
- ⑥ 利用料金収入の状況
- ⑦ その他市が必要と認める事項

(4) 年度報告

指定管理者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した年度報告書を作成し、年度終了後60日以内に市に提出するものとする。

- ① 施設の利用状況
- ② 管理運営業務の実施状況
- ③ 施設及び設備の修繕の状況
- ④ 各事業の実施及び利用状況

- ⑤ 管理運営業務の収支状況（決算書）（指定管理業務に係る本社経費を含む）
- ⑥ 利用料金収入の状況
- ⑦ その他市が必要と認める事項

(5) 事故等の報告

指定管理者は、事故、災害その他緊急の事態が発生したときは、速やかに市にその状況を報告するものとする。

(6) その他

① 指定管理者は、施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況等に係る書類を保存し、市が必要と認めるときは、その状況を報告するものとする。

② 市は、施設の管理運営業務の実施状況等を確認することを目的として、施設の事務所等に立ち入り、指定管理者に説明を求めることができるものとする。

また、指定管理者による施設の管理運営が、協定の内容その他市が示した条件を満たしていない場合は、指定管理者に対して指導を行うものとする。

16 モニタリング

(1) 市によるモニタリング

市は、指定管理者による施設の管理運営の状況や実績を確認するため、指定管理者より提出された報告書等に基づき、モニタリングによる評価を行うものとする。

モニタリングは、指定管理者制度導入の手続きに係る基本方針（以下「ガイドライン」という。）に定める「指定管理者が行う業務に対するモニタリングの基準」により実施し、また、指定管理者は、資料の提供等の協力を行うものとする。

(2) 第三者評価

サービスの質の向上を図ることを目的として、市が実施する第三者評価の対象施設となった場合、指定管理者は資料の提出や現地訪問等、必要な調査に協力を行うものとする。

(3) 基準を満たしていない場合の措置

市は、モニタリングによる評価の結果、指定管理者による施設の管理運営が基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に必要な改善措置を講ずるよう通知等を行い、それでも改善が見られないときは、指定を取り消すことができるものとする。

(4) セルフモニタリング

指定管理者は、利用者アンケートを年1回以上及びその他の手法によるセルフモニタリングを実施し、施設の管理運営に係る評価について、市に報告するものとする。

17 実地調査

市は、施設の事務所等に立ち入り、指定管理者に対して、施設の管理運営業務の実施状況、経理の状況等について説明を求め、実地について調査し、また、必要な指示をすることができるものとする。

18 会計区分等

(1) 会計区分

施設の管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、指定管理者は、団体の会計とは別に独立した区分経理を行うものとする。

(2) 管理口座

指定管理者は、施設の管理運営に係る収入及び経費について、団体の口座とは区別し、管理するものとする。

(3) 予算執行

指定管理者は、施設の管理運営に要する経費について、市と協議の上、収支計画書の科目及び金額の範囲内で執行するものとする。

19 利用料金

(1) 利用料金の決定

指定管理者は、戸田市都市公園条例に規定する使用料の範囲内で利用料金を決定するものとする。

ただし、利用料金の決定及び改定については、事前に市の承認を受けるものとする。

(2) 利用料金の収受

指定管理者は、施設及び附属設備に係る利用料金を、指定管理業務の収入として収受するものとする。

20 指定管理料

(1) 指定管理料の支払い

市は、施設の管理運営に係る経費を、毎年度、予算の範囲内で指定管理者に支払うものとする。

指定管理料の金額及び支払方法等については、市と指定管理者との協議の上、年度協定書で定めるものとする。

(2) 指定管理料の精算

収支決算の結果、指定管理業務における収入が支出を超えた場合、その金額（以下、「余剰金」という。）の一部を市へ返還する。

なお、指定管理業務以外への支出は認めないものとし、他会計へ繰り出す際には、用途を明記するなど、指定管理業務に伴う支出であることを明確にすること。

市への返還額の算定方法については、算定対象となる余剰金の額を指定管理料の額を上限とし、そのうち、修繕費及び備品購入費（以下、「修繕費等」という。）の余剰金は、全額を市に返還するものとする。さらに、修繕費等を除く余剰金は、指定管理料の100分の10を超えた場合に、その超えた額の2分の1を市に返還するものとする。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）なお、原則として、収入が支出に満たない場合でも市は補填を行わない。

ただし、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて施設の管理運営の全部若し

くは一部を停止した場合は、指定管理料の精算を行うものとする。

(3) 指定管理料の変更

市又は指定管理者は、協定期間中に租税、物価水準、賃金等の変動により、指定管理料の変更が必要となったと認められる場合は、指定管理料の変更を求めることができる。

2.1 備品の取扱い

備品の取扱いについては、次に掲げるほか、別紙2「備品取扱仕様書」によるものとする。

(1) 備品の貸与

市が所有する備品を指定管理者に貸与する場合は、無償とする。

(2) 備品の調達

施設の管理運営に必要な備品は、事前に市と協議を行い、指定管理者が調達するものとする。

指定管理者が指定管理料又は利用料金を用いて作成した制作物、購入した物品・備品は指定管理期間終了後、市の所有に属するものとする。

また、指定管理者は、過失により備品を毀損又は滅失したときは、市と協議の上、同等の機能及び価値を有するものを購入するものとする。

なお、市と指定管理者との協議により、市の予算で備品を購入することができるものとする。

※ 消費税及び地方消費税を除いた単価が1万円以上の物品

(3) 備品の管理

備品は備品台帳により管理し、物品等取扱責任者を定め、数量、使用場所、使用状況等を把握するものとする。

また、指定管理者が市の所有に属する備品を廃棄する場合は、事前に市の承認を得なければならない。

(4) 指定管理者を受託した事業者の所有に属する備品

指定管理者は、事前に市の承認を得て、指定管理者を受託した事業者の所有に属する備品を施設の管理運営のために供することができる。なお、当該備品の維持管理は指定管理者を受託した事業者において行い、必要経費については、指定管理者を受託した事業者が負担するものとする。

また、この備品が不用になった場合は、指定管理者を受託した事業者が撤去するものとする。ただし、市の承認を得て市に寄贈することができる。

2.2 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとする。

番号	種 類	リスク内容	負担者	
			市	指
1	法令等の変更	本業務に直接関係する法令の変更	○	
		上記以外事業者全般に影響を与える法令の変更		○
2	税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
		消費税率の変更に伴うコスト変動	○	
		上記以外事業者全般に影響を与える税制度の変更によるコスト変動		○
3	社会的リスク	指定管理者の業務実施に起因した住民反対運動・訴訟・要望・苦情等に関するもの		○
		本業務における騒音・振動・臭気に関するもの		○
4	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破たんによるもの		○
5	不可抗力	自然災害等による業務の履行不能	協議	
6	計画変更	仕様書等の条件変更によるもの	○	
7	運営費上昇	仕様書等の条件変更以外の要因による運営費の上昇によるもの		○
8	物価変動	指定期間の物価のインフレ・デフレ		○
9	施設、設備及び物品の損傷	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		修繕費が一件当たり100万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む。）		○
		第三者による行為で相手が特定できないもの	協議	
10	性能不適合	仕様書に定めた要求水準の不適合によるもの		○
11	需要変動	施設機能の一部供用停止等、市の事由による利用者の減少及び利用料金の減収	○	
		利用者の減少及び利用料金の減収		○
12	利用料金	市が主催する事業のための減免によるもの	○	
		上記以外の減免によるもの		○
13	自主事業	指定管理者が実施する自主事業に関するもの		○
14	利用者事故	管理上の瑕疵等、指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
15	利用者間トラブル	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	

	ル	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		市及び指定管理者の責めに帰さない事由によるもの		協議
16	利用者クレーム	利用者からのクレームによるもの		○
17	第三者侵入	不審者の侵入による事故等の発生によるもの		○
18	盗難	附属設備等の盗難及び徴収料金の盗難・紛失によるもの		○
19	業務不履行	講演・講座など業務不履行によるもの		○
20	個人情報等の漏えい	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
21	事業終了	事業終了時の現状復帰に係る経費		○
22	引継ぎ	業務引継ぎに係る経費		○
23	施設	施設（設備、備品含む）の保守点検		○
		施設の維持管理（植栽、清掃等含む）		○
		安全衛生管理		○
24	その他	事故、火災等による施設の損傷の回復	○	△
		施設利用者の被災に対する責任	○	△
		市有施設の火災保険加入	○	
		市有施設の賠償責任保険加入	○	○
		包括的な管理責任		○

※24の「△事故、火災等による施設の損傷の回復」については、指定管理者の責に帰すべき事由による場合は指定管理者。また、「施設利用者の被災に対する責任」は、現場での対応について指定管理者。

※ その他の指定管理者の役割

- 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、都市公園を常に良好な状態に管理する義務を負う。
- 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市に報告をしなければならない。

2.3 損害賠償

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、市の責めに帰することができない事由によって生じた損害を賠償するものとする。

ただし、特別な理由がある場合は、市と指定管理者との協議の上、決定するものとする。

また、指定管理者は、第三者に与えた損害を賠償するものとし、市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合は、市は、指

定管理者に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

2.4 指定の取消し等

(1) 指定の取消し

市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、施設の管理運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

また、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員等（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係があると認めるときは、指定管理者の指定を取り消すものとする。

- ① 施設の管理運営に際し、不正行為があったとき。
- ② 市に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ③ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により、協定の解除の申出があったとき。
- ⑤ 施設の適正な管理運営のために市が行う必要な指示に従わないとき。
- ⑥ モニタリングによる評価の結果、市が必要な改善措置を講ずるよう通知等を行っても、改善が見られないとき。

(2) 事業の継続が困難になった場合の措置

施設の管理運営の継続が困難になった場合の措置については、次のとおりとする。

① 報告

指定管理者は、施設の適正な管理運営の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。

② 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の適正な管理運営の継続が困難になった場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、指定管理者に対して改善の勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

また、市は、指定管理者が市の定める期間内に改善することができなかつたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、施設の管理運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

③ 財務状況が著しく悪化した場合

市は、指定管理者の財務状況が著しく悪化するなどして、施設の適正な管理運営の継続が困難と認められる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、施設の管理運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

④ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

市及び指定管理者は、市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、施設の適正な管理運営が困難になった場合は、管理運営の継続の可否について

協議するものとする。

協議の結果、施設の適正な管理運営の継続が困難と判断した場合、又は一定の期間内に協議が整わない場合は、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、施設の管理運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(3) 損害賠償

指定管理者は、市又は指定管理者の責めに帰することができない事由による場合を除き、指定を取り消され、又は施設の管理運営の全部若しくは一部を停止した場合に生じた市の損害について、賠償の責めを負うものとする。

また、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理運営の全部若しくは一部を停止した場合に生じた指定管理者の損害について、賠償の責めを負わないものとする。

25 業務の引継ぎ

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了し、他の法人等が指定管理者となったとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを行うものとする。

なお、業務の引継ぎに要した費用は、すべて指定管理者の負担とする。

(2) 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了し、他の法人等が指定管理者となったとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、施設、設備及び備品を速やかに原状に回復するものとする。

ただし、市の承認を得て改築等を行った箇所は除くものとする。

26 一括委託の禁止

指定管理者は、施設の管理運営の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、施設の管理運営の一部について、事前に市の承諾を受けた場合は、第三者への委託等を行うことができるものとする。この場合の業務委託については、市内業者育成の観点から、できるだけ市内業者を選定することとする。

27 権利譲渡禁止

指定管理者は、指定管理者の指定及び協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

28 個人情報の保護

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行規則及び戸田市個人情報保護条例のほか、別紙4「個人情報取扱特記

事項」を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

また、指定管理者は、個人情報の保護について職員に周知徹底するとともに、個人情報等の適正な管理のために、次に掲げるほか必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 管理規程の整備、職員の意識啓発等管理的な保護措置
- (2) 電子計算機処理によるアクセス制限、データの暗号化等の技術的な保護措置
- (3) 保管施設の整備等物理的な保護措置

29 守秘義務

指定管理者及びその職員は、施設の管理運営に当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。

指定期間が終了し、又は職員が退いた後も同様とする。

30 情報公開

指定管理者は、施設の管理運営に当たり收受又は作成した文書等の公開について、戸田市情報公開条例（平成11年条例第2号）及び戸田市情報公開条例施行規則（平成11年規則第12号）の規定に準ずるものとする。

31 文書管理

- (1) 指定管理者は、施設の管理運営に当たり收受又は作成した文書等について、戸田市中心文書管理規程（昭和62年訓令第3号）の規定に準じて、別紙3「指定管理者文書取り扱いについて」を参照し、基準を定め、適正に保管及び保存するものとする。

また、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、市又は後任の指定管理者等に対して、文書等の引継ぎを行うものとする。

- (2) 管理運営ならびに経理状況に関する帳簿類は、常に整理し、市からこれらに関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに市の指示に従い、誠実に対応すること。

32 環境への配慮

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、戸田市環境マネジメントシステムに基づき、環境に配慮した取組に努めるものとする。

- (1) 省エネルギーの徹底
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制
- (3) 廃棄物の発生の抑制
- (4) リサイクルの推進及び適正な処理
- (5) 環境負荷の低減に配慮した物品等の調達

33 人権への配慮

- (1) 利用者への配慮

指定管理者は、業務に従事する者が利用者に対して人権に配慮した対応をとれるよう、啓発や指導を徹底すること。

(2) 公正な採用選考

- ①応募者の基本的人権を尊重すること。
- ②応募者の適正・能力のみを基準として行うこと。

(3) 差別事象の報告

差別事象等が発生した場合は、直ちに市が指定する様式にて市に報告すること。

34 障害を理由とする差別の解消の推進について

障害者に対して、合理的配慮の提供に努めるものとする。

35 戸田市からの要請への協力

- (1) 市から施設の管理運営ならびに施設の現状等に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- (2) その他、市が実施または要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、当該施設の管理に関する会議、監査・検査等）への参加・支援・協力・実施を積極的かつ主体的に行うこと。

36 疑義等の決定

施設の管理運営に当たり疑義が生じた場合は、市と指定管理者は、誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

- (1) 施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合
- (2) 指定期間中に管理運営内容が変更される場合
- (3) 指定期間中に施設の大規模改修などにより施設利用を休止する場合
- (4) その他、本仕様書等に記載のない事項

37 留意事項

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 特定の企業や団体を優遇し、又は宣伝する活動等を行ってはならない。
 - (2) 施設の管理運営に係る規程等を定める場合は、事前に市と協議を行うこと。
 - (3) 市、国及び埼玉県が実施する事業に協力すること。
 - (4) 利用者からの意見及び要望並びにセルフモニタリングの評価等を踏まえ、常に利用者サービスの向上を図ること。
 - (5) 物品又は役務の調達に当たっては、市内業者、障害者就労施設等への発注に努めること。
 - (6) 地域の人材、障害者の雇用に努めること。
- ※ 上記に記載のない事項についても、別途指示等に基づき、適切な管理運営業務を行うこと。

別紙 1

施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			市	指	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	躯体、基礎 軸組、鉄骨 部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	指定管理業務の運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、指定管理料を含む甲の負担で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等		いわゆる 「模様替え」		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

備品取扱仕様書

1 備品の使用

管理業務の実施に必要な甲の所有備品（別表）を乙に使用させるものとする。

2 備品の管理

乙は、使用する甲の所有備品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 所有備品の数量、使用場所、使用状況等の把握

備品管理台帳に基づき、所有備品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。

(2) 備品取扱責任者の設置

甲の所有備品の管理を適正に行うため、備品取扱責任者を設置すること。

(3) 報告義務

ア 所有備品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものが生じたときは、甲に報告し、その指示があるまで当該備品を適正に保管すること。

イ 所有備品について、滅失又は損傷があったときは、直ちに甲に報告すること。

ウ 備品管理台帳に基づき、所有備品を照合した上、状況を確認し報告すること。

なお、照合による状況確認は、指定管理期間終了時等に行う甲の所有備品の現在数量確認に合わせて実施することができる。

(4) 指定期間終了時の引渡し

乙が使用した甲の備品については、指定期間終了の日に甲に報告し、返還しなければならない。

3 備品の帰属等

乙が指定管理料により購入した備品のうち、指定期間終了の日に残存するものについては、当該日に甲に報告し、引き渡すものとする。

4 その他

甲の備品について、次のようなことを行ってはならない。

(1) 他の用途に使用すること。

(2) 加工又は改良を加えること。

(3) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に協議を行い、承認した場合は除く。

別紙 3

指定管理者文書取扱いについて

指定管理者は、公の施設の管理運営を行うにあたり、收受又は作成した文書の取扱いに関し、戸田市文書管理規程を参考に基準を定め、次のとおり文書管理に努めなければならない。

1 文書の定義

文書とは、職員が職務上收受又は作成したすべての書類及び図面並びに電磁的記録をいう。

2 文書取扱の原則

文書は、すべて正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務能率の向上に役立つように処理しなければならない。

3 文書処理の年度

文書処理の年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、暦年ごとに区分することが適当なものについては、この限りでない。

4 指定管理者の職務

指定管理者は、常に文書事務が円滑かつ適正に処理されるように留意し、その促進に努めなければならない。

5 文書取扱責任者

(1) 指定管理者は、文書管理の責任者として、公の施設に文書取扱責任者を置く。

(2) 文書取扱責任者は、次に掲げる事務を処理しなければならない。

ア 文書事務の指導及び改善に関すること。

イ 文書の整理、保存及び廃棄に関すること。

ウ その他文書事務について必要なこと。

6 文書の管理

業務上收受又は作成したすべての文書は、活用するため事務室及び文書庫等で管理しなければならない。

7 文書の保管

(1) 文書は、常に系統的に分類、整理し、必要なときに直ちに取り出せるように保管しておかななければならない。

(2) 文書の保管用具は、原則として A4 サイズ 3 段キャビネットとする。ただし、このキャビネットに収納することが不適当な文書については、その他のキャビネット

ト、保管庫、図面庫又は書棚等それぞれ適当な用具を使用することができる。

(3) キャビネットは、原則として保管単位ごとに1箇所集中配列し、使用しなければならない。

(4) 文書は、個別フォルダー又はファイルに収納し、キャビネットの一定の位置に保管しなければならない。ただし、キャビネット以外に保管する文書については、それに適した用具に適宜編さんし、保管するものとする。

8 保管文書の点検整理

文書取扱責任者は、常に文書の点検整理を行わなければならない。

9 保管場所一覧表の作成

文書取扱責任者は、文書を系統的に整理保管するため、保管単位ごとに文書保管場所一覧表（別添1）を作成するものとする。

10 保管年限及び基準

(1) 文書の保管する期間並びに基準は、特に法令で定めるものの他は、文書保管基準（別表1）に定める基準に基づき指定管理者が定めるものとする。

(2) 保管年限は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、暦年による文書は、文書の完結した日の属する年の翌年4月1日から起算する。

11 文書の廃棄

(1) 指定管理者は、保管の必要がないと認める文書について、これを廃棄するものとする。

(2) 文書の廃棄処理方法は、溶解、裁断、物理的破壊等適切な方法で行わなければならない。

12 文書管理について

水害等の災害を想定して、行政文書等が守られる場所に保管（保存）すること。また、退勤時は文書を保存しているキャビネット等を施錠し、情報漏えいに気を付けること。

別添 1

文書保管場所一覧表（例）

引出 No.	ガイド名	個別フォルダー 又はファイル名	保存 年限	備 考
1	市提出書類	基本協定書・年度協定書	5年	
		〇〇年度事業計画書	5年	
		〇〇年度事業報告書	3年	
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇年	
2	事業実施状況	〇〇事業	3年	
		〇〇講習会	3年	
	施設の利用状況	利用許可申請書・許可書	1年	
3	施設管理業務	〇〇業務委託・報告書	3年	
		〇〇業務委託・報告書	3年	
		〇〇作業実施報告書	3年	
	施設・物品維持 管理	〇〇機械修繕	永年	
		簡易な修繕	3年	
4	経費の収支状況	〇〇〇〇〇〇	〇年	
5	市借用文書	〇〇文書	永年	
		〇〇設備図面	永年	
	個人情報文書	〇〇登録者名簿	永年	

別表 1

文書保存基準一覧表

保存年限	保 存 基 準
永年 (指定管理期間 終了後、次へ引き 継ぐべきもの)	1 市から借用している文書・図面等 2 市から貸与された個人情報 3 管理運営するに当たって収集した個人情報 4 施設及び設備の改築及び修繕に関する文書・写真・図面等（簡易なものを除く）
5年	1 重要な契約書及び許可書等 2 事業計画及びその実施に関する文書 3 事業報告及びその報告に関する文書 4 その他5年保存の必要があると認める文書
3年	1 予算、決算、収支状況に関する文書 2 照会、回答、報告等の文書で3年保存の必要があると認める文書 3 その他3年保存の必要があると認める文書
1年	1 軽易な照会、回答、報告等の文書で1年保存の必要があると認める文書 2 その他1年保存の必要があると認める文書

資料 1 - 1

都市公園「彩湖・道満グリーンパーク」管理運営業務特記仕様書

都市公園彩湖・道満グリーンパークの管理運営業務は、戸田市都市公園（彩湖・道満グリーンパーク外 84 公園）管理運営業務仕様書（以下、仕様書という。）に定めがないものについては、本特記仕様書に基づき実施すること。

1 施設の概要

- (1) 名称 彩湖・道満グリーンパーク
(2) 所在地 戸田市大字重瀬 7 4 5 他
(3) 施設概要 公園面積 667,000㎡
開設年月日 昭和 58 年 9 月 12 日

① 主な施設

ソフトボール場・・・・・・・・・・7 面
野球場・・・・・・・・・・4 面
テニスコート・・・・・・・・・・9 面
サッカー場・・・・・・・・・・2 面
陸上競技場（サッカー場兼用）・・1 面
道満河岸つり場（へら鮎つり場・金魚つり場）・バーベキュー広場・
多目的広場・ふれあい広場・中心広場・遊戯広場・ピクニック広場・
すくすく農園・戸田ヶ原自然再生地・観賞池
駐車場（北、中央、南、南 2）・・・4 箇所（1, 260 台収容）
給水施設（給水受水槽、給水圧送ポンプ 2 基）
道満倉庫（美女木 8-16-14）

2 開園日及び開園時間等

- (1) 開園日 全ての日とする。
(2) 開園時間 次のとおりとする。
4 月から 10 月においては、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。
11 月から 3 月においては、午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
(3) 有料の公園施設等の供用日及び供用時間
有料の公園施設等の供用日及び供用時間は、戸田市都市公園条例施行規則の第 8 条に基づいたものとする。

3 公園の管理及び運営業務

(1) 園内出入り用ゲートの開閉

- ① ゲートの開閉は、毎日とする。
- ② ゲート開閉時間は、次のとおりとする。

4月から10月までの期間においては、午前7時30分までに開き、午後6時30分に閉じる。11月から3月までの期間においては、午前7時30分までに開き、午後5時30分に閉じるものとする。

- ③ 北側ゲートについては、つり場（道満河岸つり場、へら鮎つり場、金魚つり場）の利用に合わせて開門することとする。

(2) 駐車場自動料金精算システムの管理

- ① 駐車場自動料金精算機は、利用者の利便性を考慮し、常に正常に作動するよう適正な管理を行うこと。
- ② 駐車場出入時の渋滞及び事故等のトラブルが生じた場合は、管理者の責任において解決を図ること。また、トラブルの発生が予想される場合は、迅速にその対策を講じること。
- ③ 駐車場ゲート開閉及び自動料金精算システム等の故障が生じた場合は、速やかな復旧に努め、復旧するまでの間は人力により利用者に迷惑を及ぼさないよう対処すること。
- ④ 駐車場自動料金精算機等の契約及びリース代の支払い等は指定管理者が行うこと。
- ⑤ 利用料金について、必要があると認めるときは、市の承認を得て、減額又は免除することができる。
- ⑥ 收受した利用料金の返還については、戸田市都市公園条例第30条の規定によるものとする。
- ⑦ 收受した利用料金は、指定管理者の収入として厳重に保管、管理を行うこと。

(3) 巡回警備

- ① 巡回警備は、毎日午前1回、午後1回実施し、必要に応じて夜間警備を行い、不正使用者等については注意を行うこと。
- ② 巡回時に施設の破損等の異常を発見したときは、安全処置を施し、著しく施設利用に支障がある場合は市に報告すること。
- ③ 常駐者は、常に園内を巡視し、危険箇所等の応急処置並びに不正使用者への注意又は排除を行うものとする。
- ④ 園路通行に支障のある違法駐車に対しては、管理者が移動の命令を行うこと。
- ⑤ 違法放置車両等が有る場合は、撤去警告書を貼り付け、速やかな移動がなされ

ない場合は、市に報告し車両等の移動、保管を行い、市の指示を受け管理者の責任において処分を行うこと。

(4) 道満河岸へら鮎つり場及び金魚つり場の管理運営業務

- ① 施設全体の円滑な管理運営に努めること。
- ② 管理運営・維持管理状況を業務日誌に記録し、必要に応じて市に報告すること。
- ③ 施設・設備機器の日常的監視・管理を行い、必要に応じて応急措置を施すとともに関係各所に連絡すること。
- ④ 施設内の環境保全・美化を図るため、日常清掃を行うとともに水質の維持管理に努めること。
- ⑤ 利用者へ施設利用に関する広報・案内に努めること。
- ⑥ 利用者の苦情・要望に対応するとともに、サービス向上に必要な措置を講ずること。
- ⑦ 施設の利用料金を収納し、必要があると認めるときは、市の承認を得て、減額又は免除することができる。
- ⑧ 收受した利用料金の返還については、戸田市都市公園条例第30条の規定によるものとする。
- ⑨ 收受した利用料金は、指定管理者の収入として厳重に保管、管理を行うこと。

4 維持管理業務

(1) 園内清掃等管理

園内の清掃等管理は、仕様書「7(1) 園内清掃等管理」に基づき業務を実施すること。また、国土交通省荒川上流河川事務所と締結した「荒川貯水池区域内の管理に関する協定書」に基づき、協定に定められた施設の管理を実施すること。

(2) グラウンド管理

① 内野整備（ソフトボール場・野球場）

ア 整備（清掃・除草・整地・転圧等）は、4月から11月まで及び3月は月4回行うこと。

イ 不陸整正の補足土は、黒土7：細砂3の割合で混合散布し、ローラー転圧するものとする。

ウ 散水は適時行い、砂塵の飛散を防止すること。

エ 白線引きは、適時行うものとする。

オ 常に観察し、安全性の確保と良好なコンディションを維持すること。

② 芝生管理

ア 外野及びアウトフィールドの芝刈りは、年10回適期に行い、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込み、刈り取った芝は、必要に応じて取り除くこと。

イ 外野、アウトフィールド及び裸地（フェールライン等）の芝地除草は、年5回適期に行い、根を取り除くこと。

ウ 施肥は、年1回適期に施し、有機質、無機質肥料をバランスよく使用し、全面にむらなく均一に散布すること。

エ 目土かけは、年1回適期に施し、目土は、ゴミ、草の根などを取り除き選定された黒土又は川砂を凸凹が生じないように敷均すること。

オ 芝地の整備は、年1回適期に行い、過剰なサッチをかき出し除去し、土壌のエアレーションを行い整正する。

カ 不陸整正陸上競技場（インフィールド）

補充土は、黒土7：細砂3の割合によりトラクターで混合敷均し、不陸整正を行いローラー転圧するものとする。

③ サッカー場管理

ア 整備（清掃・除草・整地・転圧等）は、毎月2回行うこと。

イ フィールド外の除草は、年5回適期に行い、根を取り除くこと。

ウ 不陸整正は、緑色スクリーングス3：赤土4：荒木田3の割合で混合した補充土で敷均し、表面処理は緑色スクリーングスを使いローラー転圧するものとする。

エ 常に観察し、安全性の確保と良好なコンディションを維持すること。

オ 白線引きは、適時行うものとする。

④ その他

降雪時、ベンチの日除け損傷対策として、必要に応じた除雪を行うこと。

（3）樹木等管理

園内の樹木等管理は、仕様書「7（2）樹木等管理」に基づき業務を実施すること。

① 花菖蒲植え替え（年1回）

ア 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落とし、古根、古茎を切り捨て株分けすること。なお、株の調整については、草丈の1/2～1/3の葉を落とすこと。

イ 植え付けは、腐葉土を用い床土とよく混合し、30cm間隔を標準として定植すること。

② 花菖蒲施肥（年1回）

肥料（油かす等）は、菖蒲の根に直接ふれないよう株間に施すこと。

（4）芝地、草地等管理

① 堤防区域及びその他の区域の草地等の刈込みは、適期に行うこと。

（5）便所管理

① 水洗便所清掃

清掃は毎日実施し、トイレットペーパーの補充を行い常に清潔に保つこと。

② 浄化槽維持管理

ア 保守点検、水質検査について、合併接触ばっ気方式（右岸）及び合併嫌気ろ床接触ばっ気方式（左岸）は年6回、自然浄化方式は年1回適期に実施すること。

イ 循環式トイレの給排水システム点検は年4回実施し、電気設備点検については、年2回行い、水質点検は年2回実施すること。

③ 浄化槽汚泥引抜

ア 合併接触ばっ気方式は年1回以上、合併嫌気ろ床接触ばっ気方式は年12回以上行うこととし、自然浄化方式は年2回以上行うこと。

イ 処理は、「戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の定めるところにより適正に行うこと。

※ その他、浄化槽については、法定検査を実施すると共に、浄化槽法及び埼玉県浄化槽維持管理要領を厳守すること。

④ 簡易便所清掃

月8回清掃を実施し、ポリタンクへの水及びトイレットペーパーの補充を行い、その周辺も含め常に清潔に保つこと。

⑤ 簡易便所汲み取り

月2回以上実施し、処理は、「戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の定めるところにより適正に行うこと。

(6) 受水槽管理

① 受水槽の清掃（消毒、保守点検、水質検査含む（FRP 30 m³ 2槽式））は、年1回適期に行うこと。

② 加圧ポンプ及びその他の付帯施設の点検は、年3回定期に行い、故障又は破損箇所を発見した場合は、応急措置を施し報告するものとする。

③ 全自動滅菌装置保守点検調整は、年2回定期に行うこと。

(7) 排水ポンプ管理（道満河岸つり場・観賞池）

機械点検は年1回、電気点検は年2回実施し、常に運転可能な状態に保つこと。

5 安全管理

仕様書「8 安全管理」に基づき業務を実施すること。

6 協議事項

その他、本特記仕様書に定めのない事項については、双方協議するものとする。

資料 1 - 2

都市公園「荒川水循環センター上部公園」管理運営業務特記仕様書

都市公園荒川水循環センター上部公園の管理運営業務は、戸田市都市公園（彩湖・道満グリーンパーク外 84 公園）管理運営業務仕様書（以下、仕様書という。）に定めがないものについては、本特記仕様書に基づき実施すること。

1 施設の概要

- (1) 名称 荒川水循環センター上部公園
(2) 所在地 戸田市美女木 5 4 3 4 - 1
(3) 施設概要 敷地面積：63,523 m²
開設年月日：平成 22 年 7 月 1 日
追加開設年月日：平成 30 年 7 月 10 日

① 主な施設

- 多目的広場・・・約 12,353 m²
とだパークゴルフ場・・・18ホール
幼児用遊具広場
アスレチック広場
健康遊具広場
展望広場
自然観察林（どんぐりの森）・・・約 664 m²
管理棟・・・1棟
管理小屋・・・1棟
便所棟（男・女・多目的）・・・1棟
駐車場（上部）・・・77台収容
駐車場（下部）・・・45台収容
給水施設（給水受水槽、給水圧送ポンプ 1基）

② 関連施設

- 管理棟
所在地 戸田市大字美女木 5 5 8 0 - 1
施設構造 鉄骨造平屋建
延床面積 264 m²
竣工年月日 平成 29 年 3 月 31 日

施設内容 事務室、会議室、ロッカー、シャワー室（男・女）、
トイレ（男・女・多目的）、授乳室、倉庫、機械室、ロビー

2 開園日及び開園時間

(1) 開園日 年末年始（12月29日から1月3日）を除く全ての日とする。

(2) 開園時間 次のとおりとする。

4月から10月においては、午前7時30分から午後6時30分までとする。

11月から3月においては、午前7時30分から午後5時30分までとする。

(3) 有料の公園施設等の供用日及び供用時間

有料の公園施設等の供用日及び供用時間は、戸田市都市公園条例施行規則の第8条に基づいたものとする。

3 公園の管理及び運營業務

(1) 門扉の開閉

① 開園時間に入口の開閉を行う。開閉箇所は下記のとおりとする。

イ) アクセス路入口門扉（草刈橋門、公園入口門）

ロ) 荒川水循環センター横入口車止め

ハ) 天王橋入口門扉（歩道、スロープ、歩道橋）

② 下部駐車場において、大型車両の転回が必要な際は、駐車場大扉の開閉を行うこと。

③ 閉園時は、閉園時間のアナウンスを行い、時間内の退出を促すこと。また、園内に利用者及び一般車両が残っていないか確認を行うこと。

(2) 常駐管理

① 常駐実施日は、開園日とし、常駐時間は午前8時から午後5時までとする。

② 常駐者は、管理棟等に1名以上を置くこととする。また、腕章等を着用し、管理者であることを明示すること。

③ 管理棟等には、消防法に基づく甲種防火管理資格者を配置することとし、防火管理者は、市の指示を受けて消防計画を作成し、防火管理することとする。また、法令で定められた防災訓練・消防訓練を必ず行うこととする。

④ 常駐者は公園施設の破損等を発見したときは、安全処置し、戸田市に報告すること。

⑤ 常駐者は公園内の清掃を下記のとおり行うものとし、快適かつ清潔に努めること。また、収集したゴミは分別回収し、適切に処分を行うこととする。

イ) 園地全般（駐車場、アクセス路を含む）のゴミ清掃及び危険物等の清掃処理。

ロ) 水飲み場、排水桝等の土砂等清掃。

ハ) 管理棟、トイレ棟及びその周囲の清掃。

⑥ 管理棟窓口業務

イ) 来園者の問い合わせ等における案内業務。

ロ) 電話対応業務。

ハ) トイレトペーパーや石鹸等の消耗品の在庫を管理し、常に補充されている状態にすること。

(3) 警備

① 巡回警備

イ) 巡回警備は、適宜実施し、施設点検及び利用者マナー向上の啓発に努める。また、必要に応じて夜間警備を行い、不正使用者等については注意を行うこと。

ロ) 巡回時に施設の破損等の異常を発見したときは、安全処置を施し、著しく施設利用に支障がある場合は市に報告すること。

ハ) 園路通行に支障のある違法駐車に対しては、管理者が移動の命令を行うこと。

ニ) 違法放置車両等がある場合は、撤去警告書を貼り付け、速やかな移動がなされない場合は、市に報告し車両等の移動、保管を行い、市の指示を受け管理者の責任において処分を行うこと。

② 機械警備

イ) 管理棟について、安寧秩序の保持を目的とし、24 時間機械警備システムを設けること。

ロ) 機械警備システム内容は下記のとおりとする。

- A) 警備システム本体 1 式
- B) フラッシュライト 1 基
- C) マグネットセンサー 7 箇所
- D) 人感センサー 6 基
- E) 煙感知器 6 基

ハ) 機械警備システムは伝達される諸情報を遠隔監視し、火災の発見及び不法行為の防止に努める。事故又は事件等の疑いがあると認められる場合は、緊急にて必要な措置を講ずること。

(4) 駐車場誘導員の配置

土日祝日等、駐車場やアクセス路が混雑すると予想される日において、必要な駐車場誘導員を配置し、車両の円滑な入出の誘導を行うこと。また、駐車場が満車になった際は、公園入口にてその旨を明示することとし、園路及びアクセス路にて、入園待ちの車両が駐停車しないよう努めること。

4 維持管理業務

(1) 園内清掃等管理

園内の清掃等管理は、仕様書の「7 (1) 園内清掃等管理」に基づき業務を実施すること。

(2) 芝生管理

① 芝刈り込み (実施箇所：多目的広場、園地、パークゴルフ場)

刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込み、刈り取った芝は、すみやかに取り除くものとする。芝生の状況に合わせた刈込機械による剪定を行うこと。

② 施肥 (実施箇所：多目的広場、園地、パークゴルフ場)

施肥は適期に施す。有機質無機質肥料をバランスよく使用し全面にむらなく均一に散布すること。

③ 除草 (実施箇所：多目的広場、園地、パークゴルフ場)

人力にて除草を行うものとする。

④ 雑草防除剤及び病虫害防除剤の散布 (実施箇所：多目的広場、園地、パークゴルフ場)

雑草防除剤は場所に応じて雑草が増える時期に散布するものとする。また、芝病虫害防除は適期に施す。散布にあたっては、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し漂流飛散に注意し実施すること。

⑤ 散水 (実施箇所：多目的広場、パークゴルフ場)

散水はレインガン及び人力にて適時行い、砂塵の飛散を防止するとともに芝生育の安定を図る。

⑥ 園路芝駐車場散水

散水は人力にて適時行い、砂塵の飛散を防止するとともに園路芝駐車場の芝生育の安定を図る。

⑦ 目砂散布工 (実施箇所：多目的広場、園地、パークゴルフ場)

芝地を低く均一に刈込む下地づくりとして、芝地の表面の凹凸をなくすことや芝地の被覆を向上させるなどのために目砂散布を行う。

⑧ 芝生の縁切り (実施箇所：芝駐車場白線ライン、園路・園地の境)

芝駐車場の白線ラインが芝に覆われることのないよう、また、園地の芝が園路に伸びないように縁切りを行う。

⑨ 更新作業 (実施箇所：多目的広場、園地、パークゴルフ場)

更新作業は、適期にエアレーション (コアリング、スパイキング) または、バーチカルカットを芝生の育成状況を見極めながら均一に行うこと。

⑩ 草刈・雑草処分

刈取りした芝及び雑草は収集の上場外搬出し、適正に処分すること。

(3) 樹木等管理

① アクセス路草刈り及び剪定

アクセス路緑地部分の草刈りを行うこと。利用者の見通しも十分考慮し、フェンスからはみ出た枝・ツル植物等も除去すること。

(4) 受水槽管理

① 受水槽の清掃（消毒、保守点検、水質検査）は、年1回適期に行うこと。

② 加圧ポンプ及びその他の付帯施設の点検は、年3回定期に行い、故障又は破損箇所を発見した場合は、応急措置を施し報告するものとする。

③ 全自動滅菌装置保守点検調整は、年2回定期に行うこと。

(5) 太陽光発電システムの発電量の報告

太陽光発電システムによる発電量の記録を行い、定期的に市に報告を行うこと。

(6) パークゴルフ場維持管理

別紙個別仕様書に示す。

(7) 管理棟及びパークゴルフ場窓口受付業務

別紙個別仕様書に示す。

5 安全管理

仕様書「8安全管理」に基づき業務を実施すること。

(1) 作業に使用する車両等は定められた重量制限を守ること。

(2) 作業に使用する車両等は定められた置場に駐車し、一般利用者の立入りがないうよう区画をすること。

(3) 管理従事者及び公園利用者が水処理施設へ立入ることがないようにすること。

(4) 荒天・台風・雷等による天候不良や風水害・震災等が発生した際に、受託者がパークゴルフ場等の公園施設の使用が危険と判断した際には、その使用を一時中止することができるものとする。

6 協議事項

その他、本特記仕様書に定めのない事項については、双方協議するものとする。

パークゴルフ場維持管理分の個別仕様書

1. 個別仕様書の概要

この個別仕様書は、業務処理の概要を示すものであるが、これに定めのない事項であっても、指定管理業務の範囲内において実施するものとする。

また、パークゴルフのルールに準じ、荒川水循環センター上部公園内の有料パークゴルフ場を良好な状態に保つことにより、各世代の利用者が満足するコースづくりに努めるものとする。

2. パークゴルフ場管理経験者の配置

指定管理者は、都市公園荒川水循環センター上部公園維持管理業務特記仕様書及びパークゴルフ場芝維持管理分の個別仕様書に基づき、芝生及びパークゴルフに精通したパークゴルフ場管理経験者を配置すること。

3. 日常点検

パークゴルフ場の日常点検には、芝生管理経験者があたること。

- ①営業時間前後にコースを巡回し、清掃・軽微な補修、コースアクセサリーの確認等を行うこと。
- ②コース内の芝生が傷んだ箇所はローピングを行い、利用者の動線を分散する措置を行うこと。
- ③ティーマット周辺の傷みが激しい場合は、パークゴルフのルールに準じて、ティーの場所を変更すること。

4. 刈込み

芝の分けつを促して、芝密度を高め芝の節間を短くするものとする。

(1) 芝の刈込み高さ

- ①グリーン・フェアウェイ15mm、ラフ50mmを目安に、プレイクオリティを考慮した刈高に設定すること。
- ②パークゴルフ場エリアは、リールモアで刈込を行い、刈り取った芝は除去し集積処理すること。
- ③リールモアは日常点検を行うと共に、刃の切れ味が良いものを使用すること。また、第三者が触れないように安全管理に努めること。

5. 着色剤散布

着色剤散布は、冬期旧民事の芝生擦り切れ低減、プレイ区域の明確化、春先の目出

し促進に効果があることから、グリーン・フェアウェイに芝生用の着色剤を使用し、むらなく均一にラフにはみ出ないように散布すること。

6. 施肥

葉の成長や根の張りをよくし、芝の密度を高めること。

- ①芝の状態を見て、適期、均一に散布し肥料やけに注意をして施肥を行うこと。
- ②肥料散布の準備作業は、芝生の外で行うこと。

7. 目砂散布

芝面の凹凸を無くして、新芽が成長しやすい環境を作ることとし、ベルト式乗用目砂散布機を使用し、均一に目砂を散布後、レーキなどで芝の根元にすり込むように行うこと。なお、目砂掛けは、必ず芝を刈り込んだ後に行うこと。

8. 雑草防除剤及び病虫害防除剤散布

除草剤を散布する場合は、薬品説明に従い、用法用量に注意して適切に使用し、利用者に知らせて安全に配慮すること。

9. カップ切り

グリーン上の踏圧ダメージを分散するため、カップを切り回す。

- ①カップは芝生面より低くなるように埋め戻すこと。
- ②埋戻しの際は、埋戻し箇所とそれ以外の芝の高さが同じになるようにすること。

10. 落葉清掃

プレイの障害となる落葉は除去すること。

11. 資材置場

資材置場は発注者との協議により配置すること。その利用にあたっては整理整頓を励行し、第三者が立ち入らないように養生すること。

管理棟管理及びパークゴルフ場窓口受付業務分の個別仕様書

1. 個別仕様書の概要

この個別仕様書は、業務処理の概要を示すものであるが、これに定めのない事項であっても、指定管理業務の範囲内において実施するものとする。

2. 業務実施日

業務の実施日は、荒川水循環センター上部公園の開園日とする。

但し、パークゴルフ場窓口受付については、パークゴルフ場の芝養生を目的とした定休日（水曜日（祝日の場合はその翌日））には実施しないものとする。

3. 業務時間

管理棟管理及びパークゴルフ場窓口受付の業務時間は午前8時30分から午後5時30分とする。なお、荒川水循環センター上部公園の開園時間、パークゴルフ場の使用時間、パークゴルフ場の使用券の購入・受付時間は下記のとおり。

①荒川水循環センター上部公園の開園時間

4～10月：午前7時30分から午後6時30分まで

11～3月：午前7時30分から午後5時30分まで

②パークゴルフ場の使用時間

4～10月：午前9時から午後5時まで

11～3月：午前9時から午後4時まで

③パークゴルフ場の使用券の購入・受付時間

4～10月：午前9時から午後3時30分まで

11～3月：午前9時から午後2時30分まで

4. 業務体制及び業務内容

指定管理者は、以下の業務を管理運営するものとする。

(1) パークゴルフ場の開場前の業務

①荒川水循環センター上部公園管理棟の外観確認、解錠、室内清掃、時計合わせ、備品確認（レンタル品、ワッペン、スコアカード、ペン、パンフレット等）

②荒川水循環センター上部公園管理棟の便所、シャワー室、休憩所等の便益施設の清掃及び点検

③券売機の電源を入れ、動作確認（使用券紙の補充も含む）、釣銭確認・補充

④コース管理作業員と申し送り事項（コース内のスタート台・ホールカップ・フック・防球ネット等）の確認及びその踏査

(2) パークゴルフ場の開場中の業務

- ①使用者への利用方法や注意事項の説明
- ②プレー区分が明記された使用券に応じたバッジの貸し出し、回収、不正の防止措置
- ③受付表記入（住所・氏名・連絡先）の案内
- ④使用者の市内・市外区分を公的な身分証明書等により確認
- ⑤市内・市外区分を誤って購入した使用券の補正
- ⑥レンタル用具の貸し出し、回収、維持管理
- ⑦適宜、便益施設の清掃と使用状況の確認
- ⑧券売機故障時、保守会社への修理の依頼
- ⑨券売機故障時の使用料の徴収及び領収書の発行
- ⑩パークゴルフ場の案内、団体予約の確認・受付、問い合わせへの対応
- ⑪パークゴルフ場が適正に利用されているか適宜確認し、使用に支障となる行為や故障等を確認した場合は、口頭による注意や使用禁止等の措置を行い、作業日誌に記録すること。

(3) パークゴルフ場の窓口受付閉鎖後の業務

- ①出納管理、利用人員集計表と使用料金集計表の作成・報告・保管
- ②コース状況の報告
- ③券売機の電源を切る
- ④その他、受付事務に必要な業務の準備

(4) パークゴルフ場の閉場後の業務

- ①荒川水循環センター上部公園管理棟の施錠
- ②便所、シャワー室、休憩所等の便益施設の内部点検
- ③管理棟及びパークゴルフ場の使用者の退出確認
- ④作業日誌の作成、保管

(5) 使用料の管理

- ①使用料の管理は、パークゴルフ場の閉場後に行うこと。
- ②收受した使用料は、指定管理者の収入として厳重に保管、管理を行うこと。

5. 窓口受付事務の留意事項

- ①パークゴルフ場受付マニュアルを作成し、窓口受付の従事者は、適切な対応ができるよう体制を整えること。
- ②窓口受付には従事者を1名以上配置して受付事務を行うものとする。
- ③受付事務員は、清潔な服装を着用し、名札をつけて勤務するものとする。
- ④受付事務員は、来客・問い合わせ等には態度及び言動に充分留意すること。

⑤受付事務員は、利用者間のトラブル防止に努めるものとする。

6. 管理運営の留意事項

①パークゴルフ場の管理運営には、日本パークゴルフ協会認定の資格（指導員又はアドバイザー）を有する者を1名以上配置すること。

7. その他

①管理棟の安全管理に関することは、発注者と受注者が別途協議を行うものとする。

②受注者は、公園利用の促進を目的に、市のホームページや公式SNSにおいて、パークゴルフ場を含む当該公園の紹介や団体受付状況、イベントの開催等を周知するため、必要な支援を行うこと。

資料 1 - 3

彩湖・道満グリーンパーク管理業務（戸田ヶ原自然再生事業）特記仕様書

1 目的

本業務は、戸田ヶ原自然再生事業全体構想と戸田ヶ原自然再生事業実施計画に基づき、戸田ヶ原自然再生事業を推進するため、戸田市都市公園「彩湖・道満グリーンパーク」の管理業務として必要な事項を実施するものである。

2 管理運營業務

(1) 戸田市都市公園「彩湖・道満グリーンパーク」内の業務

- ① 戸田ヶ原サクラソウ園のモニタリング調査
- ② 戸田ヶ原サクラソウ園の植生管理
 - ア 外来植物の抜き取り
 - イ 丈の低い草地ゾーンの刈り取り
 - ウ オギの管理
 - エ ガマの刈り取り・運び出し
 - オ オギの刈り取り・運び出し・処分
 - カ 園路の除草
 - キ サクラソウ植栽範囲の集草
 - ク 必要に応じたサクラソウの補植
 - ケ その他順応的管理
- ③ 戸田ヶ原野草園のモニタリング調査、生育調査及び移植・補植の実施
- ④ 戸田ヶ原野草園の植生管理
- ⑤ 戸田ヶ原サクラソウ園及び戸田ヶ原野草園へのセルフガイドの設置
- ⑥ カワセミの生育状況調査及びカワセミの営巣崖の保全管理
- ⑦ 野良猫やホームレス対策
- ⑧ その他当該事業において公園内に新規に設置・造成した施設・設備の維持管理

(2) キツネ及びカヤネズミの生息状況調査

- ① キツネの分散・繁殖期に自動撮影による調査及び踏査の実施（調査は1週間以上）
- ② カヤネズミの繁殖期に踏査による球巣の確認調査の実施（6月から7月、9月から11月に各1回）

(3) ハンノキ等の生育管理

- ① 戸田ヶ原自然再生事業として彩湖周辺区域において植樹したハンノキ等の生育状況の確認及び枝打ち
- ② 簡易看板の維持管理等の保全管理

(4) ミドリシジミの生育状況調査

彩湖周辺区域において、ミドリシジミの幼虫調査、成虫調査、卵調査を各1回実施する。

(5) 戸田ヶ原サポーター管理

- ① 戸田ヶ原サポーター(戸田ヶ原ガイドを含む。)との連絡調整、活動の場の提供
- ② 戸田ヶ原ガイドの育成、実施
- ③ 継続的な維持管理体制の検討、活動支援
- ④ 戸田ヶ原メンバーズエリアの設定、参加企業・団体の募集、維持管理支援

(6) サクラソウ等の育成管理

- ① サクラソウ等の野草の育成管理(戸田市が直接管理するものを除く。)
- ② サクラソウの株分け作業
- ③ 戸田ヶ原サクラソウ園でのサクラソウ植え付けイベントの実施

(7) 普及啓発活動

- ① 戸田ヶ原さくらそう祭りの主催
- ② 戸田ヶ原さくらそう展示会の開催
- ③ 市内保育園・幼稚園へのサクラソウの配布・育成支援
- ④ 戸田ヶ原野の花プランターの配布
- ⑤ 道満祭り、とだ環境フェア等への出展及び普及啓発活動
- ⑥ 戸田ヶ原ニュースレターの作成

3 その他

上記にかかる業務のほか運営上必要とする軽易な業務については、戸田市と協議のうえ行うものとする。

資料 1 - 4

戸田市都市公園（その他都市公園）管理運営業務特記仕様書

戸田市都市公園（その他都市公園）の管理運営業務は、戸田市都市公園（彩湖・道満グリーンパーク外 84 公園）管理運営業務仕様書（以下、仕様書という。）に定めがないものについては、本特記仕様書に基づき実施すること。

1 指定管理を行うその他都市公園名称等

	公園名	所在地	面積
1	喜沢南公園	戸田市喜沢南 1 - 3	815 m ²
2	戸田公園駅西口緑地	戸田市本町 4 丁目及び本町 5 丁目地内	1,448 m ²
3	戸田公園駅東口緑地	戸田市本町 4 - 8 他	1,966 m ²
4	戸田公園駅南緑地	戸田市川岸 3 丁目及び本町 5 丁目地内	1,320 m ²
5	（仮称）2 号公園	戸田市大字新曾 1 4 8 6 他 1 2 筆	2,819 m ²
6	上町第一公園	戸田市下戸田 2 - 1 0 - 2	854 m ²
7	上町第二公園	戸田市下戸田 2 - 1 9 - 1 4	1,821 m ²
8	元蕨第一公園	戸田市上戸田 1 - 5 - 1	2,017 m ²
9	元蕨第二公園	戸田市上戸田 2 - 1 1 - 1	1,986 m ²
10	元蕨第三公園	戸田市上戸田 2 - 9 - 1	890 m ²
11	東町公園	戸田市上戸田 2 - 4 1	2,643 m ²
12	鍛冶谷町公園	戸田市上戸田 3 - 1 8 - 6	1,953 m ²
13	新田口公園	戸田市上戸田 5 - 2 8	2,426 m ²
14	立野際公園	戸田市喜沢 1 - 4 9 - 2	829 m ²
15	番匠免公園	戸田市美女木 8 - 6	4,906 m ²
16	重瀬公園	戸田市美女木 1 - 2 2	2,682 m ²
17	美女木公園	戸田市美女木 2 - 2 0	2,144 m ²
18	藪雨公園	戸田市美女木 3 - 1 2	2,353 m ²
19	堀ノ内公園	戸田市美女木 7 - 6	3,720 m ²
20	修行目公園	戸田市美女木 6 - 4	2,433 m ²
21	砂場公園	戸田市美女木 4 - 1 4	2,542 m ²
22	美笹公園	戸田市美女木 5 - 5	2,526 m ²
23	柳坪公園	戸田市笹目 4 - 2 2	2,930 m ²
24	天王公園	戸田市笹目 5 - 1 9	3,651 m ²
25	山宮公園	戸田市笹目 4 - 2 9	3,968 m ²
26	谷口公園	戸田市笹目 1 - 2 0	3,447 m ²
27	根木橋公園	戸田市笹目 2 - 2 2	3,001 m ²

28	圃中公園	戸田市笹目 3-1-3	3,250 m ²
29	野竹公園	戸田市笹目 6-4	2,660 m ²
30	下町公園	戸田市笹目 6-2-6	3,319 m ²
31	夏浜公園	戸田市笹目 7-9	2,789 m ²
32	早瀬公園	戸田市笹目 8-5	3,932 m ²
33	後第一公園	戸田市喜沢 1-2-9-1	1,732 m ²
34	後第二公園	戸田市喜沢 1-8-1	2,208 m ²
35	氷川公園	戸田市中町 1-2-8-6	1,900 m ²
36	喜沢第一公園	戸田市喜沢 2-2-4-1	1,183 m ²
37	喜沢第二公園	戸田市喜沢 2-1-7-1	2,413 m ²
38	外仲田公園	戸田市美女木 2-3-1-1	3,663 m ²
39	山宮北公園	戸田市笹目 4-4-4	3,152 m ²
40	谷口北公園	戸田市笹目北町 4-1	3,004 m ²
41	笹目南公園	戸田市笹目南町 1-6	903 m ²
42	馬場公園	戸田市新曾南 2-7	1,007 m ²
43	川岸公園	戸田市川岸 2-1-1	1,000 m ²
44	下前公園	戸田市下前 2-1-0-2-0	1,983 m ²
45	下戸田第一公園	戸田市下戸田 1-1-8-1-4	826 m ²
46	下戸田第二公園	戸田市下戸田 1-1-5-9	725 m ²
47	後谷第二公園	戸田市上戸田 4-2-1-2	1,242 m ²
48	荒井前公園	戸田市下戸田 2-2-1	588 m ²
49	後谷第一公園	戸田市上戸田 1-2-1-1	830 m ²
50	中町公園	戸田市中町 1-1-1-4	2,280 m ²
51	早瀬東公園	戸田市早瀬 1-2-0	937 m ²
52	笹目南さくら公園	戸田市笹目南町 1-8-1	1,726 m ²
53	けやき公園	戸田市氷川町 1-1-2	1,821 m ²
54	本村公園	戸田市本町 3-1-2	1,693 m ²
55	立野際小公園	戸田市喜沢 2-9	720 m ²
56	喜沢南児童遊園地	戸田市喜沢南 1-4	600 m ²
57	中町 2 丁目児童遊園地	戸田市中町 2-9	662 m ²
58	下前 1 丁目遊園地	戸田市下前 1-1-4-2	372 m ²
59	稲荷木公園	戸田市上戸田稲荷木 1-1-1-2	373 m ²
60	本町 4 丁目児童遊園地	戸田市本町 4-7	850 m ²
61	本町 5 丁目児童遊園地	戸田市本町 5-1-3	137 m ²
62	曲尺手遊園地	戸田市南町 8-2-0	384 m ²
63	南町児童遊園地	戸田市南町 4-1-5	538 m ²
64	新曾南 1 丁目児童遊園地	戸田市新曾南 1-1-0	945 m ²
65	菖蒲遊園地	戸田市新曾南 3-2	369 m ²

66	新曾南4丁目児童遊園地	戸田市新曾南4-5	674 m ²
67	氷川町児童遊園地	戸田市氷川町1-10	512 m ²
68	上前谷遊園地	戸田市氷川町2-8	281 m ²
69	根木橋児童遊園地	戸田市笹目南町2-1	835 m ²
70	喜沢2丁目児童公園	戸田市喜沢2-6	1,284 m ²
71	下戸田1丁目児童公園	戸田市下戸田1-5	1,115 m ²
72	後谷児童遊園地	戸田市上戸田4-11	1,275 m ²
73	本町1丁目児童遊園地	戸田市本町1-18	1,413 m ²
74	川岸3丁目遊園地	戸田市川岸3-7	1,054 m ²
75	大前公園	戸田市本町2-15	1,302 m ²
76	新曾柳原児童遊園地	戸田市大字新曾柳原979-1	1,282 m ²
77	南町児童公園	戸田市南町7	1,631 m ²
78	馬場ふれあい公園	戸田市新曾南2-2	2,065 m ²
79	氷川町1丁目児童公園	氷川町1-5	1,143 m ²
80	芦原たんぼ公園	大字新曾稲荷1299-1	4,038 m ²
81	ボール公園	大字下笹目116-4他21筆	3,741 m ²
82	噴水公園	大字新曾2196-1外16筆	1,901 m ²
83	緩衝緑地	笹目北町3他	8,918 m ²

2 公園施設等の利用期間・時間

公園施設等の利用期間・時間等は、仕様書「4 公園施設等の利用期間・時間」のとおり。

3 公園の管理及び運営業務

公園の管理及び運営業務は、仕様書「6 公園の管理及び運営業務」に基づき業務を実施すること。

4 維持管理業務

各公園の施設概要及び樹木等については、別紙1「指定管理公園主要施設一覧」及び別紙2「指定管理公園樹木・芝生等一覧」による。

なお、11 東町公園、36 喜沢第一公園、37 喜沢第二公園、82 噴水公園の水景施設に関しては別途個別仕様書に示す。

(1) 砂場管理

砂場については、適切に砂の補充を行うと共に、犬、ネコ等の糞の無いよう衛生管理及び安全管理等に特に留意すること。

(5) 水景施設管理

① 清掃

東町公園、喜沢第一公園、喜沢第二公園、彩湖・道満グリーンパークのせせらぎは、4月から10月まで及び3月については、月2回の清掃、うち7月、

8月は月4回の清掃を行うこと。

② 水景施設管理の技術力向上

水景施設については、安全管理及び水質管理に留意すると共に、デング熱等の蚊媒介感染症を防除する知識及び技術を高め、安全性を高めること。

③ 給排水施設管理

東町公園、喜沢第一公園・喜沢第二公園、彩湖・道満グリーンパークの水景施設の給排水設備点検は年1回、機械点検は年1回、電気点検は年2回実施し、常に運転可能な状態に保つこと。

5 安全管理

仕様書「8安全管理」に基づき業務を実施すること。

6 協議事項

その他本仕様書に定めのない事項については、双方協議するものとする。

噴水公園水景施設管理分の個別仕様書

1. 個別仕様書の概要

この個別仕様書は、業務処理の概要を示すものであるが、これに定めのない事項であっても、指定管理の範囲内において実施するものとする。

2. 水景施設等管理

(1) 水景装置機器点検調整

① ミストユニット及び付帯設備

- イ) 運転状況確認、電圧値・電流値・絶縁抵抗値の測定、確認、記録を行う。
- ロ) 加圧後の圧力計確認、測定、記録を行う。
- ハ) オイルの状況確認を行う。必要に応じて交換を行う。
- ニ) ボールタップの動作確認、貯水槽の水漏れ確認を行う。
- ホ) ストレーナーの目詰まりの確認を行う。
- ヘ) 自動排水弁・自動給水弁の動作確認を行う。

② 制御盤及び付帯設備

- イ) 外装確認（内外部の錆、塗装、汚れ、扉の開閉・施錠）を行う。
- ロ) 盤内補助機器（盤内蛍光灯・換気扇）の動作確認を行う。
- ハ) 各表示ランプの点灯、消灯確認を行う。
- ニ) 計器類（電流値計・風速計・感雨計）の動作確認を行う。
- ホ) 継電器類の動作確認及び異音の有無の確認を行う。
- ヘ) 制御機器（漏電遮断器・過電流継電器・磁気リレー）の個別動作確認を行う。
- ト) 停電補償回路の電池寿命の確認を行う。

③ 配管及び弁類

- イ) 水漏れ、発錆状況等の目視点検を行う。
- ロ) 給水電磁弁、排水電動弁等の動作確認を行う。
- ハ) 常時閉、常時開バルブの開閉確認を行う。必要に応じて調整バルブの調整を行う。
- ニ) 躯体貫通部、支持金物等の配管支持部の状況確認を行う。
- ホ) 凍結防止対策として冬季前に配管等の水を抜く。

④ ミストノズル調整

- イ) ミストホース、継手の水漏れ確認を行う。

(2) ミストノズル交換

ミストノズルに目詰まり等の不具合がある場合は、交換を行う。

(3) U字溝清掃

- ① U字溝の蓋を取外し、U字溝内のゴミの除去及び清掃を行う。
- ② 排水管の詰まりがないか確認を行い、清掃を実施する。

3. 清掃

(1) せせらぎ清掃

- ①ミスト噴出部周囲の石張りのブラシを用いて清掃を行う。
- ②石張り部に怪我の恐れのある欠け等がないか確認を行う。

喜沢第一公園、喜沢第二公園及び東町公園水景施設管理分の個別仕様書

1. 個別仕様書の概要

この個別仕様書は、業務処理の概要を示すものであるが、これに定めのない事項であっても、指定管理の範囲内において実施するものとする。

2. ポンプ施設及び殺菌装置等管理

- (1) 殺菌装置機器の点検調整（電源装置、電圧、電流値、水漏れ等）及び水質分析（PH、電気伝導率、銅濃度）を定期に行う。
- (2) 殺菌装置カートリッジの交換
- (3) 濾過器濾材及びストレーナー交換にあたっては、定期的を実施する。
- (4) ポンプ及びポンプピットの点検及び清掃を行う。
- (5) 池循環設備等点検を行う。

- | | |
|-----------|---|
| (イ) ポンプ | 【計器測定】絶縁抵抗、電圧、電流測定
【目 視】異音、振動、水漏れ、圧力計指示値 |
| (ロ) 濾過機 | 【計器測定】濾過状態、濾材状態、自動弁動作状況
【目 視】水漏れ、圧縮機運転状態、圧力計指示値 |
| (ハ) 滅菌機 | 【計器測定】薬液タク、絶縁抵抗
【目 視】運転状態、液漏れ |
| (ニ) 制御盤 | 【計器測定】絶縁抵抗、電圧、電流測定
【動作点検】漏電遮断器、過電流リレー
【目 視】異音、表示灯点灯、計器指示値 |
| (ホ) 照明灯 | 【計器測定】絶縁抵抗測定
【目 視】球切れ |
| (ヘ) 給水電磁弁 | 【計器測定】絶縁抵抗測定
【目 視】動作確認、給水量 |
| (ト) その他 | 【目 視】運転状態 |

3. せせらぎ清掃等管理

- (1) 一般清掃
 - ①せせらぎ、歩道部・緑地（喜沢第一・第二公園）、ピラミッド（東町公園）及びその周囲を清掃（ゴミその他(危険物等)）する。
 - ②砂場内のゴミ、小石、玩具、犬・猫の糞などの清掃処理及び整地（補充砂含む、細目砂）。
- (2) せせらぎ清掃 せせらぎ、石組、ため桝等を清掃（ブラシ清掃）する。
- (3) せせらぎの休止 原則10月から3月をせせらぎ休止期間として、せせらぎを止めること。また、台風や降雨により数日間せせらぎの利用が見込めない場合、せせらぎを止めること。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	喜沢南公園	戸田公園 駅西口緑地	戸田公園 駅東口緑地	戸田公園 駅南緑地	(仮称) 2号公園	上町第一公園	上町第二公園	元蔵第一公園	元蔵第二公園	元蔵第三公園	東町公園	鍛冶谷町公園	新田口公園	立野際公園	番匠免公園	重瀬公園	美女木公園	藪雨公園	堀ノ内公園	修行目公園	砂場公園	美笹公園	柳坪公園	天王公園
	4	0	1	0	10	3	7	5	4	7	3	4	4	5	3	6	4	6	6	6	7	9	10	7
足つぼふみ																								
ウゴウゴ																								
ウレタン遊具																								
雲梯																								
クッブル																								
クライム																								
グローブジャングル																								
健康器具																								
健康器具 (うであげアーチ)							1																	
健康器具 (かいきやく)					1																			
健康器具 (階段昇降)					1																			
健康器具 (けんすい)					1																			
健康器具 (ジャンプステップ)																							1	
健康器具 (上半身ひねり)					1																			
健康器具 (ストレッチベンチ)																								
健康器具 (背のばしチェアー)																								
健康器具 (背のばしベンチ)							1																1	
健康器具 (ぜんくつ)					1																			
健康器具 (ツイストスツール)																								1
健康器具 (パラレルハンガー)																								1
健康器具 (バランス円盤)							1																	
健康器具 (ふみいたストレッチ)							1																	
健康器具 (へいきんだい)					1																			
健康器具 (歩行補助手すり)																								1
健康器具 (マッサージベンチ)																								1
健康器具 (ゆったりステップ)																								1
けんすい																								
コンクリート遊具														2										1
シーソー							1	1				1						1			1	1		1
シーソー (2連)						1																		
シーソー (弓型)																								
ジャングルジム																					1			1
ジャンプタッチ																								
スイングボール																								
スイング遊具							1			3		2				3	2	2	3	2	2	1	2	
砂場遊具																								
スパイラルカウンター																								
スプリング遊具	2					1																	2	
すべり台					1																	1	1	
すべり台 (2方向)									1															
すべり台 (象型)	1							1					1											
すべり台 (幼児用)																								
すべり台 (回転)																								
太鼓橋																								1
ちびっこハウス																								
鉄棒																								
鉄棒 (2連)										1														
鉄棒 (3連)								1	1			1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	
鉄棒 (高)																								
鉄棒 (低)																								
動物 (コンクリート)																								
ネットクライム																								
パネル遊具					1																			
はん登棒																								
複合遊具			1				1	1		1		1		1	1	1	1	1	1	2		1	1	1
複合遊具 (児童用)											1													
複合遊具 (小)										1														
複合遊具 (幼児用)											1													
腹筋ベンチ																								
ブランコ (1連)																								
ブランコ (2連)	1					1	1			1	1					1				1				
ブランコ (4連)								1	1				1	1	1						1	1	1	1
ブランコ (親子)																								
プレイスカルプチャー																								
ままごとハウス					1																			
ままごとパネル					1																			
山型ラダー																								
リーフイー																								
リンク遊具																								
ローラーすべり台																								1
ロッククライム																								

※ただし、現況を優先します。

指定管理公園主要施設一覧

	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	山宮公園	谷口公園	根木橋公園	圃中公園	野竹公園	下町公園	夏浜公園	早瀬公園	後第一公園	後第二公園	氷川公園	喜沢第一公園	喜沢第二公園	外仲田公園	山宮北公園	谷口北公園	笹目南公園	馬場公園	川岸公園	下前公園	下戸田第一公園	下戸田第二公園	後谷第二公園	荒井前公園
	7	4	8	5	7	5	3	6	4	10	4	2	1	3	2	3	2	3	3	10	3	1	5	1
足つぼふみ																								
ウゴウゴ																								
ウレタン遊具																								
雲梯																								
クッブル																								
クライム																								
グローブジャングル																								
健康器具											1													
健康器具 (うであげアーチ)																								
健康器具 (かいきやく)																								
健康器具 (階段昇降)																					1			
健康器具 (けんすい)																								
健康器具 (ジャンプステップ)																								
健康器具 (上半身ひねり)																						1		
健康器具 (ストレッチベンチ)																								
健康器具 (背のばしチェアー)																						1		
健康器具 (背のばしベンチ)																							1	
健康器具 (ぜんくつ)																						1		
健康器具 (ツイストツール)																								
健康器具 (パラレルハンガー)																								
健康器具 (バランス円盤)																								
健康器具 (ふみいたストレッチ)																								
健康器具 (へいきんだい)																								
健康器具 (歩行補助手すり)																								
健康器具 (マッサージベンチ)																								
健康器具 (ゆったりステップ)																								
けんすい																								
コンクリート遊具			1																					
シーソー						1																		
シーソー (2連)																								
シーソー (弓型)																				1				
ジャングルジム					1																			1
ジャンプタッチ																								
スイングボール																								
スイング遊具	3	1	3		2	2		1			2										2	1		
砂場遊具																								
スパイラルカウンター	1								1															
スプリング遊具		2		3				2				2												
すべり台													1										1	
すべり台 (2方向)																1								
すべり台 (象型)										1														1
すべり台 (幼児用)																								
すべり台 (回転)			1																					
太鼓橋																						1		
ちびっこハウス																								
鉄棒														1							1			
鉄棒 (2連)																								
鉄棒 (3連)	1		1		1		1		1	1								1						
鉄棒 (高)																								
鉄棒 (低)																								
動物 (コンクリート)											6													
ネットクライム																								
パネル遊具																								
はん登棒																								
複合遊具	1	1	1	1	2	1		2	1	1	1			1	1	1	1	1	2	1	1			
複合遊具 (児童用)																								
複合遊具 (小)																								
複合遊具 (幼児用)																								
腹筋ベンチ																								
ブランコ (1連)							1																	
ブランコ (2連)	1			1						1					1	1								1
ブランコ (4連)			1		1	1				1					1		1	1						1
ブランコ (親子)								1																
プレイスカルプチャー																								
ままごとハウス																								
ままごとパネル																								
山型ラダー																								
リーフイー																								
リンク遊具																								2
ローラーすべり台																								
ロッククライム																					1			

※ただし、現況を優先します。

指定管理公園主要施設一覧

	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
	後谷第一公園	中町公園	早瀬東公園	笹目南さくら公園	けやき公園	本村公園	立野際小公園	喜沢南児童遊園地	中町2丁目児童遊園地	下前1丁目遊園地	稲荷木公園	本町4丁目児童遊園地	本町5丁目児童遊園地	曲尺手遊園地	南町児童遊園地	新菅南1丁目児童遊園地	高蒲遊園地	新菅南4丁目児童遊園地	氷川町児童遊園地	上前谷遊園地	根木橋児童遊園地	喜沢2丁目児童公園	下戸田1丁目児童公園	後谷児童遊園地
	0	4	1	4	6	5	4	3	3	3	3	5	1	4	4	4	0	4	2	0	10	4	3	4
足つぽふみ																					1			
ウゴウゴ																								
ウレタン遊具																								
雲梯																								1
クッブル																								
クライム					1																			
グローブジャングル												1												
健康器具		1																						
健康器具(うであげアーチ)																								
健康器具(かいきやく)																								
健康器具(階段昇降)																								
健康器具(けんすい)																								
健康器具(ジャンプステップ)																								
健康器具(上半身ひねり)																								
健康器具(ストレッチベンチ)																								
健康器具(背のばしチェアー)																								
健康器具(背のばしベンチ)																						1		
健康器具(ぜんくつ)																								
健康器具(ツイストスツール)																								
健康器具(パラレルハンガー)																								
健康器具(バランス円盤)																								
健康器具(ふみいたストレッチ)																								
健康器具(へいきんだい)																								
健康器具(歩行補助手すり)																								
健康器具(マッサージベンチ)																								
健康器具(ゆったりステップ)																								
けんすい																						1		
コンクリート遊具																								
シーソー							1													1				
シーソー(2連)																								
シーソー(弓型)																								
ジャングルジム																		1						
ジャンプタッチ												1										1		
スイングボール												1												
スイング遊具		1		2		3								2	1							2		
砂場遊具																								
スパイラルカウンター																								
スプリング遊具															1								2	
すべり台		1								1		1						1						
すべり台(2方向)						1									1									1
すべり台(象型)							1		1		1			1										
すべり台(幼児用)																								
すべり台(回転)																								
太鼓橋																								
ちびっこハウス																						1		
鉄棒																								
鉄棒(2連)										1														
鉄棒(3連)					1		1	1	1			1				1		1					1	1
鉄棒(高)												1												
鉄棒(低)												1												
動物(コンクリート)																								
ネットクライム																						1		
パネル遊具																								
はん登棒																								
複合遊具			1	1		1		1								1							1	1
複合遊具(児童用)																								
複合遊具(小)						1																		
複合遊具(幼児用)																								
腹筋ベンチ					2																			
ブランコ(1連)							1																	
ブランコ(2連)		1		1	1				1			1		1	1			1	1			1	1	1
ブランコ(4連)								1		1		1												
ブランコ(親子)																								
プレイスカルプチャー																								
ままごとハウス																								
ままごとパネル																								
山型ラダー																1								
リーフイー																						1		
リンク遊具																								
ローラーすべり台																								
ロッククライム																								

※ただし、現況を優先します。

指定管理公園主要施設一覧

	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	
	本町1丁目児童遊園地	川岸3丁目遊園地	大前公園	新管柳原児童遊園地	南町児童公園	馬場ふれあい公園	氷川町1丁目児童公園	芦原たんぼ公園	ポール公園	噴水公園	緩衝緑地	合計
	4	4	4	6	2	3	3	6	6	3	0	345
足つぼふみ												1
ウゴウゴ									1			1
ウレタン遊具									1			1
雲梯			1									2
クッブル									1			1
クライム												1
グローブジャングル												1
健康器具												2
健康器具(うであげアーチ)												1
健康器具(かいきやく)												1
健康器具(階段昇降)												2
健康器具(けんすい)												1
健康器具(ジャンプステップ)												1
健康器具(上半身ひねり)										1		3
健康器具(ストレッチベンチ)										1		1
健康器具(背のばしチェアー)												1
健康器具(背のばしベンチ)									1			4
健康器具(ぜんくつ)												2
健康器具(ツイストツール)												1
健康器具(パラレルハンガー)												1
健康器具(バランス円盤)												1
健康器具(ふみいたストレッチ)												1
健康器具(へいきんだい)												1
健康器具(歩行補助手すり)												1
健康器具(マッサージベンチ)												1
健康器具(ゆったりステップ)												1
けんすい												1
コンクリート遊具												4
シーソー												9
シーソー(2連)		1										2
シーソー(弓型)												1
ジャングルジム				1								6
ジャンプタッチ												1
スイングボール												1
スイング遊具												51
砂場遊具												0
スパイラルカウンター												2
スプリング遊具				1		2		2				22
すべり台												9
すべり台(2方向)	1		1									7
すべり台(象型)		1		1								11
すべり台(幼児用)								1				1
すべり台(回転)												1
太鼓橋												2
ちびっこハウス												1
鉄棒												3
鉄棒(2連)								1				4
鉄棒(3連)	1	1	1	1	1							32
鉄棒(高)												1
鉄棒(低)												1
動物(コンクリート)												6
ネットクライム												1
パネル遊具												1
はん登棒												1
複合遊具	1				1	1	1	1	1	1		51
複合遊具(児童用)												1
複合遊具(小)												2
複合遊具(幼児用)												1
腹筋ベンチ												2
ブランコ(1連)												2
ブランコ(2連)		1	1	1			1	1	1			33
ブランコ(4連)	1											24
ブランコ(親子)												1
プレイスカルプチャー												1
ままごとハウス								1				2
ままごとパネル												1
山型ラダー												1
リーフイー												1
リンク遊具				1								3
ローラーすべり台												1
ロッククライム												1

※ただし、現況を優先します。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	喜沢南公園	戸田公園 駅西口緑地	戸田公園 駅東口緑地	戸田公園 駅南緑地	(仮称) 2号公園	上町第一公園	上町第二公園	元蕨第一公園	元蕨第二公園	元蕨第三公園	東町公園	鍛冶谷町公園	新田口公園	立野際公園	番匠免公園	重瀬公園	美女木公園	藪雨公園	堀ノ内公園	修行目公園	砂場公園	美笹公園
高木(本)	13	20	41	26	1556	40	18	67	51	12	28	52	43	34	118	30	50	51	77	62	53	47
低木(m ²)	60	248	345	4.9	287	45	85	705	4.1	8.3	53	55.6	232	30	139	36	150	256	137	13	170	120
生垣(m)	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	7	-	52	-	-	-
緑地(m ²)	117	295	523	180	1802	170	91	403	397	210	528	340	485	165	981	161	428	470	744	486	508	505

※ただし、現況を優先します。

指定管理公園樹木・芝生等一覧

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	柳坪公園	天王公園	山宮公園	谷口公園	根木橋公園	圃中公園	野竹公園	下町公園	夏浜公園	早瀬公園	後第一公園	後第二公園	氷川公園	喜沢第一公園	喜沢第二公園	外仲田公園	山宮北公園	谷口北公園	笹目南公園	馬場公園	川岸公園	下前公園
高木(本)	51	93	38	37	40	40	66	81	65	55	27	40	15	43	52	115	128	116	26	62	36	59
低木(m ²)	132	58	55	-	12	80	125	113	96	23	12	65	13	306	303	263	386	199	35	91.3	40	105
生垣(m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	5	187	140	-	-	9	-
緑地(m ²)	586	730	793	364	150	162	489	663	557	773	86	441	155	581	555	500	630	600	188	200	159	396

※ただし、現況を優先します。

指定管理公園樹木・芝生等一覧

	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
	下戸田第一公園	下戸田第二公園	後谷第二公園	荒井前公園	後谷第一公園	中町公園	早瀬東公園	笹目南さくら公園	けやき公園	本村公園	立野際小公園	喜沢南児童遊園地	中町2丁目児童遊園地	下前1丁目遊園地	稲荷木公園	本町4丁目児童遊園地	本町5丁目児童遊園地	曲尺手遊園地	南町児童遊園地	新曽南1丁目児童遊園地	菖蒲遊園地	新曽南4丁目児童遊園地
高木(本)	35	32	23	9	21	60	26	44	62	22	27	23	15	24	17	13	14	44	23	14	55	16
低木(m ²)	-	184	43	34	51	167	42	8	28.6	21	-	30	5	95	154	6.8	23	85	1.1	66.2	60	35.2
生垣(m)	152	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	19	-
緑地(m ²)	165	145	372	117	249	456	46	50	346	200	144	180	132	111	235	10	137	115	-	189	110	134

※ただし、現況を優先します。

指定管理公園樹木・芝生等一覧

	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	
	氷川町児童遊園地	上前谷遊園地	根木橋児童遊園地	喜沢2丁目児童公園	下戸田1丁目児童公園	後谷児童遊園地	本町1丁目児童遊園地	川岸3丁目遊園地	大前公園	新曾柳原児童遊園地	南町児童公園	馬場ふれあい公園	氷川町1丁目児童公園	芦原たんぼ公園	ボール公園	噴水公園	緩衝緑地	合計
高木(本)	20	22	13	23	35	17	50	53	37	28	39	36	55	204	34	38	300	5397
低木(m ²)	65.9	23	40	34	-	-	12.8	59	7	86.3	25.7	87.8	25.2	259	156	209	1495	9421.9
生垣(m)	-	-	-	48	16	-	49	-	-	-	-	-	58.3	-	60	124	-	1097
緑地(m ²)	102	44	167	256	223	255	296	210	260	256	489	130	228	1500	153	109	8929	36997

※ただし、現況を優先します。

資料 2

施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			市	指	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	躯体、基礎 軸組、鉄骨 部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購 入			○	指定管理業務の運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、指定管理料を含む甲の負担で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
	上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等	いわゆる 「模様替え」		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
基本的考え方 ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。 ※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

資料 3

指定管理者文書取扱いについて

指定管理者は、公の施設の管理運営を行うにあたり、收受又は作成した文書の取扱いに関し、戸田市文書管理規程を参考に基準を定め、次のとおり文書管理に努めなければならない。

1 文書の定義

文書とは、職員が職務上收受又は作成したすべての書類及び図面並びに電磁的記録をいう。

2 文書取扱の原則

文書は、すべて正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務能率の向上に役立つように処理しなければならない。

3 文書処理の年度

文書処理の年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、暦年ごとに区分することが適当なものについては、この限りでない。

4 指定管理者の職務

指定管理者は、常に文書事務が円滑かつ適正に処理されるように留意し、その促進に努めなければならない。

5 文書取扱責任者

(1) 指定管理者は、文書管理の責任者として、公の施設に文書取扱責任者を置く。

(2) 文書取扱責任者は、次に掲げる事務を処理しなければならない。

ア 文書事務の指導及び改善に関すること。

イ 文書の整理、保存及び廃棄に関すること。

ウ その他文書事務について必要なこと。

6 文書の管理

業務上收受又は作成したすべての文書は、活用するため事務室及び文書庫等で管理しなければならない。

7 文書の保管

(1) 文書は、常に系統的に分類、整理し、必要なときに直ちに取り出せるように保管しておかななければならない。

(2) 文書の保管用具は、原則として A4 サイズ 3 段キャビネットとする。ただし、このキャビネットに収納することが不適当な文書については、その他のキャビネット

ト、保管庫、図面庫又は書棚等それぞれ適当な用具を使用することができる。

(3) キャビネットは、原則として保管単位ごとに1箇所に集中配列し、使用しなければならない。

(4) 文書は、個別フォルダー又はファイルに収納し、キャビネットの一定の位置に保管しなければならない。ただし、キャビネット以外に保管する文書については、それに適した用具に適宜編さんし、保管するものとする。

8 保管文書の点検整理

文書取扱責任者は、常に文書の点検整理を行わなければならない。

9 保管場所一覧表の作成

文書取扱責任者は、文書を系統的に整理保管するため、保管単位ごとに文書保管場所一覧表（別紙1）を作成するものとする。

10 保管年限及び基準

(1) 文書の保管する期間並びに基準は、特に法令で定めるものの他は、文書保管基準（別表1）に定める基準に基づき指定管理者が定めるものとする。

(2) 保管年限は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、暦年による文書は、文書の完結した日の属する年の翌年4月1日から起算する。

11 文書の廃棄

(1) 指定管理者は、保管の必要がないと認める文書について、これを廃棄するものとする。

(2) 文書の廃棄処理方法は、溶解、裁断、物理的破壊等適切な方法で行わなければならない。

12 文書管理について

水害等の災害を想定して、行政文書等が守られる場所に保管（保存）すること。また、退勤時は文書を保存しているキャビネット等を施錠し、情報漏えいに気を付けること。

別紙 1

文書保管場所一覧表（例）

引出 No.	ガイド名	個別フォルダー 又はファイル名	保存 年限	備 考
1	市提出書類	基本協定書・年度協定書	5年	
		〇〇年度事業計画書	5年	
		〇〇年度事業報告書	3年	
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇年	
2	事業実施状況	〇〇事業	3年	
		〇〇講習会	3年	
	施設の利用状況	利用許可申請書・許可書	1年	
3	施設管理業務	〇〇業務委託・報告書	3年	
		〇〇業務委託・報告書	3年	
		〇〇作業実施報告書	3年	
	施設・物品維持 管理	〇〇機械修繕	永年	
		簡易な修繕	3年	
4	経費の収支状況	〇〇〇〇〇〇	〇年	
5	市借用文書	〇〇文書	永年	
		〇〇設備図面	永年	
	個人情報文書	〇〇登録者名簿	永年	

別表 1

文書保存基準一覧表

保存年限	保 存 基 準
永年 (指定管理期間 終了後、次へ引き 継ぐべきもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市から借用している文書・図面等 2 市から貸与された個人情報 3 管理運営するに当たって収集した個人情報 4 施設及び設備の改築及び修繕に関する文書・写真・図面等（簡易なものを除く）
5年	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要な契約書及び許可書等 2 事業計画及びその実施に関する文書 3 事業報告及びその報告に関する文書 4 その他5年保存の必要があると認める文書
3年	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算、決算、収支状況に関する文書 2 照会、回答、報告等の文書で3年保存の必要があると認める文書 3 その他3年保存の必要があると認める文書
1年	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽易な照会、回答、報告等の文書で1年保存の必要があると認める文書 2 その他1年保存の必要があると認める文書

資料 4

彩湖・道満グリーンパーク及び荒川水循環センター上部公園
利用実績並びに都市公園行為許可件数

○ 彩湖・道満グリーンパーク

(1) 有料施設

施設等名称		区分	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	平均	
駐車場		台数(台)	369,347	259,675	320,181	316,401	
		収益(円)	65,362,680	49,628,960	53,797,400	56,263,013	
スポーツ施設	陸上競技場	件数(件)	41	16	9	22	
		有料	26	2	5	11	
		免除	15	14	4	11	
		人数(人)	20,533	1,099	2,866	8,166	
			収益(円)	194,400	21,700	23,370	79,823
	サッカー場	件数(件)	528	425	544	499	
		有料	440	322	457	406	
		免除	88	103	87	93	
		人数(人)	30,224	26,610	27,142	27,992	
			収益(円)	622,580	488,760	559,740	557,027
	ソフトボール場	件数(件)	1,335	1,099	931	1,122	
		有料	1,084	832	689	868	
		免除	251	267	242	253	
		人数(人)	40,801	44,818	20,024	35,214	
			収益(円)	1,688,640	1,178,190	962,380	1,276,403
	テニスコート	件数(件)	9,250	7,343	8,155	8,249	
		有料	8,941	7,044	7,925	7,970	
		免除	309	299	230	279	
		人数(人)	125,869	115,622	45,335	95,609	
			収益(円)	5,654,460	4,417,840	4,962,480	5,011,593
野球場	件数(件)	685	505	451	547		
	有料	634	454	427	505		
	免除	51	51	24	42		
	人数(人)	21,995	11,196	9,763	14,318		
		収益(円)	838,150	576,680	581,950	665,593	
道満河岸 つり場	へら鮎つり場	件数(件)	15,664	9,765	12,642	12,690	
		有料	15,664	9,765	12,642	12,690	
		免除	0	0	0	0	
			人数(人)	15,664	9,765	12,642	12,690
			収益(円)	21,684,450	13,611,810	17,761,810	17,686,023
	金魚つり場	件数(件)	14,787	11,206	13,171	13,055	
		有料	14,787	11,206	13,171	13,055	
		免除	0	0	0	0	
		人数(人)	14,787	11,206	13,171	13,055	
		収益(円)	9,582,120	7,244,180	8,988,300	8,604,867	

(2) 行為許可件数

		区分	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	平均
		件数(件)	430	413	386	410
		有料	430	413	386	410
		免除	0	0	0	0
		収益(円)	2,413,088	1,122,604	1,161,490	1,565,727

○ 荒川水循環センター上部公園

	区分	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	平均
パークゴルフ	人数(人)	6,998	13,577	12,799	11,125
	有料	6,914	13,327	12,649	10,963
	免除	84	250	150	161
	収益(円)	3,045,850	6,770,180	6,358,940	5,391,657
シャワー	収益(円)	600	6,400	0	2,333
ロッカー	収益(円)	8,300	12,270	6,140	8,903

○ 都市公園84公園 行為許可件数

	区分	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	平均
	件数(件)	641	754	722	706
	有料	65	58	54	59
	免除	576	696	668	647
	収益(円)	255,643	137,139	140,400	177,727

※ 各項目の有料には、減額された申請を含む。

※ 荒川水循環センター上部公園パークゴルフ場は、平成30年7月12日から供用開始。

※ 荒川水循環センター上部公園パークゴルフ場の人数は、個人利用、団体利用を含むため、実際の人数とは差異がある場合がある。

※ 荒川水循環センター上部公園は、新型コロナウイルス感染対応により以下の対応を行っている。

- ・令和2年3月28日から令和2年6月7日まで、パークゴルフ場休止
- ・令和2年6月7日以降、シャワー室は使用禁止措置

※ 「都市公園84公園 行為許可件数」について

- ・件数は、原則として使用日数を基準とする。
- ・免除には、行為許可申請を伴わない公園の使用申請を含む。
- ・本指定管理対象外の公園を含めて申請を受けた場合、件数、収益額に含む場合がある。

資料5-1

施設の管理運営に係る収支状況（彩湖・道満グリーンパーク）

（単位：円）

科 目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	合 計	平 均
(1) 事業活動収入					
事業収入	226,190,568	197,533,316	209,136,882	632,860,766	210,953,589
指定管理事業受託事業利益	118,150,000	119,242,592	120,337,962	357,730,554	119,243,518
公園施設利用料金利益	42,677,888	28,661,764	35,001,520	106,341,172	35,447,057
駐車場利用料金利益	65,362,680	49,628,960	53,797,400	168,789,040	56,263,013
受取負担金	1,216,900	186,600	810,500	2,214,000	738,000
受取事業負担金	1,216,900	186,600	810,500	2,214,000	738,000
雑収益	223,517	1,032,941	3,862,235	5,118,693	1,706,231
受取利息	427	477	273	1,177	392
雑収益	223,090	1,032,464	3,861,962	5,117,516	1,705,839
経常収益計（A）	227,630,985	198,752,857	213,809,617	640,193,459	213,397,820
(2) 事業活動支出					
事業費	218,091,351	206,961,435	214,185,808	639,238,594	213,079,531
人件費	55,581,355	39,797,810	34,530,737	129,909,902	43,303,300
旅費交通費	9,214	41,388	8,180	58,782	19,594
通信運搬費	688,066	565,571	531,822	1,785,459	595,153
原価償却費	0	299,099	0	299,099	99,700
消耗什器備品費	280,264	126,700	225,190	632,154	210,718
消耗品費	3,920,506	3,977,659	3,837,758	11,735,923	3,911,974
修繕費	5,514,804	7,062,202	7,625,112	20,202,118	6,734,039
印刷製本費	365,536	425,949	251,125	1,042,610	347,537
燃料費	505,554	293,168	265,464	1,064,186	354,729
光熱水料費	11,976,445	10,872,515	10,687,687	33,536,647	11,178,882
賃借料	3,325,763	4,165,189	7,447,613	14,938,565	4,979,522
保険料	99,070	113,160	80,140	292,370	97,457
諸謝金	45,000	20,000	705,000	770,000	256,667
租税公課	7,788,600	7,950,000	1,735,300	17,473,900	5,824,633
支払負担金	38,200	43,900	53,900	136,000	45,333
支払手数料	4,181,780	3,655,670	3,766,258	11,603,708	3,867,903
食料品費	98,732	68,332	0	167,064	55,688
原材料費	147,420	38,016	94,380	279,816	93,272
仕入高	6,478,920	5,776,750	4,609,000	16,864,670	5,621,557
広告宣伝費	446,592	137,490	0	584,082	194,694
公園管理委託料	87,828,813	93,463,297	104,740,332	286,032,442	95,344,147
駐車場管理委託料	28,751,868	28,066,570	32,984,270	89,802,708	29,934,236
雑費	18,549	1,000	6,540	26,089	8,696
管理費	11,815,000	10,731,834	12,033,797	34,580,631	11,526,877
法人管理費	11,815,000	10,731,834	12,033,797	34,580,631	11,526,877
経常費用計（B）	229,906,351	217,693,269	226,219,605	673,819,225	224,606,408
当期経常増減額（A）－（B）	△ 2,275,366	△ 18,940,412	△ 12,409,988	△ 33,625,766	△ 11,208,588

資料 5 - 2 施設の管理運営に係る収支状況（都市公園）

○ 収入

資料 4 「彩湖・道満グリーンパーク及び荒川水循環センター上部公園利用実績並びに都市公園行為許可件数」参照

○ 支出

(単位：円)

科目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度 令和元年度	令和 2 年度	平均
委託料	69,448,165	108,978,319	103,055,700	93,827,395
手数料	11,496,637	10,078,796	10,001,217	10,525,550
修繕費	20,258,726	24,684,753	23,955,284	22,966,255
水道光熱費	29,791,445	27,081,196	22,399,738	26,424,126

※ 委託料、手数料、修繕費については、全公園を対象とした決算額から、本指定管理者選定対象公園分を割り出した額

資料6-1

戸田市都市公園指定管理者候補者審査基準
－ 第1次審査 評価表 －

評価のポイント	得点		
	良	可	否
戸田市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置の目的が達成できるか	3	2	1
市民の平等な施設利用を確保することができるか	3	2	1
関係法令等を遵守し、適正に施設運営を行うことができるか	3	2	1
施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができるか	3	2	1
指定管理業務に係る経費が適切な額になっているか	3	2	1
指定管理業務を安定して行う経営基盤を有しているか	3	2	1
指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるか	3	2	1

合計 /21

資料6-2

戸田市都市公園指定管理者候補者審査基準
 - 第2次審査 評価表 -

評価のポイント	得点					参考
	優	やや優れている	普通	やや劣っている	劣	
1 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか	(20点)					事業計画書
① 戸田市都市公園の設置目的及び公園リニューアル計画を理解した適切な方針や考え方が述べられているか	10	8	6	4	2	5年間の計画
② 提案内容を裏付けるような実績があるか	10	8	6	4	2	基本方針
2 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか	(40点)					事業計画書
① 基本的な考え方は適切か	10	8	6	4	2	基本方針
② 具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか	10	8	6	4	2	サービス向上の方策
③ ニーズの把握やその対応策が提案されているか	10	8	6	4	2	サービス向上の方策
④ トラブルや苦情処理への対応策が提案されているか	10	8	6	4	2	トラブル防止と対処方法
3 市民の平等利用確保への配慮がされているか	(10点)					事業計画書
① 受付の方法や利用申請の重複の場合の処理方法などで、市民が利用するに当たって平等かつ公平に公園の利用運営が行われる体制か	10	8	6	4	2	ヒアリング
4 効果的かつ効率的な管理を実施できるか	(30点)					事業計画書
① 利用率計画は現実的な計画か	5	4	3	2	1	5年間の計画
② 適切なPR活動を行う計画か	5	4	3	2	1	5年間の計画
③ 維持管理体制は、公園の状況を的確に反映するなど効果的なものか	5	4	3	2	1	維持管理計画
④ 効果的な業務遂行体制及び雇用計画が提案されているか	5	4	3	2	1	執行管理体制
⑤ 従業員教育が適切になされる計画か	5	4	3	2	1	執行管理体制
⑥ 類似施設の運営経験はあるか	5	4	3	2	1	類似施設の業務実績
5 法人等の経営基盤が安定しているか	(20点)					法人関係書類
① 過去3年間の決算状況はどうか	5	4	3	2	1	法人関係書類
② 資金計画等、確実な財政基盤はあるか	5	4	3	2	1	法人関係書類
③ 財務諸表のバランスは取れているか	5	4	3	2	1	法人関係書類
④ 法人等の将来性はどうか	5	4	3	2	1	法人関係書類

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-002	CD-ROM書籍	購入	H18.12.22	MPC 090013 かわいいカット集11セット	管理事務所	11-04-彩1
彩-003	アンケート記入台	購入	H19.1.18	KAWAJUN AAO20 申し込み台40	管理事務所	01-07-彩1
彩-005	書籍	購入	H19.2.22	造園施工管理(25版)技術編 (社)日本公園緑地協会	管理事務所	11-04-彩2
彩-006	ファイルワゴン	購入	H19.2.20	エヌケイ ファイルワゴン FW2	管理事務所	01-03-彩1
彩-007	少年用サッカーゴール	購入 廃棄	H19.3.7 H31.4.1	三和体育製 S-3402、S-3460	陸上競技場 アウトフィールド	13-03-彩1
彩-008	回転イス	購入 廃棄	H19.3.7 R2.4.1	コクヨ製 事務用回転イス CR-4N	管理事務所	02-03-彩1
彩-009	ホワイトボード(月予定表)	購入	H19.4.13	日学製 EL-12SY	管理事務所	21-03-彩1
彩-011	掛時計	購入 廃棄	H19.7.20 R1.12.1	セイコー KH411S	テニスコート	21-04-彩1
彩-012	掛時計	購入 廃棄	H19.7.20 R1.12.1	セイコー KH411S	テニスコート	21-04-彩2
彩-013	掛時計	購入 廃棄	H19.7.20 R1.12.1	セイコー KH411S	テニスコート	21-04-彩3
彩-014	テニス得点板	購入	H20.2.7	TNネット TN-10-3816	戸田市テニス協会 倉庫	13-03-彩2
彩-015	テニス得点板	購入	H20.2.7	TNネット TN-10-3816	戸田市テニス協会 倉庫	13-03-彩3
彩-016	テニス得点板	購入	H20.2.7	TNネット TN-10-3816	戸田市テニス協会 倉庫	13-03-彩4
彩-017	コンパクトメガホン(肩掛型)	購入	H20.2.8	TOA ER604W	管理事務所	10-01-彩4
彩-018	コンパクトメガホン(肩掛型)	購入	H20.2.8	TOA ER604W	管理事務所	10-01-彩5
彩-019	トランシーバー	購入	H20.2.29	アイコム IC-4088	管理事務所	10-01-彩6
彩-020	トランシーバー	購入	H20.2.29	アイコム IC-4088	管理事務所	10-01-彩7

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-021	トランシーバー	購入	H20.2.29	アイコム IC-4088	管理事務所	10-01-彩8
彩-022	テントセット	購入	H20.3.13	ニューテック カンタタープ240 コールマン ファミリーベンチ	管理事務所	21-04-彩4
彩-024	充電式インパクトドライバ	購入	H20.10.3	リョービ BID-1410	管理事務所	10-01-彩10
彩-025	AED	購入 廃棄	H20.11.6 H30.4.23	フィリップス ハートスタート FR2+ M3861A	サービスセンター	06-01-彩1
彩-026	PCソフト(パーソナル編集長)	購入	H21.2.28	株式会社クレオ パーソナル編集長 Ver.8	管理事務所	11-04-彩3
彩-028	散水用エンジンポンプ	購入 廃棄	H21.5.29 R1.12.1	工進製 KH-80	陸上競技場 倉庫	10-03-彩1
彩-029	テニス得点板	購入	H21.6.5	TNネット TN-10-3816	戸田市テニス協会 倉庫	13-03-彩5
彩-030	テニス得点板	購入	H21.6.5	TNネット TN-10-3816	戸田市テニス協会 倉庫	13-03-彩6
彩-031	テニス得点板	購入	H21.6.5	TNネット TN-10-3816	戸田市テニス協会 倉庫	13-03-彩7
彩-032	木製フロアケース	購入	H21.10.1	アリスオヤマ 木製フロアケース 柵付 SLT-W8360WH	管理事務所	04-01-彩1
彩-033	耕うん機	購入	H21.10.19	HONDA耕うん機 F220-J (付属品 本体が、移動用車輪)	道満倉庫	10-03-彩2
彩-034	インクジェットプリンター	購入 廃棄	H21.10.25 H31.2.5	EPSON PX201	サービスセンター	10-01-彩12
彩-035	ファイルサーバー	購入 廃棄	H22.1.13 R1.7.16	Baffalo TS-WX1.0TL/R1	管理事務所	10-01-彩13
彩-037	エンジン刈払機	購入 廃棄	H22.5.29 R1.7.17	丸山 BIG-M エンジン刈払機 BC23MA	道満倉庫	10-03-彩3
彩-038	エンジンヘッジトリマー	購入 廃棄	H22.5.29 R1.7.17	丸山 BIG-M エンジンヘッジトリマー BHT-600S	道満倉庫	10-03-彩4
彩-039	エンジンブロア	購入	H22.5.29	丸山 エンジンブロワ RBL300S	道満倉庫	10-03-彩5
彩-041	ガスパワー発電機	購入	H22.7.9	ホンダ ガスパワー発電機 EU9iGB	道満倉庫	10-01-彩16

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-042	丸ノコ	購入	H22.7.9	リョービ W-145D	管理事務所	10-01-彩17
彩-043	住宅地図	購入	H22.9.19	ゼンリン 戸田市201004 バインダー付	管理事務所	11-04-彩4
彩-044	アルミ園芸三脚	購入	H22.9.24	アルインコ(株) KWA240S	道満倉庫	21-04-彩5
彩-045	ラベルライター(テブラPRO)	購入	H23.1.20	キングジム製 テブラPRO SR530	管理事務所	10-01-彩18
彩-047	ワイヤレスアンプ・マイク	購入	H23.2.18	TOA WA-1812CD + マイク	管理事務所	10-01-彩20
彩-048	エンジンヘッジトリマー	購入	H23.2.21	丸山 BIG-M BHT-750S	道満倉庫	10-03-彩6
彩-049	ガーデンシュレッダー	購入	H23.3.18	共立やまびこ HK600	道満倉庫	10-03-彩7
彩-050	アルミブリッジ	購入	H23.4.11	昭和ブリッジ SGN-180-25-0.5T(2本)	管理事務所	21-04-彩6
彩-051	PCソフト(イラストレーター)	購入	H23.3.31	アドビ イラストレーター CS5(V15.0)	管理事務所	11-04-彩5
彩-052	デジタルカメラ	購入 廃棄	H23.12.5 H31.4.1	カシオ EX-ZR100(W)	管理事務所	10-01-彩21
彩-053	FAX複合機	購入	H24.1.27	ブラザー FAX2810-N	管理事務所	10-01-彩22
彩-054	液晶テレビ	購入	H24.3.13	東芝 レグザ 19A2(K)	管理事務所	10-01-彩23
彩-055	流線型回転灯	購入 廃棄	H24.5.22 R2.7.24	パトライト 青色防犯用マグネット式 HKFM-101-B	リース軽トラック 三菱#4998	10-04-彩1
彩-056	流線型回転灯	購入	H24.6.5	パトライト 青色防犯用マグネット式 HKFM-101G-B	リース軽自動車 アルト#6735	10-04-彩2
彩-057	散水レインガン	購入	H24.11.13	トーニチ製 アンボ No.350	道満倉庫	10-04-彩3
彩-058	掃除機	購入	H24.12.28	日立製 スタンド型クリーナー PV-SU3(R)	管理事務所	10-01-彩24
彩-059	ラベルプリンター	購入	H25.2.26	キングジム テブラ グランド WR1000	管理事務所	10-01-彩25

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-060	エンジン刈払機	購入 廃棄	H25. 2. 26 R1. 7. 17	丸山製作所 BIG-Mエンジン刈払機 BC-230M	管理事務所	10-03-彩8
彩-061	ファイルサーバー	購入	H25. 3. 21	バッファロー リンクステーション HDD LS-QV4.0 TL/R5	管理事務所	10-01-彩26
彩-062	自転車	購入 廃棄	H25. 4. 12 R2. 6. 13	丸山サイクル エスコートESL26S/H39P緑系 車体番号A13AD61344	管理事務所	20-02-彩1
彩-063	自転車	購入 廃棄	H25. 4. 12 R1. 9. 27	丸山サイクル エスコートESL26S/H39P緑系 車体番号A13AF63031	管理事務所	20-02-彩2
彩-064	自転車	購入 廃棄	H25. 4. 12 R2. 6. 13	丸山サイクル エスコートESL26S/H39P緑系 車体番号A13AD61119	管理事務所	20-02-彩3
彩-065	自転車	購入 廃棄	H25. 4. 12 R1. 9. 30	丸山サイクル エスコートESL26S/H39P緑系 車体番号A13AF40639	管理事務所	20-02-彩4
彩-066	自転車	購入 廃棄	H25. 4. 12 R1. 9. 27	丸山サイクル エスコートESL26S/H39P緑系 車体番号A13AF41013	管理事務所	20-02-彩5
彩-067	散水栓カップリング	購入	H25. 6. 24	ヒドロ製ホースアダプター HK50-B φ50→40	道満倉庫	10-04-彩4
彩-068	散水ノズル	購入	H25. 7. 2	消防ホース用ノズル 40A 噴霧	道満倉庫	10-04-彩5
彩-069	TOA車載放送設備	購入	H25. 12. 17	TOA製 車載アンプ20W CA-200	リース軽自動車 アルト#6735	10-01-彩27
彩-070	プロジェクター	購入	H26. 1. 16	エプソン製 EB-1751 #RFMK3Z00194	管理事務所	10-01-彩28
彩-071	ラミネーター	購入 廃棄	H26. 1. 23 R3. 2. 18	ジョインテックス製 K005J-A3	管理事務所	10-01-彩29
彩-072	自転車	購入	H26. 2. 4	丸山サイクルエスコートESL26H/P75Mピンク系 車体番号A13AK15142	管理事務所	20-02-彩6
彩-073	自転車	購入	H26. 2. 4	丸山サイクルエスコートESL26H/P75Mピンク系 車体番号A13AH20342	管理事務所	20-02-彩7
彩-075	PCソフト	購入	H26. 2. 7	(株)ジャストシステム ホームページビルダー Ver. 18	管理事務所	21-04-彩7
彩-076	ファイルサーバー (バックアップ専用)	購入	H26. 2. 10	バッファロー ネットワーク対応HDDリンクステーション LS420D0402 4TB	管理事務所	10-01-彩30
彩-077	トランシーバー	購入	H26. 4. 24	アイコム IC-4300	管理事務所	10-01-彩31

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-078	トランシーバー	購入	H26.4.25	アイコム IC-4300	管理事務所	10-01-彩32
彩-079	トランシーバー	購入	H26.4.26	アイコム IC-4300	管理事務所	10-01-彩33
彩-080	高枝鋸	購入	H26.6.13	シルキー ロングボーイ (365-36)	管理事務所	10-03-彩9
彩-081	デジタルカメラ	購入	H26.12.26	ニコン COOLPIX AW120 (OR)	管理事務所	10-01-彩34
彩-082	電話機	購入 廃棄	H26.3.31 R2.4.7	NTT αGX (S) 18標準子機	管理事務所	10-01-彩35
彩-083	スチール整理棚	購入	H26.3.31	フクフジ製 FX-133SV	管理事務所	03-01-彩2
彩-084	ワイヤレスマイクセット	購入	H27.1.27	APEL製 エペルホン WL-730	管理事務所	10-01-彩36
彩-085	焼印セット	購入	H27.2.14	加古彫刻製 刻印「彩湖・道満グリーンパーク」	管理事務所	10-03-彩10
彩-086	ロッカー (長靴用)	購入	H27.3.4	ジョインテックス製 SV-9GB (3列3段9人用)	管理事務所	03-04-彩1
彩-087	ロッカー (更衣用)	購入	H27.3.16	プラス LKロッカー (シリンダー錠) LK-32S (3人用)	管理事務所	03-04-彩2
彩-088	刈払機	購入	H27.3.16	丸山製作所 KC23RX #J00741	管理事務所	10-03-彩11
彩-089	刈払機	購入	H27.3.16	丸山製作所 KC23RX #J00744	管理事務所	10-03-彩12
彩-090	スチール整理棚	購入	H27.3.18	フクフジ製 FX-132SV	管理事務所	03-01-彩3
彩-091	スチール整理棚	購入	H27.3.18	フクフジ製 FX-133SV	管理事務所	03-01-彩4
彩-092	流線型回転灯	購入	H27.3.25	パトライト 青色防犯用マグネット式 HKFM-101G-B	リース軽自動車 三菱#4998	10-04-彩6
彩-093	インサイドワゴン	購入	H27.3.30	ジョインテックス製 3段 FW-453-W	管理事務所	04-01-彩2
彩-094	インサイドワゴン	購入	H27.3.30	ジョインテックス製 3段 FW-453-W	管理事務所	04-01-彩3

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-095	インサイドワゴン	購入	H27.3.30	ジョインテックス製 3段 FW-453-W	管理事務所	04-01-彩4
彩-096	インサイドワゴン	購入	H27.3.30	ジョインテックス製 3段 FW-453-W	管理事務所	04-01-彩5
彩-097	インサイドワゴン	購入	H27.3.30	ジョインテックス製 3段 FW-453-W	管理事務所	04-01-彩6
彩-098	ミーティングテーブル	購入	H27.3.30	アール・エフ・ヤマカワ製 RFD-1890W	管理事務所	01-05-彩1
彩-099	オフィスシュレッダー	購入	H27.4.2	アイリスオーヤマ製 TS1501	管理事務所	10-01-彩37
彩-100	事務用チェア	購入	H27.4.22	プラス製 KC-CL66SL (黒)	管理事務所	02-03-彩2
彩-101	エンジンヘッジトリマ	購入 廃棄	H27.6.9 R1.12.1	丸山製作所 BHT600S #F510710	管理事務所	10-03-彩13
彩-102	散光式警光灯	購入	H27.11.26	パトライト社製 AJM-12HD	ダイハツ #3369	10-04-彩7
彩-103	ビジネスホン主装置	購入 廃棄	H28.3.25 R2.4.7	NTT αGXタイプM #GXM-ME-(2) 中古仕様	管理事務所	10-01-彩38
彩-104	デジタルカメラ	購入	H28.5.13	富士フィルム製 FINEPIX XP90 黄色	管理事務所	10-01-彩39
彩-105	事務用チェア	購入	H28.5.17	アイリスチトセ製 BIT-EX43LOF グリーン色	管理事務所	02-03-彩3
彩-106	自転車	購入	H28.7.3	丸山サイクル エスコートESLP26F2/BL17M青 車体番号 #A16AD43599	管理事務所	20-02-彩9
彩-107	ハイブリッド・ファン	購入	H28.9.2	ウシオ製 HBF-FJRCW	管理事務所	21-04-彩8
彩-108	ハイブリッド・ファン	購入	H28.9.2	ウシオ製 HBF-FJRCW	管理事務所	21-04-彩9
彩-109	タンクキャリア動力噴霧器	購入	H28.9.2	丸山製作所 GS51ET-20 615A1699 / 61530044	管理事務所	10-03-彩14
彩-110	ルームエアコン	購入 廃棄	H28.9.3 R1.12.1	三菱電機 MSZ-GV2516-R32	金魚つり場	10-01-彩40
彩-111	ルームエアコン	購入 廃棄	H28.9.3 R1.12.1	三菱電機 MSZ-GV2516-R32	へら鮎つり場	10-01-彩41

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-112	電話機	購入 廃棄	H28.9.14 R1.12.1	NTT ハウディ・クローバーホンSⅢ	へら鮎つり場	10-01-彩42
彩-113	自転車	購入	H28.12.4	丸山サイクル ティータイムTT20F2/BL17M青 車体番号 #A16MI27779	管理事務所	20-02-彩10
彩-114	割引ライター	購入	H29.1.4	アマノ 認証機 AR-100	駐車場管理棟	10-01-彩43
彩-115	物置	購入	H29.2.20	タクボ KMR-2215D 背面棚端 (HTS-07)	ソフトボール場	04-03-彩1
	両袖机	購入	昭和50年度	イトーキAN-111	管理事務所	01-02-88
彩-116	サッカーゴール (ジュニア用)	購入	H29.6.2	ルイ高 ポトハンター3s RT-F01 1936 片側 (彩湖側/南側)	サッカー場A面	13-03-彩8
彩-117	サッカーゴール (ジュニア用)	購入	H29.6.6	ルイ高 ポトハンター3s RT-F01 1936 片側 (彩湖側/北側)	サッカー場A面	13-03-彩9
彩-118	サッカーゴール (ジュニア用)	購入	H29.6.8	ルイ高 ポトハンター3s RT-F01 1936 片側 (観賞池側/南側)	サッカー場A面	13-03-彩10
彩-119	サッカーゴール (ジュニア用)	購入	H29.6.10	ルイ高 ポトハンター3s RT-F01 1936 片側 (観賞池側/北側)	サッカー場A面	13-03-彩11
彩-120	肩掛式刈払機	購入	H29.6.9	丸山製作所 KC26NX #D777824	管理事務所	10-03-彩15
彩-121	肩掛式刈払機	購入	H29.6.9	丸山製作所 KC26NX #L672526	管理事務所	10-03-彩16
彩-122	机上名札	購入	H29.7.10	理事長	管理事務所	21-04-彩10
彩-123	机上名札	購入	H29.7.10	常務理事	管理事務所	21-04-彩11
彩-124	PCソフト (ウイルスバスター)	購入	H29.7.13	トレンドマイクロ製 ダウンロード3年版 #PNJQ-0018-3865-7810-5293	管理事務所	11-04-彩6
彩-125	肩掛式刈払機	購入 廃棄	H30.4.27 R1.12.1	丸山製作所 KC23NX	へら鮎つり場	10-03-彩17
彩-126	自転車	購入	H30.6.6	プリンスエコキッズスポーツEK18S6/ブラック&レッド 車体番号YK8D50858	管理事務所	20-02-彩11
彩-127	書籍	購入	H30.10.10	都市公園における公募設置管理型制度 Park-PFI活用の手引き (日本公園緑地協会発行)	管理事務所	11-04-彩6
彩-128	自転車	購入	H31.2.7	丸石サイクル ESPL24J/ライトハール 車体番号A18AK52245	管理事務所	20-02-彩12

資料7-1 彩湖・道満グリーンパーク 備品一覧

台帳更新 :

令和3年4月1日

所在場所 : 彩湖・道満グリーンパーク 管理事務所

管理番号	品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	設置保管場所	分類番号 備品番号
彩-129	自転車	購入	H31.2.7	石丸サイクルエスコート ESPLP24J/ライトハーフ 車体番号A18AL15694	管理事務所	20-02-彩13
彩-130	自転車	購入	H31.2.7	石丸サイクルエスコート ESPLP26J/ライトハーフ 車体番号A18AL16061	管理事務所	20-02-彩14
彩-131	自転車	購入	H31.2.7	石丸サイクルエスコート ESPLP26J/ライトハーフ 車体番号A18AL16011	管理事務所	20-02-彩15
彩-132	自転車	購入	H31.2.7	石丸サイクルエスコート ESPLP26J/ライトハーフ 車体番号A18AL16059	管理事務所	20-02-彩16
彩-133	タイムレコーダー	購入	H31.2.22	アマノ社製 TP@C-70C	管理事務所	10-01-彩44
彩-134	インクジェットプリンター	購入	R1.6.26	CANON PIXUS IX6830	管理事務所	10-01-彩45
彩-135	写真サーバー	購入	R1.7.12	バッファロー ネットワーク対応HDDリンクステーション LS520D0802G 8TB	管理事務所	10-01-彩46
彩-136	スチール棚	購入	R1.7.16	北島/コメリ製 KTラック KT150 2型5段	管理事務所	03-01-彩5
彩-137	スチール棚	購入	R1.7.16	北島/コメリ製 KTラック KT150 2型5段	管理事務所	03-01-彩6
彩-138	事務用チェア	購入	R2.2.28	TOKIO (藤沢工業) 製 FST-55黒	管理事務所	02-03-彩4
彩-139	事務用チェア	購入	R2.2.28	TOKIO (藤沢工業) 製 FST-55黒	管理事務所	02-03-彩5
彩-140	自転車 (子乗せ1人)	購入	R2.4.17	丸石サイクル FRCH203Eオレンジ A19AKZ0313	管理事務所	20-02-彩17
彩-141	自転車 (子乗せ2人)	購入	R2.4.17	丸石サイクル FRCH203Eオレンジ A19AKZ0313	管理事務所	20-02-彩18
彩-142	インパクトドライバー	購入	R2.4.27	マキタ製 MTD001DSX	管理事務所	10-01-彩47
彩-143	自転車 (クロスバイク)	購入	R2.6.26	丸石サイクル ハーフマイラーHM A P707 ダークオレンジ A19MJ35270	管理事務所	20-02-彩19
彩-144	自転車 (クロスバイク)	購入	R2.6.26	丸石サイクル ハーフマイラーHM A P707 ダークオレンジ A19MJ35309	管理事務所	20-02-彩20
彩-145	車載拡声器	購入	R2.8.12	TKS製 EPA-50II アンプ、スピーカー	管理事務所	10-01-彩48

荒川水循環センター上部公園 備品一覧

台帳更新： 令和3年4月1日

No.	備品No.			品名	取得・ 異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	所在	備考
1	大分類01	中分類03	1729	片袖デスク	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
2	大分類01	中分類03	1730	片袖デスク	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
3	大分類01	中分類03	1731	片袖デスク	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
4	大分類01	中分類05	4669	システムテーブル	購入	H30.6.20	Φ900	荒川水循環センター上部公園	
5	大分類01	中分類05	4670	システムテーブル	購入	H30.6.20	Φ900	荒川水循環センター上部公園	
6	大分類01	中分類05	4671	システムテーブル	購入	H30.6.20	Φ900	荒川水循環センター上部公園	
7	大分類01	中分類05	4672	テーブル	購入	H30.6.20	1800*450*700	荒川水循環センター上部公園	
8	大分類01	中分類05	4673	テーブル	購入	H30.6.20	1800*450*700	荒川水循環センター上部公園	
9	大分類01	中分類05	4674	テーブル	購入	H30.6.20	1500*450*700	荒川水循環センター上部公園	
10	大分類01	中分類05	4675	テーブル	購入	H30.6.20	1500*450*700	荒川水循環センター上部公園	
11	大分類01	中分類05	4676	テーブル	購入	H30.6.20	1500*450*700	荒川水循環センター上部公園	
12	大分類01	中分類05	4677	テーブル	購入	H30.6.20	1500*450*700	荒川水循環センター上部公園	
13	大分類02	中分類03	4252	回転イス肘無	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
14	大分類02	中分類03	4253	回転イス肘無	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
15	大分類02	中分類03	4254	回転イス肘無	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
16	大分類02	中分類03	4255	回転イス肘無	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
17	大分類02	中分類08	2086	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
18	大分類02	中分類08	2087	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
19	大分類02	中分類08	2088	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
20	大分類02	中分類08	2089	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
21	大分類02	中分類08	2090	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
22	大分類02	中分類08	2091	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
23	大分類02	中分類08	2092	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	
24	大分類02	中分類08	2093	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園	

No.	備品No.		品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	所在	備考
	大分類	中分類						
25	大分類02	中分類08	2094	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
26	大分類02	中分類08	2095	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
27	大分類02	中分類08	2096	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
28	大分類02	中分類08	2097	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
29	大分類02	中分類08	2098	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
30	大分類02	中分類08	2099	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
31	大分類02	中分類08	2100	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
32	大分類02	中分類08	2101	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
33	大分類02	中分類08	2102	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
34	大分類02	中分類08	2103	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
35	大分類02	中分類08	2104	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
36	大分類02	中分類08	2105	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
37	大分類02	中分類08	2106	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
38	大分類02	中分類08	2107	屋外用アルミチェア	購入	H28.6.20		荒川水循環センター上部公園
39	大分類02	中分類08	2114	折りたたみ3Pベンチ	購入	H31.3.29	東和 バイロン NX-905	荒川水循環センター上部公園
40	大分類02	中分類08	2115	折りたたみ3Pベンチ	購入	H31.3.29	東和 バイロン NX-905	荒川水循環センター上部公園
41	大分類03	中分類01	3284	中軽量ラック	購入	H30.6.20	200kg	荒川水循環センター上部公園
42	大分類03	中分類01	3285	中軽量ラック	購入	H30.6.20	200kg	荒川水循環センター上部公園
43	大分類03	中分類03	202	2WAYスタンド	購入	H30.6.25	2W280	荒川水循環センター上部公園
44	大分類03	中分類03	203	2WAYスタンド	購入	H30.6.25	2W280	荒川水循環センター上部公園
45	大分類03	中分類03	204	クラブスタンド	購入	H30.6.25	CS30	荒川水循環センター上部公園
46	大分類03	中分類03	205	クラブスタンド	購入	H30.6.25	CS30	荒川水循環センター上部公園
47	大分類03	中分類03	206	クラブスタンド	購入	H30.6.25	CS24	荒川水循環センター上部公園
48	大分類03	中分類03	207	クラブスタンド	購入	H30.6.25	CS24	荒川水循環センター上部公園
49	大分類03	中分類04	1579	ロッカー	購入	H30.6.20	シリンダー錠	荒川水循環センター上部公園
50	大分類03	中分類04	1580	窓下ロッカー	購入	H30.6.20	MTR-S5	荒川水循環センター上部公園

No.	備品No.		品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	所在	備考	
	大分類	中分類							
51	大分類03	中分類04	1581	窓下ロッカー	購入	H30.6.20	MTR-S7	荒川水循環センター上部公園	
52	大分類03	中分類04	1591	コインロッカー	購入	H30.6.29	アイリス3列3段CK-K-3309ライトグレー	荒川水循環センター上部公園	
53	大分類03	中分類04	1592	コインロッカー	購入	H30.6.29	アイリス3列3段CK-K-3309ライトグレー	荒川水循環センター上部公園	
54	大分類03	中分類04	1593	コインロッカー	購入	H30.6.29	アイリス3列3段CK-K-3309ライトグレー	荒川水循環センター上部公園	
55	大分類03	中分類04	1594	コインロッカー	購入	H30.6.29	アイリス3列3段CK-K-3309ライトグレー	荒川水循環センター上部公園	
56	大分類04	中分類01	4180	カードキャビネット	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
57	大分類04	中分類01	4181	カードキャビネット	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
58	大分類04	中分類01	4182	保管庫	購入	H30.6.20	引違い戸	荒川水循環センター上部公園	
59	大分類04	中分類01	4183	保管庫	購入	H30.6.20	スチール戸	荒川水循環センター上部公園	
60	大分類04	中分類01	4184	保管庫	購入	H30.6.20	スチール戸	荒川水循環センター上部公園	
61	大分類04	中分類02	217	手提金庫	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
62	大分類04	中分類03	1834	シューズボックス	購入	H30.6.20	オープン型	荒川水循環センター上部公園	
63	大分類04	中分類03	1835	シューズボックス	購入	H30.6.20	オープン型	荒川水循環センター上部公園	
64	大分類10	中分類01	8842	デジタルカラー複合機	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
65	大分類10	中分類01	8843	2ドア冷蔵庫	購入	H30.6.20	138L	荒川水循環センター上部公園	
66	大分類10	中分類01	8844	電子レンジ	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
67	大分類10	中分類01	8845	電話機 子機1台付	購入	H30.6.20	デジタルコードレス	荒川水循環センター上部公園	
68	大分類10	中分類01	8846	ハンド型メガホン	購入	H30.6.26	ER-1115S	荒川水循環センター上部公園	
69	大分類10	中分類01	8847	ハンド型メガホン	購入	H30.6.26	ER-1115S	荒川水循環センター上部公園	
70	大分類10	中分類01	8937	デジタルカメラ	購入	H31.3.29	TG-5	荒川水循環センター上部公園	
71	大分類13	中分類03	924	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園	
72	大分類13	中分類03	925	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園	
73	大分類13	中分類03	926	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園	
74	大分類13	中分類03	927	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園	
75	大分類13	中分類03	928	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園	
76	大分類13	中分類03	929	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園	

No.	備品No.		品名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	所在	備考
77	大分類13	中分類03	930	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園
78	大分類13	中分類03	931	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園
79	大分類13	中分類03	932	ティーグラウンド	購入	H30.6.4	合成ゴムマット+人工芝1500×1500×t23	荒川水循環センター上部公園
80	大分類13	中分類03	933	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
81	大分類13	中分類03	934	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
82	大分類13	中分類03	935	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
83	大分類13	中分類03	936	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
84	大分類13	中分類03	937	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
85	大分類13	中分類03	938	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
86	大分類13	中分類03	939	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
87	大分類13	中分類03	940	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
88	大分類13	中分類03	941	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
89	大分類13	中分類03	942	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
90	大分類13	中分類03	943	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
91	大分類13	中分類03	944	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
92	大分類13	中分類03	945	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
93	大分類13	中分類03	946	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
94	大分類13	中分類03	947	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
95	大分類13	中分類03	948	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
96	大分類13	中分類03	949	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
97	大分類13	中分類03	950	ホールカップ	購入	H30.6.15	ラクトール RT01	荒川水循環センター上部公園
98	大分類19	中分類07	8565	電気まほうびん	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園
99	大分類20	中分類04	972	LTS台車40	購入	H30.9.3		荒川水循環センター上部公園
100	大分類21	中分類03	11124	掲示板	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園
101	大分類21	中分類03	11125	ホワイトボード (2カ月予定スケジュールボード)	購入	H30.6.25		荒川水循環センター上部公園
102	大分類21	中分類04	12511	コース案内板	購入	H30.7.2	9ホール毎 A01	荒川水循環センター上部公園

No.	備品No.			品名	取得・ 異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	所在	備考
	大分類21	中分類04	12512						
103	大分類21	中分類04	12512	コース案内板	購入	H30.7.2	9ホール毎 A01	荒川水循環センター上部公園	
104	大分類21	中分類04	12513	ルール&マナーボード	購入	H30.7.2	RMB65 室内壁取付用	荒川水循環センター上部公園	
105	大分類21	中分類04	12514	総合案内板	購入	H30.7.2	SAK300	荒川水循環センター上部公園	
106	大分類21	中分類04	12496	傘立て	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
107	大分類21	中分類04	12497	ダストボックス	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
108	大分類21	中分類04	12498	ダストボックス	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
109	大分類21	中分類04	12499	ダストボックス	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
110	大分類21	中分類04	12500	ダストボックス	購入	H30.6.20		荒川水循環センター上部公園	
111	大分類21	中分類04	12502	傘立て	購入	H30.6.27	山崎産業 H-40	荒川水循環センター上部公園	
112	大分類21	中分類04	12503	傘立て	購入	H30.6.27	山崎産業 H-40	荒川水循環センター上部公園	
113	大分類21	中分類04	12627	ガーデンパラソル	購入	H31.3.29	東和 RKC-529	荒川水循環センター上部公園	

資料 8

戸田市都市公園 現行使用料及び上限額

○ 指定管理者制度導入施設（彩湖・道満グリーンパーク）

(1) 有料の公園施設

名称	単位	現行使用料		使用料上限額
		市内	市外	市内
陸上競技場	半日	5,500円	8,250円	5,500円
	1日	11,000円	16,500円	11,000円
サッカー場	2時間	770円	1,150円	770円
ソフトボール場	1面 2時間	550円	820円	550円
テニスコート	1面 2時間	550円	820円	550円
野球場	1面 2時間	770円	1,150円	770円

備考

- 1 本市以外に住所を有する者が使用する場合は、当該規定使用料の5割増とする（10円未満の端数は、切り捨てる。）。
- 2 陸上競技場及び茶室の「半日」とは、同一の日における供用時間内での連続した5時間以内の使用をいう。

(2) 駐車場利用料金

日	種別	現行使用料	使用料上限額 1日当たり
土曜日、日曜日、祝日 (振替休日を含む。)	準中型自動車、中型自動車、大型自動車、小型特殊自動車、大型特殊自動車	1回あたり 2,100円	2,100円以下
	普通自動車	最初の15分以下 無料 ～2時間以下 200円 ～3時間以下 300円 ～4時間以下 400円 ～5時間以下 500円 ～6時間以下 700円 ～7時間以下 900円 ～8時間以下 1,100円 8時間を超える場合 1,200円	1,200円以下
月曜日から金曜日まで (祝日及び振替休日を除く。)	準中型自動車、中型自動車、大型自動車、小型特殊自動車、大型特殊自動車	1回あたり 1,050円	1,050円以下
	普通自動車	最初の1時間以下 無料 ～2時間以下 100円 ～3時間以下 150円 ～4時間以下 200円 ～5時間以下 250円 ～6時間以下 350円 ～7時間以下 450円 ～8時間以下 550円 8時間を超える場合 600円	600円以下

(3) 道満河岸つり場利用料金

種類	単位	現行使用料		使用料上限額
へら鮒つり場	1日当たり	大人券	1,780円	1,780円以下
		シルバー券	1,360円	
		半日券	1,040円	
		女性券	1,040円	
		子ども券	420円	
		団体券15人以上	1,570円	
		回数券11枚綴り	17,800円	
金魚つり場	1日当たり	大人券	840円	840円以下
		子ども券	420円	
		団体券 子ども20人以上	310円	
		回数券11枚綴り	8,400円	

(4) 行為の許可による使用料

種類	単位	期間	現行使用料	使用料上限額
物品の販売その他これに類する行為	1平方メートル	1日	100円	100円
業として行う写真撮影	写真機1台	1日	1,000円	1,000円
臨時に会費を徴して写真コンテスト等の撮影会を行うとき	写真機1台	1日	200円	200円
業として行う映画又はテレビ撮影	撮影機1台	1時間	5,000円	5,000円
興行	1平方メートル	1日	10円	10円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	5円	5円

備考

使用料の計算方法

- (1) 使用時間が1時間未満の使用料は、1時間として計算する。
- (2) 使用面積が1平方メートル未満の使用料は、1平方メートルとして計算する。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の額は、当該規定使用料に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

○ 指定管理者制度未導入施設（都市公園84公園）

条例参照

戸田市 公園リニューアル計画

令和3年3月

戸 田 市

第1章	公園リニューアル計画とは	1
1.	戸田市における公園の現状	1
2.	公園リニューアル計画策定の目的	1
3.	公園リニューアル計画の位置づけ	2
4.	公園の基本的役割（存在効果・利用効果）	3
5.	公園リニューアルが必要とされる背景	5
第2章	公園リニューアルの基本理念	21
1.	基本理念	21
2.	めざす公園像	22
第3章	公園リニューアルの基本方針	23
1.	公園リニューアルの推進に向けて	23
2.	公園リニューアルへのプロセス	25
第4章	公園リニューアルの具体的方策	27
1.	公園の役割・機能の整理	27
2.	利用プログラムの導入	34
3.	施設整備	39
4.	公園運営	42
第5章	ロードマップ	47

第1章 公園リニューアル計画とは

1. 戸田市における公園の現状

わが国における都市公園の整備は、昭和47年に制定された都市公園等整備緊急措置法以降に本格化し、多くの公園が整備されてきました。また、本市では、昭和60年にJR埼京線が開通したことにより急速に人口が増え、昭和60年に約7.6万人だった人口は令和元年には14万人を超えました。都市公園法施行令では、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が示されていることから、この標準面積に近づけるよう多くの公園・緑地を整備してきました。こうして整備されてきた公園は、令和2年4月1日現在で159箇所となり、総面積は都市計画区域面積の約6%にあたる114haとなっています。住民一人当たりの面積については、都市公園法施行令において10㎡以上が求められているところ、埼玉県平均がおおよそ7㎡となっているなかで、本市は9.9㎡が確保されており、特に県南地域では突出した面積です。

人口の増加に伴い、公園周辺にも住宅が密集するようになったことから、公園の利用についても周辺住民への配慮が求められるようになりました。公園は多くの人が自由に利用できる場所ですが、安全確保や近隣への配慮のために多くの規制が生まれました。自由が失われることは公園の魅力や賑わい低下のひとつの要因ともなっています。

また、公園の設置から長期間が経過し同時期に整備された公園が老朽化していることから、その修繕や更新に多額の費用が必要になっています。今後も土地区画整理事業の進展により公園の開設が予定されていることもあり、財政を圧迫しないよう管理運営手法の見直しを行っていく必要があります。

令和元年度から流行している感染症により、with コロナ・after コロナへの社会を見据えた対応として、また、都市環境の緩和や災害時の避難や復旧場所としてオープンスペースである公園の価値が見直されるようになりました。財政を圧迫している維持管理費の抑制を図りながら公園の魅力を向上させることで利用の活性化を図り、さらには地域に賑わいをもたらす市民生活の質を向上させるために公園行政は大きな変革を求められています。

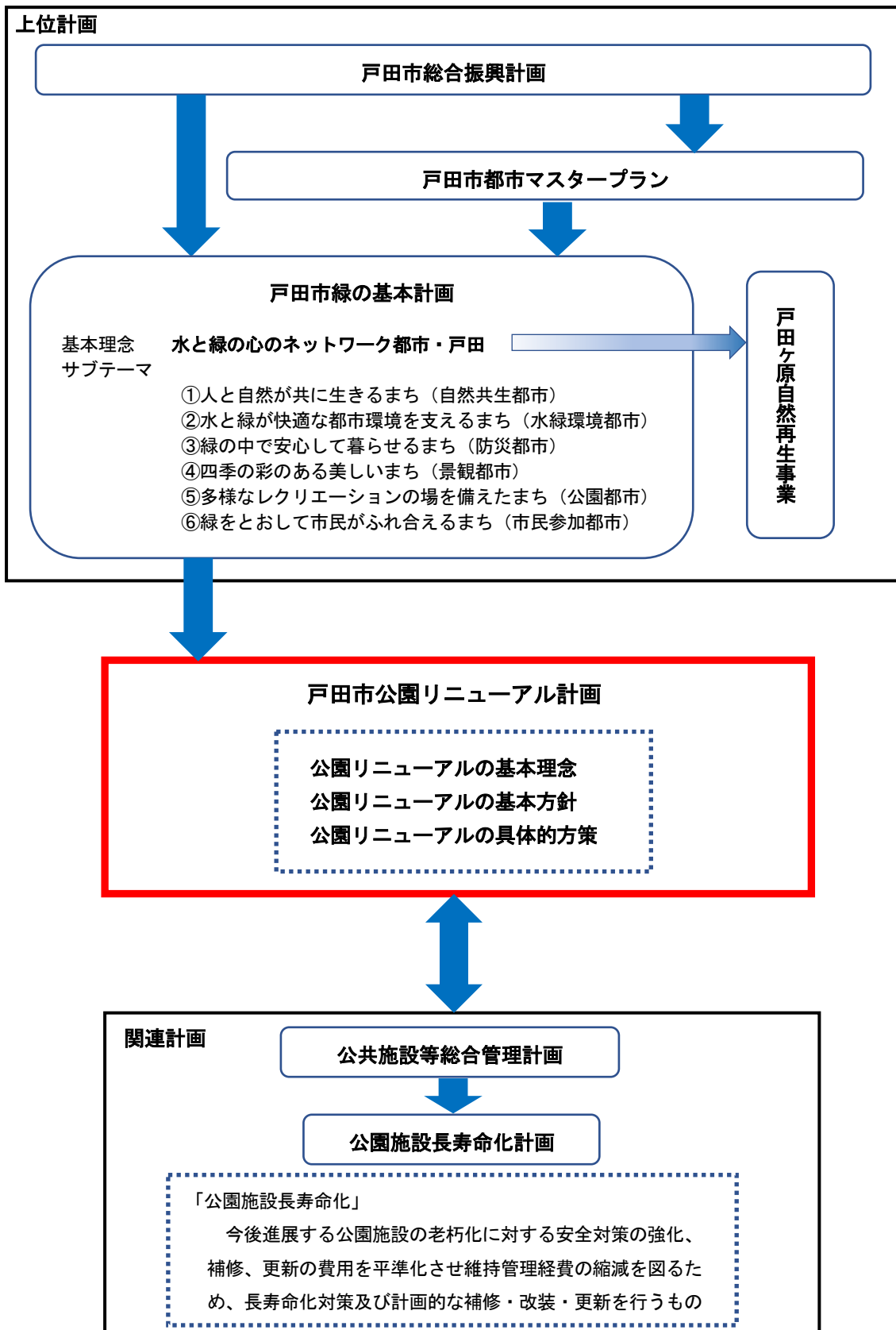
2. 公園リニューアル計画策定の目的

これまで本市の公園施設は、平成24年に策定した公園施設長寿命化計画や日常点検等に基づき、老朽化が進み危険度の高い施設から修繕や更新をしてきました。しかし、これは公園の維持管理の視点から行われているものであり、公園の賑わいを促進し地域コミュニティの形成に寄与する視点ではありませんでした。併せて、現在の公園には、将来を見越した市民ニーズの変化と多様化への対応、都市環境の向上のほか、災害時に必要なスペースとしての役割も重視される時代の要請も現れました。

この様な要請に応えるため、公園の機能と役割を市域全体で整理するとともに、公園が持つ潜在的な魅力を引き出し、利用したくなる公園としてリニューアルしていくことを目的に本計画を策定するものです。

3. 公園リニューアル計画の位置づけ

本計画の上位計画としては、「戸田市総合振興計画」、「戸田市都市マスタープラン」、「戸田市緑の基本計画」があり、関連計画として「公共施設等総合管理計画」、「公園施設長寿命化計画」があります。



4. 公園の基本的役割（存在効果・利用効果）

公園の在り方を見直すにあたり、公園が本来持つ役割を整理し、それを踏まえた検討を行うことが重要です。都市における緑のオープンスペースである公園は、市民の暮らしに様々な効果をもたらすものですが、大きく「存在効果」と「利用効果」に分けることができます。

「存在効果」は、緑に覆われた空間や多様な生物が生息する環境が存在することにより、都市機能や都市の環境等が向上する効果であり、「利用効果」は、公園を休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域コミュニティ活動等に利用することでもたらされる効果です。



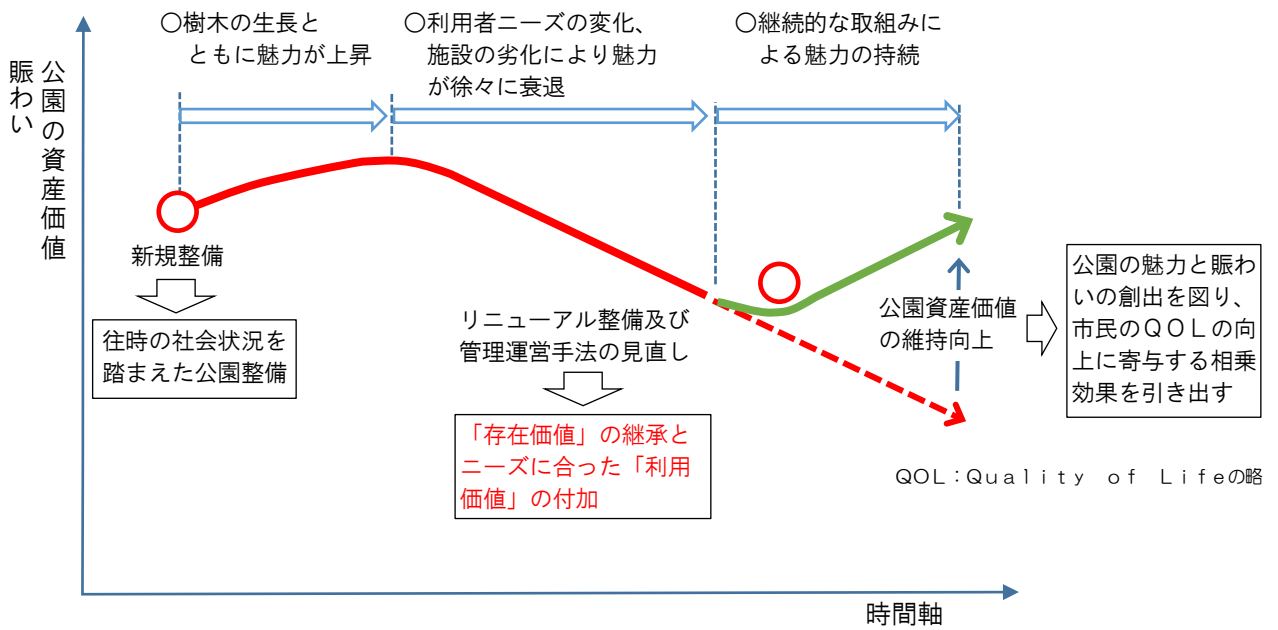
（一般社団法人日本公園緑地協会「公園緑地マニュアル 平成24年度版」より）

老朽化した公園施設を維持管理の視点で適切に更新や修繕を実施していくことは、公園の快適性を維持し、予期せぬ事故を予防するうえで重要なことです。一方で、公園の魅力創出の視点からの施設改修は大規模なものとなるため、全公園を対象として実施することは現実的に困難です。施設の価値は時間の経過とともに必然的に下がっていくため、施設の老朽化とともに賑わいが失われていくことも否めません。

そのため、ニーズの変化に対応しやすく、賑わいや満足度を維持し、かつ維持管理に要する費用の低減を達成するには、公園の持つ「利用効果」に焦点を当てたソフト面の充実を図ることが重要であると考えられます。基本方針を策定するにあたり実施したアンケート調査においても、公園を地域イベントの場として利用したいというニーズをはじめ、樹木剪定・花壇手入れ等のボランティア活動や地域の人との交流についてのニーズが確認でき、地域による公園運営の可能性をうかがい知ることができました。

次項に、公園資産価値の推移を時間軸で可視化した推移モデルを示します。

時間軸による公園資産価値の推移モデル

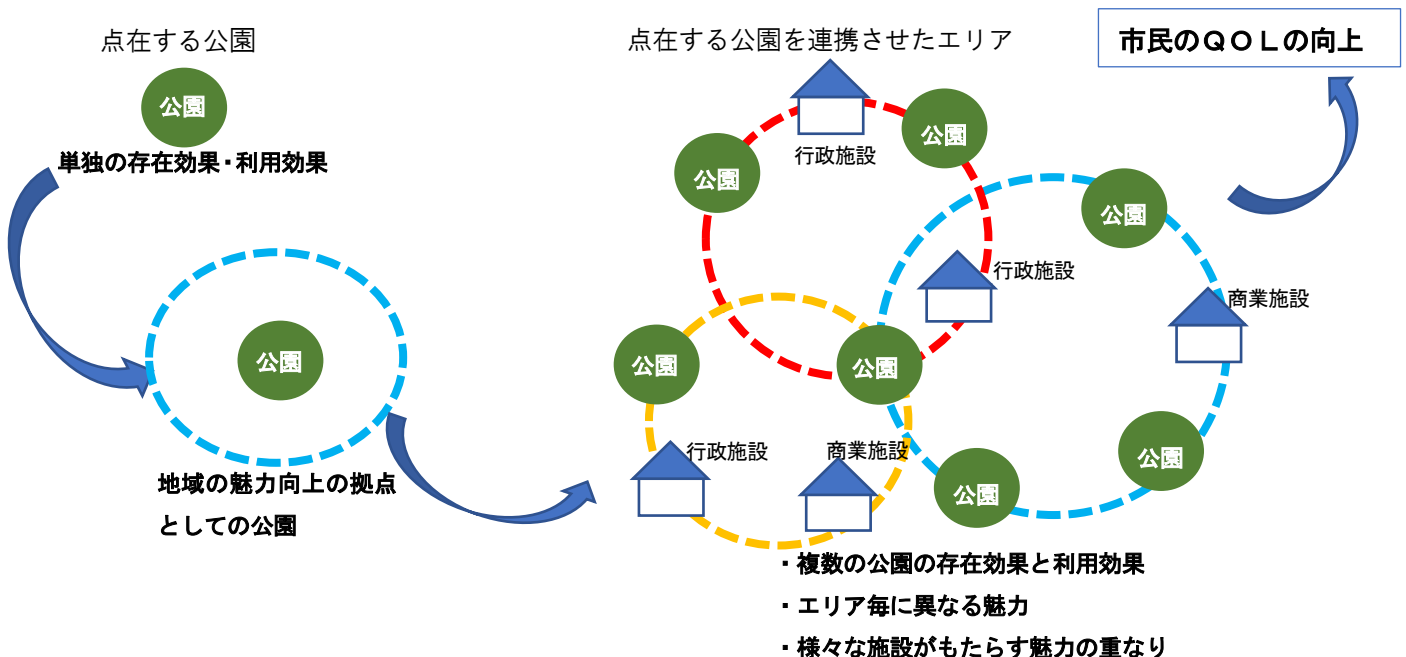


モデル図は、公園が時間の経過とともに、利用者ニーズの変化、施設の劣化により魅力が徐々に衰退していく様子を示しています。今後、公園リニューアルを行うに当たっては、多目的に使いやすくなるよう、地域ニーズの把握や活動主体の掘り起しを行ったうえで、公園の役割と機能を再整理し、公園施設長寿命化計画と連携して、運営や利用プログラム（ソフト）と施設（ハード）維持・改修の双方から公園の在り方を見直すことが必要となります。その様な継続的な取り組みにより、公園の魅力の持続を図り、公園資産価値の維持向上の実現を図っていくものとします。

また、公園は、一つの公園としての価値だけでなくまちの魅力向上の拠点となり、質の高い地域環境を実現することができます。市内には、市民の生活圏に誘致圏が重なる大小の公園が多く点在することから、色々な視点で、公園と公園、公園と行政施設等を連携させる地域（エリア）の構築を目指します。

ひいては、公園の賑わいを起点に、地域の多面的な魅力の引き出しと価値の向上を図り、市民のQOLの向上につなげていきます。

点在する公園を連携させた地域（エリア）のイメージ図



5. 公園リニューアルが必要とされる背景

(1) 全国的な公園行政の課題

近年、成熟社会を迎えたことにより国民の価値観が多様化するにつれて、歴史・伝統、自然、文化等経済的な側面以外の充足を求めるニーズが高まっていることから、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさやQOLの向上等のニーズへの対応が求められています。

そのため、国土交通省では、平成26年に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置して議論を行い、平成28年にまとめられた最終報告書では、今後の緑とオープンスペースについて、次の様にとりまとめています。

【「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」抄】

(略)

都市政策全体が転換点を迎えている中、緑とオープンスペース政策は、このような社会状況の変化を好機と捉え、より一層住みやすく、持続可能な都市への再構築を全国各地で進めるため、新たなステージへ移行していくべきである。

これまでのステージでは、経済の成長や人口の増加を背景に、欧米の都市に比して絶対的に不足している都市公園の量的な確保を急ぐこと、強い開発圧力から良好な緑地を保全することが重視されてきた。

これに対して、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、社会資本も一定程度整備されたステージでは、緑とオープンスペース政策は、都市公園の確保や緑地の保全といった視野のみに留まらず、緑とオープンスペースの多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために引き出すことまでが役割であると再認識し、その視野を広げて各種施策に取り込むことが必要である。

その上で、政策は以下の3つの観点を重視することが必要であるとされています。そして、この考えのもと「公募設置管理制度 (Park-PFI)」の創設をはじめとした制度の新設・見直しが行われ、平成29年に都市公園法が改正されています。

観点1：ストック効果をより高める

- ・公園管理者も資産運用を考え、今あるものをどう活かすかという視点を重視する。
- ・都市公園を活性化する、また、必要に応じて再編する。

観点2：民との連携を加速する

- ・公共の視点だけで発想しない。
- ・民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を行う。

観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- ・画一的な都市公園の整備や管理はせず、公園の個性を引き出す工夫をする。
- ・公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す。

(2) 戸田市の特性と課題の整理

本市の公園リニューアルにあたっては、国の動向を踏まえつつ、本市の地域特性や地域ニーズを捉えながら、計画的に取り組む必要があります。

そのため、戸田市の特性と課題について、市の各施策計画を参考に整理します。

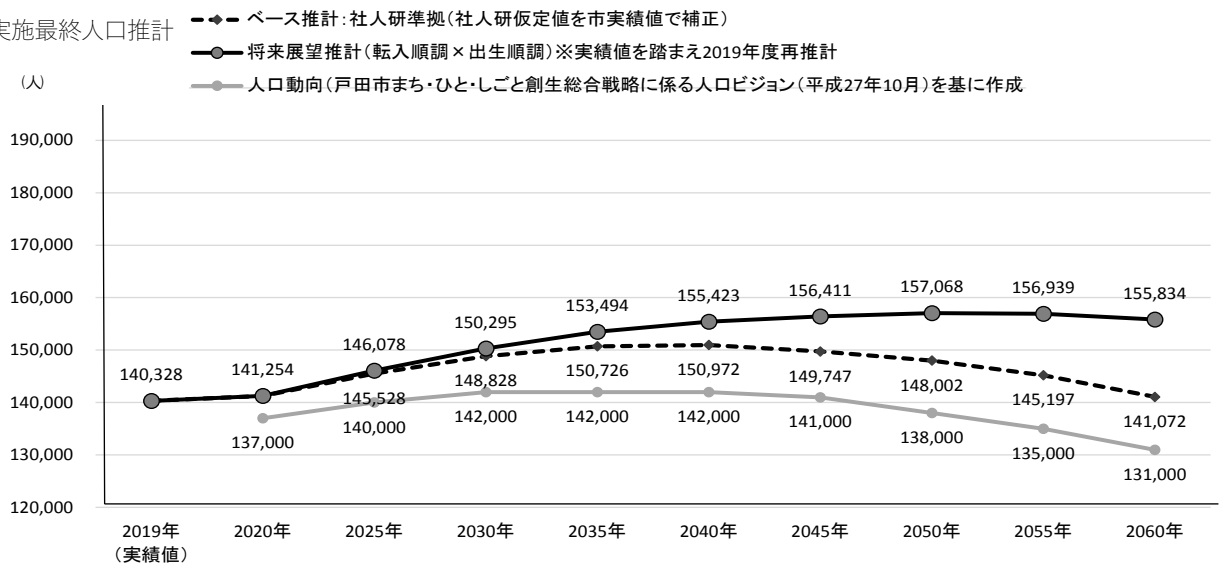
①住民

1) 人口

1985年(昭和60年)にJR埼京線が開通したことにより人口が増え続けていますが、全国的には2010年から人口減少に転じています。下図のベース推計では、当市は2020年(令和2年)に141,254人に達し、2040年(令和22年)に150,972人まで人口が増加した後、減少に転じることが見込まれています。また、2060年まで2020年に相当する人口を維持することも予測しています。

2019年度

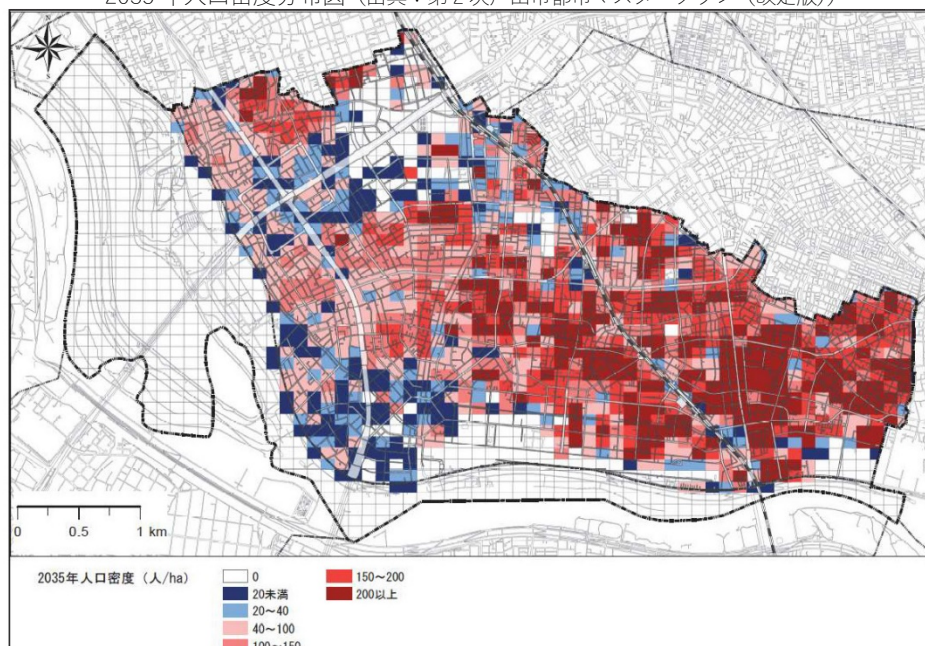
実施最終人口推計



100mメッシュでの人口分布の現状及び将来推計をみると、2015年、2060年ともに、人口の多い地域が市の東部に集中しています。

2015年から2060年にかけては、市の中央に位置する新曽地域以外で人口が減少している地区が多く、特に下戸田地域の一部では、20人/ha以上の人口減となっています。(※1)

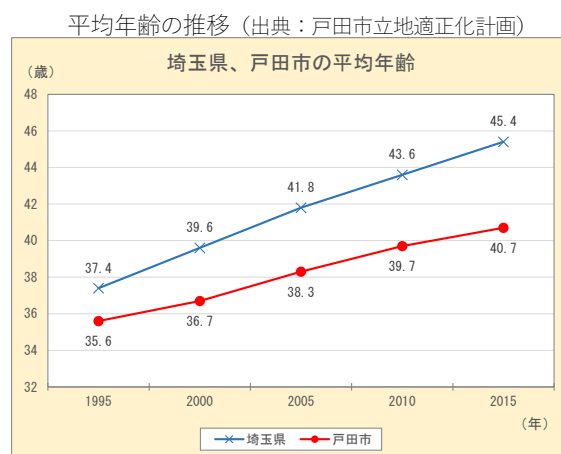
2035年人口密度分布図(出典:第2次戸田市都市マスタープラン(改定版))



2) 平均年齢と高齢化率

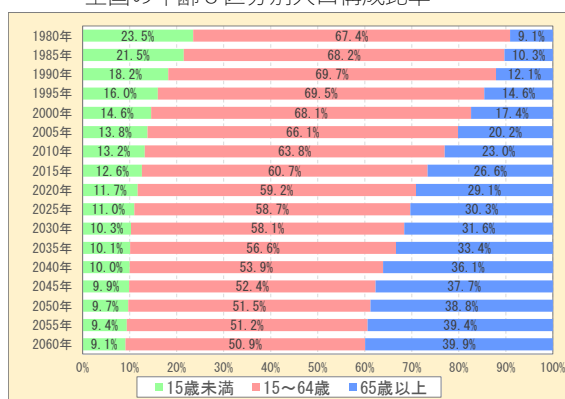
平均年齢も 2015 年で 40.71 歳、県内で最も若く全国でも 15 位となっています。(全国平均年齢は 47.85 歳)

人口ビジョン (ベース推計) では、本市における 2035 年の高齢化率は、24.6%になると予想されています。今後は、15 歳未満の人口が減少し、また 65 歳以上の人口が急速に増加することが予想されています。



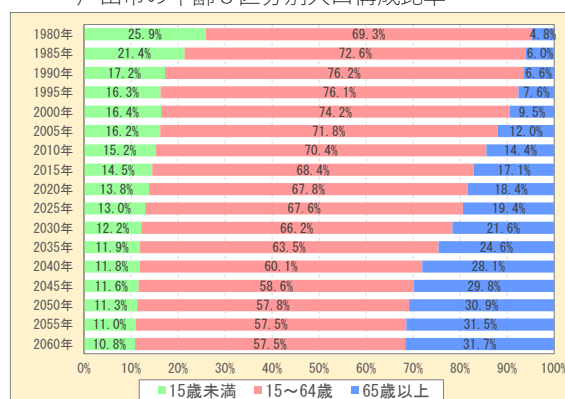
国勢調査 (各年、総務省) を基に作成

全国の年齢3区分別人口構成比率



国勢調査 (各年、総務省)、日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計、国立社会保障・人口問題研究所) を基に作成

戸田市の年齢3区分別人口構成比率



戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る人口ビジョン (平成 27 年 10 月、戸田市) を基に作成

3) 転出入者

現在は転入超過の状況であり 10 代後半から 30 代までを中心に転入者と転出者が多い状況にあります。(※1) 最新の戸田市人口再推計と平成 27 年 10 月の戸田市人口動向を比較すると、過去の人口推計より人口増となっており、本市へ定着する人口が増えてきていると考えられます。

②まちづくり

本市における都市づくりの目標は

「人と環境にやさしい水と緑豊かな美しい文化・産業・公園都市」となっています。(※1)

1) 都市施設

- ・市街化区域のうち約 79%が土地区画整理事業により基盤整備がされており、整備率は約 89%に達しているため、インフラ (道路、公園、排水施設等) が良好に整備され、安全性、快適性、利便性の高い都市構造となっています。
- ・鉄道 3 駅周辺は市の中心拠点に位置付けられています。(※1) 拠点にふさわしい都市機能の集積を目指し、北戸田駅、戸田駅を含む土地区画整理事業の 2 地区は現在施行中であり、戸田公園駅西口駅前地区では、地区住民等で組織される戸田公園駅西口駅前地区まちづくり協議会が主体となり、地区のルールについて検討を進めています。
- ・公園は、おおむね市内に均等に配置されるよう整備されており、都市公園法施行令に示されてい

る一人当たりの公園面積 10 m²を概ね満たしています。その一方、公園整備が不十分な新曽地区、下戸田南地区、向田地区があります。新曽地区においては、土地区画整理事業や新曽中央地区の都市整備の事業進捗に応じた整備を予定しています。また、下戸田南地区、向田地区を含む市内全域に多様な公園利用への対応が求められており、ニーズを捉えた公園整備を必要としています。(※1) (※2)

- ・想定以上の豪雨（本市下水道の雨水整備の計画降雨は、合流地区においては降水量 50mm/h、分流地区においては 55mm/h）により道路冠水する地域が見られることから、土地区画整理事業による河川整備や下水道による都市浸水対策が進められています。(※3) (※4)

2) 住宅

- ・今後の高齢化、子育てしやすい環境づくりを展望して親世代との近居など、多様化する住宅ニーズに対応した整備を進めていく必要があります。(※5)

3) 商業

- ・市全域からの利用を対象とする施設は、市内に分散させるのではなく拠点へ誘導・集積が必要です。

日常的な生活利便施設については、引き続き市内全域で等しく利便性が得られるよう維持、充実を図る必要があります。(※1)

- ・3 駅周辺地区の商業や業務に関する機能・役割分担の具体化を図る必要があります。(※1)

4) 工業

- ・製造業をはじめとする工業は、安定した税収、雇用創出等、市の基盤として欠かせないものであり、市外への流出を抑制するための支援や新規希望事業者に対するマッチング支援を行う必要があります。(※1)

- ・工業系用途地内への大規模マンションの立地に伴う急激な人口増加への対応が必要です。(※1)

5) 医療・福祉・子育て

- ・健康寿命^{*}が、男性 16.5 年（県内最下位）、女性 19.77 年（県内 56 位）であり、他自治体と比較し短い状況である。※健康寿命とは「65 歳に達した県民が自立した生活を送る期間（要介護 2 以上になるまでの期間）」と埼玉県では定義しています。(※6)

- ・国保加入者一人当たりの医療費全体は県内では低額ですが、前期高齢者で比較すると県平均よりも高くなっています。入院以外のレセプト件数は高血圧症が最も多く、脂質異常症、糖尿病も多くなっています。(※6)

- ・身体活動意欲が低く、歩く習慣がない若い世代に歩くことが楽しくなる仕組みを工夫します。

6) 公共施設

- ・学校施設は児童生徒数の減少により将来的に空き教室の発生が予測されます。学校建設の際は福祉施設への転用（複合化）が可能な設計も検討していく必要があります。(※1) (※7)

- ・公共施設全体の最適化を図るため複合化などの施設再編を進めていく必要があります。(※1) (※7)

- ・公共交通を利用した公共施設へのアクセス手段の確保を進めていく必要があります。(※1) (※7)

7) 防災

- ・近年頻発している豪雨、台風により浸水するエリアがあり浸水被害を軽減するための都市基盤施設の効率的な整備を推進する必要があります。(※4) (※8)
- ・1,000年に1度の大雨が降り、荒川が氾濫した場合、市内全域が5m以上浸水するところもあります。(※4) (※8)
- ・埼玉県地震被害想定における5つの地震による市内の最大震度は、6弱～6強の揺れが予測され、ほぼ市全域にわたり液状化が発生する危険度が高いと予測されています。(※8)
- ・指定避難所は、市内小・中学校や県立高等学校、福祉センター等の公共施設が指定されており、防災備蓄倉庫、非常災害用井戸等の防災設備も大半の避難所に設置されています。(※8)
- ・公園における指定緊急避難場所は、惣右衛門公園、新田公園、笹目公園、戸田公園自由広場が指定されています。(※8)

8) 都市緑化

- ・全市域の緑被率は約39%（平成28年）に達しているものの、水辺地・水面・裸地を除いた数値で見ると約9%であり、緑被地は首都圏の中でも低い数字となっています。(※3)
- ・公園・緑地のネットワークを形成する一体的な環境整備を進め、緑被率の向上を図る必要があります。(※2)

9) 都市活動

- ・市内への定住を促すために多様化する居住ニーズに対応する必要があります。様々なライフスタイル、ライフステージに応じた暮らしを実現できる環境を形成する必要があります。(※1)

出典元

※1：第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）平成31年1月

※2：戸田市緑被率調査 平成29年1月

※3：戸田市ハザードブック 令和3年4月改定

※4：戸田市下水道ビジョン（計画期間 平成28年度～平成37年度）

※5：戸田市立地適正化計画 平成31年4月

※6：元気なまちとだ 2019年3月

※7：公共施設等総合管理計画及び戸田市公共施設再編プラン平成29年3月

※8：戸田市地域防災計画 平成29年3月

③自然環境

1) 河川・水路

市内には、荒川、笹目川、上戸田川、さくら川等の川が流れています。市内を縦断する笹目川は、水辺に近づける大型階段、緩傾斜護岸などの親水空間が整備されており、舟下りイベントや清掃イベントの実施による河川への市民意識の向上や、浄化導水による水質改善など河川環境の向上に努めています。また、上戸田川、さくら川については、景観や自然環境に配慮した護岸整備等を進めています。

2) 戸田ヶ原自然再生事業

本事業は戸田市の自然特性の核ともいえる戸田ヶ原の原風景を取り戻すために戸田市が2007年から取り組んでいる事業です。

基本方針

1. 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
2. 人と自然、人と人の交流を再生する
3. 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす



彩湖・道満グリーンパーク内に「戸田ヶ原サクラソウ園」が作られ、サクラソウ・トダスゲの植栽等が市民協働で行われています。地域固有の自然生態系の保全や再生は、市街地化の進んだ都市部では地域の財産ともなり市域全体の緑のネットワークの基盤となっています。

(3) 戸田市の公園の特性と課題

①都市マスタープラン（平成31年）における公園緑地の整備方針

1) 市街地との連続性に配慮した本市のシンボルとなる大規模公園・広場の整備

市街地側からみて荒川空間を正面として捉え、荒川の正面性を強化する公園・緑地・広場の整備を進めるとともに、河川・水辺へのアクセスのしやすさの向上に努めます。首都圏の貴重なオープンスペースとして、また、広域の利用にも配慮したスポーツ・レクリエーションゾーンとして、荒川河川敷沿いの連続した散策空間を整備するとともに、広域サイクリングロードの整備を検討します。

2) 公園の適切な配置と整備

市内のどこからでも公園の利便性が高くなるよう、J R埼京線、広幅員の道路、河川等の分断要素に配慮しながら、適正利用圏となるよう街区公園・近隣公園・地区公園等を適切に配置します。また、公園の整備や再整備にあたっては、周辺の自然環境をいかすとともに、高齢化等の地域社会の変化を踏まえながら、地域のうるおいや憩い、健康づくりの場として、様々な利用者が多面的に利用でき、楽しめる公園とします。さらに、ユニバーサルデザインへの配慮、防災施設の設置など、誰もが安全に安心して利用でき、親しみを持てる公園を目指します。加えて、既存樹木や在来種の保全にも配慮します。

3) 公的空地の活用等による広場空間の確保

公園確保の一方で、公的空地の活用等により市民の身近な利用に配慮した広場を確保します。

4) 緑の軸の形成

緑の軸の形成のため、道路における並木や植栽帯の適切な設置、沿道緑化、さらに緑道等の整備や維持管理を進めるとともに、河川沿いの緑化を進めます。

5) J R埼京線沿いの環境空間の整備

J R埼京線沿いの環境空間は、緩衝緑地として機能を高めるとともに、延焼遮断帯や避難路としての機能も併せ持つ緑の軸として緑化を進め、公園・広場、生活道路、交流空間等としての活用を進めます。また、環境空間が整備されるまでの期間については、適切な暫定利用や管理を誘導します。

6) 水と緑のネットワーク形成による生物多様性の確保に配慮した公園・緑地の整備

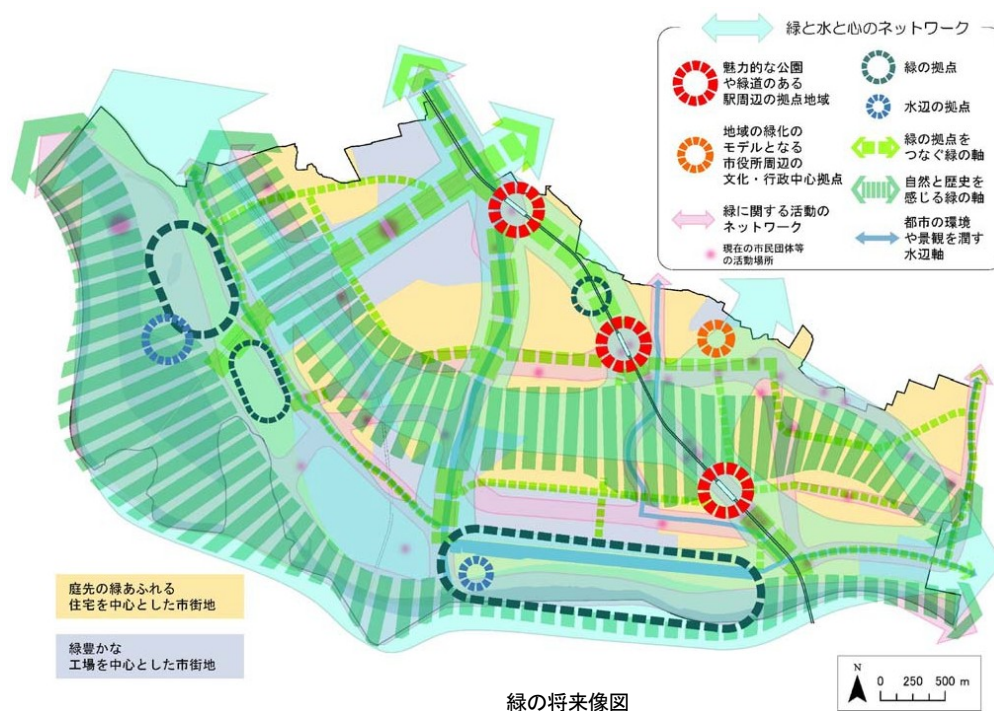
既存の自然資源を保全・活用し、水と緑のネットワークの形成等により、生物多様性の確保に配慮した公園、緑地、緑道等の整備を進めます。水と緑のネットワーク形成にあたっては、「水と緑のネットワーク形成プロジェクト」に基づき、重点地区となっている「彩湖・道満グリーンパーク・美女木地区」を中心として、多様な関係主体の参加による展開を図ります。

7) 市民・事業者・市の協働による緑化等の推進

都市全体として、うるおいや親しみを感じる空間とするため、公共空間を中心とした緑の拠点や緑の軸を形成することとし、公共施設の緑化を進めるとともに、民有地の緑化を促進する対策を検討します。さらに、公園・緑地・広場の整備及び緑化、並びにその維持管理にあたっては、市民・事業者・市が協働で進めます。

②緑の基本計画（平成24年）における緑の目標像

本市には荒川とその河川敷があり市の緑の核となっています。また、笹目川、さくら川等のその他の河川・水路や鉄道沿いをはじめとしたさまざまな帯状の緑が市内を縦横に走っています。その他にも市内に点在する社寺林・屋敷林、都市公園等の緑など市民が身近にふれあい感じることができ緑があります。緑の基本計画では緑の核や帯状の緑、点在する緑のそれぞれの質の向上とそれらをつなぐ緑の経路や拠点の整備、市民との協働による緑化を推進する「緑と水と心のネットワーク都市・戸田」を基本理念としています。公園は自然環境とつながることにより市民の生活環境を向上させます。公園が緑の軸を補完する重要な要素として位置付けられています。

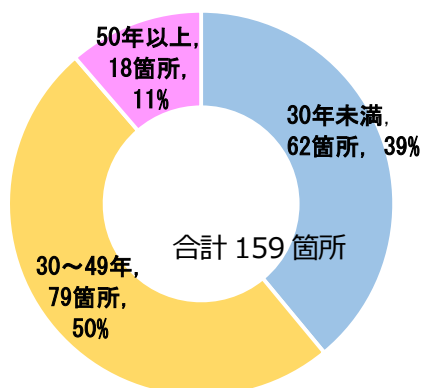


緑の将来像図

③公園の課題

1) 公園の老朽化

本市の管理する公園は、公園設置年数が30年を超えているものが約6割を超えています。また、少子高齢化の進行やニーズの多様化など社会情勢も変化しているなかで、公園施設の在り方、公園の使われ方を見直していかなければなりません。



戸田市の公園の整備経過年数

2) 公園の規模と配置

本市の公園・緑地数は159箇所ですが、最も多いのは街区公園となっています。都市近郊では開発行為に伴い500㎡未満の小規模な公園が増えていますが、本市の公園で最も多いのは1000～2500㎡で、比較的良好な規模の公園が多いと言えます。また、公園の配置も徒歩で行ける身近な公園が良好に配置されていると言えます。

しかし、同程度の規模の公園は機能的に重複していることが多くみられます。

(参考)市域面積・人口が同規模の他市との公園数・公園面積の比較 着色箇所:最大値											
戸田市 都市公園等調べR02											
人口	公園数	宅地率	住民1人当たりの面積(m ²)	面積(m ²)						その他	
				300未満	300～500未満	500～1000未満	1000～2500未満	2500～5000未満	5000以上	県立公園	
14万人	159箇所	44%	9.9	16箇所 (10%)	17箇所 (11%)	34箇所 (21%)	55箇所 (35%)	25箇所 (16%)	12箇所 (8%)	1箇所	
武蔵野市 出典:公園リニューアル計画R01											
人口	公園数	宅地率	住民1人当たりの面積(m ²)	面積(m ²)						その他	
				300未満	300～500未満	500～1000未満	1000～2500未満	2500～5000未満	5000以上	都立公園	
14.7万人	183箇所	74%	1.59	0箇所 (0%)	86箇所 (47%)	33箇所 (18%)	42箇所 (23%)	13箇所 (7%)	9箇所 (5%)	3箇所	
西東京市 出典:H30公園配置計画											
人口	公園数	宅地率	住民1人当たりの面積(m ²)	面積(m ²)						その他	
				300未満	300～500未満	500～1000未満	1000～2500未満	2500～5000未満	5000以上	都立公園	
20万人	267箇所	82%	1.28	158箇所 (59%)	35箇所 (13%)	36箇所 (13%)	17箇所 (6%)	14箇所 (5%)	7箇所 (3%)	0箇所	

都市計画区域内の公園等の概要 (令和2年4月1日現在)

都市公園		内容	整備状況
住区 基幹 公園	街区公園	敷地面積は0.25haを標準とする。(誘致距離250m)	77箇所 約14ha
	近隣公園	敷地面積は2haを標準とする。(誘致距離500m)	6箇所 約9ha
都市 基幹 公園	総合公園	面積10～50haを標準として配置する。	2箇所 約13ha
その他		緩衝緑地、都市緑地	6箇所 約68ha
合計			91箇所 約104ha

都市公園以外の公園		内容	整備状況
公園	児童遊園地	主として児童の用に供する目的で設置された小公園	34箇所 約5.4ha
	広場等	都市整備事業等の理由により、取得又は借地した土地を整備した公共の広場	12箇所 約2.6ha
	市民緑地	都市緑地法に基づき、土地所有者と地方公共団体が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度により設けられた緑地	2箇所 約0.5ha
	環境空間	鉄道沿線地域の環境を保全するため、JR東日本の新幹線・埼京線の高架式軌道の両側に概ね20mずつ確保された緩衝地帯	20箇所 約1.5ha
合計			68箇所 約10ha

市街化区域内の都市公園誘致圏分布図



令和二年四月

●都市公園(都市計画決定)一覧

番号	施設名	区分	開設月日	面積㎡	所在地
1	上町第一公園	複合	S41.4.1	654	下町2-10-2
2	上町第二公園	複合	S42.4.1	1,821	下町2-10-14
3	元蔵第一公園	複合	S43.4.1	2,017	上戸10-9-1
4	元蔵第二公園	複合	S42.4.1	1,996	上戸10-11-1
5	元蔵第三公園	複合	S43.4.1	890	上戸10-9-1
6	元蔵第四公園	複合	S42.4.1	2,643	上戸10-2-1
7	観音谷町公園	複合	S43.4.1	1,953	上戸3-18-6
8	新田口公園	複合	S59.7.1	2,420	上戸5-28
9	立野公園	複合	S45.4.1	629	善沢1-49-2
10	藤尾公園	複合	S47.4.1	4,566	善沢1-48-4
11	藤尾公園	複合	S46.4.1	2,689	善沢1-22
12	美文木公園	複合	S45.4.1	2,144	善沢1-70
13	藤尾公園	複合	S45.4.1	2,353	善沢1-12
14	瀬戸内公園	複合	S45.4.1	3,720	善沢1-7
15	藤尾公園	複合	S47.4.1	7,453	善沢1-4
16	藤尾公園	複合	S45.4.1	2,542	善沢1-4-14
17	藤尾公園	複合	S45.4.1	2,526	善沢1-5-9
18	藤尾公園	複合	S47.4.1	2,930	善沢1-22
19	大土公園	複合	S46.4.1	3,651	善沢1-15
20	山崎公園	複合	S45.4.1	3,999	善沢1-29
21	山崎公園	複合	S45.4.1	3,447	善沢1-20
22	山崎公園	複合	S46.4.1	3,001	善沢1-22
23	山崎公園	複合	S45.4.1	3,250	善沢1-3
24	山崎公園	複合	S45.4.1	2,660	善沢1-4
25	山崎公園	複合	S45.4.1	3,219	善沢1-6
26	山崎公園	複合	S47.4.1	2,789	善沢1-9
27	山崎公園	複合	S45.4.1	3,932	善沢1-5
28	山崎公園	複合	S39.11.1	1,732	善沢1-29-1
29	山崎公園	複合	S39.11.1	2,208	善沢1-18-1
30	山崎公園	複合	S39.11.1	1,900	善沢1-26
31	山崎公園	複合	S39.11.1	1,183	善沢1-24-1
32	山崎公園	複合	S39.11.1	2,413	善沢1-17-1
33	山崎公園	複合	S55.4.1	3,663	善沢1-31-1
34	山崎公園	複合	S55.4.1	3,157	善沢1-44
35	山崎公園	複合	S55.4.1	3,004	善沢1-47-1
36	山崎公園	複合	S51.4.1	903	善沢1-16
37	山崎公園	複合	S51.4.1	1,007	善沢1-7
38	山崎公園	複合	S54.12.1	1,000	善沢1-11
39	山崎公園	複合	S54.12.1	1,883	善沢1-10-20
40	山崎公園	複合	S54.12.1	826	善沢1-10-14
41	山崎公園	複合	S54.12.1	725	善沢1-15-9
42	山崎公園	複合	S54.12.1	1,242	善沢1-4-12
43	山崎公園	複合	S54.12.1	888	善沢1-2-1
44	山崎公園	複合	S54.12.1	830	善沢1-7-1
45	山崎公園	複合	S54.12.1	2,780	善沢1-17-4
46	山崎公園	複合	H2.4.1	637	善沢1-25
47	山崎公園	複合	H5.10.5	1,728	善沢1-18-1
48	山崎公園	複合	H9.3.24	1,821	善沢1-12
49	山崎公園	複合	H9.3.24	1,693	善沢1-7
50	山崎公園	複合	H10.4.1	14,726	善沢1-48-1
51	山崎公園	複合	S47.4.1	12,610	善沢1-3
52	山崎公園	複合	S46.4.1	13,685	善沢1-38
53	山崎公園	複合	S48.4.1	16,352	善沢1-7
54	山崎公園	複合	S54.12.1	26,639	善沢1-10-5
55	山崎公園	複合	S53.3.15	66,000	善沢1-10-5 (市管理)
56	山崎公園	複合	H16.10.1	667,000	善沢1-10-5 (市管理)
57	山崎公園	複合	H9.3.24	815	善沢1-3

●児童遊園地等一覧

番号	施設名	区分	開設月日	面積㎡	所在地
1	新田町児童遊園地	児童遊園地	S33.3.25	673	大宇新宮小玉261-2
2	水川町児童遊園地	児童遊園地	S42.3.20	900	水川町2-11
3	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S42.3.20	219	善沢町1-7
4	下町児童遊園地	児童遊園地	S44.3.31	462	下町2-6
5	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S45.3.25	1,191	大宇新宮小玉242-2
6	早瀬児童遊園地	児童遊園地	S46.10.19	463	早瀬1-7
7	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S45.10.19	1,950	善沢1-20
8	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S47.3.31	677	善沢町2-6
9	本町3丁目児童遊園地	児童遊園地	S47.5.11	453	本町3-11
10	川岸児童遊園地	児童遊園地	S46.4.1	608	川岸2-6
11	南馬木児童遊園地	児童遊園地	S51.4.1	315	南馬木町35
12	戸田児童遊園地	児童遊園地	S50.6.1	1,460	大宇新宮小玉1804
13	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S54.12.1	634	上戸10-2
14	戸田児童遊園地	児童遊園地	S53.4.1	1,019	川岸3-4
15	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S55.4.1	2,269	善沢町4-1
16	向田児童遊園地	児童遊園地	S61.4.1	768	大宇新宮小玉1117
17	上町児童遊園地	児童遊園地	S62.4.1	992	本町3-3
18	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S62.11.29	205	善沢町1-8
19	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S62.10.9	173	善沢町1-5-3
20	下町児童遊園地	児童遊園地	H7.4.1	98	下町2-6
21	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H6.4.1	865	善沢町1-4
22	下町児童遊園地	児童遊園地	H19.4.1	252	下町2-12
23	川岸児童遊園地	児童遊園地	H19.4.1	246	川岸1-10
24	上町児童遊園地	児童遊園地	H19.4.1	2,189	本町3-10
25	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.12.1	231	善沢町1-21
26	川岸児童遊園地	児童遊園地	S53.4.1	11,646	川岸1-6
27	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S63.12.33	1,036	水川町2-14
28	戸田児童遊園地	児童遊園地	H4.4.1	2,457	川岸3-7-2地先
29	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H7.4.1	16,354	善沢町1-5
30	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H7.11.1	1,515	大宇新宮小玉1309
31	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H11.8.4	789	下町1-1
32	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H15.11.28	471	上戸10-129-15
33	向田児童遊園地	児童遊園地	H24.4.1	349	大宇新宮小玉1049-1
34	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H25.11.1	402	大宇新宮小玉1758-3

●都市公園(都市計画未決定・都市公園告示)一覧

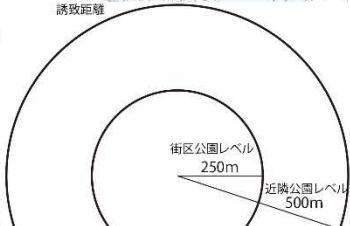
番号	施設名	区分	開設月日	面積㎡	所在地
(1)	立野公園	複合	H9.3.24	720	善沢1-9
(2)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	800	善沢町1-4
(3)	中町2丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	962	中町2-9
(4)	下町1丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	372	下町1-14-2
(5)	藤尾公園	複合	H9.3.24	273	上戸町南水111-2
(6)	水町4丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	850	水町4-7
(7)	水町5丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	137	水町5-13
(8)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	364	善沢町2-20
(9)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	338	善沢町1-15
(10)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	945	善沢町1-10
(11)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	369	善沢町3-2
(12)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	874	善沢町4-5
(13)	水川町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	572	水川町1-10
(14)	上町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	281	水川町2-8
(15)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	839	善沢町1-21
(16)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,284	善沢町2-6
(17)	下町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,115	下町1-5
(18)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,275	上戸町1-11
(19)	本町1丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,413	本町1-18
(20)	川岸3丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,054	川岸3-7
(21)	入前公園	複合	H9.3.24	1,202	本町2-15
(22)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,280	大宇新宮小玉79-1
(23)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,631	善沢町1-2
(24)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	2,053	善沢町2-7
(25)	水川町1丁目児童遊園地	児童遊園地	H9.3.24	1,143	水川町1-5
(26)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	S54.4.1	8,319	善沢町1-369
(27)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H16.4.1	1,448	善沢町1丁目5丁目地内
(28)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H19.4.1	1,996	本町3-8
(29)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H21.4.1	1,300	川岸3丁目5丁目地内
(30)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H23.4.1	4,098	大宇新宮小玉1399-1
(31)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H22.7.1	63,523	大宇新宮小玉1394-1
(32)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H24.4.5	2,819	大宇新宮小玉1136
(33)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H25.4.1	3,741	大宇新宮小玉115-4811
(34)	善沢町児童遊園地	児童遊園地	H31.4.1	1,801	大宇新宮小玉2156-1315

●環境空間一覧表

番号	施設名	区分	開設月日	面積㎡	所在地
①	おじや坂地	ナシ	H13.4.1	485	上戸10-10
②	本町2丁目万葉の花	ナシ	H16.4.1	1,006	本町2-10
③	善沢町小玉緑地	ナシ	H19.4.1	1,417	大宇新宮小玉241外
④	善沢町緑地	ナシ	H16.4.1	165	大宇新宮小玉241外
⑤	善沢町小玉緑地	ナシ	H16.4.1	527	大宇新宮小玉213-395
⑥	大物緑地(南)	ナシ	H17.4.1	1,807	本町2-11
⑦	善沢町緑地(南)	ナシ	H17.4.1	893	大宇新宮小玉1270-8
⑧	大物緑地(北)	ナシ	H18.4.1	1,399	本町2-11
⑨	善沢町緑地(北)	ナシ	H18.4.1	1,279	大宇新宮小玉1675-15
⑩	向田緑地(北)	ナシ	H18.4.1	1,386	大宇新宮小玉16143-6
⑪	善沢町緑地(南)	ナシ	H20.4.1	274	大宇新宮小玉339-8
⑫	善沢町小玉緑地(南)	ナシ	H20.4.1	252	大宇新宮小玉199-13
⑬	上戸町5丁目緑地(南)	ナシ	H20.4.1	193	上戸町5-34
⑭	上戸町5丁目緑地(南)	ナシ	H20.4.1	252	上戸町5-11
⑮	善沢町内法止広場	ナシ	H21.4.1	1,281	大宇新宮小玉242-1511
⑯	善沢町緑地(北)	ナシ	H22.4.1	369	大宇新宮小玉242-1511
⑰	善沢町緑地(北)	ナシ	H24.4.1	69	大宇新宮小玉114-32
⑱	善沢町緑地(北)	ナシ	H28.4.1	653	川岸1-1315
⑳	善沢町緑地(北)	ナシ	H2.4.1	2,689	川岸1-1017-15

●広場・せせらぎ水路等一覧

番号	施設名	区分	開設月日	面積㎡	所在地
1	善沢町公共広場	ナシ	H17.10.25	1,113	善沢1-5
2	善沢町広場	ナシ	H19.4.1	813	大宇新宮小玉1895-1
3	善沢町広場	ナシ	H16.4.1	539	大宇新宮小玉1895-1
4	善沢町広場	ナシ	H17.4.1	486	大宇新宮小玉1895-1
5	善沢町広場	ナシ	S54.4.1	1,497	大宇新宮小玉35.66
6	善沢町広場	ナシ	H5.12.9	818	大宇新宮小玉34
7	善沢町広場	ナシ	H11.11.10	18,334	善沢町1-5
8	善沢町広場	ナシ	H16.4.1	2,706	善沢町1-5
9	善沢町広場	ナシ	H16.4.1	3,325	大宇新宮小玉2467
10	善沢町広場	ナシ	H6.4.1	1,067	善沢町1-19外
11	善沢町広場	ナシ	S52.4.1	899	下町2-10-20
12	善沢町広場	ナシ	H20.6.1	732	大宇新宮小玉2
13	善沢町広場	ナシ	H16.4.1	331	善沢町2-1
14	善沢町広場の水辺の広場	ナシ	H28.4.1	493	大宇新宮小玉2559-1,2557-1の一部分



戸田市役所

④公園の利用実態

1) アンケート調査結果（令和元年度）

公園利用者の利用実態とニーズを把握するため、市内全域の市民に対して、無作為抽出による郵送アンケートを実施しました。加えて、郵送アンケートの結果と実際の公園利用者との間に乖離がないかを確認するために、補足調査として、現地での「公園利用者」と「公園近隣住民」を対象として実地アンケート調査とともに、頻繁な公園利用が想定される「小学生」、「保育所」、「介護施設等」に対するアンケート調査を行いました。

① 郵送による市民アンケート調査

- ・ 郵送数：3,000検体（無作為抽出）
- ・ 回答数（率）：843件（28.1%）

② 公園利用者アンケート調査

- ・ 回答数：169件

③ 公園近隣住民アンケート調査

- ・ 回答数：56件

④ 小学校アンケート調査

- ・ 対象者：戸田市立小学校に在籍する児童（6年生）
- ・ 回答数：1286件

⑤ 幼児施設アンケート調査

- ・ 対象施設：戸田市内に所在する保育施設、幼稚園等
- ・ 回答数：60件

⑥ 高齢者介護施設・障害児施設アンケート調査

- ・ 対象施設：戸田市内に所在する高齢者介護施設、障害児施設
- ・ 回答数：29件

2) 郵送アンケートの内容と全体的な傾向

アンケート調査における各質問項目について、年齢層に偏りのない郵送アンケートを中心に主な結果として取りまとめました。

【回答者の性別・世代】

郵送アンケート調査：市民全般に対する無作為抽出アンケート

【回答者概要】

男女比4：6（公園を普段利用しない対象者も含め幅広い層から回答）
回答は40～70代の世代が8割を占めた。

【利用時間帯】

郵送アンケート回答者：午前9時から正午と午後4時から6時が過半数

【参考】公園利用者、公園隣接住民：同様の傾向にあり。

保育園・幼稚園：午前9時～正午

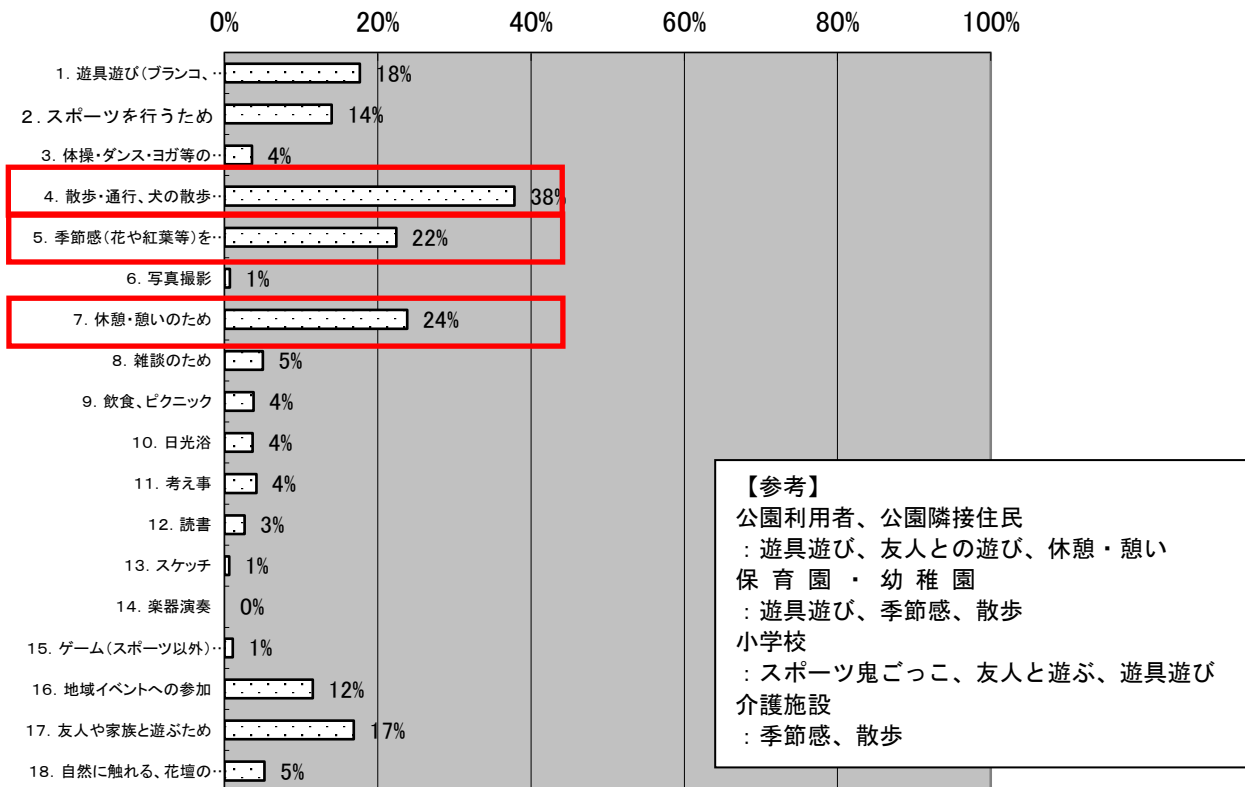
小学校：午後4時から6時

介護施設：午前9時から正午と午後1時から4時

※時間帯により利用年齢層が入れ替わる。

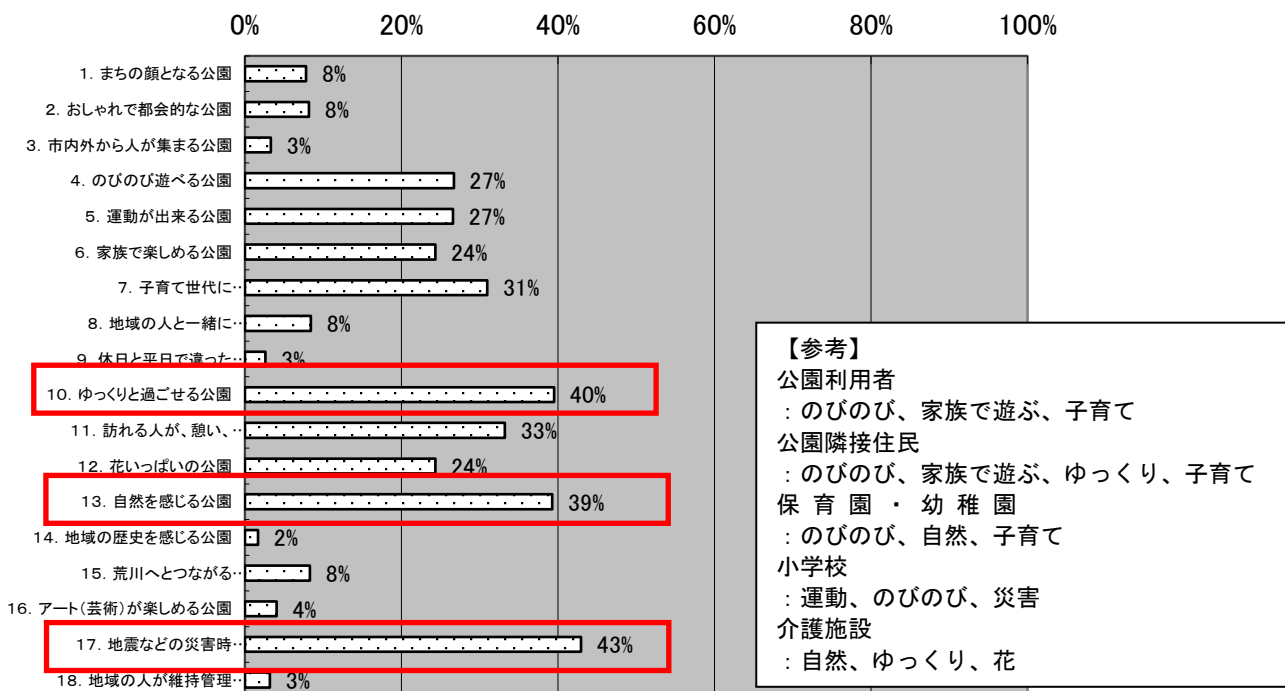
【公園利用目的】

「散歩等」や「休憩・憩い」、「季節感を感じるため」の回答が多かった。



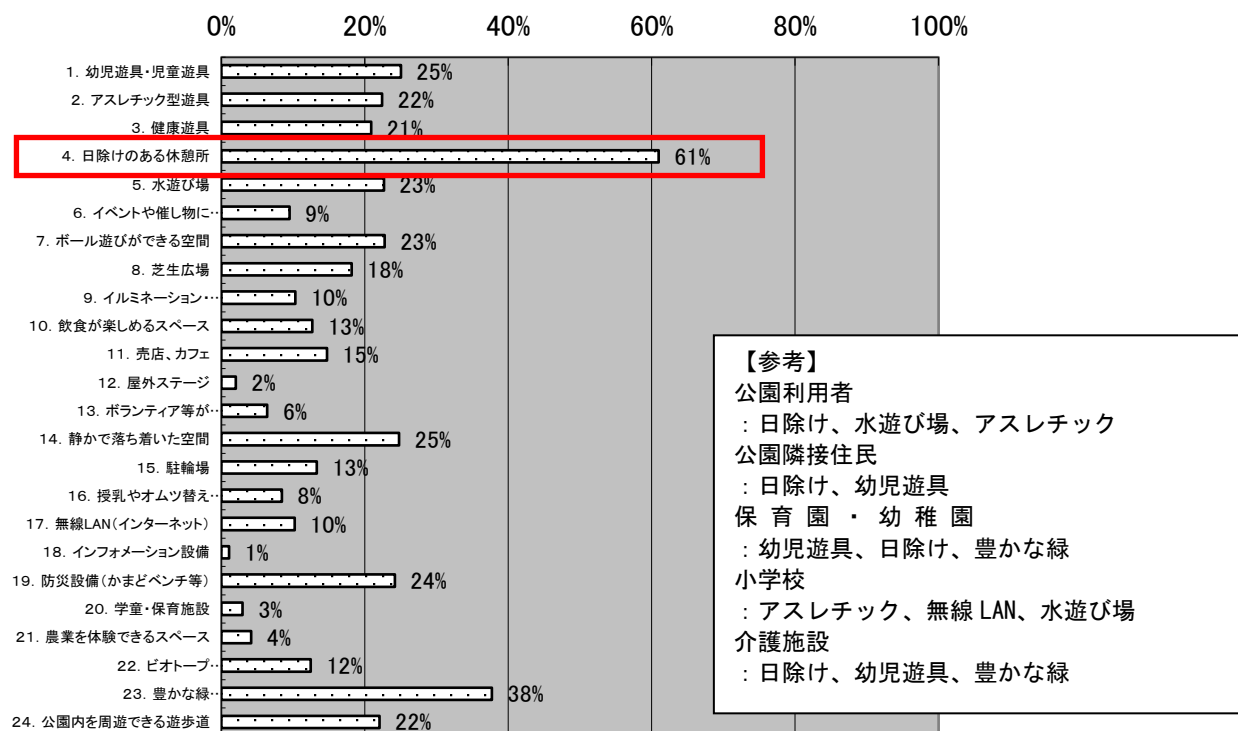
【公園リニューアルのイメージ】

「ゆっくりと過ごせる公園」、「自然を感じる公園」、「災害時に役立つ公園」に多くの回答があった。
 ※憩いや安らぎを求めつつ、災害への意識が高まっていることが伺える。



【リニューアル時にあると良い施設・機能】

「日除けのある休憩所」に非常に多くの回答があった。小学生を除きどの年代にも日除けが多い。



【公園での参加してみたい行事・イベント】

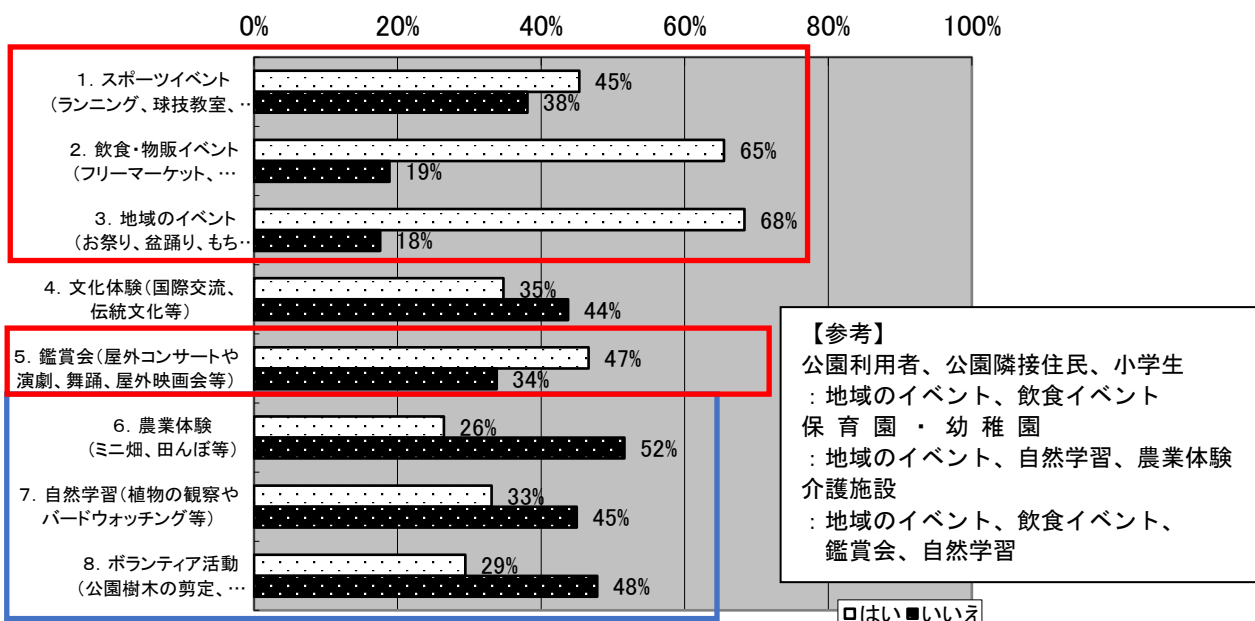
○受動的なイベント

→「飲食・物販イベント」、「地域のイベント」等の受動的なイベントに参加の意向が多く、不参加の回答が少ない傾向にあり、地域の交流が図れるイベントへの参加の意向がある。

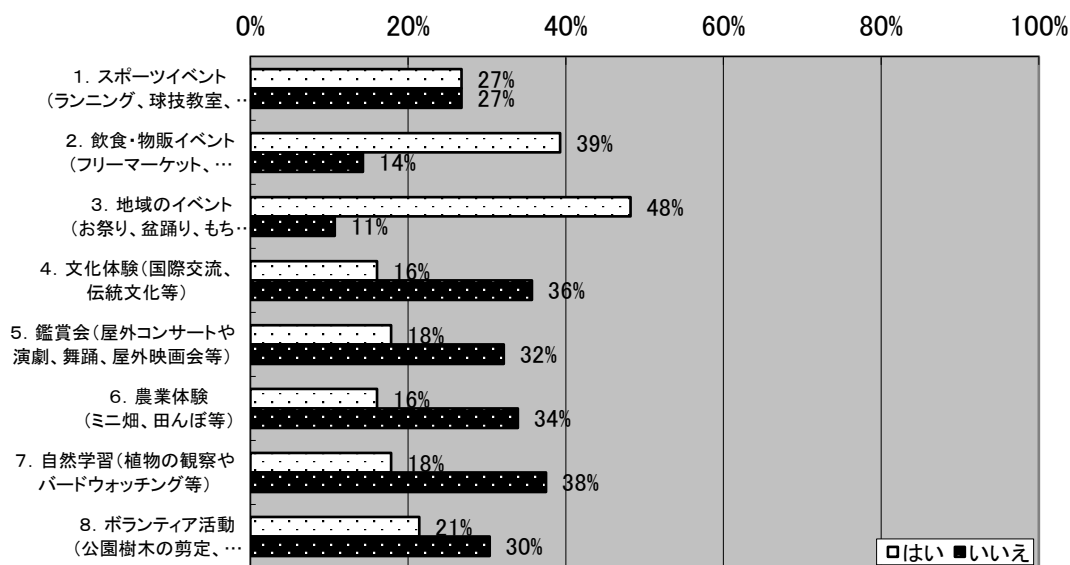
○主体となるイベント

→「ボランティア活動」等のイベントにも参加希望が寄せられましたが、不参加の意向はこれを上回っている。

※地域交流に参加したいとの意向は多いが、自らが主体となる交流は敬遠されている傾向がある。



また、公園近隣住民アンケートでは、郵送アンケートに比べ、公園内のイベント開催に肯定的な回答が少なく、近隣住民の理解が必要であることが読み取れる。



【必要・不要と思われる公園施設】

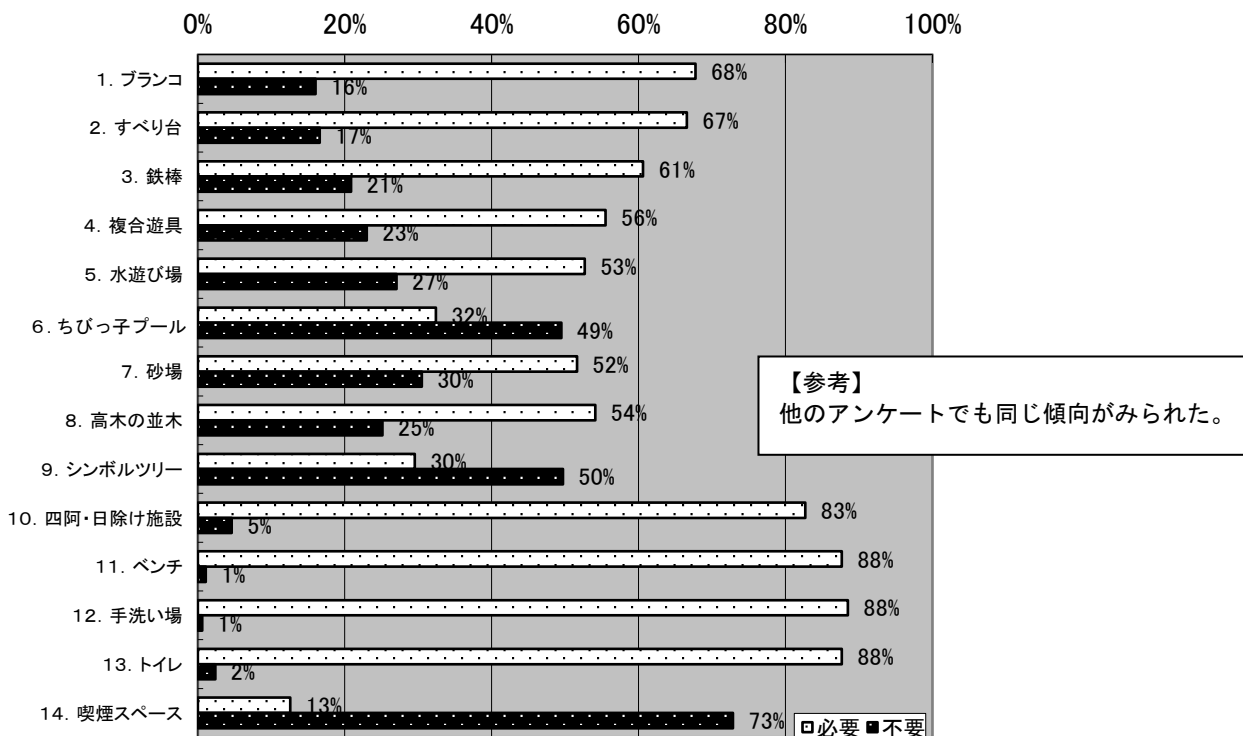
Q：下記の公園施設で必要又は不要と思われるものはありますか。

○必要な公園施設

ベンチ、手洗い場、トイレ、次いで日除け施設、ブランコ、すべり台、鉄棒、複合遊具

○不要な公園施設

喫煙スペース、シンボルツリー、ちびっ子プール



【参考】
他のアンケートでも同じ傾向がみられた。

3) アンケートまとめ

このアンケートからは、リニューアルのイメージとして、「ゆっくり過ごせる公園」、「自然を感じ

る公園」に加え、地域イベントの参加などの利用と、「災害時に役立つ公園」のニーズが顕著に現れています。また、公園にあると良い施設に「日除けのある休憩所」に多くの回答が寄せられ、「喫煙スペース」、「シンボルツリー」、「ちびっ子プール」はニーズに合致していない公園施設であることがわかりました。

自由意見からは、公園でのボール利用について賛否両論があり、その他に利用ルールの緩和など、柔軟な公園利用を望む意見が多くありました。

このアンケート結果を踏まえ、公園の基本的役割である存在効果、利用効果を高めるリニューアルをどの様に行うべきか、次のようにまとめます。

- ・公園は、家庭、職場（施設・学校）に続く、第三の居場所としての役割が求められており、検討する必要がある。
- ・地域における交流や賑わいの場としての公園が必要とされている。
- ・平時に過ごしやすい、公園利用者及びイベントの主体者が利用しやすい公園はどのような公園か検討する必要がある。
- ・平時と災害発生時の違いを確認し、「災害時に役立つ公園」とはどのような在り方が望ましいか検討する必要がある。
- ・公園近隣住民の生活と公園利用のバランスがとれる公園とはどのような在り方が望ましいか検討する必要がある。
- ・公園を柔軟に利用するために、利用ルールや運用方法等を検討する必要がある。
- ・ワークショップ等を行い、市民の意見やニーズを踏まえ、専門家等のノウハウを活かして、様々な活動主体による公園活用から生まれる賑わいが地域の賑わいに相乗効果をもたらすよう検討する必要がある。

⑤運営の課題

1) 多様な市民ニーズへの対応の必要性

安全管理や苦情対応の維持管理が中心となっているため、利用ルールに関する注意や規制看板が多くなり、公園での自由な利用ができないことが多くなってきています。

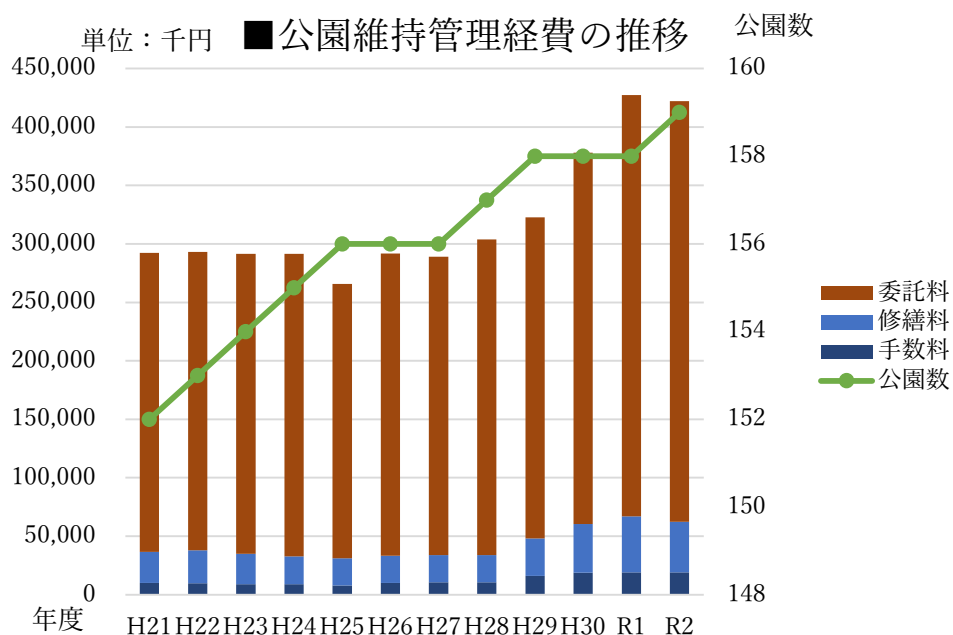
また、公園の魅力や地域のニーズは様々あるはずですが、魅力や特性を引き出したり、地域のニーズに合った維持管理という視点は不足しています。

2) 市民協働の利用プログラムの再編の必要性

利用プログラムは公園の利用を促進するために大型の公園（彩湖・道満グリーンパーク）を中心に管理者が中心となり様々な形で行われています。街区公園等でも町会・自治会が中心となり夏祭りや美化活動が行われているものの、地域コミュニティを形成するための普段使いの利用プログラムはあまり行われていません。

3) 維持管理費の増加

現在159箇所の公園の維持管理を行っており、公園設置年数が30年を超えているものが6割を超えているため、今後も維持管理費は増加していくことが考えられます。



第2章 公園リニューアルの基本理念

1. 基本理念

本市の人口はこれまで増加を続け、令和元年には14万人を超えました。この傾向は今後も当面続きますが、平成27年10月の人口推計では2035年にピークを迎え、減少傾向に転じることが予測されています。また一方で、少子高齢化の進行は本市においても進み、2010年には人口構成比率で14.4%だった老年人口が2040年には28.1%にまで増加することが見込まれており、年齢構成が変化していきます。また、令和元年度から流行している感染症により、with コロナ・after コロナへの社会を見据えた対応として、オープンスペースである公園の価値が見直されており、公園を取り巻く社会情勢が変化しています。国においても、公園利用に係る規制を緩和し、多様な主体が公園にかかわることで、そのポテンシャルを高めていく方向にあります。

本市ではこれまで町会・自治会をパートナーとして公園管理を行ってきました。しかし、多様化するニーズや社会情勢に対応し、より公園が活性化し魅力的なものとなっていくため、今後はより広く様々な団体や企業等ともパートナーシップを築き、ともに取り組む公園づくりを目指していきます。

そこで、公園リニューアル計画の策定にあたり、「基本理念」を次のように定めます。

【基本理念】

楽しい！気持ちいい！とっても大好き！
オールとだで築く新たな公園づくり

2. めざす公園像

基本理念を踏まえて戸田市の目指す公園像を、次のとおりとします。

- 公園像1 活動・活躍の場となる公園（楽しい公園）
- 公園像2 やすらぎの得られる安心・安全な公園（気持ちいい公園）
- 公園像3 郷土愛を醸成する公園（大好きな公園）

公園像1 活動・活躍の場となる公園（楽しい公園）

これまで公園は規制が多く、また利用者が公園運営に関わることはありませんでした。しかし、賑わいのある魅力的な公園としていくためには、様々な主体とパートナーシップを築き、地域の住民・団体・企業等が主体的に活動の場として公園を利用し、より柔軟に活発に利用される必要があります。

そこで、公園運営を担う活動主体を掘り起し、積極的な公園利用を促すことで、賑わい、活力にあふれた楽しめる公園を目指します。

公園像2 やすらぎの得られる安心・安全な公園（気持ちいい公園）

大部分が市街化区域となっている本市では、公園の緑は市民が身近に感じることのできる貴重な自然です。自然環境を確保し維持していくことは、生物多様性に寄与するだけでなく、木陰での憩いや四季の移ろいを感じるなど、住民の生活に潤いを与えるために必要なものです。

また、公園が市民のやすらぎの場や憩いの場となるためには、安心・安全に利用できることが大前提となります。

そこで、緑のなかで安心・安全に心からやすらぎを得られる気持ちいい公園を目指します。

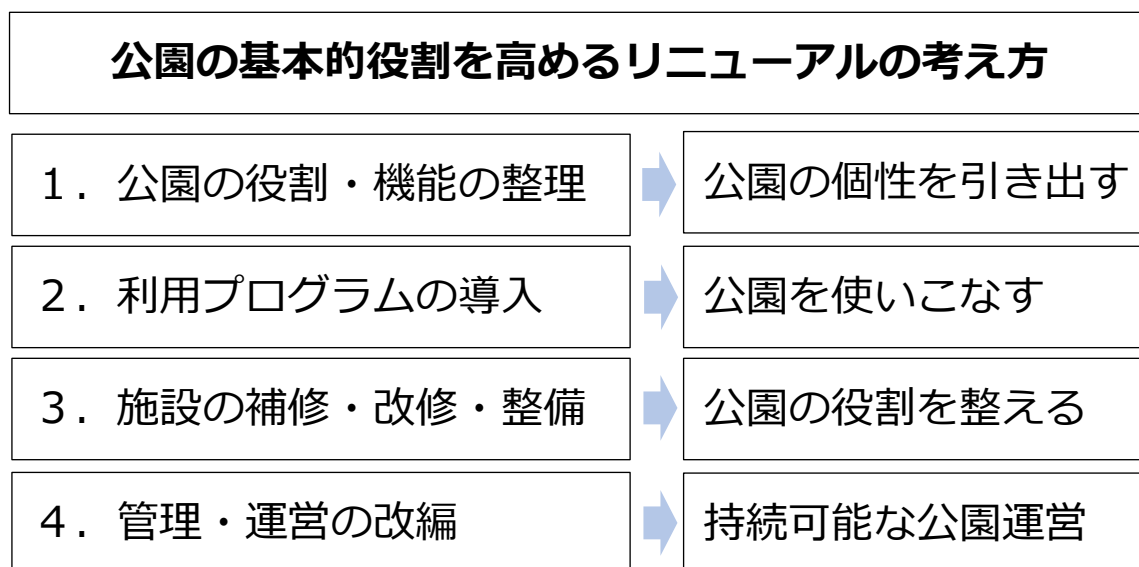
公園像3 郷土愛を醸成する公園（大好きな公園）

2035年以降に人口が減少していくことが予測されている本市では、住民の転出抑制を重視しなければなりません。市民が戸田市に住み続けたいと思われるためには、地域に愛着や誇りを持ち、地域とつながりを持つことで、地域コミュニティを形成し、郷土愛を醸成する必要があります。記憶に残る風景やイベントがあり、地域を好きになる公園づくりを目指します。

第3章 公園リニューアルの基本方針

1 公園リニューアルの推進に向けて

既存の公園のポテンシャルを活かし魅力を引き出すことにより、様々な利用者が快適に安心安全に公園という場所を楽しむことができるように、さらに次世代に引き継いでいく地域の財産として公園を守り育てていくための基本的な考え方を示します。



(1) 魅力の向上による利用の促進

経年による施設の老朽化や、手入れが行き届いていない植栽の増加のほかに、社会のニーズも変化しており公園の役割も多様化しています。子育て支援、様々な年齢層の健康増進、都市環境の改善や災害に強いまちづくり、生物多様性といった地域のニーズに対応することにより、地域の中での役割を見直し、新たなニーズに対応することにより魅力の向上と利用の促進を図ります。近隣住民への配慮も十分に行いながら規制の緩和を図り、多様な年齢層、様々な目的を持った利用者が公園を使いこなすことが可能になることを目指します。

(2) 公園のポテンシャルの維持

本市には設置後 30 年以上経過した公園が約 6 割となっており、施設の老朽化をはじめ、植栽の巨木化や繁茂により安全性や快適性を損なうことが危惧されています。通常の維持管理では対応することができない施設や植栽の課題を解決し、本来のポテンシャルを引き出すこととします。

(3) 機能の分担と周辺との連携

本市における公園は 1,000～2,500 m²の身近な街区公園が最も多いことや、設置されている施設や整備年度も近いものが多いことから、「似たような公園」が生活圏内にいくつもある状況となっています。そのため、機能を分担することで個性を引き出し、魅力的な公園としていきます。

個々の公園の役割を検討する際、近接する複数の公園の中で機能を分担させ、ポテンシャルや魅力を十分に発揮するために周辺の核となる施設（学校や商業施設など多数が集まる施設）等との連携を

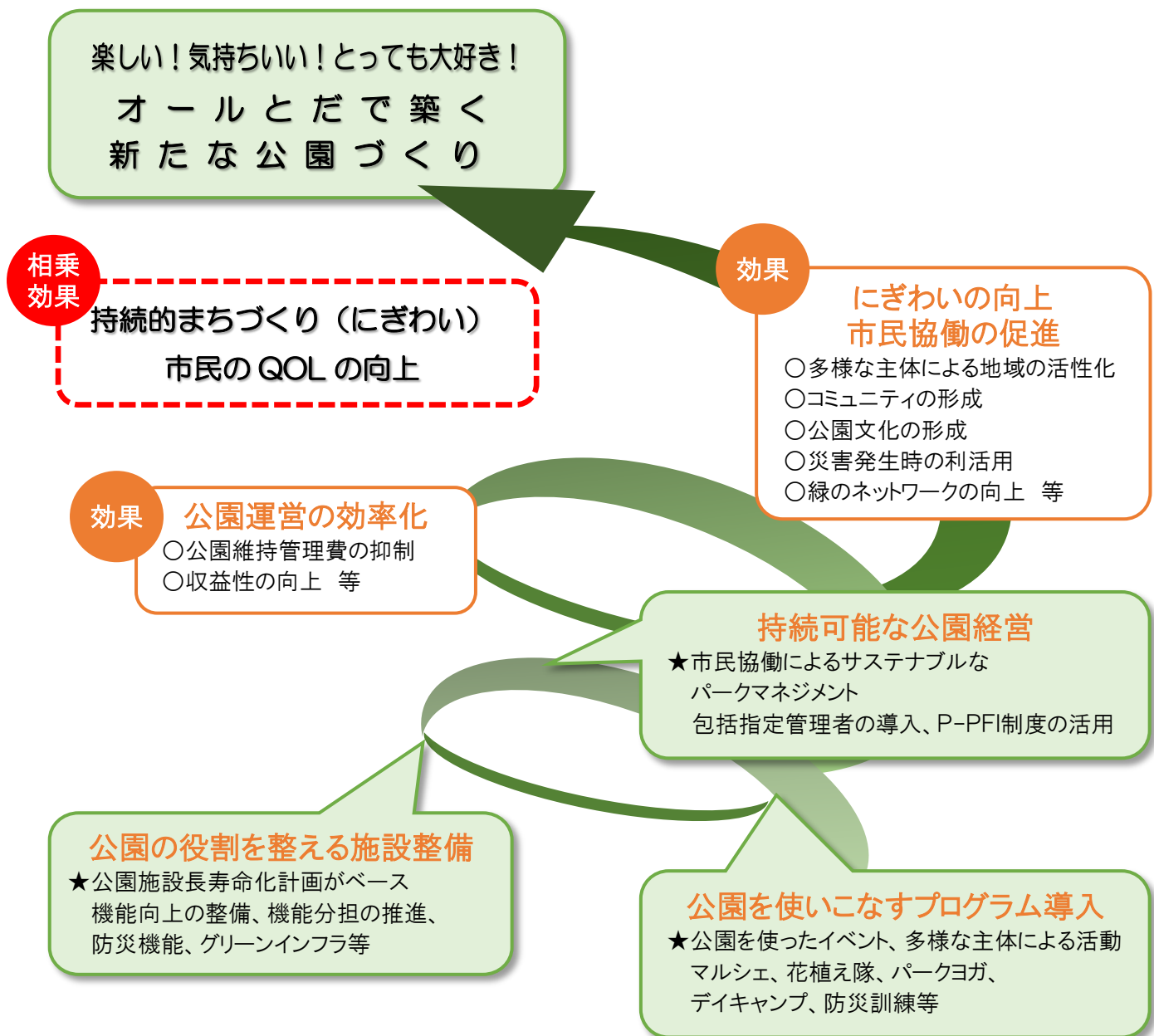
図っていくこととします。

また、アンケート調査から「災害時に役立つ公園」や「地域交流の場としての活用」が望まれていることが確認できたことから、主要な公園を改修する際には、ワークショップ等にて、公園の誘致圏に入る他の公園や周辺の主要施設等の関係性を検討しながら、公園のポテンシャルを踏まえ、これらの機能の導入について判断することとします。

さらに、公園を活用しながら、荒川・戸田ヶ原という固有の自然環境を活かした緑のネットワークを形成していくことは、郷土愛を育み、戸田市全体の魅力を向上させることにもつながります。

(4) 公園運営の改編

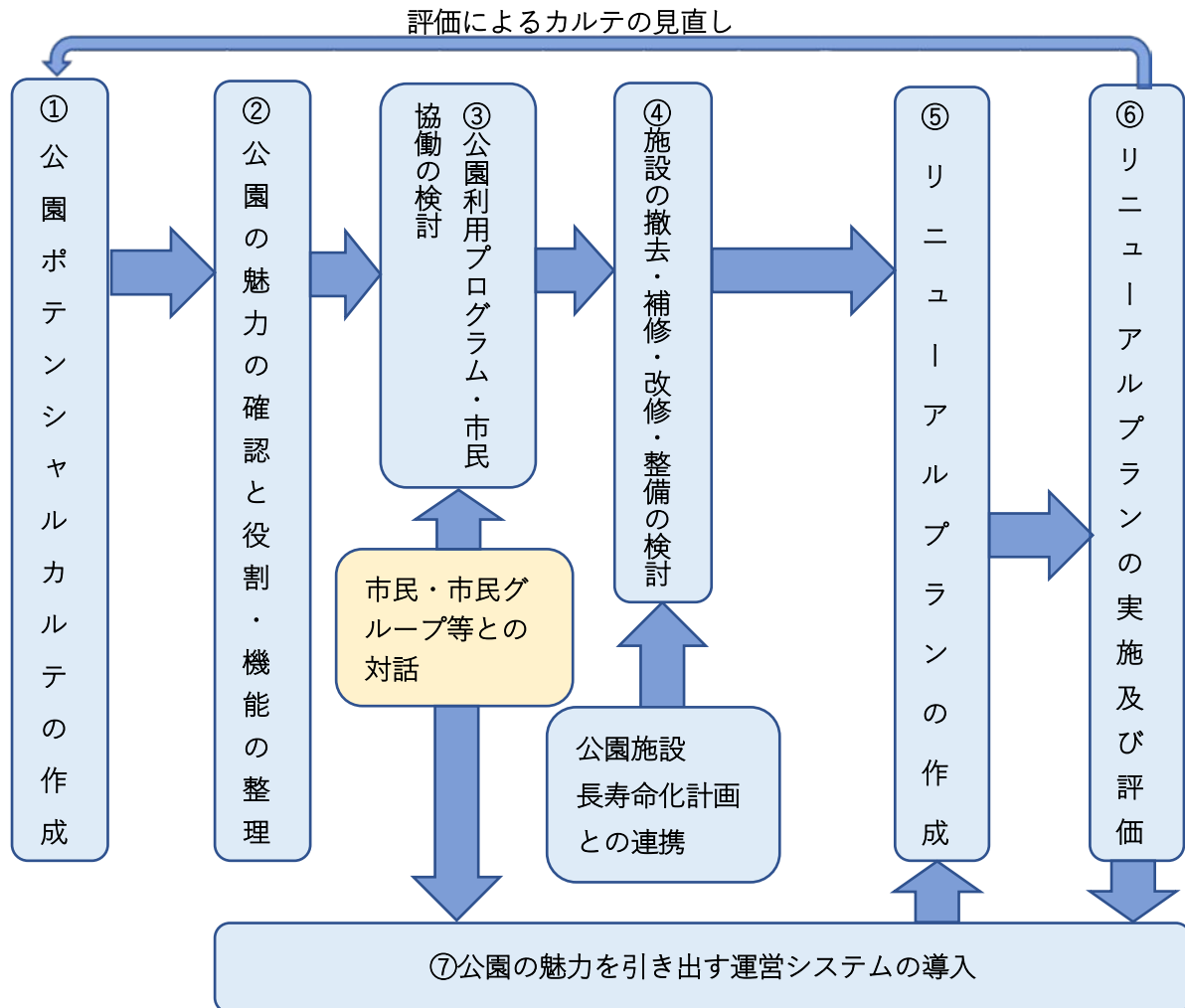
公園の利用を促進し、利用プログラムの導入や公園の役割を整える施設整備、維持管理を含めた運営の効率化など経営の視点を持った持続可能な公園運営を目指します。



公園リニューアルの推進概念図

2. 公園リニューアルへのプロセス

公園のリニューアルについては、次のプロセスを経て実施します。

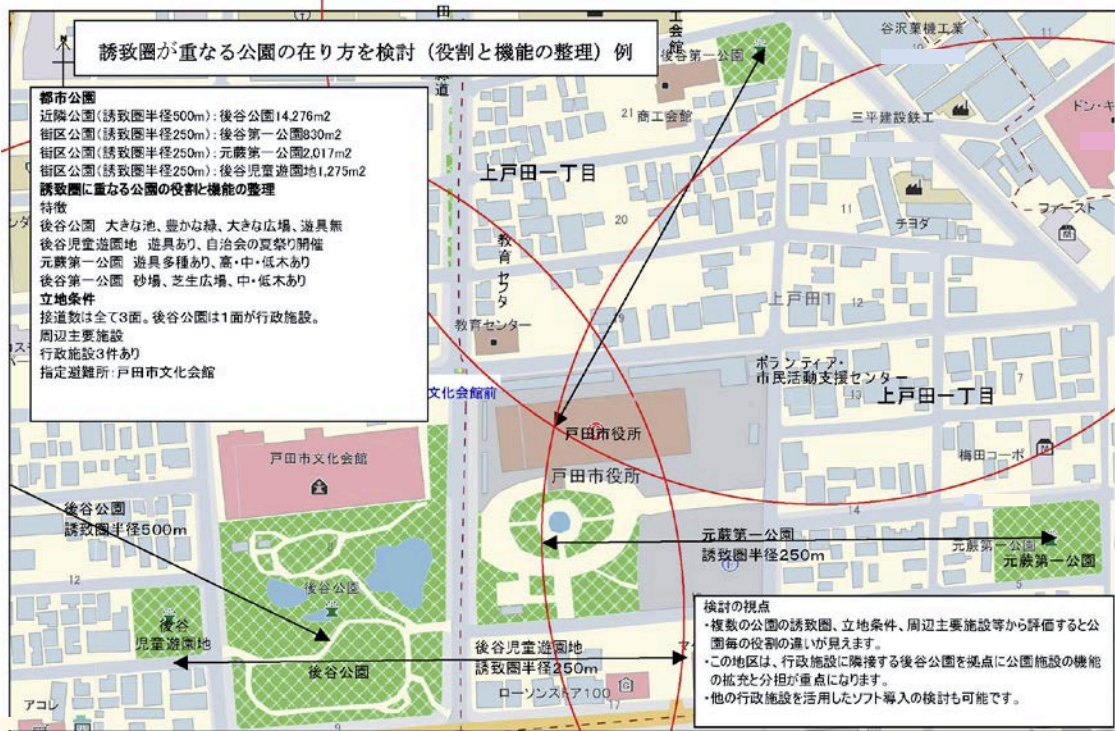


① 公園ポテンシャルカルテの作成

市のすべての公園において、「運営」と「施設」の両面の魅力とポテンシャルを把握するためのカルテを作成し、公園の特性を指標化して示します。

② 公園の魅力の確認と役割と機能の整理

ポテンシャルカルテをもとに、それぞれの公園の魅力を確認します。さらにそれを考慮した各公園の役割と機能の再設定を行います。誘致距離が重なり合う近接する公園については、役割と機能を地域にとってどのように分担するのが良いか検討し役割と機能が重ならないようにします。



③ 公園利用プログラムの検討

①で作成したポテンシャルカルテ②公園の魅力・役割分担の整理をもとに各公園での市民協働や利用プログラム展開(ソフト)を検討します。その際市民からもアイデアや意見を集めます。

④ 施設の撤去・補修・改修・整備の検討

公園の魅力、役割と機能、導入するプログラムに応じて施設(ハード)改修のプランを作成します。改修にあたっては、既存の公園施設長寿命化計画と連携して、公園施設の老朽化に対する安全強化や長寿命化も図るものとします。

⑤ リニューアルプランの作成

②・③・④をもとに維持管理計画・運営計画・施設改修計画をあわせた公園のリニューアルプランを作成します。

⑥ リニューアルの実施と評価

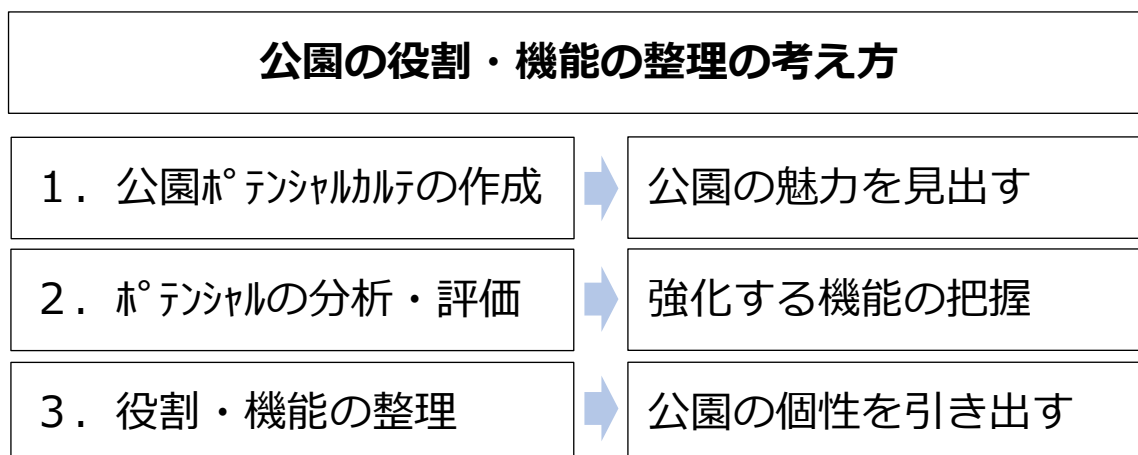
⑤をもとに公園のリニューアルを行うとともに、リニューアルの改善点を検討するための「評価」を行い、ポテンシャルカルテや公園の魅力の発見、市民協働を更新・アップしていく仕組みとする。

⑦ 公園の魅力を引き出す運営システムの導入

個々の公園の魅力を引き出すために市民協働や民間の力を利用した運営システムを導入します。

第4章 公園リニューアルの具体的方策

1. 公園の役割・機能の整理



(1) 公園ポテンシャルカルテの作成

個々の公園の魅力を見出すために、ポテンシャルカルテを作成します。市民協働や利用プログラム（ソフト）の導入の可能性に対するポテンシャルと、施設（ハード）の状況に関するポテンシャルを公園の魅力としてわかりやすく示すために項目ごとに数値化します。

① 市民協働や利用プログラム（運営）ポテンシャルの評価

次の視点で数値化し数値が大きい程、ポテンシャルが高いと評価します。

1) 立地条件

公園へのアクセスが容易であるかどうか、隣接状況に開放感があるか、街区公園の誘致距離である250m以内に学校や大型の商業施設などたくさんの人が集まる施設があるか、地域の人口密度が高いか低いか、以上の視点で立地条件を区分し評価します。

2) 公園規模・種別

公園・緑地にとって規模は大きな条件となります。公園の規模によりリニューアルのために選択できるメニューにも違いがあることから、規模による公園の区分を行います。（次項の区分参照）

また、都市公園であるかどうか、市民協働や利用プログラム展開のやりやすさの視点となるため、都市公園・都市公園以外の市内公園・その他（借地や緑地）で区分します。

区分	面積	概要
XS	1000 m ² 未満	狭小公園。多くの人員は集まれないため、休息の場や、緑化等により景観に寄与した整備を検討します。
S	1000～2500 m ²	市民にとって身近にある公園。日頃から運動や子育て等を目的に頻繁に利用される可能性が高いため、ゾーニングや地域特性を意識した整備を検討します。
M	2500～10000 m ²	ある程度の広さがあり、地域のイベントを行ったり、人々のコミュニケーションの中心となり得る公園。魅力的かつシンボリックな施設を整備することで地域の拠点ともなる、特色ある公園を検討します。
L	10000～500000 m ² (1～50ha)	市を代表する規模の公園。一目で見渡すことはできない規模であり、街にとってのランドマークにもなり、イベント等においては、人を集客できるポテンシャルがあると言えます。高頻度かつ、多用途に活用されることを想定した整備を検討します。
XL	500000 m ² ～ (50ha 以上)	観光資源となる公園。本市では彩湖・道満グリーンパークが該当します。

3) 地域連携

町会・自治会、学校、民間事業者や市民グループなどとの連携の可能性について評価します。

4) 魅力ポイント

公園に既存の魅力ポイントがある場合、近隣の住民にも知られており利用プログラム展開のポテンシャルは高くなります。オープンスペース、遊具、緑・水、施設整備、その他に区分して評価します。

5) 利用度

利用度が高い公園はポテンシャルが高い公園といえます。多様な利用が多ければ多いほどポテンシャルは高くなるので、年齢層に分けて評価を行います。

6) 公園活用

日頃から多様な目的で活用される公園は、ポテンシャルが高いと言えます。子育て・あそび、文化・コミュニティ、スポーツ・レクリエーション、健康増進、その他の活用に区分して評価します。

7) 他の施策連携

緑の基本計画をはじめとする上位計画の中で位置づけがある公園はまちづくりにおいて重要な役割があります。公園は、まちや河川とつながって、面的に緑の広がりや賑わいを形成する緑の軸や拠点として位置付けられていることから、都市緑化や自然再生（戸田ヶ原自然再生事業）等を活かした自然関連の市民協働や利用プログラム展開にもつなげていきます。

② 施設整備のポテンシャル評価

以下の視点で施設整備の状況进行评估します。数値が大きいほど施設の魅力が高い公園となり、小さい公園は施設の魅力に乏しい・課題がある等で整備が必要であると判断します。

1) 整備履歴

公園の設置年度や改修工事の有無は施設の老朽化や社会ニーズへの適切な対応がされているかの指標となる施設整備の必要性の基本的な条件です。

2) バリアフリー化・ユニバーサル化

公園のバリアフリー化は、施設整備の基本的な条件となります。主要施設のバリアフリー化の状況、ユニバーサル化（遊具等）された施設の有無を評価します。

3) 施設長寿命化

施設の老朽化や安全性について、安全で快適に利用することができるかどうかを評価します。

4) 景観

景観は公園の魅力をアップするうえで重要な視点です。シンボル性（大木、水辺、施設等）の有無、緑の豊富さ、四季の変化の楽しみ、水景景観や施設景観の適正性、良好性を評価します。

5) 都市環境

公園の自然的要素や環境に配慮した公園施設の活用は、健全で快適な都市環境を形成するために大変重要です。これらが少ない公園は改修の必要があるとも考えられ、緑陰、緑被、生物多様性（樹林やビオトープなどがあるか）、周辺の自然環境と連携しているか（河川や大きな樹林を持つ施設との連携）を洗い出し評価します。

6) レクリエーション機能

様々な年齢層にとってのレクリエーション機能があるかどうか評価します。（憩いの場、散策、子どもの遊び、健康増進（健康遊具やウォーキングルート等））

7) 安全性

公園においては、防犯面や交通面での安全性の確保も重要な視点です。見通しや出入り口の安全性の確保、維持管理が行き届かない過密で繁茂しすぎた樹木、公園に接続するアクセス路、夜間（照度等）の安全性の評価を行います。

(例)

戸田市 公園ポテンシャルカルテ

作成日

更新日

台帳No. 408

公園概要

名称:			
ふりがな:			
サイズ:	S	面積:	2,426㎡
所在地:		接道:	3面
開設年月日:	1967/4/1	用途地域:	第一種住居地域
都市計画決定:	有り	形状:	四角形
公園区分:	街区公園	町会名:	
土地所有:	戸田市	避難地指定:	-

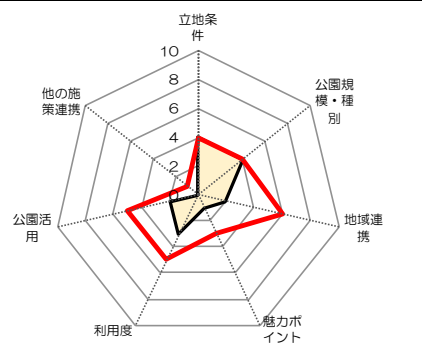
特徴・特色:

埼京線沿線の戸田駅-戸田公園駅の間程度に立地し、周辺の住民にとって憩いの場である。反面施設の老朽化や、町会活動の停滞など問題も顕現化している。

公園全景



運営ポテンシャル



現状評価点

16 /70

リニューアル後の見込点

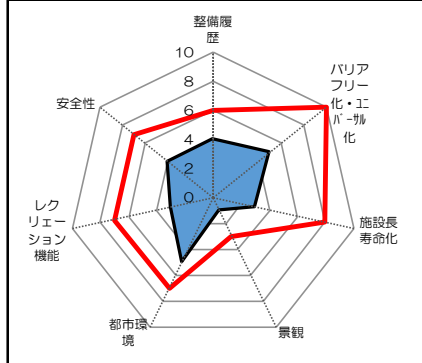
28 /70

40以上…高い

25~39…普通

24以下…低い

施設ポテンシャル



現状評価点

25 /70

リニューアル後の見込点

48 /70

50以上…高い

35~49…普通

34以下…低い

評価:

評価:

便所・遊具等古く特徴的なものはない。また施設の老朽や、樹木の高木化が懸念。

No.	評価項目	点数		評価
		現状	見込	
1	立地条件	4	4	
2	公園規模・種別	4	4	
3	地域連携	2	6	
4	魅力ポイント	1	3	
5	利用度	3	5	
6	公園活用	2	5	
7	他の施策連携	0	1	

No.	評価項目	点数		評価
		現状	見込	
1	整備履歴	4	6	
2	バリアフリー化・エバ-ル化	5	10	
3	施設長寿命化	3	8	
4	景観	1	3	
5	都市環境	5	7	
6	レクリエーション機能	3	7	
7	安全性	4	7	

整備履歴

年	概要
1967	開設
2007	バリアフリー化工事
2021	ちびっ子プール撤去工事

近隣公園・施設情報

名称	距離m	特徴
新首柳児童遊園地	100M	
二枚橋ミニパーク	150M	
本村公園	200M	
かじやさくら緑地	300M	

利用状況

開催イベント:

特になし

団体・グループ:

特になし



運営ポテンシャル評価表

公園名：

1 立地条件		小計		4 (現状)	4 (見込)	満点10点
評価項目	現状	見込	評価区分			
アクセス	1	1	2：3駅より徒歩5分圏内（市外からのアクセスも容易）※高次都市機能誘導エリア 1：3駅より徒歩12分圏内、若しくはバス等停留所が近接 0：公共交通機関が遠い。			
隣接状況	0	0	2：開放感がある 1：住宅地で離隔がある 0：密集住宅街			
周辺施設(250m以内)	1	1	2：不特定多数が集まる施設等 1：一定以上が集まる学校等 0：なし			
人口密度	2	2	2：高 1：並 0：低			
その他	0	0	2：特筆事項等あれば（駐車場施設等）			
2 公園規模・種別		合計		4 (現状)	4 (見込)	満点10点
	点数	2				2
評価項目①	点数			評価項目②	点数	満点10点
敷地面積5ha以上	8	/		都市公園	2	
敷地面積1～5ha以上	6			都市公園以外の市内公園	1	
敷地面積2,500～10,000㎡	4			借地・緑地等	0	
敷地面積1,000～2,500㎡	2					
敷地面積1,000㎡未満	0					
3 地域連携		小計		2 (現状)	6 (見込)	満点10点
評価項目	現状	見込	評価区分			
町会・自治会	0	1	2：頻度高 1：ある程度有 0：ほぼ無い。			
市他部署	0	0				
学校・保育所等	0	2				
民間事業者・市民グループ	0	1				
近隣の公園（250m以内）	2	2	2：複数ある 1：1ヶ所ある 0：ない			
4 魅力ポイント		小計		1 (現状)	3 (見込)	満点10点
評価項目	現状	見込	評価区分			
オープンスペース	1	1	2：ゆとりがある 1：ある程度有 0：ほぼ無い。			
遊具	0	0	2：他の公園に比較し、特徴的である。			
緑・水	0	1	1：特徴にはならないが魅力となっている 0：特筆すべき点は無。			
施設整備	0	1				
その他	0	0	2：特記あれば 0：なし			
5 利用度		小計		3 (現状)	5 (見込)	満点10点
評価項目	現状	見込	評価区分			
乳幼児・親子	1	2	2：平日・休日を問わず、利用が多い。若しくは局部的に利用が多い時がある。			
児童（小学生～中学生）	1	1	1：時折、利用が多い時間帯等がある。			
大人	0	0	0：ほぼ利用が見受けられない。			
高齢者	1	2				
団体利用等	0	0				
6 公園活用		小計		2 (現状)	5 (見込)	満点10点
評価項目	現状	見込	評価区分			
子育て・あそび	1	2	2：ふだんに活用している			
文化・コミュニティ形成	1	1	1：多少あり 0：なし			
スポーツ・レクリエーション	0	0				
健康増進	0	2				
その他の活用	0	0	2：特記あれば 0：なし			
7 他の施策連携		小計		0 (現状)	1 (見込)	満点10点
評価項目	現状	見込	評価区分			
緑の拠点（緑の基本計画）	0	0	2：位置づけあり 0：なし			
河川・自然共生	0	0	2：隣接あり 1：運動は可能 0：なし			
文化施設	0	0	2：関連あり 1：運動は可能 0：なし			
防災への利活用（防災設備等）	0	0	2：関連あり 1：防災用施設あり 0：なし			
まちへの経済効果	0	1	2：関連あり 1：多少あり 0：なし			

施設ポテンシャル評価表

公園名：

1	整備履歴	合計		4 (現状)	6 (見込)	満点10点
	小計	3	5			小計 1
	評価項目①	現状	見込	評価項目②		点数
	5年以内に施設更新工事を実施した		5	設置・開設より経過5年以内		5
	10年以内に施設更新工事を実施した		4	設置・開設より経過10年以内		4
	20年以内に施設更新工事を実施した		3	設置・開設より経過20年以内		3
	30年以内に施設更新工事を実施した		2	設置・開設より経過30年以内		2
	改修工事・施設更新等の実施無		1	設置・開設より経過30年以上		1
2	バリアフリー化・エバーグリーン化	小計		5 (現状)	10 (見込)	満点10点
	評価項目①	現状	見込	評価区分		
	園路・広場	0	2	2：移動円滑化基本方針、ふくまち条例の基準を満たしており、その使用に支障がない。あるいは対象施設無。 1：一部整備実施済み、若しくは整備を行っているが、不具合等で基準を満たしていない。 0：移動円滑化基本方針、ふくまち条例の基準を満たす整備が未実施。		
	出入口	2	2			
	便所	1	2			
	水飲場	2	2			
	その他（ベンチ・野外卓等）	0	2			
3	施設長寿命化	小計		3 (現状)	8 (見込)	満点10点
	評価項目①	現状	見込	評価区分		
	主たる大型遊具	0	0	2：長寿命化計画と照らし合わせ、5年以内の更新対象になく、定期点検に不具合なし。あるいは対象施設無。 1：5年以内に更新対象となる見込み。使用に支障は無し。 0：更新時期を経過している。もしくは使用禁止程度の不具合が発生している。		
	小型遊具・健康遊具等	0	2			
	便所	0	2			
	パーゴラ・藤棚等	1	2			
	ちびっ子プール	2	2			
4	景観	小計		1 (現状)	3 (見込)	満点10点
	評価項目	現状	見込	評価区分		
	シンボル性	0	0	2：敷地規模に対し適切に確保され、目つ適正に維持管理されており景観も良好である。 1：景観等に若干の問題がある。 0：不足している、若しくは維持管理上の問題あり。		
	緑	1	1			
	四季の修景（花壇・プランター等）	0	2			
	水景	0	0			
	施設	0	0			
5	都市環境	小計		5 (現状)	7 (見込)	満点10点
	評価項目①	現状	見込	評価区分		
	緑陰	2	2	0：十分にある 1：少しある 2：ない		
	植込・芝等による緑被の確保	1	2			
	生物多様性	1	1			
	周辺自然環境との連携	1	2			
	その他（例：透水性舗装、ソーラーパネル、希少植物の育成等）	0	0			
6	レクリエーション機能	小計		3 (現状)	7 (見込)	満点10点
	評価項目①	現状	見込	評価区分		
	憩いの場（ベンチ、四阿等）	1	2	2：十分にある 1：少しある 0：ない		
	散策	1	1			
	子どもの遊び	1	2			
	健康増進	0	2			
	その他	0	0			
7	安全性	小計		4 (現状)	7 (見込)	満点10点
	評価項目①	現状	見込	評価区分		
	見通し	1	2	2：安全 1：安全確保の検討が必要 0：危険が懸念される		
	出入口（通行・段差）	1	2			
	樹木（倒木・通行障害・照明障害）	0	0			
	アクセス路（歩車分離・交通量）	1	1			
	夜間（照度）	1	2			

(2) ポテンシャルカルテの分析・比較

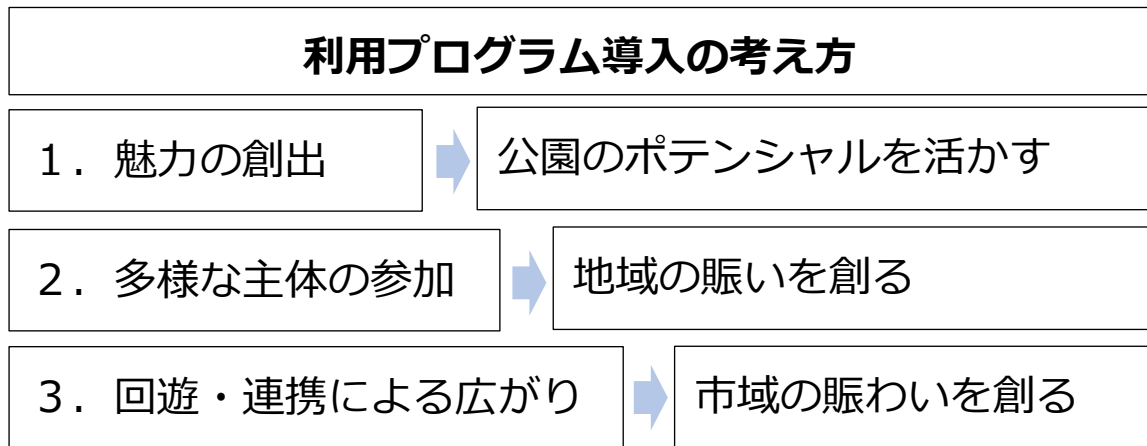
ポテンシャルカルテを作成し、その公園の持つ魅力とポテンシャルを把握します。数値が大きい公園ほど魅力が大きく、市民協働や利用プログラム（ソフト）の導入も容易となります。運営ポテンシャルは高いが施設ポテンシャルが低い場合は施設（ハード）の改修や整備についての検討を行うことにより利用プログラムの導入がしやすくなるということとなります。

(3) 役割・機能の整理

ポテンシャルカルテの分析・比較結果から、役割と機能の整理を行います。同じ地域に似たような施設や機能が重複しないようにすることで、個々の公園の個性と魅力を引き出します。

なお、公園利用者の誘致圏は、街区公園においては公園の中心よりおおよそ半径 250m 以内、近隣公園においてはおおよそ半径 500m 以内となります。また、国道やバイパスなどによって物理的動線が分断されることも考慮に入れることとします。

2. 利用プログラムの導入



(1) 魅力の創出

①利用プログラムによる公園の魅力アップ・新たな魅力の創出

各公園においては、めざす公園像を実現し、公園利用を促進するために、多くの利用者を生むことを中心とした公園のリニューアルを行い、公園のポテンシャルや魅力を活かしたソフトの展開を図ります。地域特性等に合わせて、今までにはなかった新たな魅力の創出も必要になります。

②公園イベントによる活性化

公園の規模や接道等の立地条件により、賑わいのあるイベントに向いている公園や静かなイベントに向いている公園があります。公園の立地特性の他、これまでの市民との関わり方などから、愛着度やニーズを抽出し、どのようなイベントが可能か検討を行い、利活用による活性化を図ります。

③立地環境の活用

駅前に立地する、小学校が隣接する、散策ルートに含まれるなど、公園の立地特性を活かしたイベント開催や、他の公園との機能連携の検討を行い個々の公園の魅力を活かしながら利活用の拡大を図ります。



学校参加による落ち葉かき（むさしの森都立公園 HP）

利用プログラム・イベント例

区分	利用プログラム・イベント例
子育て 自然体験	読み聞かせ、紙芝居、むかし遊び、凧揚げ、シャボン玉遊び、ペンキ塗り、モバイル遊具、 落ち葉集め、自然工作（リース、オブジェ）、泥遊び、花遊び、木の実の収穫（カリン、ウメ、カキ）、どんぐり拾い、木登り教室、自然観察、野鳥観察、昆虫観察、水辺の生き物観察、水遊び、カヌー遊び
あそび いこい レクリエーション	ハンモック、キャンドルナイト、ビアガーデン、オープンシネマ、気球、 ゴーカート、デイキャンプ、ティパーティー、 ハロウィンパーティ、サクラ・モミジのライトアップ、クリスマスイルミネーション、バラ講座、ハーブ教室、ペット教室、写真教室（季節の花、愛犬の撮影）、コワーキングスペース
コミュニティ形成	餅つき、節分、お花見、盆踊り、花火大会、どんど焼き
健康	スポーツ教室、ヨガ教室、太極拳、スポーツチャンバラ、インラインスケート、ラジオ体操
環境教育 人材育成	花植え教室、俳句教室、間伐体験、染め物体験、 花植え、草刈りや落ち葉ボランティア
まちへの経済効果	BBQ、マルシェ、カフェ、ドッグフェスタ、屋外コンサート
文化の継承	野点て（茶道）、竹細工、盆栽教室、農業体験
防災	防災訓練（かまどベンチ、災害トイレ設置、消火活動、地震体験、がれき撤去体験、救急救命）火おこし、水の浄化



手ぶら BBQ (戸田市)



クラフトカーニバル (戸田市)



パークゴルフ (戸田市)



防災訓練 (戸田市)



バッタをつかまえよう (西東京市いこいの森公園 NPO birth)



キッズ走り方教室 (NPO birth)

公園利用者の興味を引くチラシ例



ワルナスビ抜き取り大作戦 (NPO birth)
ボランティア活動に、あそび感覚で参加して
もらうために名称を工夫したチラシ



ドッグフェスタ (NPO birth)
ペットが楽しむ姿を工夫したチラシ
づくり

(2) 多様な主体の参加

①市民参加

多様な主体による公園のソフトへの参加は様々な自治体で行われています。本市においてもソフトを主体としたリニューアルを行うにあたり、最も大切なのは市民のニーズを引き出し、それを育てていくことです。町会・自治会、学校、民間企業、NPO、市民グループなどが公園でどのようなアクティビティをしてみたいかを掘り起こすために、ワークショップ等を開催します。

近隣の小さな公園や少し離れた大きな公園で住民がしたいことを引き出し、それをヒントにイベントを展開することにより、市民が自らイベント開催に関わるきっかけとすることができます。まずは公園の利用に関心を持ってもらうことが重要です。実施と検証を繰り返し、時間をかけて育てていく運営の仕組みも重要になります。

②イベントのストーリー性

イベントには年齢層や目的により様々なメニューがあります。公園に関心を持ってもらい公園の運営や賑わい創出に主体的に参加するように誘導するには、公園を楽しみと思えるソフトメニューを多く持つことが必要です。「ボランティア」という言葉に責任や義務感を感じて参加をためらう市民もいると思いますが、公園を利用する一つのアクティビティとしてとらえてもらえるようなイベントのネーミングの工夫も大切です。

公園や自然へ興味を持ってもらうきっかけとして、落ち葉拾い、草刈りやそれらを活用した雑貨づくりなどに参加してもらいます。徐々に枝払いや間伐の活動にも参加してもらい、その発生材を薪づくりや工作などに活用することで、楽しく公園に関わってもらうストーリー性のあるソフト展開を行うことが必要となります。

③情報の発信

規模の大きい公園はもちろんのこと、規模は小さくても多くの集客を望む場合は、公園の魅力や展開される利用プログラムについての情報を分かりやすく多くの人に発信することが必要です。また、ベビーカーや車いす、高齢者、障がい者等にとって公園までのアクセスをはじめ、公園の魅力施設までのアクセス、トイレや休憩スペースの有無などはとても重要な情報です。アクセスが可能かだけでなく時期が適切か、さらに水景施設などの場合、清掃の状況なども発信したい情報です。

市民に公園の新鮮な情報を届ける手段として、ブログやSNSの活用を行うとともに、市民からの意見やボランティア募集など情報の収集にも努めます。

(3) 回遊、連携による広がり

①市域全体への回遊性を生むソフト

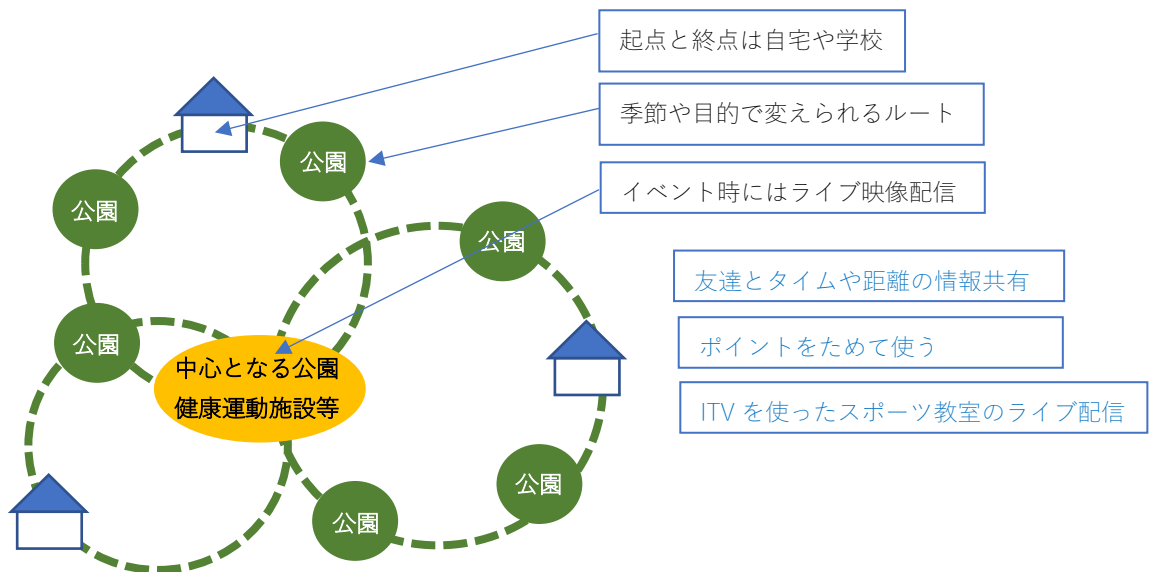
ソフト展開の実施と検証を繰り返す中で、他の公園、他の地域への展開を図るなど、市域全体でストーリー性のある利用プログラム展開を検討します。

【具体例】

健康運動（中高年の健康促進）

アプリ：とだあるき 自宅から出発し、ウォーキングルートに沿って歩くと距離や歩数、消費カロリーが表示され、季節や時間帯に応じて花が咲いている公園をめぐるコースを提案します。（サクラのコース、アジサイのコース、秋の花コース、日の出のコース、夕暮れのコース、夜の安全コース、わんこのコース等）指定された立ち寄り公園で、健康遊具にタッチするとポイントを獲得し、ポイントをためると彩湖・道満グリーンパークでコーヒーが飲める等の設定を行います。ルート設定については、ワークショップで街歩きをしたり、意見を出し合うなどの参加型で決めていくものとします。

集まらないで賑わう健康運動



マルシェ（まちへの経済効果・コミュニティ形成）

年に一度、公園でマルシェを同時開催することにより賑わいを創出します。

また、月や週をずらして開催することにより、来訪者の集中や混雑を防ぐなど社会情勢に応じた開催日を設定して、機会の分散と増加を図り、賑わいを創出します。

②新たなニーズへの社会実験

with コロナ・after コロナにおいて、ソーシャルディスタンスや換気が求められる中、オープンスペースの価値が高まっています。テレワーク化は進んでいますが、自宅のテレワーク環境が追い付かない場合、電源とWi-Fi、換気の良いスペースを求める潜在的なニーズがあることが予想されます。その様なニーズを公園の賑わい等に転換できる可能性がある場合には、原則、公園の利便性と収益性の向上を図られることを条件に、社会実験を試みることにします。

【具体例】

ワーキングスペース

ソーシャルディスタンスや換気性が求められる昨今では、近隣にレストランやカフェなどがある公園にワーキングスペースを設置することで、新たな利用者を開拓することができます。

さらに、パークヨガや子どもが参加するソフトと組み合わせることで、公園の未利用者を公園に呼び込む可能性を有しています。（例：文化会館のオープンテラスとの連携）

モバイル遊具

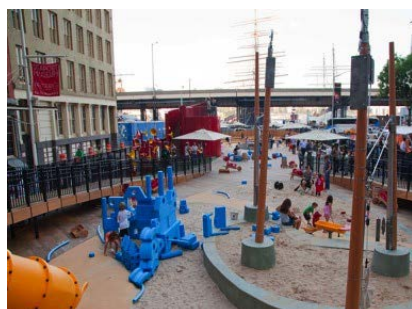
カフェ機能を持つパークトラックに可動式の遊具を積み込み、図書館の本とともに、小さな公園をめぐる試みが豊島区で行われています。可動式の遊具を数か所の公園で共有することにより、市にとっては設置費の節約、市民にとっては多様な体験が可能となります。地域、年齢層、時間帯などにより、どのようなアイテムに人気があるかなどのデータを蓄積することでスパイラルアップする可能性を有しています。



パークトラック（豊島区 豊島 scope）



可動式卓球台（豊島区 豊島 scope）



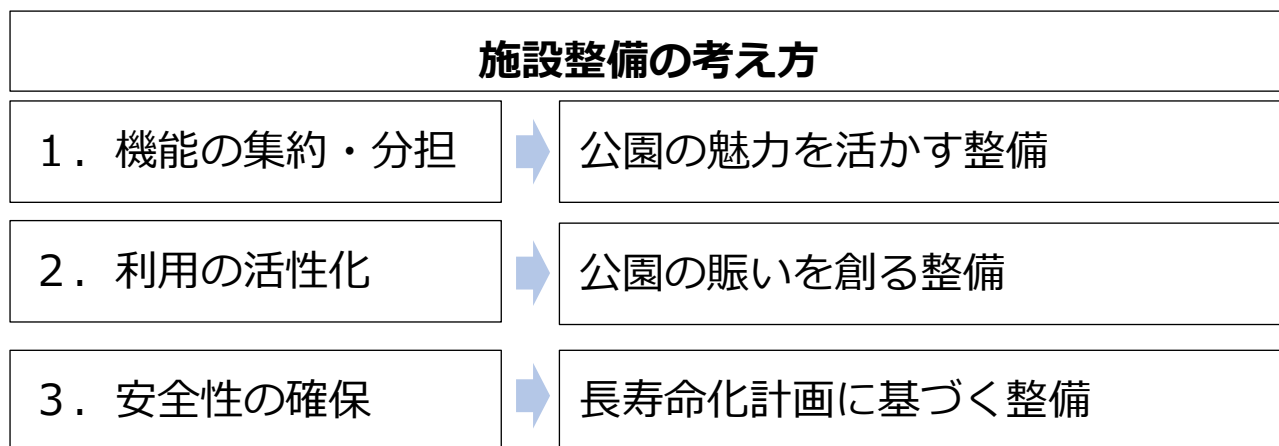
組立てブロック（アメリカ）



幼児向けラジコンカー（ハノイ）

3. 施設整備

公園の施設整備を機能別に表すと次頁の表のようになります。施設整備にあたっては、公園施設長寿命化計画による安全性の確保も重要な視点となります。機能を検討し、個々の公園の存在効果・利用効果の向上を目指します。



(1) 機能の集約・分担

公園の魅力やポテンシャル、利用状況を考慮しながら機能の集約や分担をすることにより、各々の公園に特徴を持たせ、それが魅力となるよう再構成します。

ただし、公園は地元の方々が日々利用されている場所であり、可能性がある公園については地元の意見も聞き、調整を図りながら再構成を行うこととします。

(2) 市民協働や利用プログラムが可能となる施設整備

公園機能の集約・分担を行い、新たなアクティビティのプログラムを展開する際、必要となる公園施設を洗い出し、機能や規模が適切かどうかを確認することが必要となります。また、既存の施設においても現況の管理形態のままでよいのかを検討することも必要となります。

プログラムをより充実した形で展開することが可能となるよう、施設の再整備を行っていきます。

機能別施設整備の検討項目

① 景観形成機能	
良好な街並みを形成するために公園がもたらす効果は大きく、四季の移り変わりを感じると共に周辺街区と調和する景観形成を図ります。	
関連法、条例等)	景観法、戸田市景観計画、戸田市都市景観条例
② 都市環境維持機能	
本市は市街地が多い環境にありながら生物多様性に優れた都市であり、荒川河川敷の豊かな自然環境から多くの生き物の引込を図っています。水と緑は生態系を育み、ヒートアイランド化防止等に寄与し、快適な都市環境の形成に寄与しています。緑空間の更新・保全、グリーンインフラの整備等を進め快適な街並みを形成します。また、都市環境の変化に伴い、緑空間のニーズにも変化が現れるような、地域に調和する緑化を検討します。	
施設具体例) 植栽、池、ビオトープ、芝生広場、保水・透水性舗装等	
関連計画、条例等)	戸田市緑の基本計画、戸田市環境基本計画
③ コミュニティ形成機能	
公園は、『市民参加』による地域づくりや人が出会い、集う拠点を提供する場でもあります。オープンスペースが地域のコミュニティ活動に寄与する空間づくりを検討します。	
施設具体例) 広場、ベンチ、日除け、Wi-Fi、電源	
関連計画、条例等)	戸田市地域コミュニティ推進計画
④ 防災性向上機能	
公園は、災害発生時の一時避難場所や防災拠点等になり得る可能性を持っています。本市においては荒川の氾濫による浸水が想定されていることから、土のうステーションや自主防災会（町会・自治会）の防災倉庫の拠点配置に、活用されている公園も点在しています。地区によっては災害時に機能を発揮する施設の設置も検討する必要があります。また、震災や火災等の発生においては延焼遅延や防止といった存在効果を発揮します。	
施設具体例) かまどベンチ、防災トイレ、防災備蓄倉庫、雨水貯留槽、大型車両対応出入口	
関連計画、条例等)	戸田市地域防災計画、戸田市ハザードブック
⑤ 子育て・健康・レクリエーション機能	
公園は保育活動、健康運動、レクリエーションやイベント等の開催の場として、屋外のオープンスペースでの活動を促します。様々な年代の健康増進を図る場の提供を、地域特性に即した施設の整備により利用率の向上を図ります。	
施設具体例) 幼児・児童遊具、健康遊具、スポーツ施設、広場、園路	
関連計画、条例等)	戸田市地域福祉計画、遊具の安全基準
⑥ 文化・観光振興機能	
地域の文化や観光資源を伝承・発信することで、地域住民は公園に愛着心を持つようになります。もとよりある資源の活用、または新たな生み出し情報発信をすることで、市外からの利用促進と利用効果の向上を図ります。	
施設具体例) ランドマーク、モニュメント、水景施設	
関連計画、条例等)	戸田市シティセールス戦略改訂版
⑦ 安全性・衛生機能	
公園は、不特定多数の人が利用するオープンスペースであり、誰もが不自由なく利用可能な施設整備が必須となります。また、外に向かい開けた空間であることから、防犯や交通に対する安全の向上、更には衛生面においても安心して利用できる施設整備を行います。施設更新に際してはバリアフリー化、ユニバーサル化を図るものとします。	
施設具体例) 移動円滑化経路、出入口、案内板、手洗い場、トイレ、公園灯、案内板	

関連法、条例等)	移動等円滑化基準、埼玉県福祉のまちづくり条例 戸田市移動等円滑化促進方針
----------	---

(3) 安全性の確保

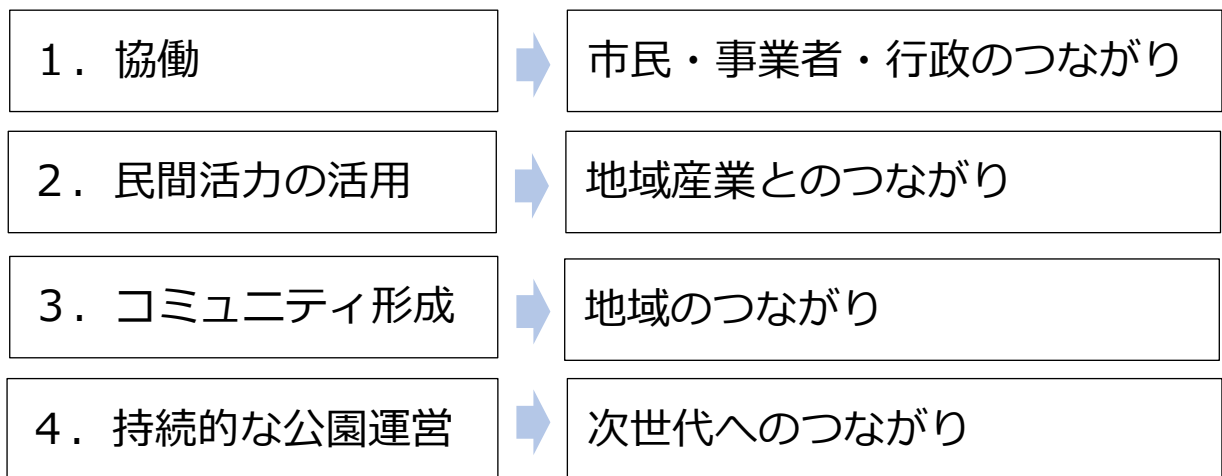
公園における安全性の確保は最重点事項であり、本市は既に公園施設長寿命化計画に基づいた改修・更新・修繕を遂行しています。施設整備を行う際には、この計画による老朽化施設の保全や更新を考慮したものととしています。

公園の整備経過年数による施設整備の目安

区 分	概 要
10年未満	まだ新しい施設のため、補修・更新、植栽の適正化などは不要。移動円滑化や遊具の安全基準にも適合していると考えられる。利用がされているかの検証が必要となる。
10～20年	樹木が生長し、設計時にイメージされた景観が形成されている時期であるが、経年により施設の補修が必要となり始める。利用が多い場合は現況のポテンシャルを活かした補修を行う。利用が少ない場合は社会的ニーズと合致しているか検証を行い、改修も視野に入れる。
20～30年	施設の老朽化や樹木の巨木化や衰退がはじまる時期。利用の少ない公園は社会的ニーズと合致していない可能性があり、機能転換や新たな魅力創出についての検討が必要となる。
30年以上	安全性、快適性に課題が多くなる時期。利用の多い公園については現況の機能をベースに施設や植栽の更新を行う。利用が少ない公園については役割、機能、施設のリニューアルが必要となる。

4. 公園運営

公園の賑わいが、まち全体の賑わいの拠点となることを目指し、公園の価値・地域の価値を高めていくための公園運営を行います。既存の管理・運営を改編して持続可能な公園運営を目指します。



(1) 市民・事業者・行政との協働による公園運営

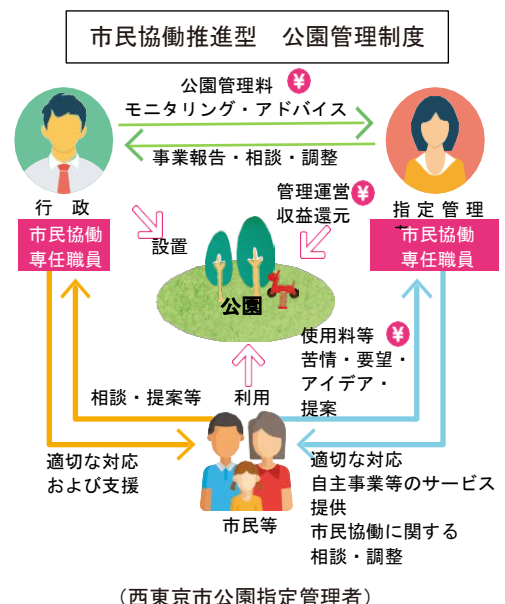
市民・事業者・行政との協働により、異なる視点からのアイデアや発想を生かしながら、それぞれの公園に相応しい存在効果・利用効果を高めるため、運営を重視することにより維持管理の効率化や賑わいの費用対効果が高まる公園運営に取り組みます。

取組みの効果はその次の機会に結び付け、実証と検証を繰り返しながら全体としてつながりのある形で公園機能の成長を図ります。また、全体の取組みの効果として収益が期待できる場合には、その収益を利用者や協力団体等に還元することにより、利用者の更なる増加や公園の魅力向上につなげていきます。

(2) 民間活力の活用

本計画は、「公園を使いこなす」をコンセプトにソフト導入を進めることから、公園の活動プログラムのノウハウや専門の資格を有し、公園を通じたまちづくりに寄与した経験がある民間活力の活用を図っていきます。具体的には、行政直営主体の公園管理から、民間事業者のノウハウにより、公園の賑わい向上や維持管理費の抑制を図る間接的な公園管理に転換していきます。

また、市民協働の適正な推進を目指すため、市民等との窓口として、様々なニーズを受け止め、公平な運営を進めるため、様々なアイデアや事例をストックすることができるよう、市と民間の公園管理者の双方に、市民協働の専任職員を配置します。



(3) 地元の普段使いから生まれるコミュニティ形成

公園は、災害発生時には延焼の遅延・防止、一時避難場所等に利用されます。そのため、日頃から公園が身近な存在として利用される必要があります。また、平時から町会・自治会の活動やボランティア活動等により、公園を核としたコミュニティが形成されていることが災害時の活用にあたっては重要となります。いつ何時も身近な公園であり、日頃の普段使いから災害発生時にも活用いただけるコミュニティ形成のシステムを構築します。

①市民活動等のコーディネート

地元の普段使いから生まれるコミュニティ形成に寄与するため、市民協働の専任職員は、市内の公園全体を管理するネットワークを生かして、町会・自治会や多様な主体を支援するコーディネート・自主事業を展開します。その一環として、他部署の既存事業を公園で実施できるよう行政と市民等の主体者をつなぐコーディネートにも取り組みます。

サービスの向上や公園利用者と地域の人材をつなげ、活力を引き出すコーディネーターが公園を核として地域のコミュニティを作っていきます。

(4) 持続的な公園経営

①公園を楽しく活用する人材の育成

公園経営には、従来の「公園管理者が施設を管理し、市民が利用する」という関係の間に、「市民・事業者が公園経営に参画し、公園での活動プログラムの企画者や実施者となって楽しく活用する」という関係を組み入れていきます。

市民・事業者の活動を、多くの公園利用者の楽しさやまちの魅力にもつながる相乗効果に進展していくため、活動に関わる人々を対象に、公園に関する基礎知識（公園に求められる機能、公益性、安全性等）を学ぶ機会や、相互交流の機会を設けるなど、活動意欲の向上とスキルアップを促す人材育成の取組を推進していきます。

多様な年齢層の人材を育成し、多様な楽しさを公園に取り入れることにより、次世代へとつながる公園経営が可能となります。

②公園管理運営の適正評価

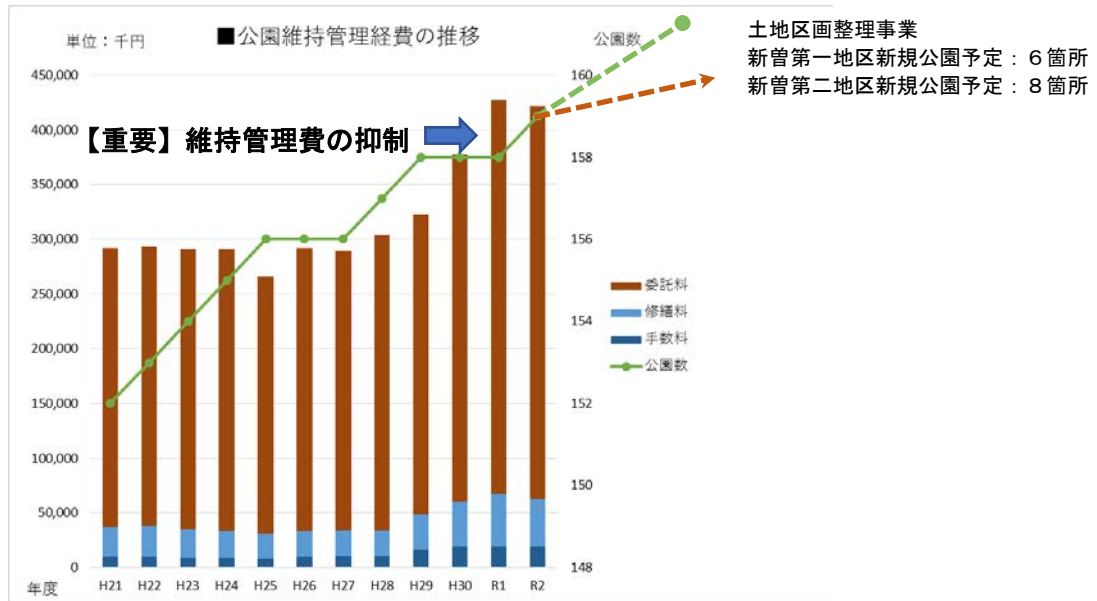
持続的に高度な管理運営を続けていくためには公園の役割・機能に対して適切な管理運営が行われていることを適切に評価することが必要です。適切な評価は、公園の運営に関わる多様な主体のモチベーションを維持することにもつながります。

③経営的視点の導入

公園の設置から長期間が経過し、公園施設が老朽化していることから、その修繕や更新に多額の費用が必要になり、令和元年度における年間の維持管理費は4億円を超えています。今後も土地区画整理事業の進展により公園の開設が予定されていることもあり、財政を圧迫している維持管理費を抑制していく必要があります。

そのため、次の方策を検討し、支出の抑制、収益性及び利便性の向上を図ります。

【具体例】維持管理費の今後の見通し



(方策1) 公園施設長寿命化計画によるインシヤルコスト及びランニングコストの見直し (見直し)

公園施設の改修等に係る経費は3通り

- A 公園施設の予防保全
 - A 1. 計画的に改修する時期を延ばしてインシヤルコストを抑える
 - A 2. 計画的に改修してランニングコストを抑える
- B 対処療法型の修繕
 - B 1. 故障等が生じた際に現状維持の修繕を行い、A 1に引継ぎ

公園施設の改修等に係る経費はA 1 + A 2 + B 1で構成されることから、B 1の支出を抑えて、進行する老朽化に対する安全対策の強化、補修、更新の費用を平準化させ、維持管理費の縮減を図ります。

(効果)

現状の公園施設長寿命化計画にかかる平準化等の作業は、手作業のため適宜の最適化が出来ないことから、公園台帳ツールのシステム化を図り、対処療法型の修繕費の抑制と適宜の平準化により、公園のインシヤルコストとランニングコストの抑制が図れます。

(方策2) 誘致圏に重なる公園の役割と機能の整理による公園施設の維持管理費の見直し (見直し)

リニューアルの対象公園は、既存計画の公園施設長寿命化計画等と連携し、ポテンシャルカルテや公園の誘致圏重ね図等の基礎資料を作成して、誘致圏内に重なる公園、立地条件、周辺主要施設等を含めて、公園を拠点とする地域のワークショップ等で検討し、各公園の役割と機能を整理します。

(効果)

方策1による公園のイニシャルコストとランニングコストの見直しを参考に公園の役割と機能に基づいた修正を行うことで、コスト削減が図れます。

(方策3) 市内公園を包括管理する指定管理者制度の導入による公園維持管理費の抑制

(抑制)

令和2年度現在、1件の指定管理業務と35件の公園維持管理業務にて、市内159箇所の公園等を維持管理しています。この業務毎の諸経費を最小化するために、既定の指定管理者制度を最大限活用して、スケールメリットが働く複数の公園を包括管理とする指定管理者を導入することで、公園維持管理費を抑制します。

(効果)

包括指定管理者のインセンティブを引き出し、民間ならではの企画力、営業力などの強みの発揮を促すため、指定管理者基本協定締結後の提案事業を暫定的な自主事業と認め、その収益を指定管理者の人件費も含め公園管理運営の費用に充てることを可能とします。それにより、複数公園を包括管理する上での重要事項である公園を拠点とするネットワークの構築を図ると共に、公園利用サービスの向上、にぎわいの創出、施設の有効利用等の効果を引き出していきます。

(方策4) 指定管理者の提案事業の見直し

(見直し)

指定管理者制度の導入は、市民サービスを向上させつつ、維持管理経費を抑えることが大きな目的であることから、安定して収益を得られる事業や便益施設は見直しを行い、指定管理者の更新時に業務仕様に位置付けることで指定管理業務の収益とします。

(効果)

指定管理業務の公園管理業務等のニーズに対応できる財源を見込めるほか、指定管理料の削減を図ることも可能になります。

(方策5) 新たな公園管理制度の検討

(検討)

公募設置管理制度(Park-PFI制度)、PFI制度等の研究を行い、公園の公益的機能の確保や利活用の推進といった観点から長所・短所を整理します。公園毎の特徴や求められるサービス水準に応じて適用すべき制度を選択し、民間のノウハウを生かした質の高いサービスにより活力ある公園づくりを進めます。

④方策の特徴と効果のまとめ

方策の特徴と効果のまとめ

	特徴	効果1	効果2
方策1	公園施設の予防保全	予防保全コストの平準化	対処療法型の修繕のコスト縮減
方策2	公園の役割と機能の整理	市民協働による検討	公園施設の予防保全のコスト縮減
方策3	包括指定管理者の導入	にぎわいの創出等の効果	公園維持管理費の削減
方策4	指定管理業務の収益増	ニーズ対応の財源の確保	指定管理料の削減
方策5	新たな公園管理制度の検討	適用すべき制度の選択	質の高い民間のサービスの提供

⑤他の部署の事業との連携

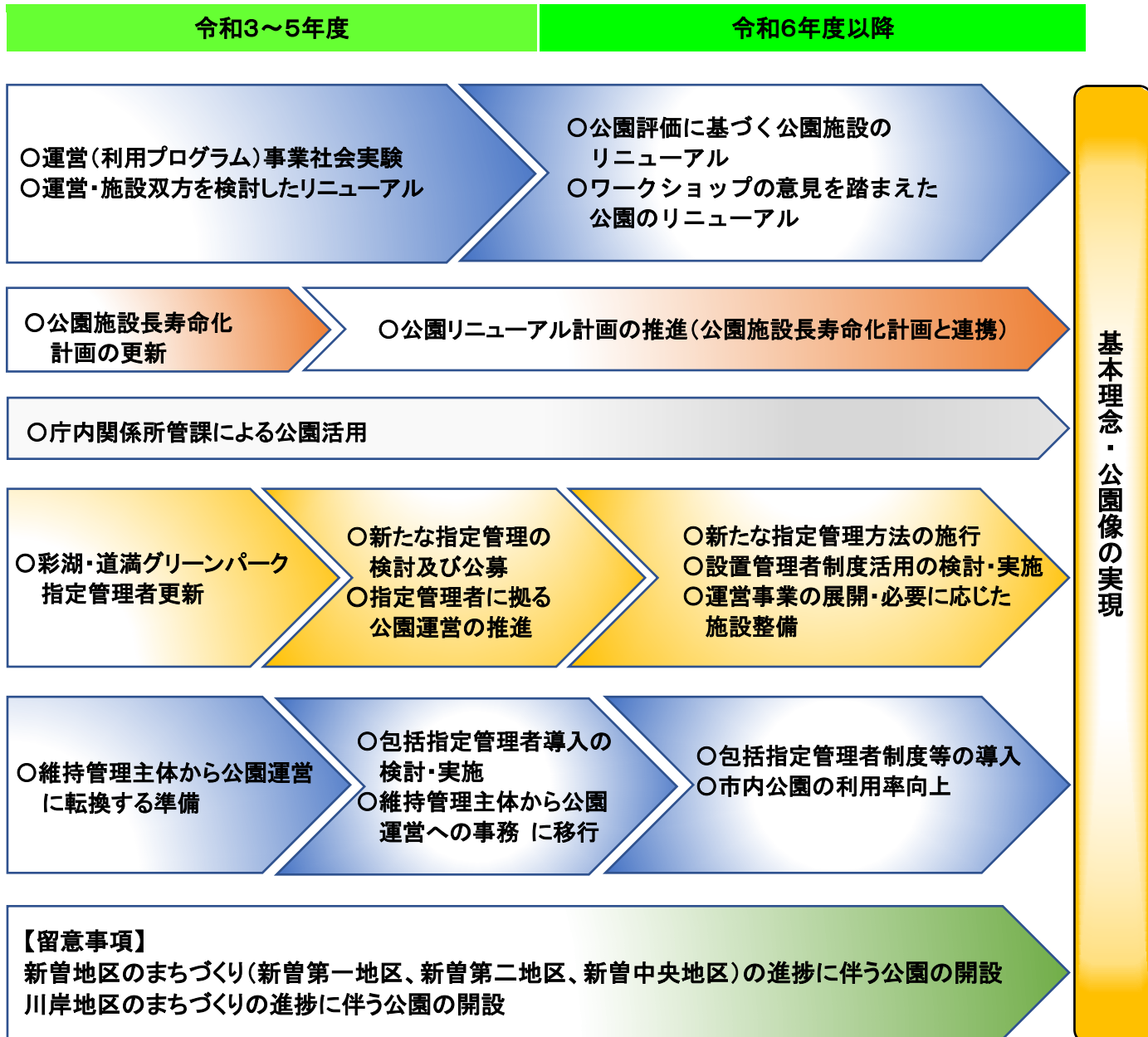
他部署の事業と連携し、市の様々な事業における公園の活用を促進することにより、市民の生活や賑わいを向上させまちづくりによりよく寄与します。

⑥持続的な公園経営による公園の賑わい・資産価値の向上

持続的な公園経営により、公園を使いこなし、市民の QOL 向上の相乗効果が期待できる質の高い都市環境の実現を目指します。その実現にあたり、前述の 5 つの方策等を実行して、公園の存在効果と利用効果を最大限に引き出し、公園の賑わい・資産価値の向上を図ります。

第5章 ロードマップ

公園のリニューアル計画を推進するために以下のロードマップを推進します。



《 Column 民活事例 》

1) Park-PFI (公募設置管理制度)

P-PFI のイメージ (国土交通省)



都市公園法に基づく手続きで都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法。

【管理者へのインセンティブ項目】

- 設置管理許可の期間は 10 年だが認定期間を 20 年とし、20 年の営業を担保
- 公園利用者の利便性を向上させる施設 (公募対象施設) に対する建蔽率の緩和 (+10%)



安満遺跡公園 (高槻市)
弥生時代遺跡展示・ポーネルド屋内遊技場
西武造園



フォレストアドベンチャー横浜
自然共生型アウトドアパークのフォレストアドベンチャーが、年齢に合わせた森の中で冒険遊びができる。



天神中央公園 (福岡市)
公園内の西中洲エリアを西鉄グループと再整備。旧福岡県公会堂貴賓館の歴史的な佇まいと、薬院新川の水辺と公園の緑に、飲食店を4店舗入れ、HARENO GARDEN として2020年リニューアル。



池袋西口公園 (豊島区)
クラシックコンサートやダンス、演劇に対応し、大型ビジョンや高性能の音響スピーカーを備えた野外劇場 GLOBAL RING として2020年リニューアル。隣接する東京芸術劇場や、池袋エリアの他の公園 (南池袋公園、中池袋公園、造幣局跡地の新公園) とともに、豊島区が進める池袋駅周辺4公園の整備「まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市」指定管理者は Hareza 池袋エリアマネジメント。4つの公園を周遊するバスも運行。



愛鷹運動公園 (沼津市)
林間学校として利用されていた沼津市立自然少年の家をリノベーションして、泊まれる公園 INN THE PARK として再生。
球体テントや宿泊棟、食事も楽しめる宿泊施設

2) エリアマネジメントとの連携

例：新宿区西新宿地区の再生を民間組織で行うことを目的としたエリアマネジメントと新宿中央公園（風致公園 9ha）の連携による地区のにぎわい創出

- ・公園だけでなく、道路や公開空地を活用した賑わい空間の創出
- ・オープンカフェ、マルシェ、屋外シネマ、ビアガーデン、ネーミングライツ等



2018 年からネーミングライツを取得した(株)リンレイによる多摩美術大学との産学共同プロジェクトによるトイレの内外装デザイン
(出典：新宿区 HP)



移動式ボルダリングイベント
(出典：PARKS TOKYO HP)

2020 年 SYUKUNOBA (カフェ・レストラン、ヨ・ボルダリングスタジオ)

例 高松市役所に隣接する地区公園 4ha

- ・再整備に伴い地元商店街を中心としたエリアマネジメント組織が市民参加により広場を芝生化する「芝生化大作戦」を実施
- ・官民間問わず、市を代表する多くのイベントが開催される空間として生まれ変わり中心市街地の賑わいを創出

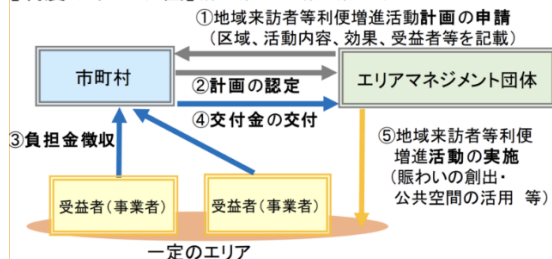
3) 都市再生特別措置法（平成 28 年）の活用

- ・都市公園法で占用物件として規定されていない物件でも別の法律を根拠に占用許可ができる。
- ・例えばシェアサイクルの駐輪場や観光案内所

4) 地域再生法改正（平成 30 年）の活用

- ・アメリカの BID を参考にしたエリアマネジメント負担金制度

【制度のイメージ図】(第17条の7～第17条の9)



企業からのスポンサー料やイベントの収益で運営され、公園のにぎわいが生まれると周りの不動産も優良なテナントが入るなど好循環が生まれるきっかけとなる。

5) 都市公園法改正（平成 29 年）

- ・保育所、デイケアサービスセンター、障害者支援施設の設置が可能
- ・施設の敷地面積は公園面積の 30%以内、その他外観、構造に関する基準がある。

《 Column 小さな公園活用プロジェクト 》

(出典：ランドスケープデザイン 豊島区わたしらしく、暮らせるまち。推進室)

「わたしらしく、暮らせるまち。」づくりの一環として2018年4月より小さな公園活用プロジェクトが始まった。

1) 「わたしらしく、暮らせるまち。」の取り組み

□としま scope

まちに関する様々な情報を発信するサイト「まちの主役はここに住むひと、働くひと」区内在住者、活動するひと、企業へのインタビュー、イベント紹介、Facebook とのリンク

□としまぐらし会議 「こんなまちにしたい」「やりたい」を持ち寄ってスタート(338人参加)

□FF パートナーシップ

子育て支援、健康増進、防災、環境、食育、起業、就労支援、学び、住まいなど幅広い分野で区と企業が連携

□小さな公園活用プロジェクト・アートトイレ

小規模公園を活用し地域コミュニティの場、課題解決の場に再生するための取り組み

トイレの一部に地域特性を盛り込んだデザインを入れたり、住民参加によるアートトイレを展開

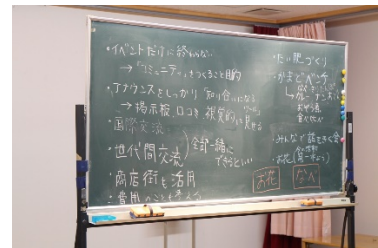
□としまのイクボス

2016年産・官・学が連携した「としまイクボス宣言」71団体が参加

□その他

としま scope のリアルイベントを南池袋公園とグリーン大通りをステージに開催

2) WS



公園でどう過ごしたい? → 公園で何ができる? → どうしたら実現できる → やってみよう

→ 「お花チーム」「かまどチーム」「子ども屋台」が誕生。継続的に活動し地域の住民との交流を目指す。

3) PARK TRUCK

移動式のツール。ドリンク、焼き菓子、図書館の本、紙芝居イベント、遊具の貸し出しを移動式トラックで行う。複数の公園でシェアする。



4) ○○できない公園から○○できる公園へ、禁止ではなく“できる”を伝える

5) 活用の実践と検証を繰り返していく

《 Column 小規模公園 》

(出典：都市公園のトリセツ)

本市は土地区画整理事業を中心とした市街地開発が行われてきたため、500 m²未満の極端に狭い公園は少ないものの、2500 m²に満たない公園が多いこと、また街区公園においては平成5年に施行令が改正されるまで「児童の利用」を目的として整備されているため、身近な公園には同じような雰囲気公園が多い。小規模な公園をうまく使いこなすことはどの自治体でも課題となっており大きくは以下の4つの手法があげられる。

1) 狭小公園を作らせない

開発区域が0.3ha以上の場合3%以上の公園を作らなければならない→条例で1.0haに引き上げることが可能となった。(2016年)2次開発の場合は250m以内に2500 m²以上の公園がある場合公園を整備しなくてもよい等、自治体で具体的な基準を作り、既に公園がある場所においては狭小公園を増やさない工夫をする。

2) 狭小公園をもらわない

500 m²未満の公園は市への帰属をせず「緑地広場」として市と協定を結んだ自主管理とする、という基準を設けた自治体もある。

3) 狭小公園を統廃合する

例 神奈川県二宮町

平成28年「二宮町公園統廃合に関する基本方針」

総面積を2割程度縮減するという数値目標を設定。(児童遊園地や子どもの広場を合わせたもの)

- ・公園ごとに「廃止」に関する町民アンケート調査を実施
- ・普段使わないので廃止しても構わないという公園もあった
- ・売却ではなく、児童館との一体管理、ゲートボール場、ゴミ置き場等、機能変換を行う
- ・利用の多い公園の施設や管理に重点を置く

例 北九州市

平成25年 遊休市有地(団地跡地)を利用した小規模公園の集約・再編

- ・2公園(261 m²、1000 m²)廃止→1公園(2000 m²)新設

4) 公園を廃止せずに施設や機能を統廃合する

例 札幌市 街区公園

平成20~26年度に40の狭小公園(1000 m²未満)において機能分担をもとに公園再整備を実施

- ・同一誘致圏内にある複数の公園において機能分担することで、様々なニーズに対応
- ・施設総量の削減(134基→65基)
- ・計画段階で地元説明会を実施し、ニーズが高ければ狭小公園でも遊具を残すなど個別対応も行った。

例 武蔵野市 街区公園

- ・公園区を設定し、公園区の中での機能分担・特化
- ・個々の公園で機能を完結するのではなく公園区内の公園全体で役割分担
- ・利用実態、施設・地域性、活用ポテンシャルの3分野20項目による公園緑地カルテを作成

例 北九州市

- ・小学校区単位で老朽化した複数の公園の再整備計画案を地域住民とのワークショップでまとめた。
- ・行政指導ではなく住民のニーズを反映、公園管理者の目線での情報も提供し合意を得る手法

公園等における高木の管理方針

平成31年2月策定

戸田市環境経済部みどり公園課

目次

序章 策定の基本的事項.....	- 1 -
1 策定の背景.....	- 1 -
2 策定の目的.....	- 1 -
3 樹木の役割と都市における管理の在り方.....	- 1 -
第1章 戸田市の現状と課題.....	- 3 -
1 戸田市の概況.....	- 3 -
2 緑被の現況.....	- 3 -
3 現在の樹木管理の状況.....	- 4 -
4 植樹位置及び樹種による問題.....	- 4 -
第2章 公園等における樹木管理.....	- 6 -
1 樹木の管理と本市における問題点.....	- 6 -
2 他自治体の事例.....	- 6 -
第3章 公園等における今後の維持管理.....	- 8 -
1 管理方針.....	- 8 -
2 樹木の伐採.....	- 10 -
3 伐採及び補植を行う際の留意点.....	- 11 -
4 樹木の異状確認.....	- 12 -
5 市内造園業者の育成.....	- 12 -
6 今後の検討事項.....	- 12 -
第4章 樹木の伐採等における地域住民等との合意形成.....	- 14 -
1 地域住民等との合意形成方法.....	- 14 -
2 大幅な樹木更新や伐採を行う場合の留意点.....	- 14 -

序章 策定の基本的事項

1 策定の背景

我が国の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されており、社会資本のひとつに位置づけられる公園もこの時期に全国的に多く整備されてきた。また、本市においては、その後、昭和60年にJR埼京線が開通したことで急速に都市化が進み、住環境は大きく変容した。昭和60年に76,426人だった人口も平成30年には138,738人にまで増加し、市内にある公園等は、現在では168か所が整備されており、そのうち、167か所の公園等を本市において管理を行っている。この公園等に植樹された高木には、植樹から数十年を経て管理が容易でなくなるほど大きく生長したものがあり、巨木や老木となったことに起因した問題が顕在化するようになった。

2 策定の目的

これまで、公園等における樹木は、その生長にまかせた自然形仕立てで定期的に剪定を行ってきた。しかしながら、樹木の生長に伴って、隣接地への枝葉や根の越境はもとより、落ち葉の増加、根上りによる路面部の破損、落枝などに関する苦情が年々増えており、特に巨木についてその傾向が顕著となっている。

また、地球温暖化が進み、平均気温が現在より約3度上昇した場合、日本の南海上に到達する猛烈な台風が増加する可能性が高いと言われている。現在でも老木となった樹木等の台風による倒木や傾木、幹折れなどが発生しており、今後勢力を増した台風が増えれば、重大事故の発生が危惧される場所である。

このため、これまでの保全的管理により樹木本来の樹高に達して巨木となったものや、寿命が近づき老木となったものが増加したことに伴って、多くの問題が顕在化している高木の管理については、重大な事故を予防するリスク管理の視点はもとより、将来に問題を先送りしないためにも、新たな管理方針を定めるものとする。

なお、本管理方針でいう高木とは、通常の成木の高さが5m以上のものをいう。

3 樹木の役割と都市における管理の在り方

公園等に植樹されている樹木には、景観を形成し、安らぎが得られる心理的な効果や延焼防止等の防災機能、多様な動植物が生息する自然保全機能などが期待されている。

樹木の持つこうした機能を十分に発揮させるためには、適正な維持管理が必要である。特に、戸田市のように都市の中に存在する樹木は、大自然の中の植物と異なり、主として人間の生活のために望ましい姿に作り変え、それが維持されるよう適切な管理を行っ

てこそ、本来の機能を発揮することができる。

そのため、本管理方針もこのような視点に立ち、策定するものである。

第1章 戸田市の現状と課題

1 戸田市の概況

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、荒川を挟んで東京都と隣接する面積18,19km²の首都近郊の街である。

気候については、ここ10年の平均降水量は1418mmで、夏は高温多湿、冬は乾燥した晴天の日が多い太平洋側気候の特徴を示している。

市の全域が荒川流域の沖積平野に属し、海拔2～5mの平坦な低地となっており、自然堤防の微高地と後背湿地の地域とに区分されている。後背湿地帯は、かつては水田が多くあったが、現在は宅地化されている。

人口は138,738人（平成30年1月1日現在）で、年間10,000人前後の転出入を繰り返しながら、今後も増加することが見込まれている。

昭和60年にJR埼京線が開通して以来、スプロール化がさらに進行したため、水田をはじめとした農地や屋敷林などの樹林地の宅地化や工場移転、マンション建設などが急速に進み、現在では市域の4割以上が宅地となっている。

2 緑被の現況

平成26年度時点の市全域の緑被率は38.77%であり、平成22年度時点より2.12ポイント減少している。特に、市街化区域においては平成26年度の結果が21.48%であり、平成22年度時点より2.95ポイント減少している。

また、緑被地の区分のうち、「樹林地」として公園等が占めている面積の割合は大きく、緑量を減少させないためには、公園等に植樹されている樹木は可能な限り維持されていなければならない。

市全域の緑被率の経年変化

区分	市街化区域(比率%)			市街化調整区域(比率%)			市全域(比率%)		
	平成22年度	平成26年度	増減	平成22年度	平成26年度	増減	平成22年度	平成26年度	増減
樹林地	8.91	8.43	-0.47	0.60	0.67	0.07	6.69	6.36	-0.33
樹木畑	0.10	0.06	-0.04	0.00	0.00	0.00	0.07	0.05	-0.03
草地	2.58	1.88	-0.70	0.42	0.33	-0.09	2.01	1.47	-0.54
畑地	1.20	0.96	-0.24	0.03	0.01	-0.02	0.89	0.71	-0.18
水田	0.01	0.00	-0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	-0.01
裸地	7.98	6.53	-1.45	2.41	2.68	0.27	6.50	5.50	-1.00
水面	2.66	2.74	0.08	30.66	31.39	0.73	10.13	10.40	0.27
水辺地	0.91	0.81	-0.09	51.79	50.57	-1.22	14.49	14.11	-0.38
屋上緑化	0.08	0.07	-0.02	0.19	0.50	0.31	0.11	0.18	0.07
緑被計	24.43	21.48	-2.95	86.11	86.16	0.05	40.89	38.77	-2.12

※小数第3位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

3 現在の樹木管理の状況

本市における樹木管理は定期剪定を主とし、樹木の生長にまかせた自然形仕立てとすることを原則としている。ここで剪定する枝は、危険枝、生育上不必要な枝、障害枝とし、公園全体の管理の視点から植樹されている位置等も考慮して剪定を行っている。隣接地への越境や落ち葉に対する苦情の対応で個別に剪定を行う場合もあるが、強剪定を行うと樹木本来の樹形を大きく損ねるばかりか、生育不良や病害の一因ともなり、枯損木の原因となることから、近年は樹木に負担のかからない範囲での実施にとどめている。

しかし、巨木・老木となった樹木本数の増加により、その維持管理に労力と費用がかさむことが課題となっている。また、根上りが発生することで、公園の園路や広場等で不陸が生じ、歩行者の安全性の低下を招いている。そのため、今後は土壌改良を行うなど、根上りを起こさせない対策も必要となっている。

4 植樹位置及び樹種による問題

本市では、公園や緩衝緑地のほか、広場、環境空間等において緑に親しむ環境を整えている。このうち、公園、緩衝緑地、環境空間においては高木が植えられている。

これらの高木には、その植樹されている位置や樹種によって、以下のとおり様々な問題が生じており、解決すべき課題として認識している。

(1) 公園

公園樹木については、公園の外観を向上させるために外周沿いに植樹されている樹木（以下、「外周樹木」という。）と、緑地空間の創出を意図して外周以外に植樹されている樹木（以下「内部樹木」という。）に大別される。これらはいずれも植樹から数十年が経過して巨木や老木となっているものがあり、近隣住民は倒木を不安視しているとともに、落ち葉清掃を負担に感じている。また、外周樹木については、枝葉や根の隣接地への越境、電線類への接触、落ち葉などに関する問題が多く、管理に要する経費が負担となっているだけでなく、樹木の生育とともに樹間が狭まり、公園外部側からの視認性が悪化して防犯の面で問題が生じている場合がある。

(2) 緩衝緑地（笹目地区）

当該緩衝緑地は、大気汚染・騒音などの公害防止や災害防止を図ることを目的として設置されているが、定期剪定は行っておらず、適宜剪定を実施している。しかし、設置されてから30年以上がたち、高木が大きく生長したことで、枝葉の繁茂等により隣接する歩道が薄暗くなり、防犯面で問題が出ているとともに、枯死や落枝、落ち葉等の管理上の問題も出ている。

(3) 環境空間

環境空間は、高架により新幹線及び埼京線が運行することで発生する騒音、振動、日照等の環境問題への対策として設けられたものであり、これを有効活用するため、市とJRが協議し、緑地や都市公園を整備してきた。この整備時にメタセコイヤ等の高木が植えられたが、現在では高架を超える高さとなっている。万が一、高架側に倒木した場合には、車両の脱線や人命にかかわる重大事故につながる可能性があり、植樹場所に適した樹種選定だったとは言い難い。

(1) から (3) のように、植樹されている位置や樹種によって様々な問題を抱えており、これらの問題を先送りせず対処していくため、管理方法の見直しを行い、必要に応じて伐採も視野に入れた検討を行っていく必要がある。

第2章 公園等における樹木管理

1 樹木の管理と本市における問題点

公園等の樹木における維持管理は、安全・安心の視点から適切な剪定や病虫害の発生防止等の処置を行うことが最も重要である。そのうえで、樹木が健全に生育するよう適期に込みすぎた枝を払う「枝おろし」や「枝抜き」などを実施し、保全を図ることが望ましい。

本市においては、隔年で実施する定期剪定を基本としているが、主に高木に係る落ち葉や越境した枝に対する苦情が多く、そうした苦情については毎年剪定の実施や個別剪定で対応している。しかし、それでも地域住民にとっては落葉時期の清掃が重い負担となってしまう。

また、巨木や老木となっている樹木が増え、平成30年の台風により多くの樹木が倒木した。今後の気候変動で勢力の強い台風が増加する可能性が高いのであれば、安全上の懸念を解消するための措置が必要になる。

管理コストの面からみても、巨木となった樹木のなかには高所作業車でも届かない大きさとなったものもあり、日常の維持管理費が高額となっている。

このように、樹木が巨木や老木となったことによる地域住民の負担増や安全上の問題、維持管理コストの増加は本市に限ったことではなく、他自治体においても問題視されており、社会問題となりつつある。そのため、今後は剪定を主とした樹木管理に加え、周辺環境との調和や樹木の安全性・健全度を意識した管理とするとともに、維持管理コストも縮減できるよう管理しやすい樹高を維持していく必要がある。

2 他自治体の事例

(1) 大阪府吹田市における公園樹木の管理方針

吹田市では、公園樹木の維持管理に係る方向性を「安全性の確保」「都市魅力の向上」「管理コストの縮減」とし、適正管理方針として「周辺環境との調和」「安全・安心で快適な環境づくり」「点検・健全度調査及び改善処理等」を掲げている。

まず、「周辺環境との調和」では、道路との調和や住宅・事業所との調和を図るための剪定方針、更新時における離隔の確保について示し、隣接地への越境や落ち葉、日照障害など、巨木や老木となった樹木に起因する問題に対処することとしている。

また、「安全・安心で快適な環境づくり」では、犯罪予防の観点から、見通しの確保のための下枝剪定や生垣の高さ抑制、一定の照度を保てない原因となっている樹木や正常な施設利用環境を阻害している樹木の伐採・更新等の改善処置を行うこととしている。

「点検・健全度調査及び改善処理等」では、公園樹木の点検として年に1回の通常点検と異常時点検を実施することとし、初期診断で樹木の異状又はその兆候が確認された場合には、必要に応じて専門家による外観診断や精密診断を行い、対策の必要があると判断されれば、腐朽部の処置や樹体保護等の改善処置が図ることとしている。

いずれも、巨木や老木となった樹木に起因する問題への対応だが、吹田市では公園が与える様々な効果を向上させることを目的として、当初の植栽目的や現状の利用状況等を考慮して、きめ細かな樹木管理を行うこととしている。

(2) 愛知県名古屋市における街路樹再生

名古屋市では、高度経済成長期に道路整備とともに街路樹を植栽したが、巨木や老木となった樹木による倒木や落枝、根上り等による事故リスクの増大等の課題があった。そのため、名古屋市みどりの審議会において「都市空間における街路樹のあり方について」の答申があり、「街路樹再生指針」の策定に至った。

この指針では、吹田市における公園樹木の維持管理に係る方向性と同様の内容を基本的な考えとし、これを実現するための方針として、「計画的な更新・撤去による街路樹再生」「樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生」が挙げられている。

街路樹の更新・撤去については、事故の危険性があるものや巨木となっているものについて、健全な街路樹への再生を図るために行い、維持管理については地域との協議・連携を行うこととしている。また、更新する際は、できるだけ広い植樹樹の整備や根上り対策、土壌改良等の生育環境の確保も行うこととしている。

次に、樹高抑制については、巨木の樹高を安全な高さまで引き下げ、必要に応じて間伐も行い、点検・管理を容易にすることを目的としている。これとあわせて適切な頻度で定期的な剪定を行うことにより、街路樹を街並みと調和のとれた樹形に再生し、維持することとしている。

このように、名古屋市では安全管理の視点からだけでなく、都市空間のブランディングを意識した樹木管理をコストの縮減をしながら、市民や事業者等とも連携して進めている。

第3章 公園等における今後の維持管理

1 管理方針

公園等における高木の維持管理は、これまで安全性や苦情の量に応じて、「保全樹木」と「要配慮樹木」に分けて行っていた。今後はこれに「更新検討樹木」を追加することとし、これらに共通するものとして樹高抑制及び根上り対策を実施し、より適切に管理を行うこととする。

なお、樹木は植樹から10年を経過した頃から苦情等が出始める傾向にある。そのため、樹木剪定は全般的に、植樹から10年程度までは「育成型剪定」とし、それ以降は「抑制型剪定」に移行して管理を行うこととする。

安全性・苦情量による対応分類

区分		苦情の量		
		多い	少ない	無い
安全性	高	a	b	c
	低	d	e	f

(1) 保全樹木 (c)

保全樹木は、主に公園における内部樹木等で、落ち葉等の苦情の無いものをいう。

この樹木の保全は、隔年で剪定を実施し、その樹木本来の樹形を保つことで健全な生長を促すことを目的に、樹冠整正や込みすぎた枝を払う「枝おろし」、「枝抜き」などの軽剪定を基本とした管理を行う。

(2) 要配慮樹木 (a, b)

要配慮樹木は、落ち葉等の苦情の多い落葉樹で毎年剪定を実施しているものや、越境により支障が生じている枝等の苦情対応で個別剪定を実施しているものをいう。(ただし、苦情が多いもののうち、その対応に係る労力や費用が過度となっているものは「更新検討樹木」として扱う。)

越境により支障が生じている枝等への対応は、公園管理者として当然に必要なものとして、引き続き個別での対応を行う。また、落葉樹の剪定については、一般的には葉が落ちた後の休眠期に行うことが望ましいが、公園に植えられている落葉樹は多く、公園清掃を行う町会や近隣住民の落ち葉清掃による負担にも配慮する必要があるため、落葉前に剪定を行うことも許容すべきものとして、引き続き実施する。

ただし、この場合でも、極力樹木に負担のかからない程度で行うとともに、樹形を崩さないよう、将来の姿を意識した剪定とする。

(3) 更新検討樹木 (d, e, f)

更新検討樹木は、主に安全性に問題のある樹木や維持管理の労力・費用が過度に負担となっている樹木、隣接地への影響が大きい樹木等をいう。

高度経済成長期から現在に至るまで、宅地造成などに伴って失われた緑を公園等の造成によって回復をさせ、緑の量的な充足を優先して整備を進めてきたが、そのような中で、生長が早く悪条件でも生育が可能な樹種が多用され、また、狭い公園等に将来大きく育つ樹木が密植気味に植栽されてきた経緯がある。そのような樹木が大きく生長した現在、住環境への影響などで公園等の樹木に対して負のイメージを持つ市民が増加し、苦情の件数も増加している。この苦情の中には、落ち葉による度重なる樋の詰まりの発生などにより過度な負担がかかり、公園管理者に対応を求めてくるケースがある。その一方、緑がまちの景観形成に大きく寄与している大切な存在であるとの認識も持たれている。公園管理者としては、こうした現状を重くとらえ、今後も公園等の樹木は保全することを前提としたうえで、「**2 樹木の伐採**」に記載する伐採の条件に該当するものは樹木の伐採を検討する。

また、その際には、町会・自治会等の近隣住民や利用者への事前周知を行うなど、理解を求めるように努める。

(4) 樹高抑制

大きく生長して巨木となった樹木や老木は、台風等の災害による倒木のリスクがあるとともに、現状の巨木管理では20m級を超える高所作業車が必要となり、費用が高額となってしまふ。そのため、万が一、倒木した場合の被害低減や維持管理コストの縮減を図るため、樹高を抑制する必要がある。

樹高については、住環境との調和にも配慮し、低層住宅の多い地域の公園については、8mを基準として高さを抑制することとする。その他の地域においては、原則として最大樹高を15mとする。また、現状で巨木となっている樹木についても樹高の引き下げを実施するものとするが、一律に基準の高さまで剪定するのではなく、安全性を確保しつつ樹形の回復が見込める高さまでの切り詰めとする。なお、シンボルツリーとして植えられているものや景観重要樹木に指定されている樹木については例外として取り扱う。

巨木となった樹木を樹高抑制のために切り詰めを行った場合、相当期間にわたり景観を損ねることとなるため、事前の周知はもちろん、樹形再生のプロセスを図にして、立て看板等により継続的に周知することとする。

また、巨木となっているが安全上問題がないもの、将来的に安全性が損なわれる

ことが予見されるが緊急性がないものについて樹高の引き下げを実施しようとする場合、地域住民との合意形成を図ったうえで実施するものとする。

(5) 根上り対策

樹木が成長するに従い、その根も必要な水分・養分の吸収や呼吸をするため生長する。しかし、根の伸長に制約がある場合や締め固められている場合には、十分に根を張る空間がないため、通気性の良い場所を求めて地表近くに根を伸ばす。これにより根が園路を持ち上げ、破損させてしまうため、公園等の安全な利用に支障を生じることとなる。

そのため、今後は根上り対策として、以下の手順で処置をすることとする。

【現状の根上りに対する対策】

- ① 根上りの原因となっている根を切断・除去する。切断面から腐朽菌等の侵入を防止するため防腐処理を施す。
- ② 根を切断することにより、樹勢の衰えや枯死、倒木を引き起こす可能性が高い場合には、客土により不陸を調整する。
- ③ 客土による不陸調整では安全性の確保ができない場合や公園全体のバランスを欠く等により望ましい手法でない判断される場合は、その樹木に植樹柵を設置し、土壌改良や防根シート等を敷設することで、根の生育環境を改善しつつ、広場や園路等の公園施設から分離して、利用者の安全を確保する。
- ④ 上記のいずれの手法でも解決できない場合、その樹木を伐採する。
- ⑤ 新たに植樹する際には、根が健全に生育できる環境に植樹することとし、必要に応じて土壌改良を行う。

2 樹木の伐採

市全域における緑被率は、平成26年度時点で38.77%であり、平成22年度時点に比べ2.95ポイント減少した。この主要な要因は、新曽第一地区における土地区画整理事業の進捗に伴い、裸地や草地の土地利用が行われたことによるものである。今後は、新曽第一地区に加えて新曽第二地区の土地区画整理事業が進行していくことで、さらに緑被率が減少していくことが見込まれている。

一方で、本市は将来都市像を「みんなでつくろう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまち とだ」としているように、自然豊かな環境を整えていくことを目指しており、市内における主要な緑地空間である公園等においては、緑あふれる憩いの空間として樹木を維持していかなければならない。

そのため、樹木に管理上の問題が生じている場合でも、可能な限り剪定等の対応で

樹木を保全し、伐採の対象とするものは次の条件に該当するもののみとする。また、伐採後は必ず補植することで緑量を減少させないこととする。

【伐採の条件】

(1) 重大事故の予防対策として伐採をする条件

- ① 倒木等により、その付近の歩行者や居住者等の人命にかかわる事故の発生が想定され、剪定等では対処できない場合。
- ② 倒木等により、道路や橋梁、鉄道高架、架線、建築物等の施設に被害を及ぼすことが想定され、剪定等では対処できない場合。
- ③ 根上りを起こしており、根の切断・除去や客土による不陸調整、植樹柵の設置では解決できず、利用者の安全を確保できない場合。

(2) 公園等全体の樹木保全として伐採をする条件

- ① 高木が密植されていて樹木同士が競合しあう状況にあり、間伐することで樹木の健全な生育を図る場合。
 - ② 生育不良等により樹勢が衰え、その回復が見込めない場合。
- ※ 樹木保全として伐採を行う場合は、原則として樹木管理の知識を有する専門家から助言を得て行うこととする。

(3) 防犯対策として伐採する条件

特定の公園内で犯罪が多発し、その要因が樹木による視認性の阻害によるものと判断され、伐採以外の方法では改善が見込めない場合。なお、防犯対策として伐採を行う際は、事前に防犯くらし交通課と十分な協議を行い、伐採の要否については慎重に検討することとする。

3 伐採及び補植を行う際の留意点

樹木の伐採を行う際は必ず抜根を行う。ただし、抜根することで他の公園施設や隣接地へ大きな影響を及ぼす場合には、安全上の問題が生じないように地際で伐採し、抜根はしないこととする。

補植については、伐採を行った公園内で行うことを原則とするが、管理上それが困難な場合は同一地域内の他公園内で補植することとする。また、それも望ましくない場合は緑被率の低い地域の公園内で補植を行う。

高木での補植が管理上難しい場合は、低木や中木での補植も可能とするが、伐採された樹木の樹冠の大きさを考慮し、緑量を十分補える本数を補植することとする。

補植する樹種については、郷土種を優先するものとし、夏の緑陰形成や冬の日照の

確保にも考慮し、的確なものを選定する必要がある。しかし、植樹位置に応じて、どのような樹種を最適なものとして選定していくかについては、さらに研究を要するものであるため、今後、引き続き検討を行っていく。

4 樹木の異状確認

公園等に植樹されている樹木は、その植樹から数十年が経過し、枯損だけでなく台風での倒木も発生してしまっている。しかし、倒木は樹木に発生している異常に対し、適切に対応することで予防することができる。

そのため、今後は、定期剪定時に目視にて樹木異常を確認することとし、必要に応じて、樹木医や街路樹診断士等で一定の実務経験のある者による樹木の健全度調査を実施することとする。

5 市内造園業者の育成

現在、公園等の樹木管理は、入札により受託業者を決定し、概ね市内業者が受注をしている。しかし、公園樹木を今後より良く管理していくためには、樹木管理の専門知識や技能を有した街路樹剪定士の資格を持つ業者が管理を行っていくことが望ましい。

そのため、今後、市内業者が街路樹剪定士の資格を取得できる環境づくりを検討していく。

6 今後の検討事項

有賀一郎氏が発表した「合意形成・アセットマネジメントを取り入れた街路樹管理のあり方について ―神奈川県道 57 号相模原大蔵町線を事例に―」では、街路樹を道路の資産としてとらえ、将来の状態を予測し最適管理するアセットマネジメント手法で街路樹の伐採更新時期の検討が行われている。

この研究では、神奈川県道のケヤキ並木を事例としており、ケヤキは若木では維持管理費がかからず、老木になると様々な問題が生じて苦情件数が増え、維持管理費が増大する傾向にあるとされている。この問題解決に向けアセットマネジメント手法の導入を提唱しており、並木本数を 100 本、ケヤキの植替え周期を「30 年・40 年・50 年」、毎年の植替え本数を「5 本・10 本・20 本」として、これらを組み合わせた 9 通り 150 年間の維持管理費を検討している。結果は、30 年周期で年間 20 本植替えた場合が 1 億 7,000 万円で経費累計が最も安価となり、50 年周期で年間 5 本植替えた場合が最も高額で、3 億 6,000 万円という結果となっている。

本市においても、樹木の保全を重要視している一方で、高木の維持管理費の負担が増

大しているとともに、老木については台風等での倒木等の安全上のリスクもあるため、今後、アセットマネジメント手法の導入について研究していくこととする。

第4章 樹木の伐採等における地域住民等との合意形成

1 地域住民等との合意形成方法

ここまで、公園等の樹木については安全性の確保を目的とした樹木の伐採や既存樹木を含む樹高抑制について述べてきた。しかし、市内における高木について愛着を感じている市民が相当数存在しており、事実、千葉大学大学院の近江氏らが行った「住居系市街地における巨樹に係わる住民意識に関する研究」によれば、地域の巨樹について、調査範囲となった300m圏において「保護していくべき」という人が最も多く、ほぼ80%を超えている。また、0～50m圏では72.7%の人が他の木に比べて調査木となった巨樹に親しみを感じているという調査結果が出ている。

そのため、危険が生じている若しくは予見される場合は迅速に伐採等を行う必要があるが、緊急を要しない樹木の伐採や樹高抑制のための切り詰めを行うにあたっては、事前に地域住民との合意形成を図ることが重要である。

合意形成方法としては、検討会・ワークショップ等の開催、アンケート等の実施による意見収集、説明会の実施や近隣住戸への資料配布、広報誌やホームページによる情報提供などが考えられる。地域におけるその樹木の重要性や景観等の影響を考慮の上、町会等との協議により、適切な方法を選択する必要がある。

合意形成に際しては、樹木に対して愛着を感じている市民もいることから、その過程で伐採等ではなく移植を要望されることも考えられる。しかしながら、移植には多額の費用がかかるだけでなく、定着せずに枯死してしまう可能性もある。そのため、要望があったとしても移植は行わないこととする。

2 大幅な樹木更新や伐採を行う場合の留意点

大幅な樹木更新や伐採を行う場合、景観や住環境に大きな影響を与えることがある。そのため、実施する際には地域住民等との合意形成に向け、きめ細やかな対応が必要となる。

まず、地域住民から当該樹木に期待される緑化機能等の意見を収集した上で、当該空間の特性等を踏まえて目標イメージを作成することが考えられる。目標イメージに対しては様々な考え方があるため、検討会等により整理することが望ましい。必要に応じて、有識者や専門家等の参加による検討会等の実施も効果的である。

また、当該樹木に発生している問題等を踏まえ、地域住民等の意見を参考にしながら、コストや効果等を総合的に勘案して、具体的な作業計画及び管理計画を検討・整理を行う。また、公園清掃は町会に委託をしているため、樹種の特性を地域住民に十分説明し、落ち葉清掃の負担等について理解を得ておく必要がある。

公園等における高木の管理方針

平成31年2月

戸田市環境経済部みどり公園課

監修 千葉大学大学院 園芸学研究科
助教 近江 慶光



戸田ヶ原自然再生事業

実施計画

2021-2026



目 次

第1章 戸田ヶ原自然再生事業の概要	1
1. 戸田ヶ原自然再生事業の取り組み.....	1
2. 戸田ヶ原自然再生事業の意義.....	2
3. 戸田ヶ原自然再生事業の内容.....	7
3-1 理念と目標.....	7
3-2 戸田ヶ原自然再生の対象区域.....	7
3-3 戸田ヶ原自然再生事業の内容.....	8
4. 戸田ヶ原自然再生事業実施計画について.....	16
(1) 戸田ヶ原自然再生事業実施計画の策定・実施状況.....	16
(2) 本実施計画の計画期間.....	16
第2章 実施計画	17
1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト.....	17
1.1 戸田ヶ原サクラソウ園.....	17
(1) 取り組みの成果と課題.....	17
(2) 取り組み.....	20
1.1-1 サクラソウ等の植え付け.....	20
1.1-2 植物モニタリング調査の実施.....	21
1.1-3 植生管理の実施.....	22
1.1-4 活用のための管理.....	23
1.1-5 動物モニタリング調査の実施.....	23
1.1-6 動物の生息環境保全管理.....	23
1.1-7 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置の検討... ..	24
1.1-8 活用促進.....	24
1.2 戸田ヶ原野草園.....	26
(1) 取り組みの成果と課題.....	26
(2) 取り組み.....	28
1.2-1 野草の調達・育成.....	28
1.2-2 野草の植栽.....	29
1.2-3 植生管理.....	29
1.2-4 モニタリング調査.....	30
1.2-5 生育基盤環境の改善.....	31
1.2-6 活用促進・普及啓発.....	31

1.3 彩湖自然保全ゾーン内	32
(1) 取り組みの成果と課題	32
(2) 取り組み	34
1.3-1 植物モニタリング調査	34
1.3-2 植生管理	34
1.3-3 広報	34
1.4 サクラソウの増殖	35
(1) 取り組みの成果と課題	35
(2) 取り組み	36
1.4-1 種子による増殖	36
1.4-2 株分けによる増殖	36
1.4-3 種子の直播についての検討	37
1.4-4 プランターによる育成	37
1.5 その他	37
1.5-1 戸田ヶ原サクラソウ園に次ぐ新たなサクラソウ植栽地の検討	37
2. キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト	38
2.1 キツネの生息環境の保全・再生	38
(1) 取り組みの成果と課題	38
(2) 取り組み	40
2.1-1 キツネの生息状況調査	40
2.1-2 営巣環境の整備	40
2.1-3 キツネについての普及啓発	40
2.1-4 ノラネコ・外来種の防除	41
2.2 カヤネズミの生息環境の保全・再生	42
(1) 取り組みの成果と課題	42
(2) 取り組み	45
2.2-1 カヤネズミの生息状況調査	45
2.2-2 カヤネズミの生息環境の改善方法の検討と実施	45
2.2-3 カヤネズミについての普及啓発	45
2.2-4 ノラネコ対策の実施	45
3. ミドリシジミが舞う林プロジェクト	46
(1) 取り組みの成果と課題	46
(2) 取り組み	49
3-1 ハンノキの苗木の育成	49
3-2 ハンノキの補植、根元の草地の保全、創出	49

3-3	ミドリシジミの生息状況調査	49
3-4	生息域外保全等の検討	49
3-5	ミドリシジミを呼び戻す取り組みの普及啓発	49
4.	カワセミが子育てをする水辺プロジェクト	50
(1)	取り組みの成果と課題	50
(2)	取り組み	52
4-1	営巣崖の保全管理	52
4-2	外敵への対策の検討・実施	52
4-3	営巣状況の調査	53
4-4	普及啓発と観察しやすい環境づくり	53
4-5	小規模な営巣場所の創出の検討	53
5.	人と自然・人と人との交流プロジェクト	54
(1)	取り組みの成果と課題	54
(2)	取り組み	56
5-1	とだみちゃん出張授業の実施	56
5-2	校庭の一角へのミニ戸田ヶ原（学校ビオトープ）の設置の支援	56
5-3	戸田ヶ原ガイドの活性化	56
5-4	子どもや親子を対象とする自然イベントの実施	57
5-5	企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置の検討	57
5-6	彩湖自然学習センターとの連携	57
6.	PRの推進	58
(1)	取り組みの成果と課題	58
(2)	取り組み	60
6-1	とだみちゃんを活用した普及啓発の推進	60
6-2	戸田ヶ原の歴史や生きものを活用したPR	60
6-3	サクラソウの有効活用によるPR	60
6-4	サクラソウのプランターの貸し出し	60
6-5	市民参加機会を活かしたPR	60
6-6	ニュースレター発行	61
6-7	ウェブコンテンツによるPR	61
6-8	メディアへの積極的なプレスリリース	61
6-9	パンフレットの改訂	61
7.	その他	62
7-1	事業の一部収益化等による持続発展方策の検討	62
7-2	戸田ヶ原自然再生事業実施計画の改訂	62

第3章 推進計画	63
1. 役割分担.....	63
2. スケジュール.....	65
3. 数値目標.....	68
4. 留意事項.....	68

第1章 戸田ヶ原自然再生事業の概要

1. 戸田ヶ原自然再生事業の取り組み

「戸田ヶ原自然再生事業」は、2007年に開始され、多くの市民、企業の参加のもと、戸田ヶ原の自然を活かした魅力あるまちづくりに取り組んできました。

表 1-1 戸田ヶ原自然再生事業の取り組み

年度	主なできごと	サクラソウ 生育株数
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田ヶ原自然再生事業開始 ・調査や実施に向けた検討 	
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・『戸田ヶ原自然再生検討委員会』の発足 ・『戸田ヶ原自然再生事業全体構想』策定 ・戸田ヶ原産のサクラソウを提供していただき、遺伝子解析で荒川流域産であることを確認 ・「トダスゲを育む会」が育てていたトダスゲを提供していただく 	
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・『戸田ヶ原自然再生事業実施計画』策定 ・『戸田ヶ原自然再生エリア第1号地』の整備 ・『とりもどそう！戸田ヶ原さくらそうフェスタ』の開催（サクラソウ植え付け開始） ・『戸田ヶ原サポーター』募集開始 	
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・『戸田ヶ原自然再生推進連絡会議』の発足 ・戸田ヶ原自然再生エリア第1号地の管理の開始 ・自然と親しむイベントの開始 ・サクラソウや野草の育成開始（苗木の育成、株分け、ポット苗づくりなど） ・戸田ヶ原自然再生ニュースレター発行開始 	542
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンノキの植栽の開始 ・市内商業施設でのパネルやサクラソウの展示開始 	471
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田ヶ原自然再生キャラクター愛称公募『とだみちゃん』に決定 ・保育園・幼稚園へのサクラソウポット貸し出しの開始 	1,089
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田ヶ原ワークブックの作成・配布 ・戸田ヶ原自然再生エリア第1号地が「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定 	2,328
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田ヶ原ガイド講習の開始 	5,682
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・彩湖自然保全ゾーンへのサクラソウの植栽・管理開始 ・『戸田ヶ原自然再生事業実施計画（追補版）』策定 	8,707
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・『戸田ヶ原さくらそう祭り』を開始 ・『とだみちゃん出張授業』を開始 ・戸田ヶ原自然再生の取組が評価され、戸田市が「生物多様性に優れた自治体ランキング」全国1位に ・『戸田ヶ原野草園』の開設 	12,034
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・カワセミ営巣崖の造成 	15,182
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・カワセミ営巣崖でのカワセミの繁殖を確認 ・彩湖・道満グリーンパークで仔キツネを確認 ・戸田ヶ原自然再生事業10周年記念報告会の開催 	21,128
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・彩湖・道満グリーンパークの植樹したハンノキでミドリシジミの幼虫を確認 ・台風19号により荒川第一調節池に洪水が流入、貯留し、彩湖・道満グリーンパーク全体が冠水 	28,131
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・彩湖周辺でキツネの巣穴を確認 	21,291

2. 戸田ヶ原自然再生事業の意義

意義1 「戸田ヶ原自然再生事業」は、『住みたい・住み続けたいまちづくり』につながります

「戸田市第5次総合振興計画基本構想」には市の現状について、「現在の戸田市は、近隣市と比較して従業の場としての拠点性を有しているものの、交通利便性の高さを背景とした若年層の転出入が多いベッドタウンという特性があります。常にフレッシュな活力が生み出されてきた一方で、人の入れ替わりが激しい地域では人と人との繋がりが醸成されにくい、といった課題も生じています。」と記述されています。

こうした現状を鑑みると、戸田市のまちづくりにおいては「戸田市に住みたい、住み続けたい」と思う人を増やすこと、そのために「戸田市への誇りと愛着を育む」ことが重要な課題であると考えられます。

「誇りと愛着を育む」ためには、「まちの個性」「参加と交流」「魅力のPR」が重要です。この3つの観点から「戸田ヶ原自然再生事業」を見ると、いずれの観点においても高いポテンシャルを有しており、事業が「住みたい・住み続けたいまちづくり」につながるものと考えられます。

○ まちの個性

かつて戸田の荒川沿いに広がり、江戸時代からサクラソウの名所として広く知られた「戸田ヶ原」は、名称そのものが戸田の個性を示すものといえます。また、「自然」だけでなく「歴史文化」という側面があり、より多くの人に興味を持ってもらうことが可能です。



三十六花撰「戸田原さくらそう」(1868年、明治初年)

○ 参加と交流

取り組みへ参加や人と人の交流によって、事業への関心や地域コミュニティの一員としての意識が醸成され、これが地域への愛着へとつながります。

「戸田ヶ原自然再生事業」は自然を再生し、生きものを呼び戻すだけでなく、多くの人や組織に関わっていただくことを目標として推進しています。「戸田ヶ原さくらそう祭り」や、サクラソウやハンノキなどの植栽、戸田ヶ原ガイドとしての活動、自然環境の維持管理への参加といったさまざまな取り組みに、多くの人や団体等が参加し、「参加と交流」の場になっています。



戸田ヶ原さくらそう祭り



サクラソウの植栽



ハンノキの植栽



野草の植栽



戸田ヶ原ガイド



維持管理

○ 魅力のPR

事業を「戸田市への誇りと愛着を育む」ことにつなげるには、多くの人に事業を通じて戸田市の魅力をPRすることが重要です。

本事業の取り組みは、事業開始からこれまでの約12年間に、新聞掲載数78回、ケーブルテレビの放映数36回と数多くマスコミで多く紹介されています。これは、マスコミへの積極的な働きかけに加え、事業内容自体のアピール力が高いことを反映しています。また、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」もさまざまな場所・場面で活用されており、戸田市のPRに貢献をしています。



参加者へのインタビュー



イベントの取材（ガイド講習）



とだみちゃん

意義2 「戸田ヶ原自然再生事業」は、SDGsなどのさまざまな環境施策の考え 方を含み、戸田市の環境先進性を全国にアピールすることができます

「戸田ヶ原自然再生事業」の目的の一つである「生物多様性の保全」は、世界の共通目標であるSDGsと密接に関係しています（特に「目標15 陸上資源」）。また、事業内容には「生物多様性の保全」のほかにも、「生態系ネットワーク」「自然再生」「グリーンインフラ」など、近年、世界やわが国で進められている環境施策の考え方が含まれています。

このように「戸田ヶ原自然再生事業」は、SDGsをはじめとして世界や日本の環境保全の潮流に沿った取り組みであり、事業を通じて戸田市の環境先進性を全国にアピールすることができます。

また、近年SDGsに取り組む企業も増えており、企業のSDGsやCSR、ESGの取り組みの場として活用を進めることによって、企業活動を通じて全国に戸田市をアピールする場にもなります。

■世界や国の環境施策のキーワード

生物多様性

生きものたち（動物・植物等）の豊かさをつながりのことです。1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」で「生物多様性条約」への署名が開始され、世界共通の課題として生物多様性の保全が行われています。我が国では2008年（平成20年）に「生物多様性基本法」が制定され、国、県、地方自治体で生物多様の保全の取り組みが進められています。

SDGs

2015年（平成27年）9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダの中では、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言や行動を掲げており、この目標がSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）です。SDGsは、17の目標とその下のさらに細分化された169のターゲットから構成されています。

SDGsは、世界中の人々が一緒になってより良い世界をつくるため、同じ目標を見据え、それぞれがどのような側面から貢献していくのかをわかりやすくしたものだといえます。

わが国でも、2016年（平成28年）12月、SDGs推進本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、地方自治体において、既存の行政計画にSDGsを可能な限り盛り込むことが求められています。

SDGsの17の目標



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



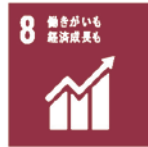
目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 [不平等]

国内及び各国間での不平等を是正する



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省国際協力局（2020・R2）パンフレット持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取り組み

生態系ネットワーク

生物多様性を保全するため、生物生息空間を適切に配置し、生態的なつながりをもたせることです。

自然再生

地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することです。自然再生推進法に基づき、全国で推進されています。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の流出抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組みのことです。

荒川第一調節池（彩湖）は、グリーンインフラの代表的な事例と言えます。

CSR 企業の社会的責任

Corporate Social Responsibility の略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える責任をもち、あらゆる利害関係者（消費者、投資家など、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指します。

ESG

「ESG」は、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字をとったものです。「企業の持続的な成長には、ESGの3つの観点が必要」という考え方が世界で広まっており、投資家が、企業に投資する際に、従来の財務情報だけでなく、ESGに注目する「ESG投資」も急速に広がっています。

3. 戸田ヶ原自然再生事業の内容

「戸田ヶ原自然再生事業全体構想」（2009 年）から、戸田ヶ原自然再生事業の内容を整理します。

3-1 理念と目標

【理念】

「戸田ヶ原」は、戸田市を代表する自然、歴史であり、戸田の原風景のひとつです。戸田ヶ原自然再生は、心の豊かさが求められているこの時代に、長く忘れられてきた「戸田ヶ原」に光をあて、その自然再生を通じて、戸田に暮らす人々の誇りを育み、人と人のつながりを再生し、21 世紀の戸田市の持続可能な発展に役立てることを目指して実施します。

【目標】

目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する

サクラソウをはじめ、かつての戸田ヶ原でみることできたさまざまな野生の生きものを育む環境を再生し、世界で求められている生物多様性の保全に役立てます。

目標2 人と自然、人と人の交流を再生する

身近な自然の消失によって失われてきた、人と自然との関係を取りもどすとともに、自然再生や管理への参加を通じて、失われつつある世代を超えた人と人との交流を再生します。

目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす

自然再生をまちのイメージアップや地域への誇りや愛着を育むことに活かし、まちの魅力づくりに役立てます。

3-2 戸田ヶ原自然再生の対象区域

自然再生の対象となる区域は、最終的な目標としてはかつての戸田ヶ原を含む戸田市域の荒川河川区域としますが、当面の事業実施は彩湖周辺区域から整備を行い、状況を勘案しながら区域の拡大を検討するものとします。

3-3 戸田ヶ原自然再生事業の内容

(1) 目標環境と目標種

かつての戸田ヶ原にあったと想定される環境から、保全・再生が可能と考えられる自然を選定して、戸田ヶ原自然再生の「目標環境」としました。また、それぞれの目標環境ごとに、そこに生息・生育することが期待される代表的な生きものとして「目標種」を選定しました（表1-3）。目標種は、表1-2に示した、希少性、指標性、普及性、上位性を基準として選定しました。

表1-2 目標種の選定基準

希少性	絶滅の危機に瀕している
指標性	ある環境に生息生育する生きものたちを代表する
普及性	姿や声が美しいなどの魅力的で多くの人が興味を持つ
上位性	生きものたちの「食う食われる」関係の頂点や上位に位置する

さらにこの中から、「トダ」の名前が付くなど、特に市民へのアピール性の高い種や、希少性の高い種など、戸田ヶ原自然再生のシンボルとしてふさわしい生きものを「シンボル種」としました。

戸田ヶ原自然再生のシンボル種



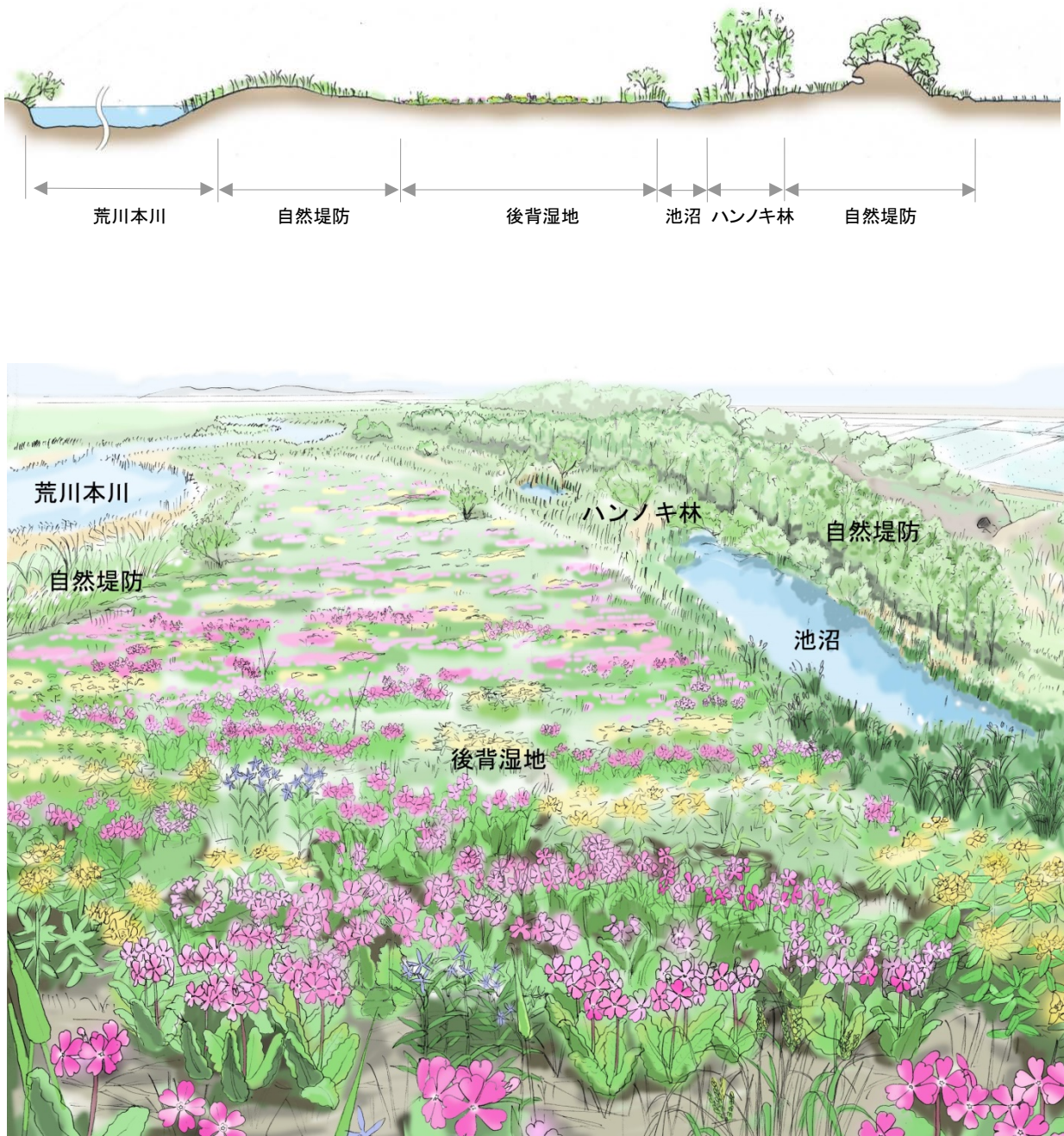


図1-1 かつての戸田ヶ原にあったと考えられる環境

表 1-3 戸田ヶ原自然再生の目標環境と目標種

目標環境			目標種	
大区分	小区分	環境イメージ	植物	
後背湿地	湿った草地		★トダスゲ(指・普) カサスゲ(指) ヨシ(指) <u>オニナルコスゲ</u> <u>ウマスゲ</u>	ハンゲショウ(指・普) シロネ(普)
	浅い池			—
	小川		エビモ(指)	
	やや湿った草地		★サクラソウ(指・普) ヨシ(指) オギ(指) <u>ノウルシ(指・普)</u> <u>チョウジソウ(指・普)</u> <u>ハナムグラ(指・普)</u> <u>ノカラマツ(指・普)</u>	<u>ナガボノシロワレモコウ(指・普)</u> <u>アマナ(指・普)</u> <u>ヌマトラノオ(指・普)</u> タカアザミ(普) イヌゴマ(普) サクラタデ(普) ツボスミレ(普)
	湿生林		ハンノキ(指) アカメヤナギ(指) <u>ゴマギ</u> イボタノキ(指) ノイバラ(普)	カサスゲ(指) <u>ハンゲショウ(指・普)</u>
旧河道	開けた水面		ヒシ(指) <u>アサザ(指・普)</u>	
	水際のエコトーン		マコモ(指) ヒメガマ(指) ウキヤガラ(指) フトイ(指) <u>タコノアシ</u>	
	土の崖			—
自然堤防	乾いた草地		チガヤ(指) ススキ(指) オギ(指) ノアザミ(普) ノカンゾウ(普) カントウタンポポ(普)	
	河畔林・屋敷林		エノキ(指) ムクノキ(指) クヌギ(指) シラカン(指) ヤブラン(普)	

シンボル種: ★

選定区分

希少種: 赤字
指標種: (指)
普及種: (普)
上位種: (上)

保全・再生区分

保全(現在、生息生育している種): 下線なし
再生(現在、生息生育していない種): 下線あり

目標種				
哺乳類	鳥類	両生・爬虫類	昆虫類	水生動物
ホンドイタチ(指) ホンドタヌキ(普)	<u>ヒクイナ(指)</u> <u>タマシギ(指)</u> タシギ(指) コサギ(指)	★ニホンアカガエル(指) ★トウキョウダルマガエル(指) アズマヒキガエル(指)	アジアイトトンボ(指) ギンヤンマ(指) ホソセスジゲンゴロウ(指) ヒメガムシ(指) ヘイケボタル(指)	★ミナミメダカ(普) スジエビ(指) テナガエビ(指) ヒメタニシ(指)
ホンドイタチ(指) ホンドタヌキ(普)	★カワセミ(普)	★ニホンアカガエル(指) ★トウキョウダルマガエル(指) アズマヒキガエル(指)	★トダセスジゲンゴロウ(指・普) オニヤンマ(指)	★ミナミメダカ(普)
ホンドイタチ(指) ホンドタヌキ(普)	イソシギ(指) セグロセキレイ(指)	★トウキョウダルマガエル(指)	アジアイトトンボ(指) シオカラトンボ(指)	★ミナミメダカ(普)
ホンドイタチ(指) ホンドタヌキ(普)	<u>コミミズク(普)</u> オオヨシキリ(指) コヨシキリ(指) カッコウ(普)	★ニホンアカガエル(指)	ギンイチモンジセセリ(指) アジアイトトンボ(指) キアゲハ(普) マルハナバチ(指)	—
ホンドイタチ(指) ホンドタヌキ(普)	ササゴイ(指) ゴイサギ(指)	★ニホンアカガエル(指)	★ミドリシジミ(指・普) コムラサキ(指)	—
—	ハジロカイツブリ(指) カイツブリ(指) マガモ(指) オナガガモ(指)	★トウキョウダルマガエル(指) クサガメ(指)	ウチワヤンマ(指) ギンヤンマ(指) オオヤマトンボ(指) ショウジョウトンボ(指) チョウトンボ(指)	★ミナミメダカ(普) ギンブナ(指) ドジョウ(指) スジエビ(指) テナガエビ(指)
ホンドイタチ(指) ホンドタヌキ(普)	<u>ヨシゴイ(指)</u> バン(指) オオバン(指)	★トウキョウダルマガエル(指) クサガメ(指)	アジアイトトンボ(指)	★ミナミメダカ(普) ナマズ(指)
★ホンドキツネ(普・上)	★カワセミ(普)	—	—	—
★ホンドキツネ(普・上) ★ホンドカヤネズミ(指・普)	キジ(普) ヒバリ(普) セッカ(指) チョウゲンボウ(上)	—	ギンイチモンジセセリ(指)	—
★ホンドキツネ(普・上) ホンドタヌキ(普) ホンドイタチ(指)	ホオジロ(普) モズ(普) オオタカ(上)	★ニホンアカガエル(指) アズマヒキガエル(指)	チョウトンボ(指) ゴマダラチョウ(普)	—

(2) 自然再生の方法

次の5つのシンボル種が象徴する環境の自然再生を行います。

- 1) サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生
- 2) キツネの親子が安心して暮らせる自然の再生
- 3) カヤネズミがゆりかごをつくる草はらの再生
- 4) ミドリシジミが舞う河畔林の再生
- 5) カワセミが子育てをする水辺の再生

1) サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生

戸田ヶ原は、サクラソウが有名でしたが、そこには、湿った草地や乾いた草地、小川、池沼などの多様な環境があり、さまざまな野生の草花が彩り、動物が生息していたと考えられます。

そこで、戸田ヶ原自然再生では、サクラソウを代表する草花が彩り、多くの野生の生きものが生息する湿地を再生します。



サクラソウ

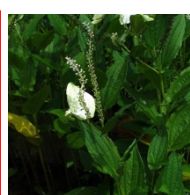
【主な目標種】 赤枠はシンボル種



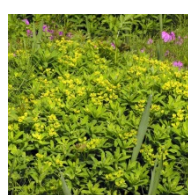
サクラソウ



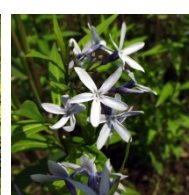
トダスゲ



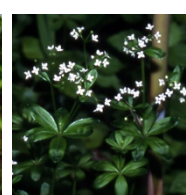
ハンゲショウ



ノウルシ



チョウジソウ



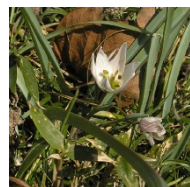
ハナムグラ



ノカラムツ



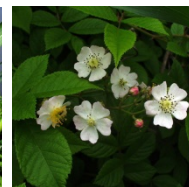
ナガボシロワレモコウ



アマナ



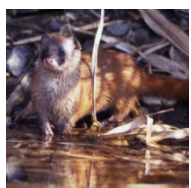
ヌマトラノオ



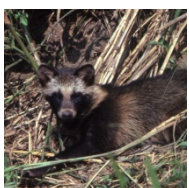
ノイバラ



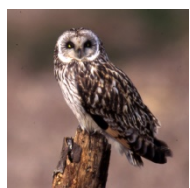
アサザ



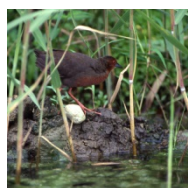
ホンドイタチ



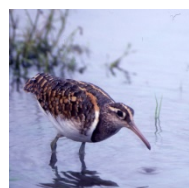
ホンドタヌキ



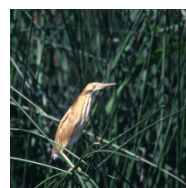
コミズク



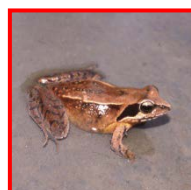
ヒクイナ



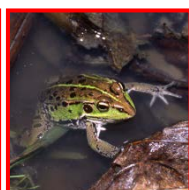
タマシギ



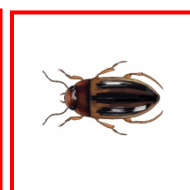
ヨシゴイ



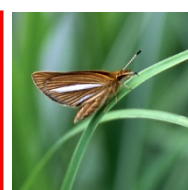
ニホンアカガエル



トウキョウダルマガエル



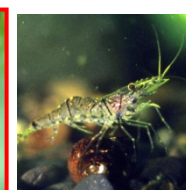
トダセスジゲンゴロウ



ギンイチモンジセリ



メダカ



スジエビ

【目標環境】

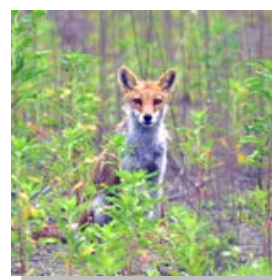
湿った草地、やや湿った草地、浅い池、小川、湿性林、開けた水面、水際のエコトーン※
※エコトーン：2つの異なった環境（水面と陸地など）が移りゆく場所にあるところ。

【自然再生の方法】

- 地面の掘り下げなどによる湿地の再生
- サクラソウやトダスゲなどの植物の育成と植栽
- 自然を維持するための管理の実施

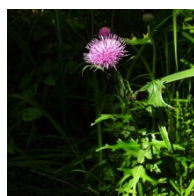
2) キツネの親子が安心して暮らせる自然の再生

彩湖周辺は、荒川流域において、都心に最も近いホンドキツネの安定した生息地となっています。また、彩湖・道満グリーンパークでホンドキツネの親子が目撃されたことから、出産・子育てをしていると考えられます。そこで、ホンドキツネをシンボルとして、鳥類やネズミ類や昆虫類などの多くの野生生物が生息する豊かな自然を保全・再生します。

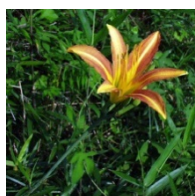


ホンドキツネ

【主な目標種】 赤枠はシンボル種



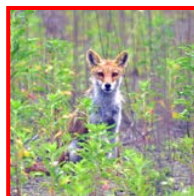
ノアザミ



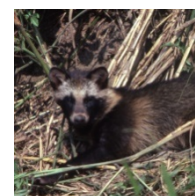
ノカンゾウ



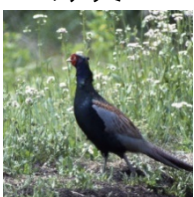
カントウタンポポ



ホンドキツネ



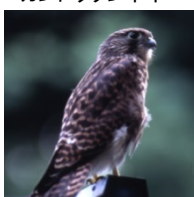
ホンドタヌキ



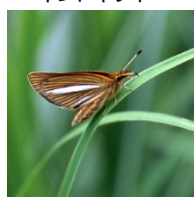
キジ



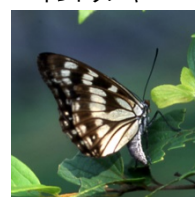
ヒバリ



チョウゲンボウ



ギンイチモンジセセリ



ゴマダラチョウ

【目標環境】

人の影響が少ない乾いた草地、樹林、巣穴を掘るための土の崖

【自然再生の方法】

- ホンドキツネが繁殖しやすい環境をつくる
- ホンドキツネの餌場をつくる（ホンドハタネズミなどの生息場所を増やす）
- 隠れ場所、繁殖場所となる樹林の保全と再生
- 外来種等の防除

3) カヤネズミがゆりかごをつくる草はらの再生

愛らしい姿と興味を引く生態を持つホンドカヤネズミをシンボルとして、カヤネズミが球巣で子育てをする草はらの保全、再生を図ります。

【目標環境】

草丈の低い乾いた草地

【自然再生の方法】

- 堤防へのチガヤ草地の創出



ホンドカヤネズミ

4) ミドリシジミの舞う河畔林の再生

ミドリシジミの幼虫の食樹であるハンノキ林の保全・再生と樹林の連続性を確保することにより、ミドリシジミの舞う林を再生します。

【目標環境】

ハンノキ林、ハンノキ林をつなぐ樹林

【自然再生の方法】

- ハンノキ林の拡大・創出とミドリシジミの導入
- 樹林の連続性の確保



ミドリシジミ

5) カワセミが子育てをする水辺の再生

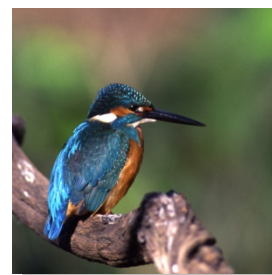
カワセミの繁殖については彩湖周辺での記録が少ないことから、カワセミが定着し子育てをする、繁殖に適した環境を創出します。

【目標環境】

浅い池、開けた水面、土の崖

【自然再生の方法】

- 営巣用の崖の創出



カワセミ

(3) 戸田ヶ原の利活用

「目標2 人と自然、人と人の交流を再生する」と「目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす」を実現するために、次に示す戸田ヶ原の利活用を行っていきます。

1) 「人と自然、人と人の交流を再生する」ために

① 子どもたちが身近に自然と触れ合う場と機会を提供する

- 動植物の育成などを通じて自然と触れ合う
- 自然観察や自然体験イベントの開催
- 調査によって自然を知る
- 担当区域を設定し愛着を育む
- 学校に戸田ヶ原ビオトープをつくる
- 管理によって自然を知る

② 市民が集う、世代を超えた交流の場にする

- 公共施設や個人などでの苗の育成
- 学校などでの苗の育成等の指導
- 戸田ヶ原サポーター制度の創設
- 戸田ヶ原エコガイド制度の創設
- ミニ戸田ヶ原の整備と管理



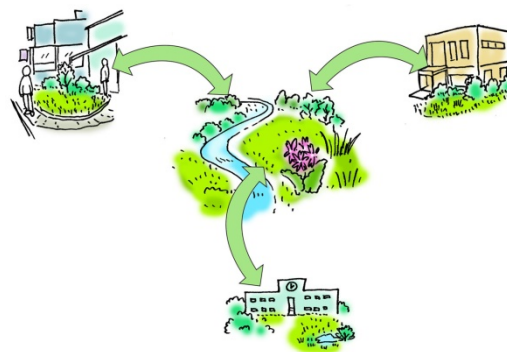
③ 企業の社会貢献活動の場にしてもらう

- 事業の社会的意義についての説明資料の作成
- 資材等の提供の依頼
- 普及広報への協力依頼
- 維持管理への人的な協力の依頼
- 協力企業の看板設置など

2) 「住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす」ために

① 市民が誇りと愛着を持つまちづくりに活かす

- 参加の機会の提供
- 市民向け広報の充実
- 戸田ヶ原の自然をまちに広げる



② 戸田ヶ原を通じてまちの魅力を発信する

- 多くの人が集うイベントを開催する
- 市外にさまざまな方法で広報を行う
- コンクールなどによって戸田ヶ原の魅力を発見する

4. 戸田ヶ原自然再生事業実施計画について

(1) 戸田ヶ原自然再生事業実施計画の策定・実施状況

戸田ヶ原自然再生事業では2008年度に、事業の目標や実現方策を示す「戸田ヶ原自然再生事業全体構想」を策定し、翌年度には全体構想を具体化するための計画として、「戸田ヶ原自然再生事業実施計画」(計画期間6年間)を、2015年度には、実施計画を一部改訂した「戸田ヶ原自然再生事業実施計画(追補版)」(計画期間6年間)を策定し、この事業実施計画に基づき事業を推進してきました。

(2) 本実施計画の計画期間

本実施計画の計画期間は、2021年度～2026年度の6年間とします。

表1-4 計画期間

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R9	
戸田ヶ原自然再生事業全体構想	●																			
戸田ヶ原自然再生事業実施計画		●	→	→	→	→	→	→												
戸田ヶ原自然再生事業実施計画 (追補版)								●	→	→	→	→	→							
戸田ヶ原自然再生事業実施計画 2021-2026														●	→	→	→	→	→	→

本年度

第2章 実施計画

1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト

1.1 戸田ヶ原サクラソウ園

(1) 取り組みの成果と課題

「戸田ヶ原サクラソウ園」は、「戸田ヶ原自然再生エリア第1号地」として2009年に開設し、以降、サクラソウやトダスゲ、その他在来野草の植栽、植生管理、モニタリング調査、活用管理、イベントなどを継続的に実施してきました。

こうした取り組みの結果、植栽したサクラソウの株数は約21,000株にまで増え、トダスゲをはじめとする希少な野草も年ごとに増加しています。2016年から開始した、春のサクラソウの開花時期に開催する「戸田ヶ原さくらそう祭り」は来訪者が年々増加し、新聞やケーブルテレビなどでも紹介されています。

課題としては、来訪者の期待に応えるためのサクラソウの開花数の更なる増加、管理への協力者・団体の増加と維持管理の省力化や、多くの人に野草に興味、関心をもってもらうためのしくみづくりなどが挙げられます。また、さくらそう祭りへの来訪者を増やすために、サクラソウの植え付け、育成段階から更に多くの人に関わることが望まれます。加えて、事業の目標である「多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する」の実現のために、サクラソウ以外の目標種の生息状況の把握と保全に取り組む必要があります。

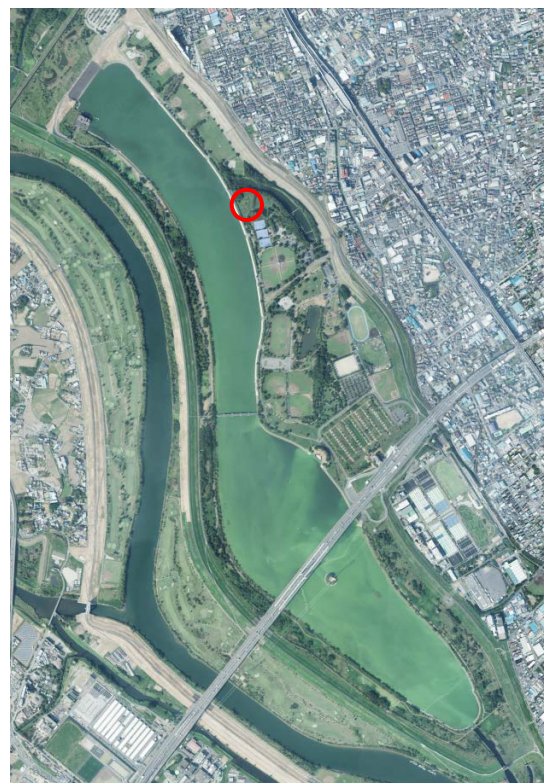
これらの課題に対する取り組みとして、サクラソウの植え付け株数の増加、見せ方の工夫、動物モニタリング調査、戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）の設置の検討、活用促進としてのセルフガイド等の設置などが考えられます。



全 景



サクラソウ開花時のようす（2020年度）



位置図

出典：地理院タイル

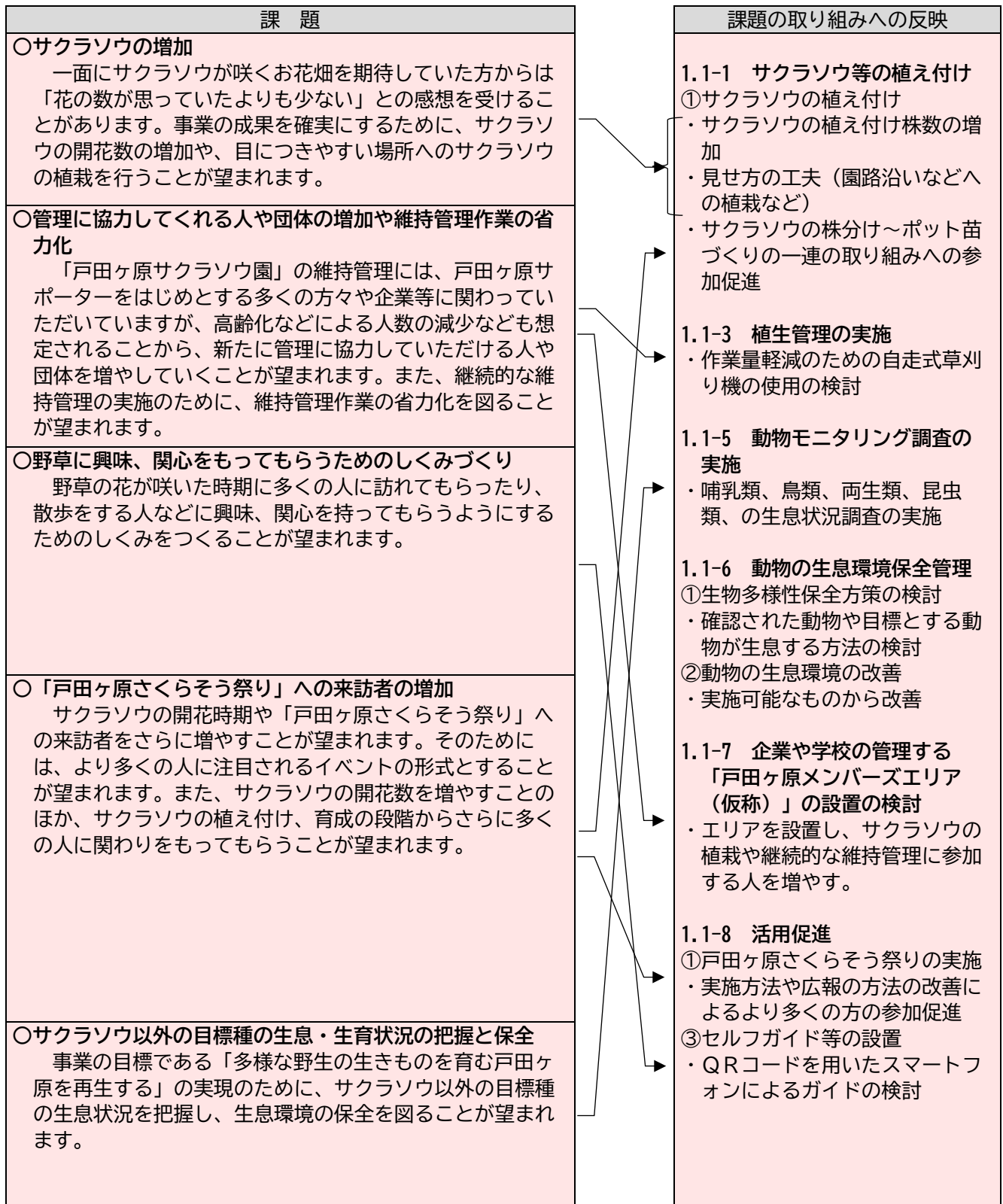
取り組みの成果と課題

前計画期間の取り組み	成 果
<p>■サクラソウ等の植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラソウの植栽（サクラソウ植え付けイベントによる） ・野草の植栽（戸田ヶ原サポーターの活動による） <p>■植物モニタリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラソウ・トダスゲの生育数調査 ・在来野草の生育調査 <p>■植生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来植物の抜き取り ・オギの刈り取り・運び出し <p>※戸田ヶ原サポーターや企業・団体の協力、連携により実施</p> <p>■活用のための管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オギしばり（園路への張り出しを防ぐために、園路沿いのオギをシュロ縄で結ぶ作業） ・園路の除草（在来種の生育に配慮して一部を刈り残し） ・自然説明シートの作成・交換 <p>■イベント等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「戸田ヶ原さくらそう祭り」を毎年実施 ・親子の参加と戸田ヶ原の普及啓発を意図した「オギのとだみちゃんづくり」の実施 ・サクラソウ植え付けイベントの実施 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の新名称の選定（さくらそう祭りなどでの投票による） 	<p>■サクラソウの生育</p> <p>関連する目標 <u>目標1</u> <u>目標2</u> <u>目標3</u></p> <p>2009年度に「戸田ヶ原自然再生エリア第1号地」として事業地を整備し、市民参加によるサクラソウの植栽を開始しました。以降、毎年サクラソウの増殖と植栽を継続し、2020年には累計9,200株を植栽しています。市民による植生管理の結果、植栽した株は約21,000株まで増加し、春には約7,300株が開花して「戸田ヶ原さくらそう祭り」などで訪れる市民を楽しませています。</p> <p>■野草の生育</p> <p>関連する目標 <u>目標1</u> <u>目標2</u> 目標3</p> <p>戸田の名を冠した植物である「トダスゲ」は、2010年の植栽以降、市民参加による継続的な管理の結果、開花株数は年ごとに増加しています。また、野草の植栽エリアでは、戸田ヶ原サポーターや連絡会議のメンバーが、生育場所が失われる野草を移植し、管理を実施してきた結果、希少な野草が保全され、季節ごとの野の花が楽しめる場所になっています。</p> <p>■戸田ヶ原を知る人、訪れる人の増加</p> <p>関連する目標 目標1 <u>目標2</u> <u>目標3</u></p> <p>2016年から、春のサクラソウの開花時期に「戸田ヶ原さくらそう祭り」を開催しています。毎年500名を越える来訪者があり、さまざまな団体や企業や学校などに参加、協力をしていただいています。実施の様子については、毎年新聞やケーブルテレビなどで紹介されており、「サクラソウ植栽イベント」とともに、事業の目標2、目標3の実現において最も大きな成果がある取り組みです。</p> <p>ほかにも、「オギのとだみちゃんづくり」や植生管理で抜いた外来種を用いた「草木染め」などのイベントを実施しており、目標2の実現に向けた成果をあげています。</p>

事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす



(2) 取り組み

上記の成果と課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

1.1-1 サクラソウ等の植え付け

① サクラソウの植え付け

2月に植え付けたサクラソウの苗は2か月後には開花した状態を見ることができます。そのため、市民参加による苗の植え付けは、開花時期の来訪者の増加や市民にサクラソウや戸田ヶ原に興味、愛着を持ってもらうために有効な取り組みであると考えられることからイベント形式によるサクラソウの植栽を実施します。

「植え付けイベントへの参加者を増やすこと」と「サクラソウの植え付け数を増やすこと」の両方が、開花時期の来訪者の増加につながると考えられることから、サクラソウの育成株数などを配慮しながら植え付け株数を増やすとともに、植え付け場所を観察しやすい園路沿いや展望広場の斜面にするなどの検討を行います。

また、サクラソウの株分け～ポット苗づくりの一連の取り組みに参加することも、サクラソウへの理解と愛着を深めるために効果的であることから、実施方法や日時を工夫するなどして、これらの作業に参加者を増やすことも目指します。



サクラソウの植え付けイベント

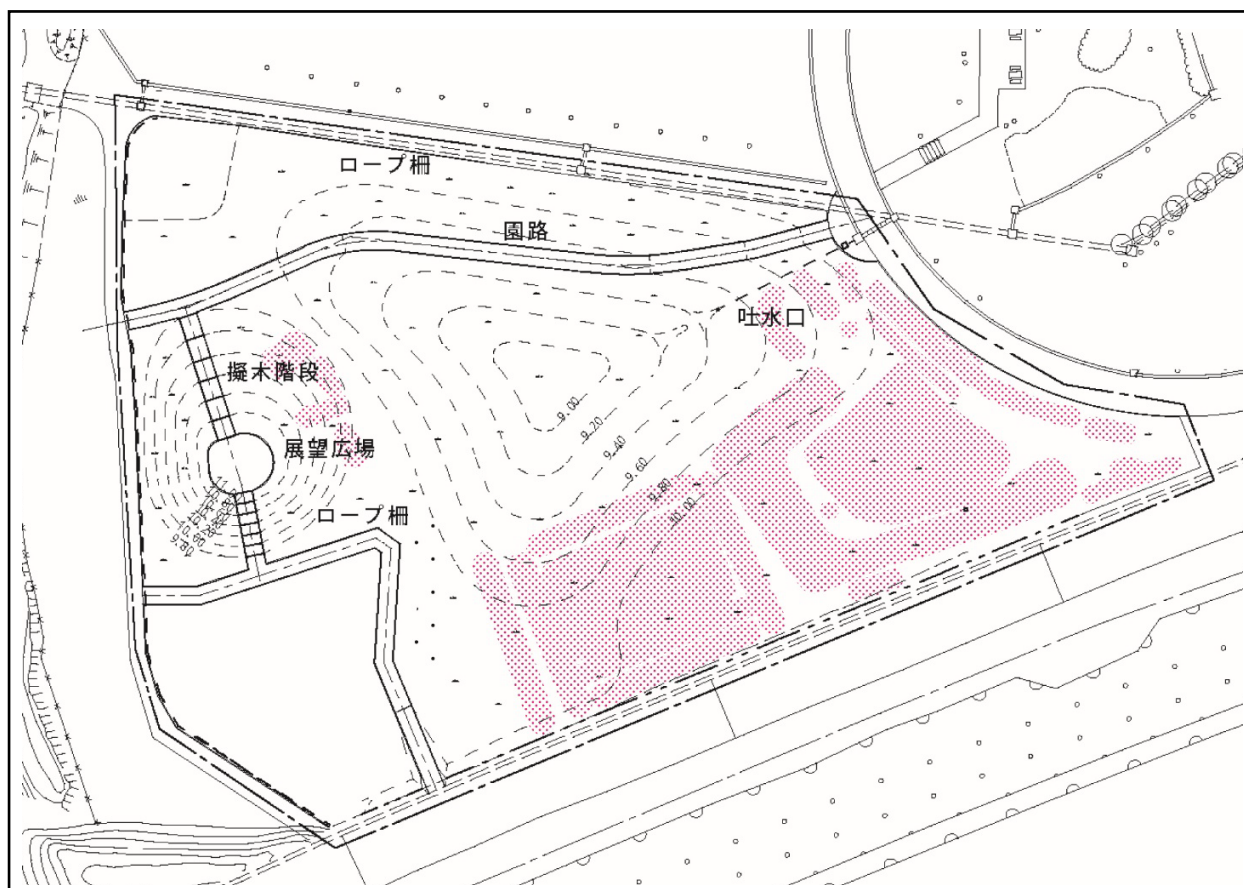


図2-1 これまでのサクラソウの植え付け範囲

② 野草の植栽

「戸田ヶ原サクラソウ園」における野草は、開発等で生育場所が失われる野草を保護することを目的に、戸田ヶ原サポーターや連絡会議のメンバーが移植を実施してきたものです。

今後も、荒川河川敷の希少植物の生息場所での工事などの情報収集に努め、土地所有者との調整のもと、必要に応じて野草の移植による植栽を実施します。

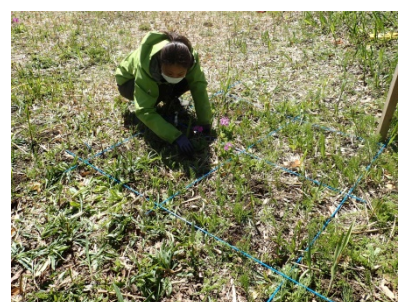


野草の植栽エリア

1.1-2 植物モニタリング調査の実施

サクラソウは開花時期、トダスゲは結実時期に、生育株数の調査を実施します。調査は代表地点の株数と植栽面積から株数を推察する方法で実施します。

また、これら2種を含む希少植物の生育場所を確認し記録します。



生育株数調査

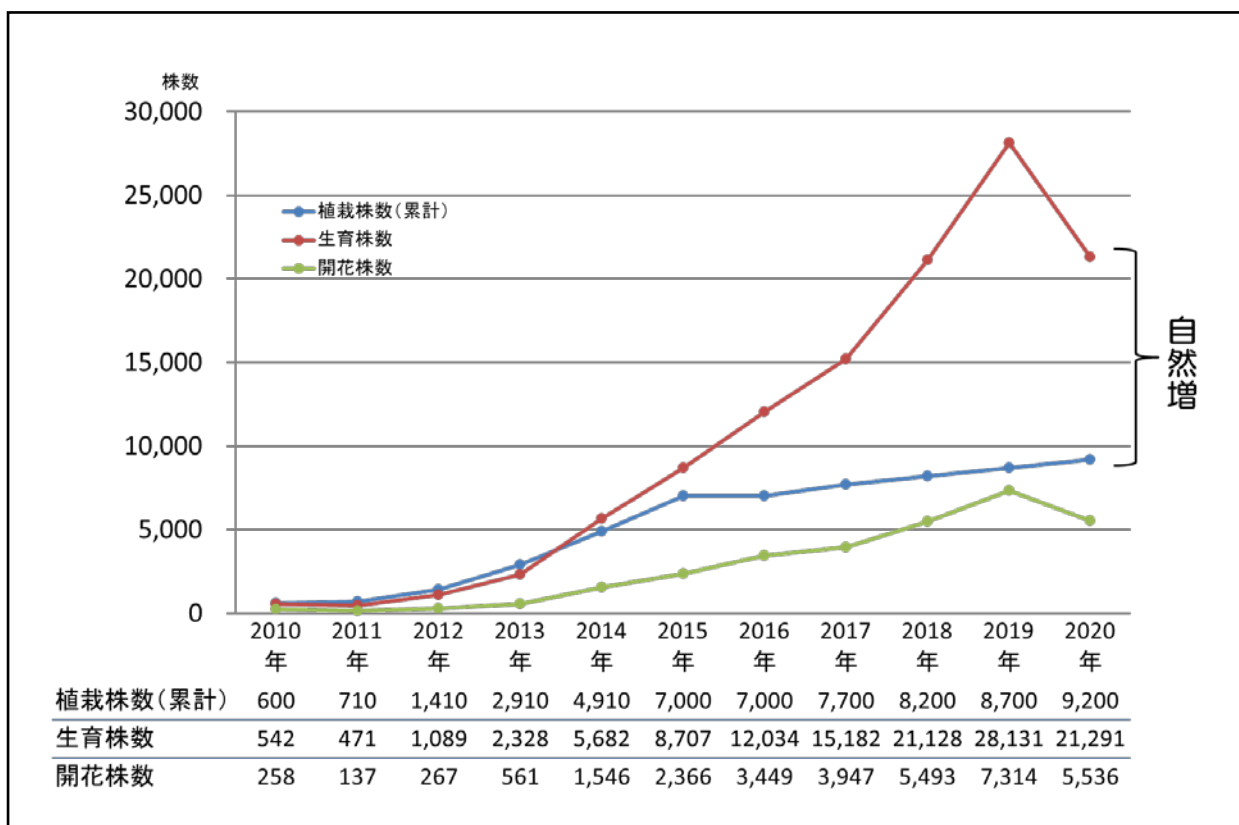


図2-2 サクラソウの開花数・株数の推移

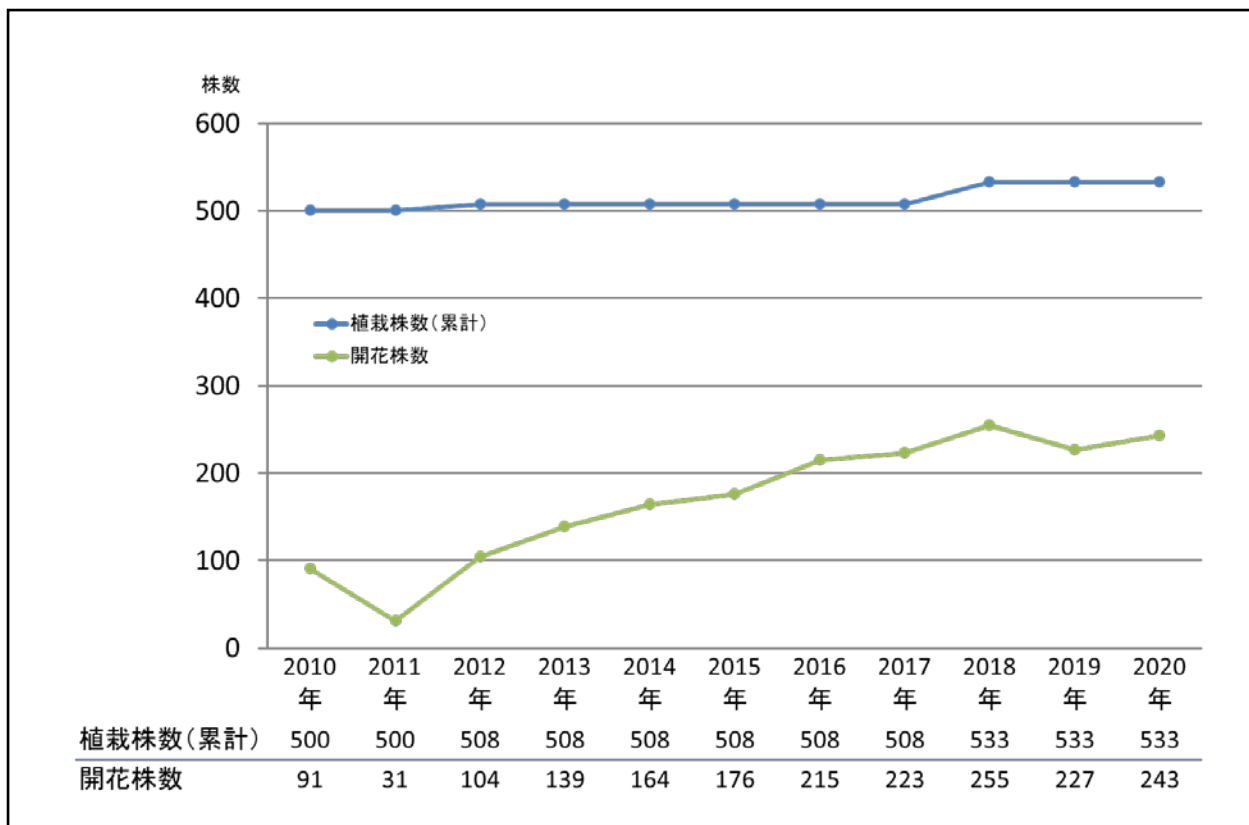


図 2-3 トダスゲの開花数・株数の推移

1.1-3 植生管理の実施

① 外来植物の抜き取り

外来生物の繁茂による、サクラソウ、トダスゲをはじめとする在来野草への影響を緩和するために、オオブタクサ、セイタカアワダチソウをはじめとする外来植物の抜き取りを実施します。実施回数は、外来植物の生育状況を確認しながら効果的な回数に設定します。

作業は、市民参加により実施します。



市民参加による外来植物の抜き取り

② オギ刈り取り・運び出し

毎年、2月のサクラソウの植栽前にオギの刈り取り・運び出しを実施します。

作業量軽減のための自走式草刈り機の使用については、サクラソウの生育開花に影響がないようにモニタリングしながら、使用範囲の拡大について検討します。



オギの刈り取り

1.1-4 活用のための管理

① 園路沿いのオギの管理

園路へのオギの張り出しを防ぐために、園路沿いのオギをシュロ縄で結ぶ作業（通称オギしばり）を実施します。



オギしばり

② 園路の除草

園路の除草にあたっては、園路に張り出した希少植物等を刈らないように、事前に保全する範囲を示すとともに、草刈りを実施する業者への周知を図ります。

また、草の伸び方に応じて、業者による草刈り以外の簡易な草刈りの実施を検討します。



園路除草における希少種等の保護

1.1-5 動物モニタリング調査の実施

生物多様性の状況や自然再生事業の効果を把握するために、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類（チョウ類、トンボ類等）の生息状況調査を行います。

調査は、対象区域内を踏査し、目視、痕跡、鳴き声などにより確認された動物と確認位置を記録する方法で行います。調査時期の目安を下表に示します。



夏に繁殖しているオオヨシキリ

表 2-2 調査時期の目安

種 類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
哺乳類・両生類・爬虫類	←→			←→								
鳥類		←→								←→		
昆虫類	←→			←→								

1.1-6 動物の生息環境保全管理

① 生物多様性保全方策の検討

動物モニタリング調査の結果をもとに、確認された動物が安定して生息する方法や、目標とする動物が生息する方法についての検討を行います。

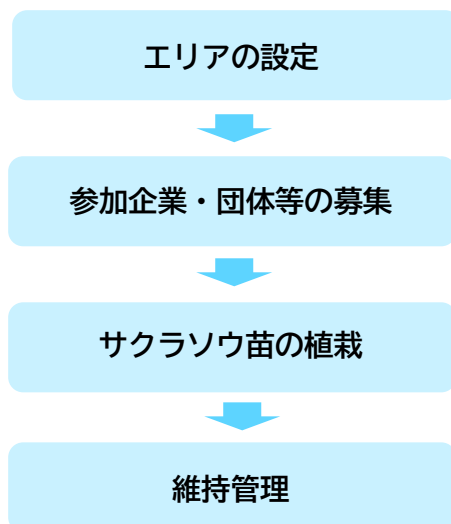
② 動物の生息環境の改善

「生物多様性保全方策の検討」結果に基づき、実施可能なものから生息環境の改善を行います。

1.1-7 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置の検討

多くの人が目にする機会が多い「戸田ヶ原サクラソウ園」などに、企業や学校が管理・活用するエリア（戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称））を設定し、多くの人にサクラソウの植栽や継続的な維持管理に関わってもらえるようにします。また、この取り組みへの戸田ヶ原サポーターの参加も検討し、市民と企業・学校との交流の促進を図ります。

【手順】



1.1-8 活用促進

① 戸田ヶ原さくらそう祭りの実施

「戸田ヶ原さくらそう祭り」は、多くの人々の目に触れる機会を増やし、参加者の増加につなげるために、2020年度からメイン会場を「戸田ヶ原サクラソウ園」から「中央広場」に移して実施する予定になっていました（新型コロナウイルス対策のため中止）。

2021年度は、この考えかたを踏襲して実施し、2022年度以降は内容や広報の方法について改善しながら、より多くの方の参加を図ります。



戸田ヶ原さくらそう祭り

新たな形式のさくらそう祭りでは、「中央広場」から「戸田ヶ原サクラソウ園」に人を導く方法が重要です。現在、連絡会議などで次のような方法が検討されています。

- ・クイズラリー（ポイントを探して、クイズに答えていくもの）によるもの
- ・「親子イベント」でつくった小さな「オギのとだみちゃん」を探していくもの

② 子どもや親子を対象とする自然イベントの実施

戸田ヶ原やサクラソウを知り愛着を持つ人のすそ野を広げることを目的として、親子で参加できるイベントを企画・実施します。企画においては、「戸田ヶ原の普及広報に役立つ」、「多くの人に関心を持つ」などの点に留意します。



刈り取ったオギから材料づくり



子どもによる仕上げ



記念撮影

例 オギのとだみちゃんづくり（2019年度実施）

■親子イベントの例

- ・「すすきみみずく」づくり
- ・ 小さなオギのとだみちゃんづくり
- ・ 駆除した外来植物を使った草木染



「すすきみみずく」づくり



駆除した外来植物を使った草木染

③ セルフガイド等の設置

「戸田ヶ原サクラソウ園」を訪れる人が、サクラソウや自然についての知識や関心を得られるように、解説シートなどのセルフガイドを設置します。セルフガイドは、自然に加え、戸田ヶ原の歴史文化などに関する幅広い内容とし、季節ごとに交換して最新の情報が得られるようにします。

また、QRコードを用いたスマートフォンによるガイドについて検討します。



セルフガイド

1.2 戸田ヶ原野草園

(1) 取り組みの成果と課題

「戸田ヶ原野草園」は、かつての戸田ヶ原に生育していたと考えられる野草（花が美しいなど多くの人に関心を持つもの）を知り、楽しむ場所として、2016年度に開設し、野草の植栽、植生管理、モニタリング調査、イベントなどを実施してきました。

その結果、11種、約750株の野草の苗を育成し、のべ43名の市民が植え付けに参加しました。また、草刈りや外来植物の抜き取りなどの管理にのべ100名を超える市民が参加しています。さらに「戸田ヶ原野の草花講座」には、のべ40名の市民が参加しています。

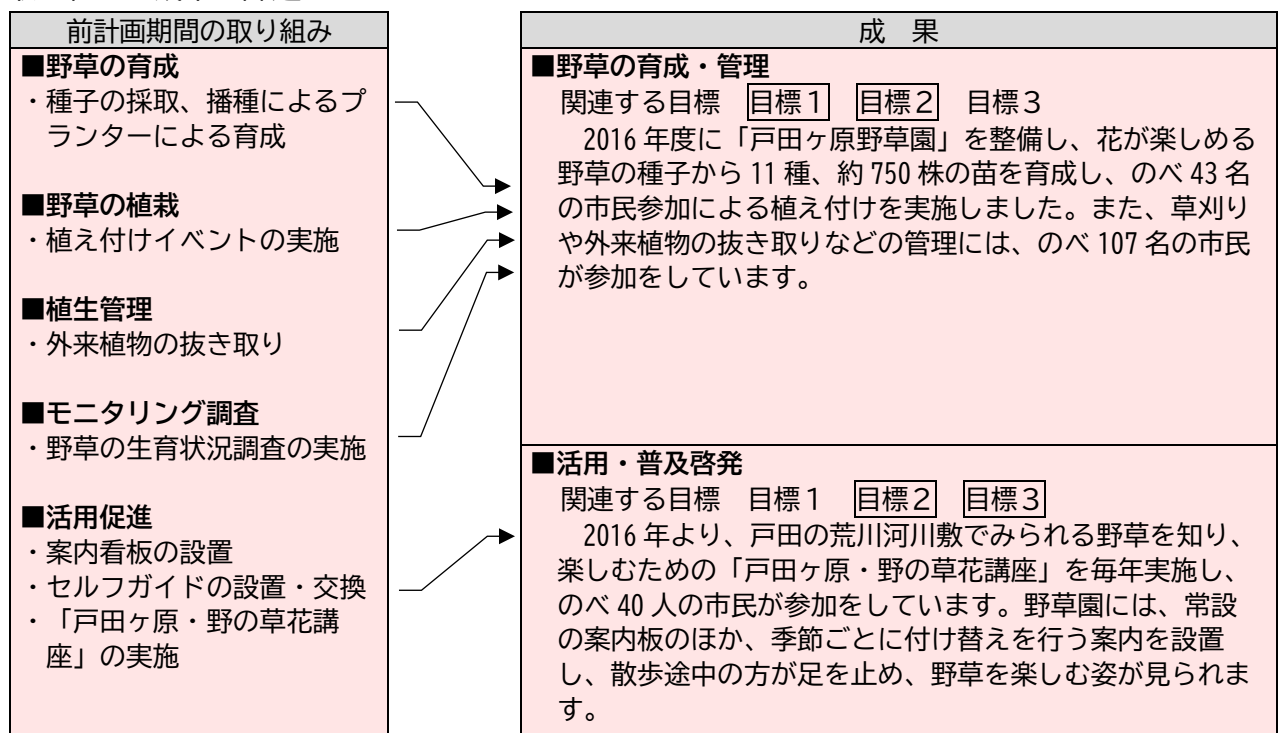
課題としては、維持管理に関わる人・団体の増加のほか、野草の生育環境の改善、日常的な来訪者の増加が挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、野草の植栽、生育基盤環境の改善や野草園の活用促進・普及啓発などが考えられます。



全景

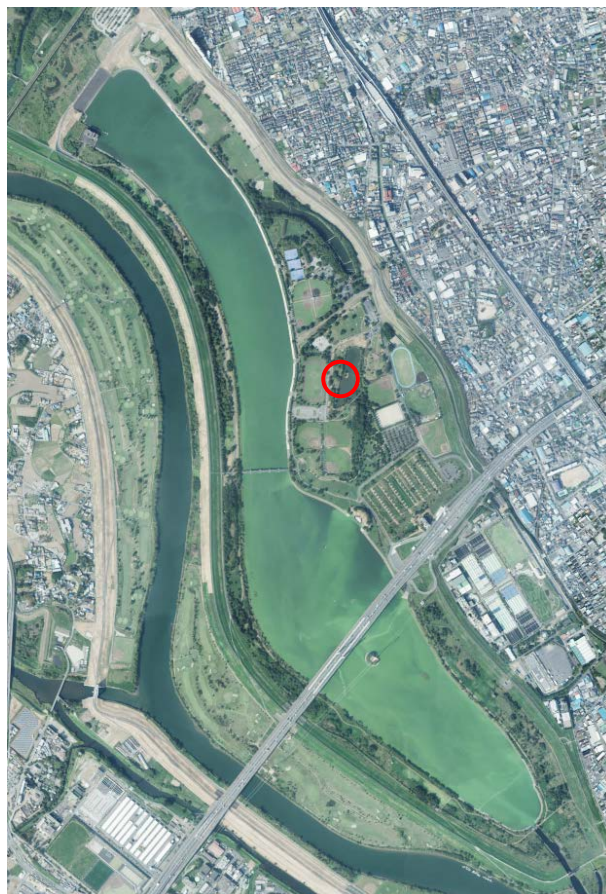
取り組みの成果と課題



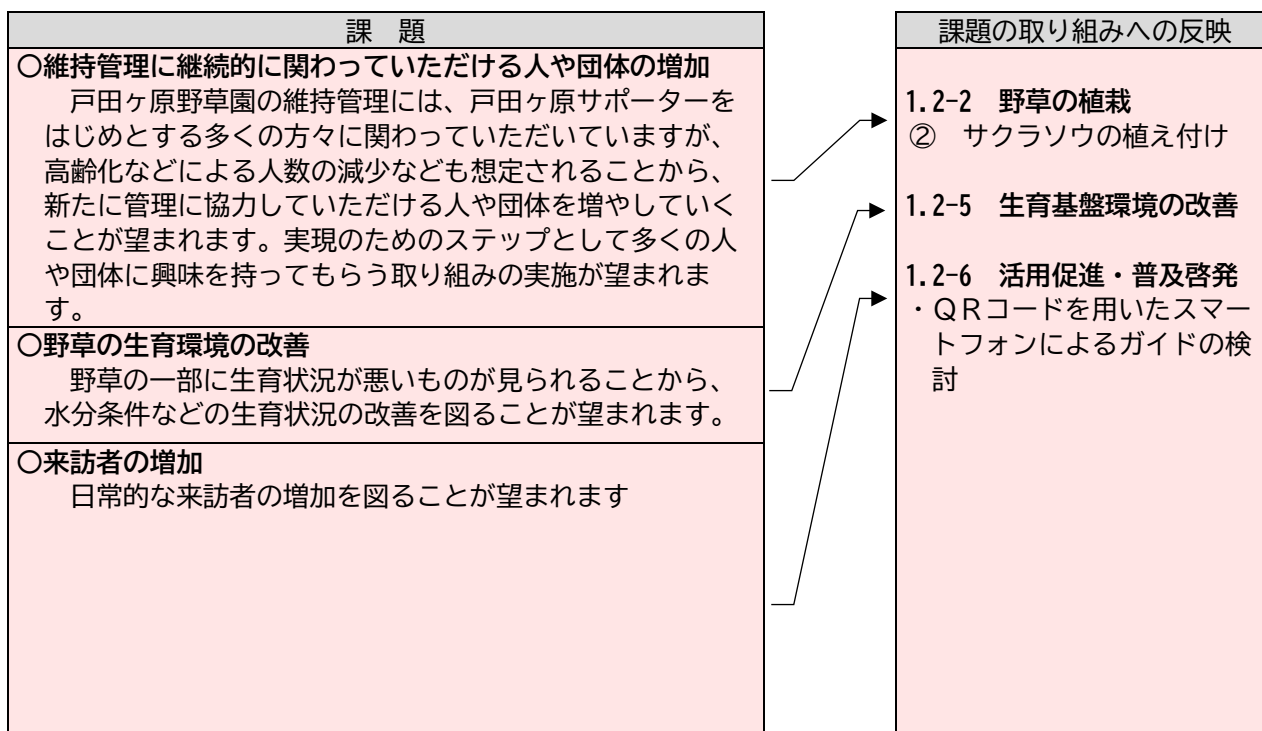
事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす



位置図
出典：地理院タイル



(2) 取り組み

上記の課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

1.2-1 野草の調達・育成

① 野草の種子等の調達

野草園の立地環境に適合する荒川流域の草地・湿地の野草で、四季折々の花として人々に親しまれる植物（チョウジソウ、サクラタデ等）を選定し、流域から種子等を調達します。

植栽を検討する植物の例



チョウジソウ



サクラタデ



ノウルシ



ミソハギ



ノカラマツ



アカバナ

② 苗の育成

調達した種子等は、それぞれの特性に合わせた種子保管、播種、プランター等での育成、採種と再播種（一年草の場合）等の管理を行い、植え付けの材料として確保します。



プランターによる野草の育成

1.2-2 野草の植栽

① 市民参加による野草の植え付け

「植え付け」は、比較的簡単に自然を豊かにしている実感が得られる取り組みであることから、市民参加による実施を検討します。



市民参加による野草の植え付け

② サクラソウの植え付け

多くの人々が興味、関心をもつ「サクラソウ」の植え付けの実施を検討します。検討においては、夏の直射日光の遮蔽や適切な土壤水分の維持に考慮します。

1.2-3 植生管理

① 周辺部の草刈り

「野草園」の景観を整えるために、観察路沿いの除草や、市民参加による植栽区画内の草刈りを、植物の生育状況に合わせて実施します。



植栽区画内の草刈り

② 外来植物の抜き取り

外来生物の繁茂による在来野草への影響を緩和するために、セイタカアワダチソウ、キシュウスズメノヒエなどの外来植物の抜き取りを実施します。実施回数は、外来植物の生育状況を確認しながら効果的な回数に設定します。

③ 既存の野草を活かした管理

野草園内にまとまって生育する野草で、四季折々の花として人々に親しまれる植物（ヤナギタデ等）については、刈り残して活用します。

刈り残して活用する野草の候補



タガラシ



ヤナギタデ



カワヂシャ



セリ

1.2-4 モニタリング調査

② 植物モニタリング

「野草園」内に植栽した野草の生育株数、生育範囲を記録し、野草の生育状況や増減を把握します。

② 生育基盤環境モニタリング

野草の生育状況と水環境との関係を把握し、生育基盤環境の改善に役立てることを目的として、土壌水分を定期的に計測します。あわせて池の水位変化を把握し、池の水位や水位変動の度合いと土壌水分との関係を把握、整理します。

1.2-5 生育基盤環境の改善

① 観賞池の水位の変更

良好な生息基盤環境を確保する（過湿状態の改善など）ために、観賞池の水位の変更について管理者と協議を行い、可能であれば水位を変更します。

② 地盤のかさ上げ

観賞池の水位の変更による生育基盤条件の変更が難しいと判断された場合、客土などによって地盤のかさ上げを行い、水条件などの生育基盤環境を改善します。

③ 野草の植え替え

野草の種類ごとに適した生育基盤環境の場所に植え替えを行います。

1.2-6 活用促進・普及啓発

① 親子イベントの実施

野の草花を知り、愛着を持つ人のすそ野を広げることを目的として、親子で参加できるイベントを企画・実施します。企画においては、普及広報効果などに配慮します。



例) 野草のたたき染め

② 戸田ヶ原野の花プランターの配布

戸田ヶ原の花の咲く野草や、秋の七草などを寄せ植えにした、「戸田ヶ原野の花プランター（仮称）」の配布を検討します。

③ セルフガイドの設置

「戸田ヶ原野草園」を訪れる人が、野草や自然についての知識や関心を得られるように、解説シートなどのセルフガイドを設置します。セルフガイドは、自然に加え、戸田ヶ原の歴史文化などに関する幅広い内容とし、季節ごとに交換して最新の情報が得られるようにします。また、QRコードを用いたスマートフォンによるガイドについて検討します。



セルフガイド

1.3 彩湖自然保全ゾーン内

(1) 取り組みの成果と課題

彩湖自然保全ゾーン内においては、2015 年度に荒川上流河川事務所より、サクラソウの育成エリアとして約 440 m²の土地占用許可を得て、企業社員の参加のもと、サクラソウの植え付けと継続的な管理をおこなっています。

その結果、のべ 200 名を超える企業社員がサクラソウの植栽や管理に参加し、2,000 株を植栽したサクラソウは 3,300 株まで増加しています。

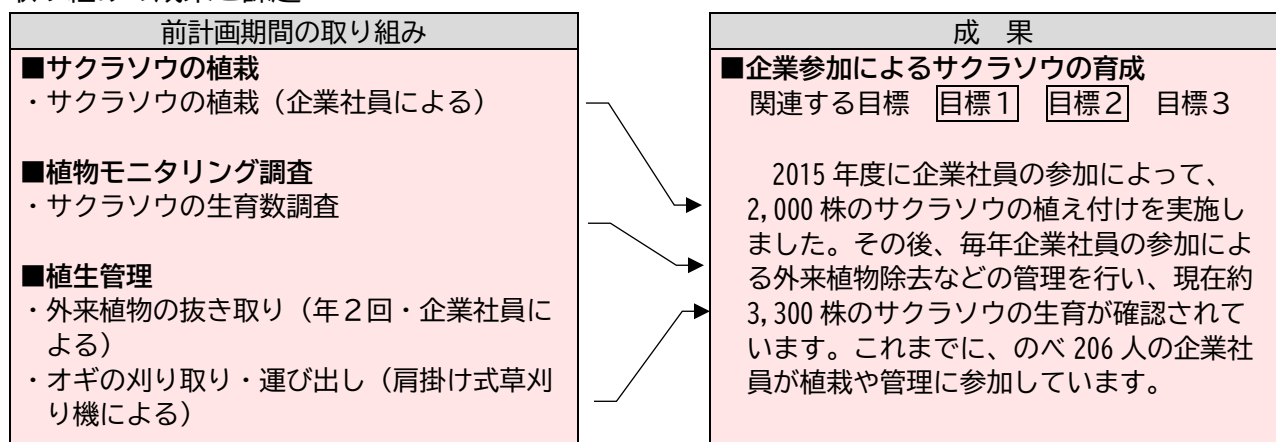
課題としては、企業に関わりを継続してもらうための広報の充実が挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、企業の協力についての広報の実施が考えられます。



全 景

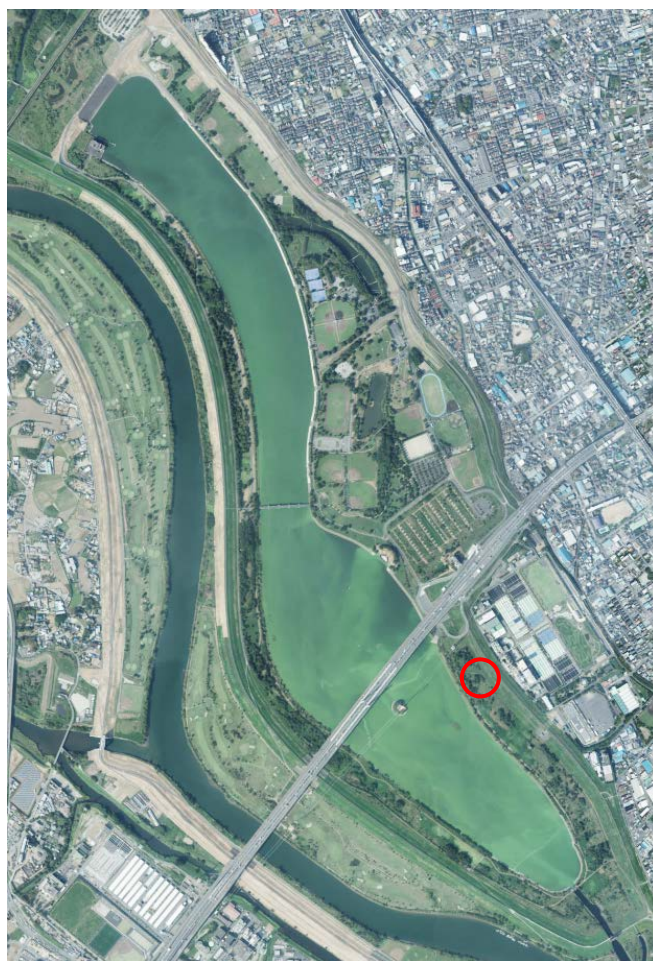
取り組みの成果と課題



事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標 1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標 2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標 3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす



位置図
出典：地理院タイル

課 題
○企業の関わりの継続 彩湖自然保全ゾーン内のサクラソウ育成エリアは、企業に植栽の段階から継続的に関わってもらっています。企業の関わりを継続するために、取り組みの広報などをさらに進めることが望まれます。

課題の取り組みへの反映
1.3-3 広報 ・企業の協力についての広報の実施

(2) 取り組み

上記の課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

1.3-1 植物モニタリング調査

サクラソウの開花時期に、生育株数の調査を実施します。



1.3-2 植生管理

① 外来植物の抜き取り

サクラソウの植え付けからこれまで継続的に関わっている企業に今後も協力を求めながら、外来植物の除去等の管理を実施します。



企業社員による外来植物の除去作業

② オギの刈り取り・運び出し

毎年、2月のサクラソウの植栽前にオギの刈り取り・運び出しを実施します。

サクラソウの開花に影響がないようにモニタリングしながら、作業量軽減のため自走式草刈り機の使用を試行します。



オギの刈り取り

1.3-3 広報

企業の協力について、戸田ヶ原ニュースレターやSNSなどにより広報を行います。

1.4 サクラソウの増殖

(1) 取り組みの成果と課題

現在、「戸田ヶ原サクラソウ園」に生育しているサクラソウは、戸田の荒川沿いに自生していたものを育てていた方から譲りうけて、遺伝子解析によって荒川流域産と明らかになったものを増殖してきたものです。

これまで、サクラソウの増殖は、「種子を採取して発芽、生育する方法」と「株分けによる方法」の2種類で行ってきました。サクラソウはプランターで育成し、年間を通じて水やりや除草、日当たりの調整などの管理を実施しています。

株分けやポット苗づくりにおいて、戸田ヶ原サポーターの協力が大きな力になっています。

のべ350人以上の市民の協力を得て取り組みを行ってきた結果、サクラソウの株数は、2018年、2019年には、年間2,600～2,800株が増加しています。

課題としては、効率的な増殖の推進と育成株数と利用株数の適正なバランスの構築が挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、種子の直播についての検討、プランターによる育成が考えられます。

2015年度から2019年度までのサクラソウの植栽株数と保有株数を表2-6に示します。2018年度、2019年度には、年間2,600～2,800株が増加しており、年間3,000株程度を使用しても、持続的に育成管理が可能と考えられます。

表2-6 サクラソウの植栽株数と保有株数

年度	前年度3月末からの増加数	保有株数(植栽前)	植栽株数(2月)	保有株数(3月末)	備考
2015 (H27)	—	5,000	2,000	3,000	
2016 (H28)	1,500	4,500	700	3,800	
2017 (H29)	6,300	10,100	500	9,600	この年より公社育成分も計上。育成数の増加対策を実施
2018 (H30)	2,600	12,200	500	11,700	
2019 (H31・R1)	2,800	14,500	500	14,000	

取り組みの成果と課題

前計画期間の取り組み	成果
<p>■種子による増殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子の採取（戸田ヶ原サクラソウ園の株から） ・プランターへの播種 ・成長した株の植え替え <p>■株分けによる増殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株分け ・プランターへの植え付けとポット苗づくり <p>■プランターによる育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水やり、除草、日射の調整など 	<p>■サクラソウの増殖</p> <p>関連する目標 目標1 目標2 目標3</p> <p>種子による増殖、株分けによる増殖を継続的に実施してきた結果、2018年、2019年には年間2,600～2,800株が増加をしています。株分け、ポット苗づくりは市民の協力により実施しており、のべ359人の市民が参加をしています。</p>

事業の目標のうち関連する目標を**枠線**で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす

(2) 取り組み

上記の課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

1.4-1 種子による増殖

これまで実施してきた、「種子の採取」→「プランターへの播種」→「成長した株の植え替え」という手順で継続して実施します。



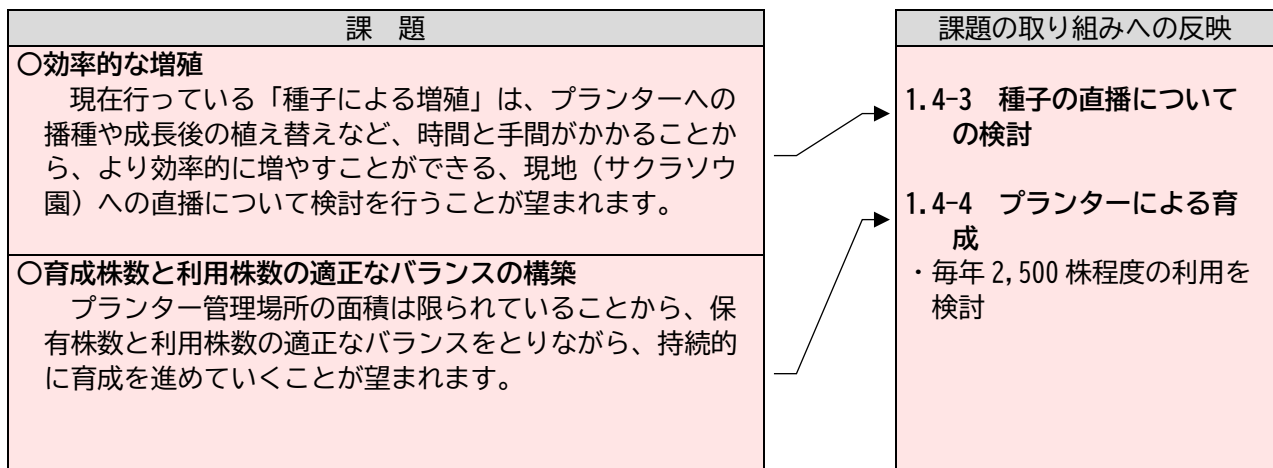
種子の採取

1.4-2 株分けによる増殖

これまでに実施してきた手順で継続的に実施します。実施にあたっては、市民に、「株分け」→「ポット苗づくり」→「現地への植え付け」という一連の取り組みに参加してもらえようようにします。



市民参加による株分け・ポット苗づくり



1.4-3 種子の直播についての検討

サクラソウ園の株から採取した種子を、サクラソウ園内のまだサクラソウが生育していない場所に試験区（複数）を設置して直播し、2～3年程度の期間、サクラソウの生育を確認します。成果を確認したのちに、広く適用を図ります。

1.4-4 プランターによる育成

当初は、2019年度末の保有株数14,000株を目安として、これが維持されるように、毎年2,500株程度の利用を検討します。

毎年度末に保有株数を集計し、一定の保有株数を維持しながら利用できる株数を算定します。



プランターによる育成状況

1.5 その他

1.5-1 戸田ヶ原サクラソウ園に次ぐ新たなサクラソウ植栽地の検討

「戸田ヶ原サクラソウ園」のサクラソウの充実と並行して、新たなサクラソウ植栽地の場所を検討します。

2. キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト

2.1 キツネの生息環境の保全・再生

(1) 取り組みの成果と課題

彩湖周辺でのキツネの生息状況を確認するために、2011年度から、荒川河川浄化施設を中心に、踏査や赤外線センサーカメラによる自動撮影調査を実施してきました。その結果、2018年に仔ギツネが、2020年に巣穴が確認され、彩湖周辺での繁殖が確認されています。

課題としては、河川堤防以外への営巣環境の整備や、キツネを通じた戸田ヶ原への自然の関心向上のほか、キツネの生息環境を良好に保つための、ノラネコへの対策、人の出入りによる影響の緩和、外来種の防除などの実施が挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、営巣環境の整備、キツネについての普及啓発や、ノラネコ・外来種の防除が考えられます。

取り組みの成果と課題

前計画期間の取り組み	成 果
<p>■キツネの生息状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> キツネの繁殖期（12月～2月頃）に、生息痕跡の確認のための踏査および赤外線センサーカメラによる自動撮影調査を実施 	<p>■キツネの繁殖の確認</p> <p>関連する目標 目標1 目標2 目標3</p> <p>キツネの生息状況調査の結果、2018年には、彩湖・道満グリーンパーク内で仔ギツネが目撃されたほか、2020年には彩湖右岸側の河川堤防で巣穴が確認されたことから、彩湖周辺で繁殖をしていることが明らかとなりました。</p> <p>キツネが安定的に生息し、繁殖するためには、餌となるネズミや昆虫などの小動物が多く生息する自然が必要です。本事業地でのキツネの繁殖は、最も東京23区に近い場所での記録であり、本事業地が首都圏における生物多様性の保全上重要な場所であることが示されました。</p> <p>事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>戸田ヶ原自然再生事業の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす </div>



彩湖・道満グリーンパーク内で撮影されたキツネ



河川堤防に掘られた巣穴

課題	課題の取り組みへの反映
<p>○河川堤防以外への営巣環境の整備 2020年の春、河川堤防の複数箇所で、キツネが穴を掘ったことが確認されました。堤防に穴が開くと、水が入って堤防決壊につながる恐れがあるため、巣穴の埋め戻し措置が必要となります。堤防以外の巣を作る環境を創出することが望まれます。</p>	<p>2.1-2 営巣環境の整備</p>
<p>○キツネを通じた戸田ヶ原の自然への関心向上 キツネは自然の豊かさを象徴する生きものであり、昔話などにも登場する生きものです。キツネを通じて、戸田ヶ原の自然に多くの人に興味・関心を高めるための取り組みの実施が望まれます。</p>	<p>2.1-3 キツネについての普及啓発</p>
<p>○ノラネコへの対策 彩湖・道満グリーンパークでは、年々、ノラネコが増加しており、来園者によるノラネコへの餌やりが日常的に行われています。ノラネコはネズミや鳥などの野生動物を襲うことがあり、キツネとエサが競合することが懸念されます。公園管理者より、禁止看板の設置や餌やり禁止の指導、ノラネコの不妊手術による繁殖制限も実施されていますが、新たに捨てられるノラネコも多く、なかなか改善されない状況です。</p>	<p>2.1-4 ノラネコ・外来種の防除</p>
<p>○人の出入りによる影響の緩和 彩湖右岸側の樹林や荒川河川浄化施設の草地では、前述のノラネコの餌やりに来る人や、ホームレスの出入りが見られます。キツネは非常に警戒心が強いので、頻繁に人が出入りすることで、住みかを離れてしまうおそれがあることから、人の出入りによる影響を減らす対策が望まれます。</p>	
<p>○外来種の防除 彩湖・道満グリーンパークや彩湖自然保全ゾーンなどで、特定外来生物に指定されているアライグマが増加しています。アライグマは雑食性で小型哺乳類（ネズミ）や鳥類などを食べ、樹林を住みかとすることから、キツネとエサや生息場所が競合し、キツネの生息に影響を及ぼす可能性があります。</p>	

(2) 取り組み

2.1-1 キツネの生息状況調査

キツネが狩場として利用する草地や樹林が比較的多く、現在生息に利用している可能性が高い彩湖自然保全ゾーンを中心に、彩湖周辺で踏査・赤外線センサーカメラによる自動撮影調査を実施します。調査により生息・繁殖場所が特定できた場合は、人を寄り付かせないように立入規制するなど、対策を検討します。



2.1-2 営巣環境の整備

河川堤防へ巣穴を掘ることを防ぎ、かつ彩湖周辺のキツネ個体群が安定的に生息できるよう、掘削残土などを盛土して斜面状の小山を造成し、キツネが巣穴を掘れるような場所を作ります。また、これまでの生息状況調査でキツネの生息痕跡が確認されている場所に、土管や裏返したU形側溝などの巣穴状の構造物を設置して、隠れ場所を人工的に整備し、キツネの誘導を図ります。



例) 荒川ビオトープ (北本市および川島町) に設置された隠れ場所

2.1-3 キツネについての普及啓発

キツネは、名前の知名度はあるものの、その生態などは一般に知られていません。キツネの生態・必要とする自然環境について解説リーフレットを作成し、多くの市民に知ってもらうことで、公園利用マナーや環境意識の向上を目指します。

※キツネの生息を公にすることのデメリットとして、カメラマンなどの観察者が生息地周辺に過度に集まってしまい、キツネの生活を脅かしてしまうことがあります。悪影響を与えないよう詳細な生息場所・繁殖場所は非公開にするなど、情報公開範囲については十分に配慮します。

2.1-4 ノラネコ・外来種の防除

ノラネコの頭数を増やさないようにするために、公園管理者と協力し、ノラネコへの禁止看板の設置や餌やり禁止の指導、ノラネコの不妊手術を継続して実施します。

外来種のアライグマについては、戸田市環境課および公園管理者の協力のもと、彩湖・道満グリーンパーク内に捕獲罠を設置し、捕獲による駆除を実施します。効果的な捕獲ができるように、捕獲時期はアライグマの活動が活発になる4月～7月頃とします。



彩湖・道満グリーンパーク内で
撮影されたアライグマ



アライグマ捕獲用の箱罠

2.2 カヤネズミの生息環境の保全・再生

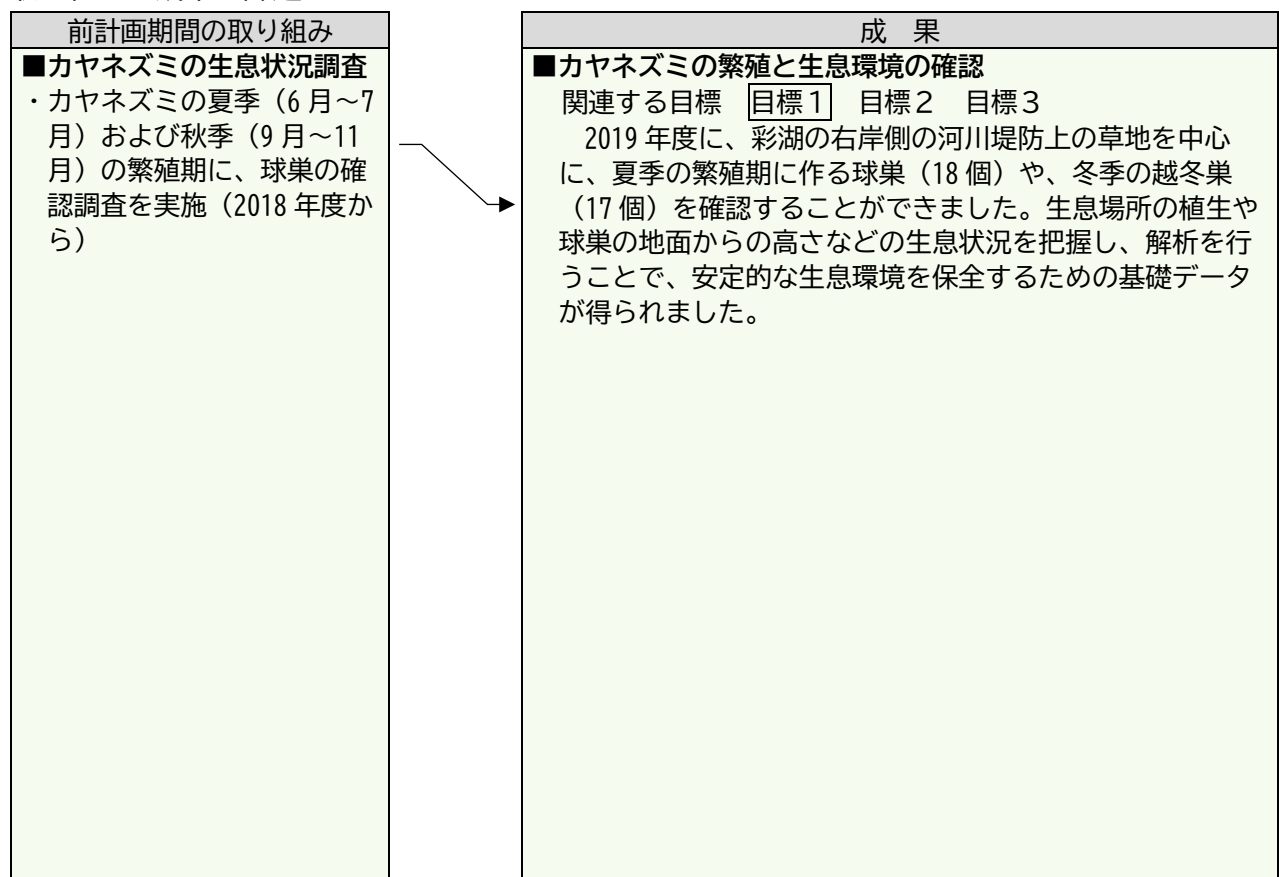
(1) 取り組みの成果と課題

2007年度に彩湖全域を対象とした調査を実施し、荒川河川浄化施設、彩湖自然保全ゾーン等でカヤネズミの球巣が確認されました。

その後、カヤネズミの生息場所の拡大を目指して、2013年度および2014年度に、荒川河川浄化施設周辺の堤防に設置した試験区画において、刈払いによる堤防上の外来植物の抑制試験を実施しました。しかし、試験と同時に実施した荒川河川浄化施設周辺での調査においてカヤネズミの球巣は1個が確認されたのみであったことから、当該区域での「生息場所の拡大」は難しいと判断し、試験を休止しました。

その後、2018年度に彩湖・道満グリーンパーク、荒川河川浄化施設、彩湖自然保全ゾーンを対象に改めて調査を実施しましたが、球巣は確認されませんでした。2019年度には、彩湖全域に範囲を広げて調査を実施し、右岸側の河川堤防上の草地を中心に、夏季の繁殖期に作る球巣や、冬季の越冬巣が確認されました（図2-4参照）。

取り組みの成果と課題



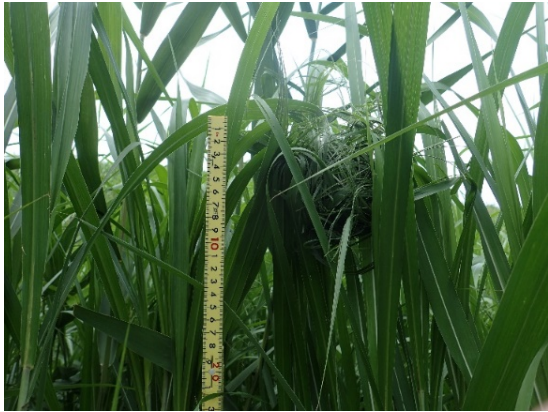
事業の目標のうち関連する目標を**枠線**で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす

課題としては、生息環境のデータの蓄積のほか、外来生物・つる性植物の抑制、ノラネコへの対策による生息環境の保全、カヤネズミを通じた草地の自然への関心向上などが挙げられます。

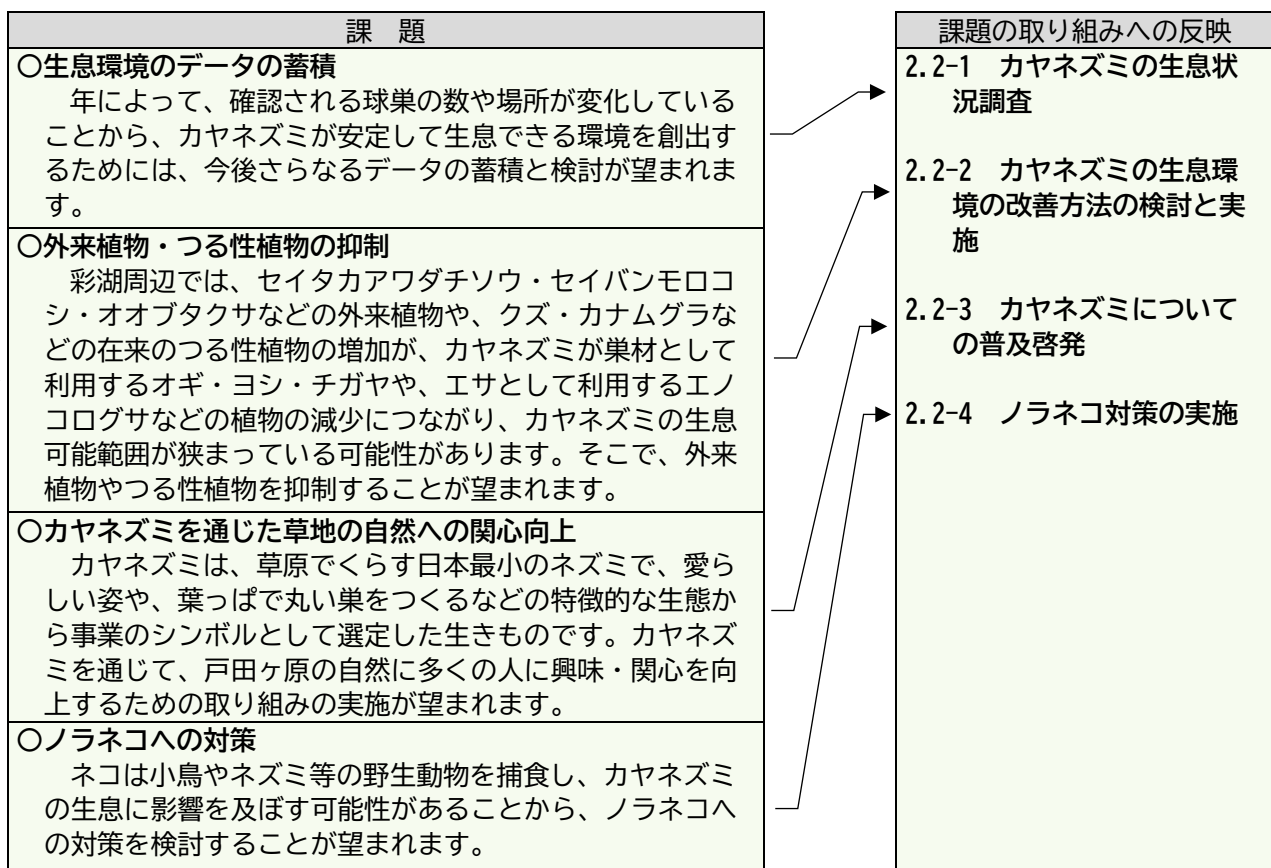
これらの課題に対する取り組みとして、生息環境の改善方法の検討と実施、カヤネズミについての普及啓発や、ノラネコ対策の実施が考えられます。



オギ群落につくられた球巢
(夏季の繁殖巣)



チガヤ群落に作られた球巢
(冬季の越冬巣)



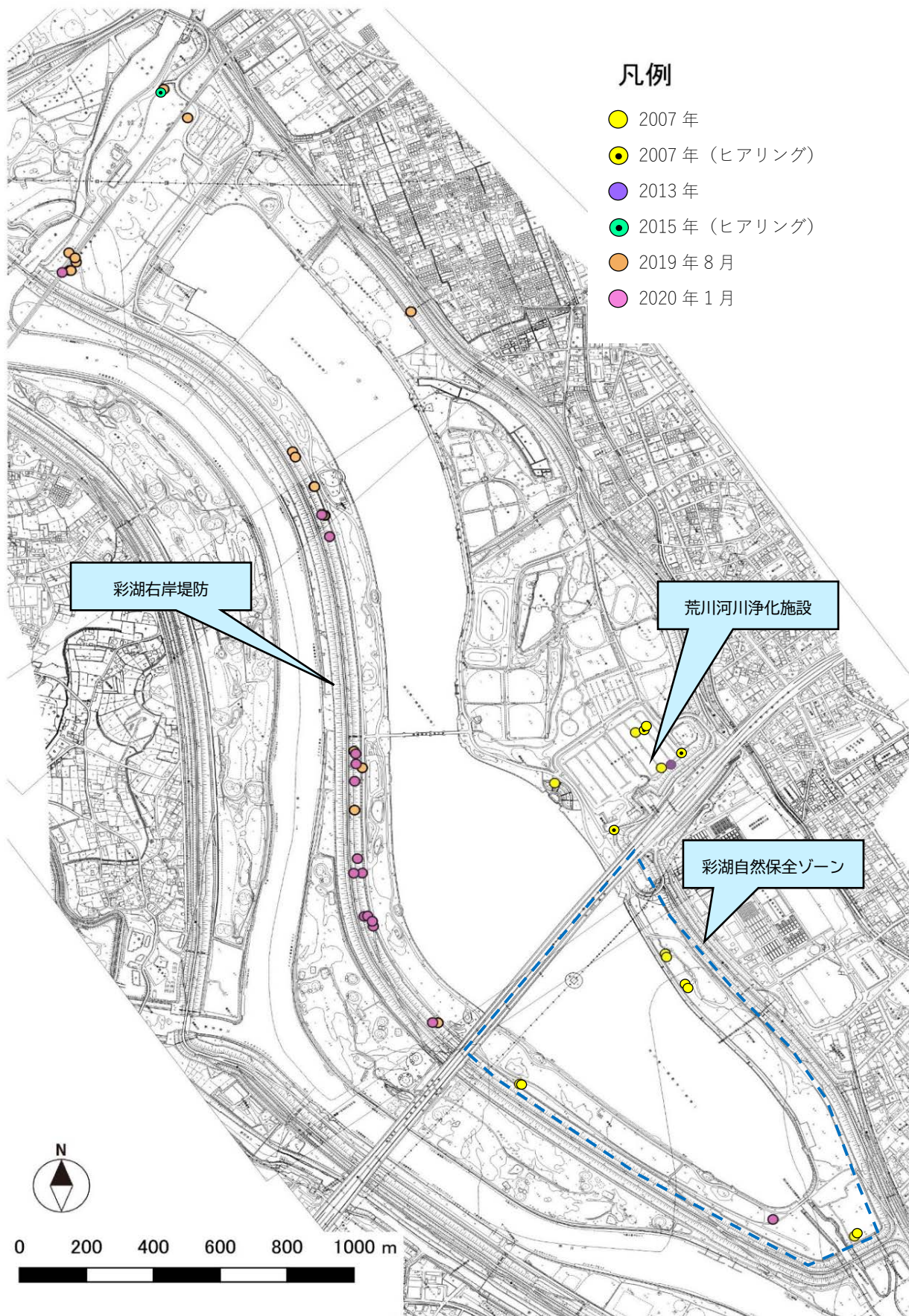


図2-4 2007年度～2019年度までの彩湖周辺におけるカヤネズミの確認地点

(2) 取り組み

2.2-1 カヤネズミの生息状況調査

生息状況を明らかにするために、これまでに球巣が確認されている彩湖の河川堤防、彩湖自然保全ゾーンのオギ・ヨシ・チガヤ群落の踏査によって、夏季（6月～7月）および秋季（9月～11月）の繁殖期に作る球巣や、冬季の越冬用につくる球巣を確認します。

また、多くの人にカヤネズミのいる自然に興味を持ってもらうことを主な目的として、戸田ヶ原サポーターや市民を対象とした「カヤネズミ探しイベント」を実施します。



カヤネズミの球巣の確認環境

2.2-2 カヤネズミの生息環境の改善方法の検討と実施

カヤネズミは、オギ、ヨシ、チガヤの葉を巣材として用い、エノコログサなどの植物の種を餌としていることから、セイタカアワダチソウ・セイバンモロコシ・オオブタクサなどの外来植物や、クズ、カナムグラなどのツル植物の増加は、生息環境の質の低下につながる可能性があります。2007年度の調査で複数のカヤネズミの球巣が確認された荒川河川浄化施設は、2013年度・2014年度の調査では、球巣が1個しか確認されず、その環境は2007年時と比較してセイタカアワダチソウなどの外来植物やツル植物の増加が見られました。また、2019年にカヤネズミの球巣が見つかった草地は、オギやチガヤの密度（純度）が高く、外来植物があまり入り込んでいませんでした。

そこで、カヤネズミの生息状況調査のデータをもとに、現在カヤネズミが生息している群落の外来植物やツル植物の増加を抑制する方策や、生息場所の周辺部に外来植物の少ないオギ群落、ヨシ群落、チガヤ群落を広げる方策を検討します。検討に基づき試験施工を行い、効果が確認された方法について適用範囲の拡大を検討します。

また、カヤネズミの繁殖期である6月～7月、9月～11月のオギ、ヨシ、チガヤの草丈が営巣に影響している可能性があることから、繁殖と草丈、草刈り時期の関係を把握し、河川管理上支障を及ぼさない範囲においてカヤネズミの生息に配慮した管理手法により保全を試みます。

2.2-3 カヤネズミについての普及啓発

カヤネズミの生態・必要とする自然環境について、解説リーフレットを作成し、多くの市民に知ってもらうことで、戸田ヶ原自然再生事業や戸田市の自然への興味、関心を高めます。また、彩湖自然学習センターと連携し、古い巣の模型や写真の展示、カヤネズミの巣作り体験イベント、観察会などを企画します。

2.2-4 ノラネコ対策の実施

ネコの遺棄を増やさないよう、啓発ポスターを掲示するほか、カヤネズミが生息している右岸堤防側にノラネコを寄せ付けないようにするため、ノラネコへの餌やり禁止看板の設置を検討します。また、公園などでのノラネコ対策事例の継続的な把握に努め、当地で適用可能な方策を検討します。

3. ミドリシジミが舞う林プロジェクト

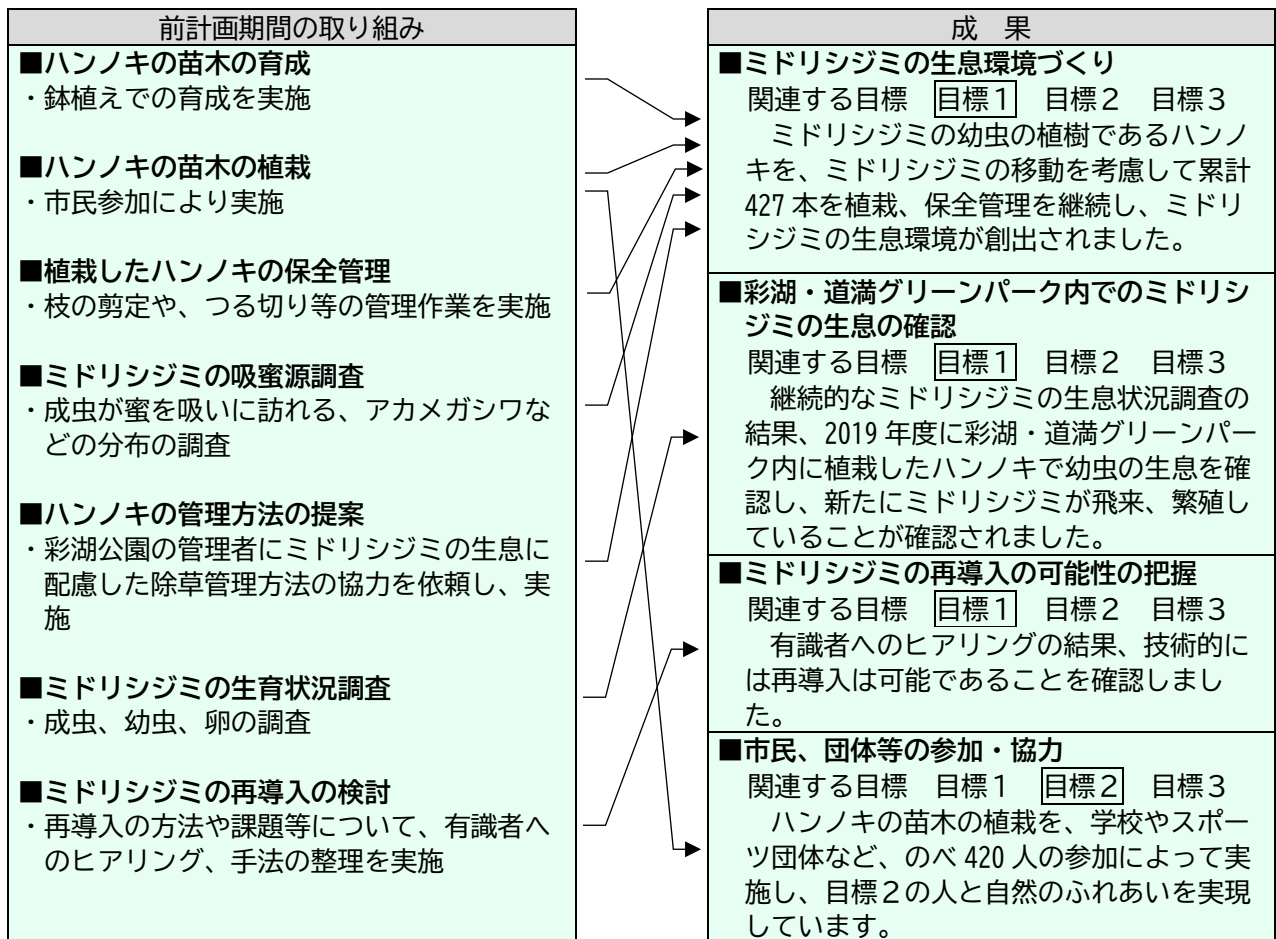
(1) 取り組みの成果と課題

ミドリシジミの成虫の飛来・定着を目指して、2011年から幼虫の食樹であるハンノキの苗木の育成と、市民参加による苗木の植栽を行ってきました。その結果、ミドリシジミの移動を考慮した場所に、のべ420人の市民、団体が協力して計427本のハンノキが植栽され、ミドリシジミの生息環境が創出されました。こうした取り組みの結果、2019年度に、彩湖・道満グリーンパーク内の植栽したハンノキで幼虫の生息が確認されています。

課題としては、彩湖・道満グリーンパーク内でのミドリシジミの安定生息に向けたハンノキの維持管理やハンノキ下の草地の保全のほか、将来の生息域外保全の検討や、市民の認知向上などが挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、ハンノキの補植などの維持管理、ミドリシジミを取り戻す取り組みの普及啓発などが考えられます。

取り組みの成果と課題



事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす



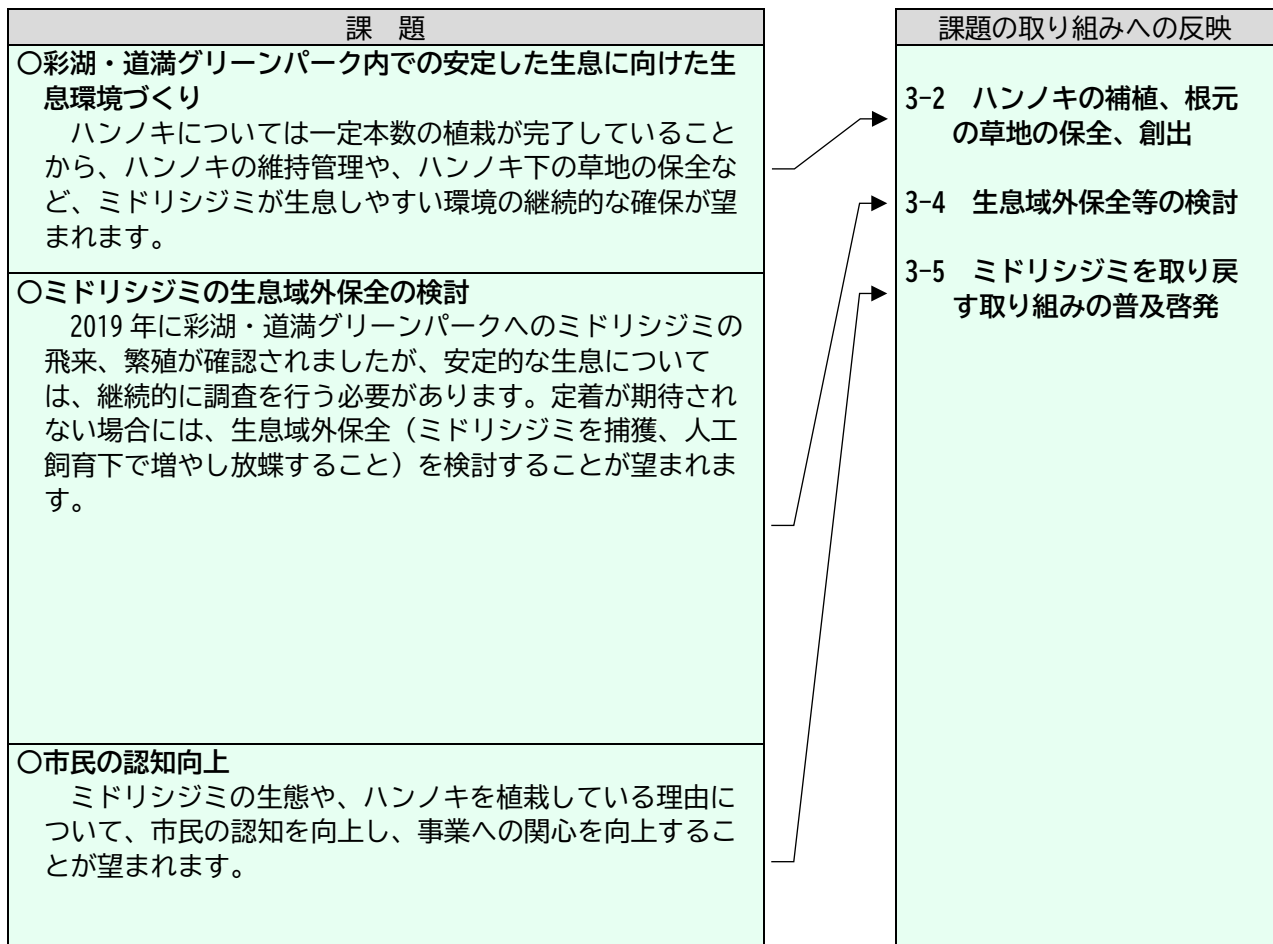
植栽して7年が経過した
ハンノキ



市民参加によるハンノキの植栽



彩湖・道満グリーンパークで確
認されたミドリシジミの幼虫
(2019年度)



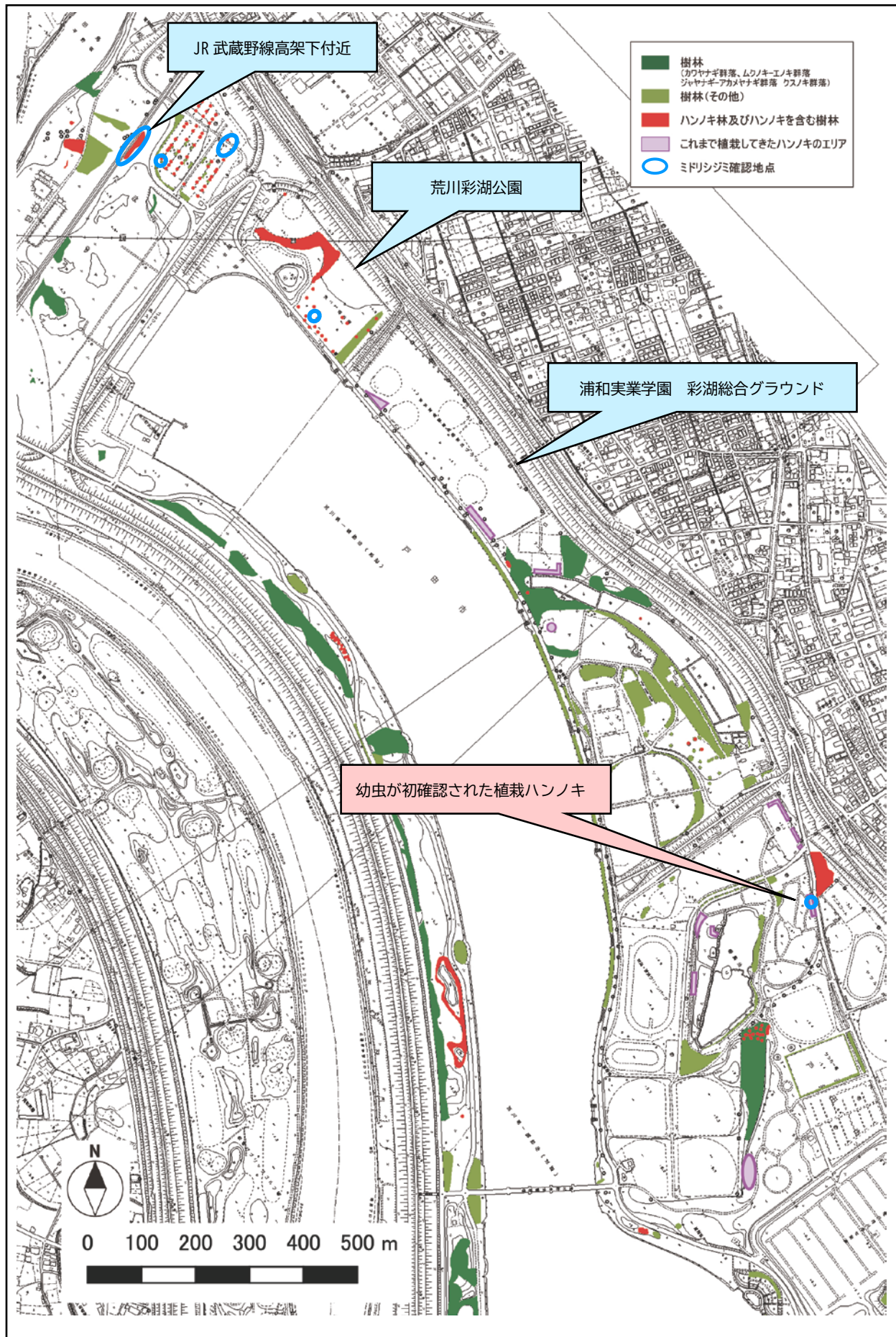


図 2-5 ハンノキの植栽場所とミドリシジミの確認場所

(2) 取り組み

上記の課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

3-1 ハンノキの苗木の育成

枯死したハンノキの補植用にハンノキの苗木を育成します。



育成中のハンノキの苗木

3-2 ハンノキの補植、根元の草地の保全、創出

ミドリシジミの生息に適した環境を保全、創出するために、枯死したハンノキの補植を実施します。

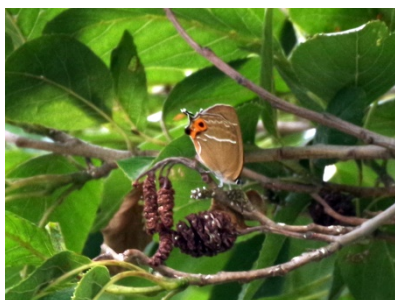
また、ミドリシジミの幼虫がサナギになる場所であるハンノキ根元の草地を保全、創出します。彩湖公園の管理者にミドリシジミの生息に配慮したハンノキ根元の草地の保全を依頼します。



ハンノキ根元の草地の保全

3-3 ミドリシジミの生息状況調査

彩湖周辺におけるミドリシジミの生息状況を把握するために、植栽したハンノキや、自生するハンノキを対象として、現地調査によって卵、幼虫、成虫の生息状況を毎年、確認します。



確認されたミドリシジミ
(彩湖公園駐車場)

3-4 生息域外保全等の検討

4～5年程度生息状況調査を継続してもミドリシジミの生息が確認されない場合、ミドリシジミを捕獲し、人工飼育下で増やして放蝶する「生息域外保全」や、ミドリシジミを近接する場所で捕獲して、ハンノキ生育地に放すことを検討します。

3-5 ミドリシジミを呼び戻す取り組みの普及啓発

ミドリシジミを呼び戻す取り組みの意義や、ハンノキを植栽している理由などについて、市民の認知向上を図るために、解説リーフレットの作成配布や、ミドリシジミの観察会、市民参加によるミドリシジミの調査、ハンノキの管理等を行います。

4. カワセミが子育てをする水辺プロジェクト

(1) 取り組みの成果と課題

2017年度に、彩湖・道満グリーンパークの観賞池の岸辺の一部を掘削し、カワセミ営巣崖の整備を行いました。

その結果、2018年と2020年にカワセミが営巣し、2018年には繁殖に成功しました。繁殖の成功については、新聞に記事が掲載され、戸田ヶ原自然再生事業等を市民をはじめ多くの人にPRすることができました。



カワセミ営巣崖



巣穴に餌を運ぶカワセミ (2018年度)

取り組みの成果と課題

前計画期間の取り組み
■営巣崖の計画 ・営巣崖の設置場所、規模、形状等を計画
■営巣崖の整備 ・観賞池の斜面を垂直に掘削し、営巣崖（幅7.5m、高さ1.6m）を整備
■営巣崖の保安全管理 ・カワセミの警戒を緩和する遮蔽ネットの設置や崖の補修、草刈りなどの管理を実施
■カワセミの営巣状況調査 ・目視による営巣状況の確認 ・インターバルカメラによる営巣状況の確認

成果
■カワセミの営巣 関連する目標 目標1 目標2 目標3 2017年に営巣崖を整備した結果、2018年と2020年にカワセミが営巣し、2018年には繁殖に成功しました。
■市民へのPR 関連する目標 目標1 目標2 目標3 2018年の繁殖成功時には、新聞に記事が掲載され、戸田ヶ原自然再生事業や戸田ヶ原の自然について、市民をはじめ多くの人にPRすることができました。

事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

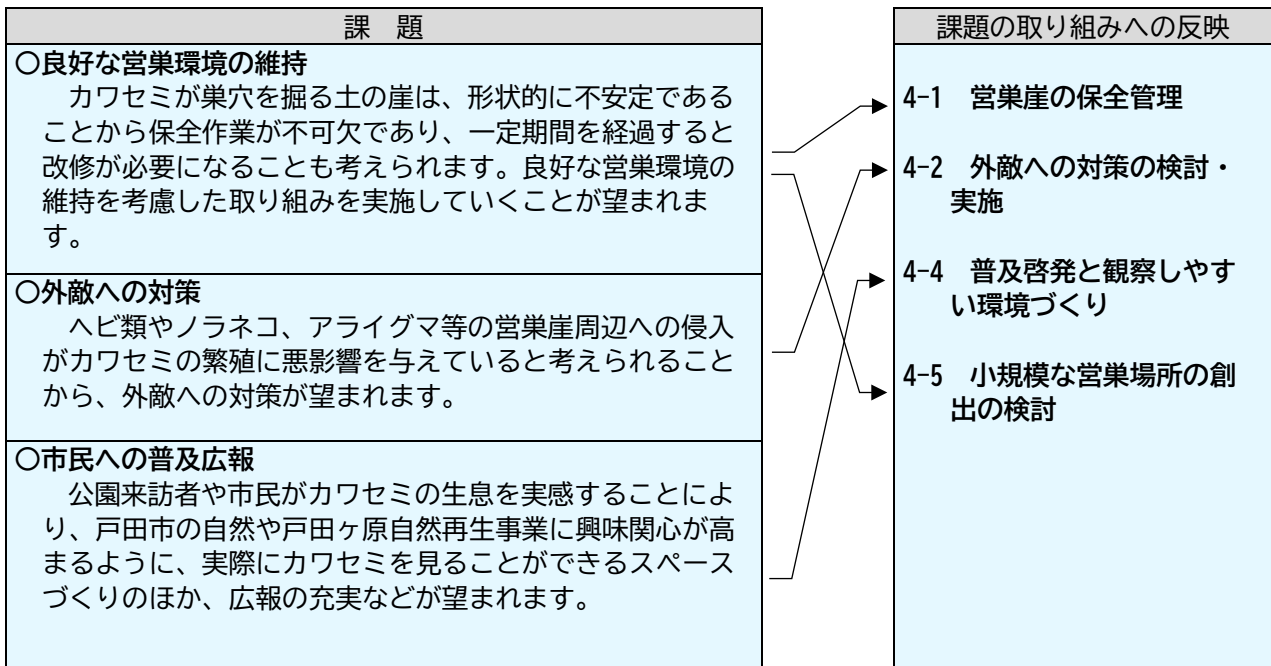
戸田ヶ原自然再生事業の目標
目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす

課題としては、土の崖の保全による良好な営巣環境の維持や外敵への対策のほか、市民への普及広報の充実が挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、営巣崖の保安全管理や普及啓発と観察しやすい環境づくりなどが考えられます。



位置図
出典：地理院タイル



(2) 取り組み

上記の課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

4-1 営巣崖の保全管理

毎年、巣作り（3～5月ごろ）が始まる前に、営巣崖の補修（崩れて崖下にたまった土の集積と崖下の水深の確保）と除草を行います。

また、崖の崩れが進行した場合には、前面に支柱を設置し、穴の開いた板材を固定するなどの方法で、崖の再生を図ることを検討します。ただしこの方法は工事費がかかることから、「4-5 小規模な営巣場所の創出の検討」と併せて検討を行い、費用対効果の高い方法を選択します。

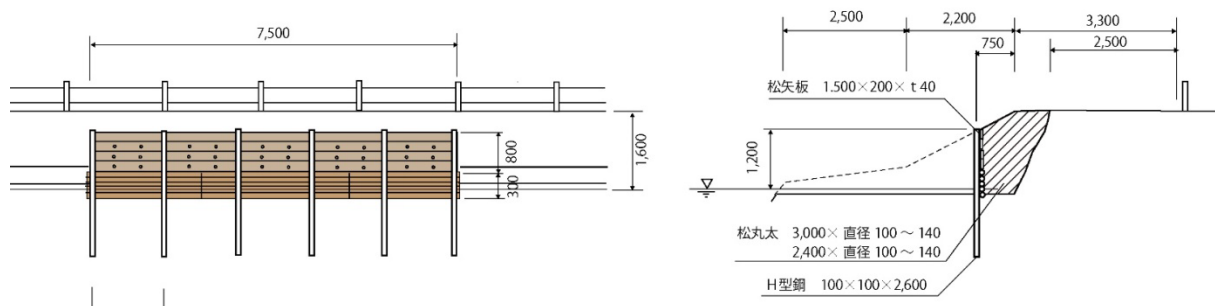


図2-6 カワセミの崖補修の例

4-2 外敵への対策の検討・実施

2020年度に雛を捕食したアオダイショウは、泳ぐこともでき、突起のほとんどない垂直な壁やオーバーハングした壁も登坂できるため（葉山連絡会議会長からの聞き取りによる）、物理的に崖への侵入を防ぐことは難しいと考えられます。そこで、カワセミへの悪影響が及ばないことを原則として、ヘビの防除対策を検討します。

また、ノラネコやアライグマなどが営巣崖周辺に侵入しないように侵入防止ネットなどの設置や、崖下の水深の確保などを行います。



崖下に侵入しているアライグマ



崖上に侵入しているノラネコ

4-3 営巣状況の調査

カワセミは、3～5月ごろに巣作りをはじめ、19日間～21日間抱卵し、孵化後約23日で巣立ちます。

営巣状況の把握は、繁殖の成否の確認や観察期間の設定などの普及啓発との関わりも大きいことから、巣づくりを始める前の時点から巣立ちまでの期間、インターバルカメラの設置により、営巣状況を継続的に把握します。



インターバルカメラの設置

4-4 普及啓発と観察しやすい環境づくり

カワセミの生息状況や取り組みなどの普及啓発を実施します。また、巣穴の前の止まり木にいるカワセミの観察や写真撮影がしやすいように、遮蔽幕への観察穴の設置や、崖下への観察ウォールの設置などを検討します。

人が近づくことにより営巣を放棄する可能性もあることから、観察できる時期は巣へのエサの運び込みが見られる時期以降とします。



観察ウォールの例

4-5 小規模な営巣場所の創出の検討

水際に、頑丈な木箱を設置して土を入れ、水際の面に穴をあける方法や、土の斜面に横穴を開け、塩ビ管を挿入する方法などを検討し試行します。効果が確認された方法について、複数の場所等での実施を検討します。



小規模な営巣場所の例

5. 人と自然・人と人との交流プロジェクト

(1) 取り組みの成果と課題

「戸田ヶ原さくらそう祭り」「戸田ヶ原さくらそう展示会」などのイベントや「戸田ヶ原サクラソウ園」や「戸田ヶ原野草園」の管理により市民が自然を知り、ふれあう機会を提供したほか、「サクラソウの植え付け」「ハンノキの植栽」「とだみちゃん出張授業」「保育園・幼稚園へのサクラソウプランターの貸し出し」等により、子どもが自然を知り、ふれあう機会を提供しました。また、20 団体、30 企業に事業に参画していただいているほか、のべ 59 人が「戸田ヶ原ガイド講習」を受講し、「戸田ヶ原さくらそう祭り」のガイドなどとして活躍しています。

取り組みの成果と課題

前計画期間の取り組み	成果
■イベント等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「戸田ヶ原さくらそう祭り」を毎年実施 ・子どもや親子を対象とした「オギのとだみちゃんづくり」の実施 ・サクラソウ植え付けイベントの実施 ・野草の植え付けイベントの実施 	■市民が自然を知り、ふれあう機会の提供 関連する目標 目標1 <u>目標2</u> 目標3 「戸田ヶ原さくらそう祭り」「戸田ヶ原さくらそう展示会」のほか、「戸田ヶ原サクラソウ園」や「戸田ヶ原野草園」の管理など、多くの機会を通じて、市民が自然を知り、ふれあう機会を提供しました。
■管理を通じた自然とのふれあい <ul style="list-style-type: none"> ・外来植物の抜き取りなど（戸田ヶ原サクラソウ園・戸田ヶ原野草園・彩湖自然保全ゾーン内） ・サクラソウの株分け・ポット苗づくりなど 	■子どもが自然を知り、ふれあう機会の提供 関連する目標 目標1 <u>目標2</u> 目標3 「戸田ヶ原さくらそう祭り」や「サクラソウの植え付け」「ハンノキの植栽」への参加のほか、「とだみちゃん出張授業」や「保育園・幼稚園へのサクラソウプランターの貸し出し」等により、子どもが自然を知り、ふれあう機会を提供しました。
■小学校の環境学習 <ul style="list-style-type: none"> ・「とだみちゃん出張授業」を市内の希望する小学校の3～6年生を対象に実施 	■団体や企業の参加・協力 関連する目標 目標1 <u>目標2</u> 目標3 「戸田ヶ原さくらそう祭り」への協力、市内商業施設でのサクラソウの展示、サクラソウの植え付けや管理への協力、広報への協力などにより、22 団体、30 企業に事業に参画していただいています。
■戸田ヶ原ガイドの育成 <ul style="list-style-type: none"> ・「戸田ヶ原さくらそう祭り」のガイドや「とだみちゃん出張授業」における講師役となる人材を育成する「戸田ヶ原ガイド講習」を実施 	■戸田ヶ原の自然を伝える人材の育成 関連する目標 目標1 <u>目標2</u> <u>目標3</u> のべ 59 人が「戸田ヶ原ガイド講習」を受講し、「戸田ヶ原さくらそう祭り」のガイドや「とだみちゃん出張事業」の講師として活躍しています。 これらの取り組みは、世代を超えた交流の機会にもなっています。
■サクラソウのプランターの貸し出し <ul style="list-style-type: none"> ・サクラソウの育成希望があった戸田市内の保育園・幼稚園、公共施設へ鉢植え提供 ・神社への苗の提供 	

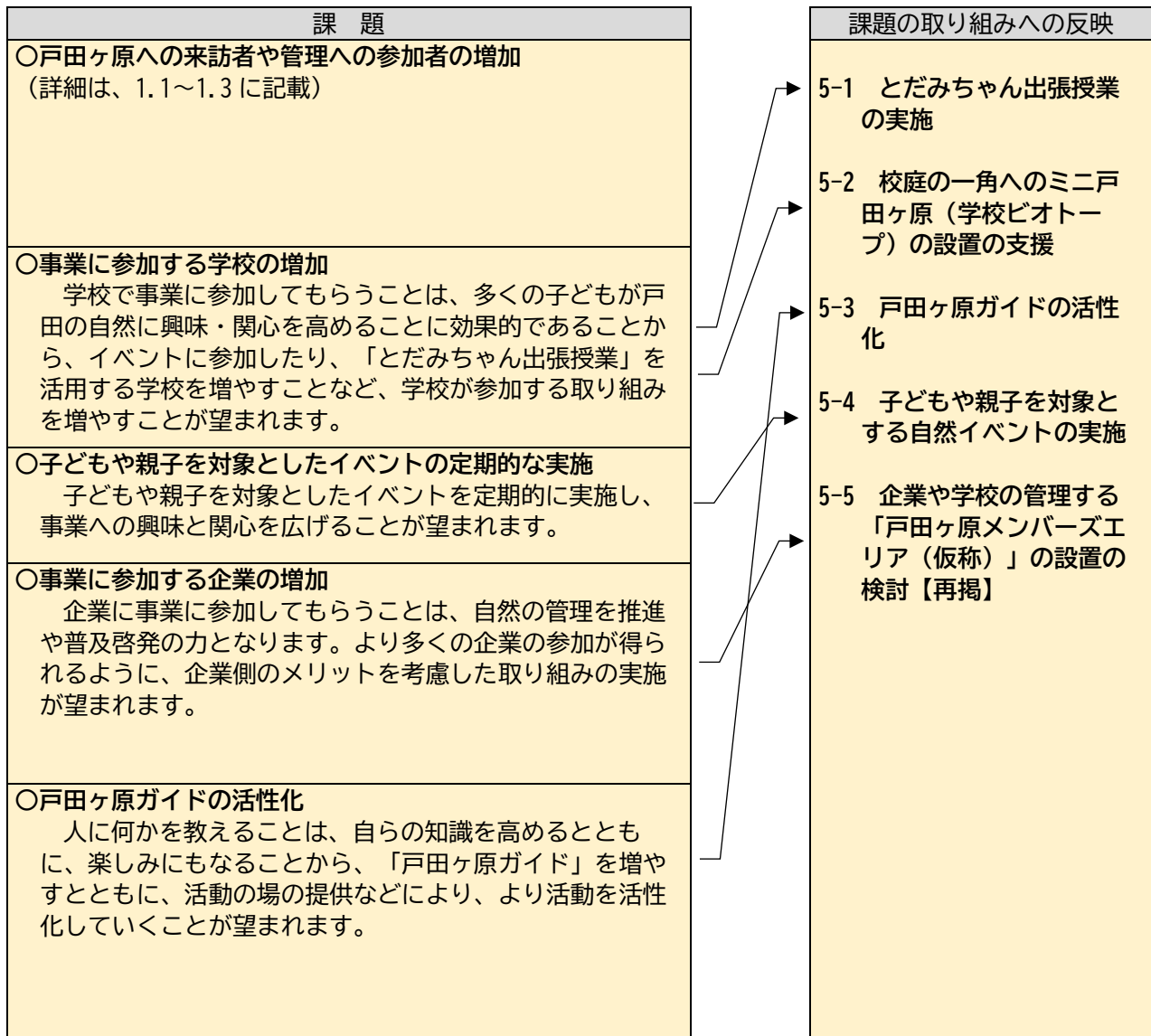
事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす

課題としては、戸田ヶ原への来訪者や管理への参加者、事業に参加する学校や企業の増加のほか、子どもや親子へのアピール、戸田ヶ原ガイドの活性化などが挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、とだみちゃん出張授業の実施、子どもや親子を対象とする自然イベントの開催、戸田ヶ原ガイドの知識や技術の向上などが考えられます。



(2) 取り組み

上記の課題をふまえ、以下の取り組みを実施します。

5-1 とだみちゃん出張授業の実施

市内の希望する小学校（3～6年）に、戸田の自然や生物多様性をなどの授業を行う、「とだみちゃん出張授業」を実施します。

5-2 校庭の一角へのミニ戸田ヶ原（学校ビオトープ）の設置の支援

校庭の一角に、サクラソウやトダスゲをはじめ、戸田ヶ原の野草を子どもたちとともに、植栽・育成・管理する「ミニ戸田ヶ原」（学校ビオトープ）の設置を支援します。



校庭への野草の植栽

5-3 戸田ヶ原ガイドの活性化

「戸田ヶ原」は、自然のほかに歴史的な要素を持っており、自然に興味のある人や歴史に興味がある人などさまざまな人にガイドとして参加してもらえる可能性があります。『戸田ヶ原ガイド』の活性化を図るために、次の内容について検討、実施をしていきます。

- ・ガイド講習の時間数を増やすとともに、実地講習を充実し、ガイドとして活動できる知識と技術を身につけていただくようにします。
- ・戸田ヶ原さくらそう祭りに加え、彩湖自然学習センターとの連携などにより、自然環境ガイドを実施する機会の充実を図ります。
- ・環境学習や地域を知る学習の一環として、学生や生徒、児童に戸田ヶ原について学んでもらい、「若者ガイド」「子どもガイド」として活躍してもらおうしくみを検討、実施します。



ガイド講習



さくらそう祭りでのガイド



とだみちゃん出張授業での活躍

5-4 子どもや親子を対象とする自然イベントの実施

戸田ヶ原や自然について、より多くの人に興味、関心を持ってもらえるように、子どもや親子対象とする自然イベントを企画、実施します。イベントはものづくり体験やクイズなど、楽しみながら参加できるものとしします。



例) カヤネズミの巣づくり

5-5 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置の検討【再掲】

「サクラソウ園」などの人目につく場所に、企業や学校単位でサクラソウを植栽し、管理に協力してもらい、「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置を検討します。

5-6 彩湖自然学習センターとの連携

戸田ヶ原自然再生推進事業や戸田ヶ原の自然や生きものの普及啓発、彩湖周辺エリアのニューツーリズム（地域特性を生かした体験型・交流型の新しい観光の仕組み）などにおいて、彩湖自然学習センターとの連携を図ります。

6. PRの推進

(1) 取り組みの成果と課題

2012 年度に戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」が誕生し、「とだみちゃん」と「サクラソウ」を活用したさまざまなイベントや普及啓発を実施してきました。また、新聞への掲載（78回）、ケーブルテレビでの紹介（36回）などによって身近な自然や事業のPRを行いました。

課題としては、「戸田ヶ原」の歴史的な面を活かすなどしたより多くの市民へのPR、多くの人が関心を持つサクラソウを活かしたPR、サクラソウ以外の生きものを活かしたPRのほか、PR方法の充実が挙げられます。

これらの課題に対する取り組みとして、とだみちゃんを活用した普及啓発の促進、サクラソウの有効活用によるPR、ウェブコンテンツによるPRなどが考えられます。

取り組みの成果と課題

前計画期間の取り組み	成果
<p>■「とだみちゃん」を活用した自然や事業のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外のイベントにおける着ぐるみの出演や、市の広報物・看板等でキャラクターイラストの活用 	<p>■「とだみちゃん」による市の魅力のPR</p> <p>関連する目標 目標1 目標2 目標3</p> <p>「とだみちゃん」をさまざまなイベントや広報などで活用した結果、戸田市を代表するキャラクターとして定着し、戸田市への愛着の向上や市の魅力のアピールなどに役立っています。</p>
<p>■サクラソウを活かした自然や事業のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「戸田ヶ原さくらそう祭り」の開催 ・市内商業施設と連携した「戸田ヶ原さくらそう展示会」（事業の紹介パネルとサクラソウの展示）の開催 ・サクラソウの育成希望があった戸田市内の保育園・幼稚園、公共施設へ鉢植え提供 ・神社への苗の提供 	<p>■サクラソウを活かしたPR</p> <p>関連する目標 目標1 目標2 目標3</p> <p>「戸田ヶ原さくらそう祭り」をはじめ、サクラソウの展示、施設への鉢植えの提供など、サクラソウを活かした事業のPRを実施し、市民が戸田ヶ原の自然を知る機会を提供しました。</p>
<p>■ニュースレター発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回発行し、戸田ヶ原サポーターへの発送のほか、公共施設への配架、ホームページで公開 	<p>■メディアでの紹介</p> <p>関連する目標 目標1 目標2 目標3</p> <p>新聞への掲載（78回）、ケーブルテレビでの紹介（36回）などによって、身近な自然や事業のPRを行いました。</p>
<p>■ウェブによる普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸田市公式ホームページ、戸田市公式フェイスブック、戸田ヶ原ブログ等での事業紹介 	
<p>■メディアを通じた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時やサクラソウ開花期などに新聞社や地元ケーブルテレビへプレスリリースを実施 	

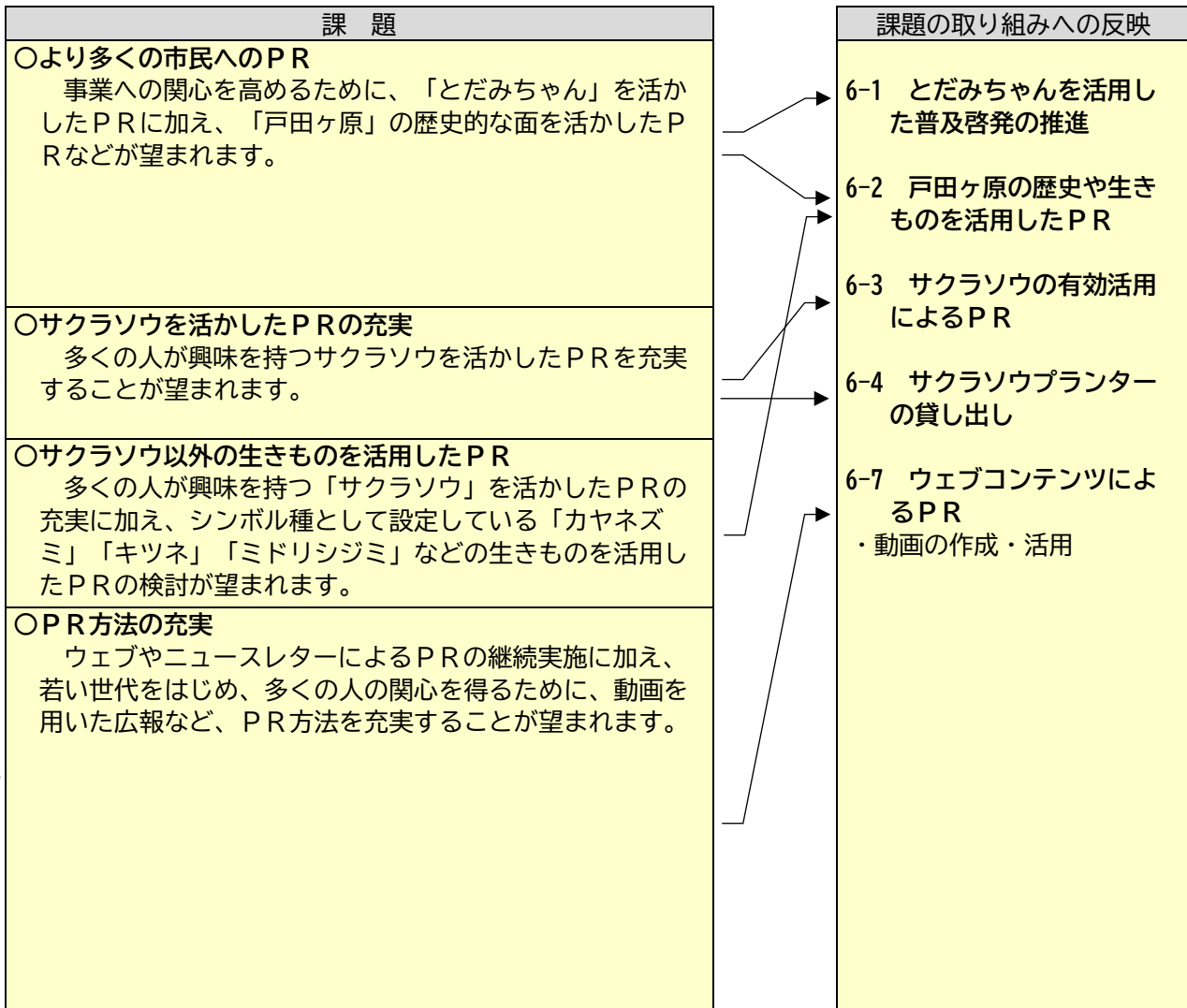
事業の目標のうち関連する目標を枠線で囲んでいます

戸田ヶ原自然再生事業の目標

- 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
- 目標2 人と自然、人と人の交流を再生する
- 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす



「とだみちゃん」によるPR



(2) 取り組み

6-1 とだみちゃんを活用した普及啓発の推進

とだみちゃんを活用した、戸田ヶ原自然再生事業や戸田の自然についての普及啓発を継続します。



ラッピングバス



工事看板



公園遊具

6-2 戸田ヶ原の歴史や生きものを活用したPR

戸田ヶ原に関心を持つ人をさらに広げるために、戸田ヶ原の歴史やサクラソウ以外の生きものを活用したPRを行います。

6-3 サクラソウの有効活用によるPR

サクラソウの育成株数と利用株数とのバランスを図りながら、配布による関心の呼び起こしなどのサクラソウの有効活用を検討します。

6-4 サクラソウのプランターの貸し出し

サクラソウの花の時期に、希望があった幼稚園・保育園、公共施設、企業等などにサクラソウのプランターを貸し出す取り組みを継続します。



幼稚園へのサクラソウプランターの貸し出し

6-5 市民参加機会を活かしたPR

「戸田ヶ原さくらそう祭り」「サクラソウ植え付けイベント」などに、より多くの市民に参加してもらい、これら市民参加機会を活かしたPRを行います。

6-6 ニュースレター発行

戸田ヶ原についての普及啓発のために年4回発行している「戸田ヶ原自然再生ニュースレター」の発行を継続します。



6-7 ウェブコンテンツによるPR

戸田市公式ホームページ、戸田市公式フェイスブック、戸田ヶ原ブログ等でのイベントや事業の紹介を継続します。より多くの人に興味、関心をもってもらえるように動画の作成活用について検討します。



戸田ヶ原ブログ

6-8 メディアへの積極的なプレスリリース

メディアを通じた普及広報を図るために、イベント開催や自然再生に関するニュースなどについて、新聞社や地元ケーブルテレビへプレスリリースを行います。



地元ケーブルテレビの取材

6-9 パンフレットの改訂

2018年に策定した「戸田ヶ原自然再生事業パンフレット」を改訂します。



7. その他

7-1 事業の一部収益化等による持続発展方策の検討

事業の一部収益化等について検討を行います。収益は、自然再生に必要な経費や、普及広報など事業の持続的な発展に用いることを基本とします。

■収益化等の例

- ・サクラソウの販売
- ・とだみちゃんグッズの製作・販売
- ・クラウドファンディングによる一部費用の確保 など

7-2 戸田ヶ原自然再生事業実施計画の改訂

本実施計画について、事業期間（2021年～2026年）終了前に改訂します。

第3章 推進計画

1. 役割分担

取り組みの実施にあたって想定される役割分担を整理しました。
 表中の◎は実施主体 ○は参加・協力主体を示します。

表 3-1 役割分担 (案) 1/2

取り組み	実施・参加・協力主体											
	市民	幼稚園・保育園	学校	企業等	戸田ヶ原サポーター	戸田ヶ原ガイド	彩湖・道満グリーンパーク指定管理者	戸田市	彩湖自然学習センター	荒川上流河川事務所	埼玉県	さいたま市
1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト												
1.1 戸田ヶ原サクラソウ園												
1.1-1 サクラソウ等の植え付け	○	○	○	○	○		◎					
1.1-2 植物モニタリング調査の実施	○		○		○		◎					
1.1-3 植生管理の実施	○	○	○	○	○		◎					
1.1-4 活用のための管理					○		◎					
1.1-5 動物モニタリング調査の実施					○		○	◎	○			
1.1-6 動物の生息環境保全管理	○	○	○	○	○		○	◎	○			
1.1-7 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置の検討			◎	◎	○		◎	○				
1.1-8 活用促進					○	○	◎	○				
1.2 戸田ヶ原野草園												
1.2-1 野草の調達・育成					○		◎					
1.2-2 野草の植栽	○	○	○	○	○		◎					
1.2-3 植生管理	○	○	○	○	○		◎					
1.2-4 モニタリング調査							◎					
1.2-5 生育基盤環境の改善								◎				
1.2-6 活用促進・普及啓発	○	○	○	○	○	○	◎					
1.3 彩湖自然保全ゾーン内												
1.3-1 植物モニタリング調査					○			◎				
1.3-2 植生管理					○			◎				
1.3-3 広報								◎				
1.4 サクラソウの増殖												
1.4-1 種子による増殖	○	○	○	○	○		◎	○				
1.4-2 株分けによる増殖	○	○	○	○	○		◎	○				
1.4-3 種子の直播についての検討							◎	○				
1.4-4 プランターによる育成							◎	◎				
1.5 その他												
1.5-1 戸田ヶ原サクラソウ園に次ぐ新たなサクラソウ植栽地の検討							◎	◎				

表 3-1 役割分担 (案) 2/2

実施・参加・協力主体	市民	幼稚園・保育園	学校	企業等	戸田ヶ原サポーター	戸田ヶ原ガイド	彩湖・道満グリーンパーク指定管理者	戸田市	彩湖自然学習センター	荒川上流河川事務所	埼玉県	さいたま市	取り組み
2. キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト													
2.1 キツネの生息環境の保全・再生													
2.1-1							◎						
2.1-2								◎					
2.1-3							○	◎	○				
2.1-4							◎	◎			○		
							◎	◎	◎		○		
2.2 カヤネズミの生息環境の保全・再生													
2.2-1	○	○	○				◎						
2.2-2								◎		○			
2.2-3							○	◎	○				
2.2-4							◎	◎	○		○		
3. ミドリシジミが舞う林プロジェクト													
3-1								◎					
3-2							◎	○				○	
3-3			○				◎						
3-4			○					◎					
3-5								◎	○				
4. カワセミが子育てをする水辺プロジェクト													
4-1							◎						
4-2							◎				○		
4-3							◎						
4-4							○	◎					
4-5					○		○	◎					
5. 人と自然・人と人との交流プロジェクト													
5-1			○		○			◎					
5-2			○		○			◎					
5-3					◎		◎						
5-4					○		○	◎					
5-5			◎	◎	○		◎	○					
5-6							○	◎	◎				
6. PRの推進													
6-1								◎					
6-2								◎					
6-3	○							◎					
6-4		○	○	○			◎	○					
6-5							◎	○					
6-6							◎	○					
6-7								◎					
6-8								◎					
6-9								◎					
7. その他													
7-1							◎						
7-2								◎					

2. スケジュール

取り組みごとのスケジュール（案）を示します。

ここに示したスケジュールは、現時点で想定される案であり、毎年進捗などを確認しながら、修正していくものとします。

なお、表中の矢印の色は、以下の内容を示しています。




		
継続して実施する取り組み	発展する取り組み・一部新たな内容を実施する取り組み	新たな取り組み

表 3-2 スケジュール（案） 1/3

	継続・新規等	年度						備考	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026		
1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト									
1.1 戸田ヶ原サクラソウ園									
1.1-1 サクラソウ等の植え付け	発展							▶	植栽数の増加
1.1-2 植物モニタリング調査の実施	継続							▶	
1.1-3 植生管理の実施	継続							▶	
1.1-4 活用のための管理	継続							▶	
1.1-5 動物モニタリング調査の実施	新規							▶	
1.1-6 動物の生息環境保全管理	新規							▶	
1.1-7 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバースエリア（仮称）」の設置の検討	新規	▶	▶					▶	
		検討	実施						
1.1-8 活用促進	発展							▶	サクラソウの配布など
1.2 戸田ヶ原野草園									
1.2-1 野草の調達・育成	継続							▶	
1.2-2 野草の植栽	一部新規							▶	サクラソウ植栽の検討
1.2-3 植生管理	継続							▶	
1.2-4 モニタリング調査	発展							▶	水分条件等
1.2-5 生育基盤環境の改善	新規							▶	
1.2-6 活用促進・普及啓発	一部新規							▶	戸田ヶ原プランターの配布など
1.3 彩湖自然保全ゾーン内									
1.3-1 植物モニタリング調査	継続							▶	
1.3-2 植生管理	継続							▶	
1.3-3 広報	新規							▶	

表 3-2 スケジュール (案) 2/3

	継続・新規等	年度						備考
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	
1.4 サクラソウの増殖								
1.4-1 種子による増殖	継続	→	→	→	→	→	→	
1.4-2 株分けによる増殖	継続	→	→	→	→	→	→	
1.4-3 種子の直播についての検討	新規	→ 試行	→	→	→ 実施	→	→	
1.4-4 プランターによる育成	継続	→	→	→	→	→	→	
1.5 その他								
1.5-1 戸田ヶ原サクラソウ園に次ぐ新たなサクラソウ植栽地の検討	新規				→	→	→	
2. キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト								
2.1 キツネの生息環境の保全・再生								
2.1-1 キツネの生息状況調査	継続	→	→	→	→	→	→	
2.1-2 営巣環境の整備	新規	→ 検討	→ 実施	→				
2.1-3 キツネについての普及啓発	新規			→	→	→	→	
2.1-4 ノラネコ・外来種の防除	発展	→	→	→	→	→	→	
2.2 カヤネズミの生息環境の保全・再生								
2.2-1 カヤネズミの生息状況調査	継続	→	→	→	→	→	→	
2.2-2 カヤネズミの生息環境の改善方法の検討と実施	新規	→	→	→	→	→	→	
2.2-3 カヤネズミについての普及啓発	新規			→	→	→	→	
2.2-4 ノラネコ対策の実施	発展	→	→	→	→	→	→	
3. ミドリシジミが舞う林プロジェクト								
3-1 ハンノキの苗木の育成	継続	→	→	→	→	→	→	補植用
3-2 ハンノキの捕植、根元の草地の保全、創出	継続	→	→	→	→	→	→	
3-3 ミドリシジミの生息状況調査	継続	→	→	→	→	→	→	
3-4 生息域外保全等の検討	継続				→	→	→	
3-5 ミドリシジミを呼び戻す取り組みの普及啓発	新規	→	→	→	→	→	→	

表 3-2 スケジュール (案) 3/3

	継続・新規等	年度						備考
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	
4. カワセミが子育てをする水辺プロジェクト								
4-1 営巣崖の保安全管理	一部新規							
4-2 外敵への対策の検討・実施	新規							
4-3 営巣状況の調査	継続							
4-4 普及啓発と観察しやすい環境づくり	新規							営巣の状況を確認しつつ
4-5 小規模な営巣場所の創出の検討	新規							
5. 人と自然・人と人との交流プロジェクト								
5-1 とだみちゃん出張授業の実施	継続							
5-2 校庭の一角へのミニ戸田ヶ原（学校ビオトープ）の設置の支援	新規							
5-3 戸田ヶ原ガイドの活性化	発展							
5-4 子どもや親子を対象とする自然イベントの実施	発展							
5-5 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）」の設置の検討【再掲】	新規							
5-6 彩湖自然学習センターとの連携	新規							
6. PRの推進								
6-1 とだみちゃんを活用した普及啓発の推進	継続							
6-2 戸田ヶ原の歴史や生きものを活用したPR	新規							
6-3 サクラソウの有効活用によるPR	新規							
6-4 サクラソウのプランターの貸し出し	継続							
6-5 市民参加機会を活かしたPR	継続							
6-6 ニュースレター発行	継続							
6-7 ウェブコンテンツによるPR	一部新規							
6-8 メディアへの積極的なプレスリリース	継続							
6-9 パンフレットの改訂	継続							
7. その他								
7-1 事業の一部収益化等による持続発展方策の検討	新規							
7-2 戸田ヶ原自然再生事業実施計画の改訂	継続							

3. 数値目標

事業の進捗を示す数値目標として、以下を設定します。

表 3-3 数値目標

プロジェクト	取り組み	数値目標
1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト	1.1-1 サクラソウ等の植え付け	サクラソウの植え付け株数 →500 株/年
	1.1-7 企業や学校の管理する「戸田ヶ原メンバーズエリア（仮称）の設置の検討 他	協力企業や団体の増加数 →1 企業・団体/年
2. キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト	2.1-4 ノラネコ・外来種の防除	アライグマの捕獲罠の設置 →1 回/年
3. ミドリシジミが舞う林プロジェクト	3-5 ミドリシジミを呼び戻す取り組みの普及啓発	普及啓発の実施回数 →1 回/年
4. カワセミが子育てをする水辺プロジェクト	4-4 普及啓発と観察しやすい環境づくり	普及啓発の実施回数 →1 回/年
5. 人と自然・人と人との交流プロジェクト	5-1 とだみちゃん出張事業の実施	とだみちゃん出張事業の実施回数 →2 回以上/年
	5-3 戸田ヶ原ガイドの活性化	戸田ヶ原ガイドの育成人数 →5 人/年
	5-4 子どもや親子を対象とする自然イベントの実施	子どもや親子を対象とするイベントの実施回数 →2 回/年
6. PRの推進	6-8 メディアへの積極的なプレスリリース	プレスリリース数 →5 回/年

4. 留意事項

新型コロナウイルスの感染拡大などのリスクを回避するために、人の接触や集中を避けながら自然に親しむ方法（セルフガイドシステムの充実・SNSを用いた情報発信など）や、ウェブを活用して人の接触を極力避けながらイベントを実施する方法などについて検討し、取り組み内容を改善していきます。

戸田ヶ原自然再生事業実施計画
2021-2026

2021年(令和3年)3月

戸 田 市



戸田ヶ原自然再生キャラクター
とだみちゃん